
男女共同参画白書

平成14年版

内閣府 編

男女共同参画白書の刊行に 当たって



内閣官房長官・男女共同参画担当大臣

福田 康夫

平成14年版「男女共同参画白書」をここに公表します。

男女共同参画社会の実現は、豊かで活力ある社会を築く上で不可欠であり、21世紀の我が国社会を決定する大きな鍵として、政府一体となって取り組むべき最重要課題です。

私は、男女共同参画担当大臣として、また、男女共同参画会議の議長として、男女共同参画社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進に努めているところです。

具体的には、出産や子育てを社会的に支援し、女性の社会参加を容易にするため、昨年7月には、男女共同参画会議の意見を受けて、「仕事と子育ての両立支援策」を閣議決定し、「待機児童ゼロ作戦」等に政府を挙げて取り組んでいます。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律が昨年10月から施行されていますが、関係府省が十分に連携しながら、その円滑な施行に努めています。さらに、現在、男女共同参画会議においては、女性が様々な分野に活躍の場を広げることを目指す「女性のチャレンジ支援」について、精力的に審議を進めているところです。このほか、「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」を開催し、女性のニーズに配慮した復興支援の在り方についての提言を行うなど、国際社会との連携・協力にも努めています。

本白書は、男女共同参画社会基本法に基づく報告書として作成したものであり、我が国の男女共同参画社会の形成の状況について記述するとともに、男女共同参画会議の審議状況なども踏まえ、政府の施策について取りまとめています。特に、今回の白書においては、地方公共団体においても男女共同参画に関する条例が着実に制定されるなど男女共同参画に関する取組が大きく進んできていることから、都道府県別にみた男女共同参画社会の形成の状況について分析を行っています。

この白書が、男女共同参画社会の現状と関連施策について多くの方々に御理解いただき、また、男女共同参画社会についてお考えいただく上での参考になれば幸いです。

平成14年6月

平成13年度中の男女共同参画に関する主なできごと



「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」より「仕事子育ての両立支援策について」の最終報告（平成13年6月19日）

男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰（平成13年6月25日）



男女共同参画会議（第4回）の開催（平成13年10月3日）

男女共同参画グローバル政策対話の開催（平成13年11月20～25日）





女性に対する暴力に関するシンポジウムの開催
(平成13年11月25日)

アフガニスタンの女性支援に関する懇談会の開催
(平成14年2月27日)



第46回国連婦人の地位委員会
(平成14年3月4～15日)

男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）
(第12回全体会議) (平成14年3月29日)



目 次

第1部 男女共同参画社会の形成の状況

序 説

第1-序-1表	都道府県別にみた議会における女性議員割合，管理的職業従事者の女性割合及び育児期の女性の労働力率	6
第1-序-2表	地方議会における女性議員の状況	8
第1-序-3図	男女共同参画計画の策定状況と地方議会における女性議員割合	9
第1-序-4図	地方行政の類型化	10
第1-序-5図	都道府県別男女の就業率	11
第1-序-6図	都道府県別産業別就業者構成割合	11
第1-序-7図	都道府県別職業別就業者構成割合	12
第1-序-8図	都道府県別専門的・技術的職業従事者の女性割合	13
第1-序-9図	都道府県別専門的・技術的職業従事者の内訳	13
第1-序-10表	職種別女性割合上位3県	14
第1-序-11表	都道府県別医師の女性割合	15
第1-序-12表	都道府県別弁護士の女性割合	15
第1-序-13表	都道府県別公認会計士の女性割合	16
第1-序-14図	地方公共団体及び民間企業における管理職の女性割合の推移	16
第1-序-15図	女性管理職が少ない又は全くいない理由別企業割合	17
第1-序-16図	女性活用問題別企業割合	17
第1-序-17図	都道府県別女性一般労働者の平均勤続年数	18
第1-序-18図	M字カーブと離職の理由の比較	19
第1-序-19図	親との同居世帯と勤続年数	20
第1-序-20図	都道府県別子供のいる就業している妻の世帯構成	20
第1-序-21図	妻が有業で子供(末子6歳未満)のいる世帯と親との同居世帯の推移	20
第1-序-22図	共働き率と保育所利用率	21

第1章

第1-1-1図	衆議院女性議員数及び女性割合の推移	23
第1-1-2図	参議院女性議員数及び女性割合の推移	23
第1-1-3図	衆議院立候補者，当選者に占める女性割合の推移	24
第1-1-4図	参議院立候補者，当選者に占める女性割合の推移	24
第1-1-5図	国家公務員試験採用者に占める女性割合の推移	25
第1-1-6図	職務の級別女性国家公務員の割合(行政職(一))	26
第1-1-7図	国の審議会等における女性委員の割合の推移	27
第1-1-8図	地方議会における女性議員の割合の推移	27
第1-1-9図	現職女性知事	28
第1-1-10図	地方公務員採用試験における女性割合の推移	28
第1-1-11図	地方公務員管理職に占める女性割合の推移	29

第1-1-12図	都道府県・政令指定都市の審議会等における女性委員の割合の推移	29
第1-1-13図	司法分野における女性割合の推移	30
第1-1-14図	各種団体、機関等における女性の参画状況	30
第1-1-15表	農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移	31
第1-1-16図	女性国会議員割合の国際比較（下院又は一院制）	31
第1-1-17表	HDI, GDI, GEMの上位50か国	33
第1-1-18図	GEMの構成要素	34
第1-1-19図	女性1人当たりの実質GDP	34
第2章		
第1-2-1図	性・年齢階級別労働力率の推移	36
第1-2-2図	産業別就業者構成比の推移	36
第1-2-3図	職業別就業者構成比の推移	37
第1-2-4表	農林水産業の就業人口に占める女性割合の推移	37
第1-2-5図	従業上の地位別就業者構成比の推移	38
第1-2-6図	雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合	38
第1-2-7図	学歴別一般労働者の構成割合の推移	39
第1-2-8図	配偶関係別女性の年齢階級別労働力率の推移	39
第1-2-9図	女性の年齢階級別潜在的労働力率	40
第1-2-10図	勤続年数階級別雇用者の構成割合の推移	40
第1-2-11図	給与階級別給与所得者の構成割合	41
第1-2-12図	労働者の平均所定内給与額の推移	41
第1-2-13図	コース別業務内容別採用状況	42
第1-2-14図	年齢階級別にみた解雇者数及び完全失業率	43
第1-2-15図	性・年齢階級別就業時間（非農林業）	44
第1-2-16図	新規学卒就業者に占めるパートタイム労働者の割合の推移	45
第1-2-17図	男女別にみた新規開業者及び開業希望者	46
第3章		
第1-3-1図	出産・子育てによる父母の仕事への影響	48
第1-3-2図	仕事と子育てに関する男女の生き方についての考え方	49
第1-3-3表	末子の年齢階級別子供のいる世帯における妻の就業状態	50
第1-3-4図	仕事や家庭における男性の望ましい生き方	50
第1-3-5図	育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の国際比較	51
第1-3-6図	乳幼児の年齢別にみた日中の保育の状況	52
第1-3-7図	父母の就業状態別乳幼児の日中の保育の状況	52
第1-3-8図	どこで子育てするのがよいか	52
第1-3-9図	子育ての意味	53
第1-3-10図	保育所・幼稚園利用児童数及び就学前児童数	54
第1-3-11図	開所時間別の保育所の定員、在所見数、在所率	55
第1-3-12図	預かり保育の実施状況	55
第1-3-13図	年齢3区分別人口及び高齢化率の推移	56

第1-3-14図	出生数及び合計特殊出生率の年次推移	56
第1-3-15図	コーホート別にみた未婚率の推移	57
第1-3-16図	年齢別にみた初婚者割合の推移	58
第1-3-17図	選択的夫婦別氏制度	59
第1-3-18図	離婚件数及び離婚率の年次推移	59
第1-3-19図	家族類型別世帯数及び平均世帯人員の推移	60
第1-3-20図	世帯人員別一般世帯数構成割合の推移	60
第4章		
第1-4-1図	性・家族形態別にみた65歳以上の高齢者の割合	62
第1-4-2図	年齢階級別の要支援・要介護認定者数	62
第1-4-3図	高齢男女の就業率	62
第1-4-4図	高齢者の経済的状況	63
第5章		
第1-5-1図	配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人, 傷害, 暴行)の被害者(検挙件数の割合)	66
第1-5-2図	夫から妻への犯罪の検挙状況	66
第1-5-3図	離婚申立件数に占める暴力を理由とする離婚申立ての割合	66
第1-5-4図	婦人相談所等への来所による相談実人員の割合	68
第1-5-5図	婦人相談所一時保護所並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由	68
第1-5-6図	配偶者暴力防止法の施行, 内容を知っているか	69
第1-5-7図	強姦, 強制わいせつ認知件数の推移	70
第1-5-8図	強姦被害者年齢階級別認知件数	70
第1-5-9図	強制わいせつ女性被害者年齢階級別認知件数	70
第1-5-10図	売春関係事犯送致件数, 要保護女子総数及び未成年者の割合	71
第1-5-11図	都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場における セクシュアル・ハラスメントの相談件数	71
第1-5-12図	セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組状況	72
第1-5-13図	つきまとい事案に関する相談件数	73
第1-5-14図	ストーカー行為被害者と行為者との関係	73
第6章		
第1-6-1図	母子保健関係指標の推移	74
第1-6-2図	年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移	75
第1-6-3図	HIV感染者の国籍, 性別年次推移	76
第1-6-4図	性別喫煙率の推移	76
第7章		
第1-7-1図	性・年齢階級別にみたテレビ視聴時間	78
第1-7-2図	各種メディアにおける女性従業員の割合	79
第1-7-3図	新聞・放送における部門別女性の参画状況	80
第1-7-4図	性・年齢階級別にみた情報関連機器の個人利用率	80
第8章		
第1-8-1図	学校種類別進学率の推移	81

第1-8-2図	専攻分野別にみた学生数（大学学部）の推移	82
第1-8-3図	専攻分野別にみた大学等の研究本務者	82
第1-8-4図	本務教員総数に占める女性の割合（初等中等教育，高等教育）	83
第1-8-5図	子どもに期待する性格特性	83
第1-8-6図	子どもに進ませたい進学段階	83
第2部 平成13年度に講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策		
第2-1-1表	仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見	87
第2-1-2表	「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行に関する意見	88
第2-1-3表	男女共同参画会議における監視の実施方針	88
第2-1-4図	男女共同参画会議の全体構成	89
第2-1-5図	男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制図	90
第2-3-1図	女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の 在り方に関する検討会報告書のあらまし	96
第2-6-1表	新エンゼルプランに基づく保育サービス等の充実	105
第2-6-2表	育児休業，介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に 関する法律の一部を改正する法律の概要	108
第2-7-1表	高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備	113
第2-8-1図	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律フローチャート	116
第2-12-1表	様々な枠組みを活用した援助案件の実施	133

● 平成13年度 ●

男女共同参画社会の形成
の状況に関する年次報告

第 **1** 部

男女共同参画社会の形成の状況

序説

都道府県別にみた男女共同参画社会の形成の状況

平成11年6月に男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）が公布・施行され、12年12月には男女共同参画基本計画が閣議決定された。14年3月現在、35都道府県、5政令指定都市、56市区町において男女共同参画に関する条例が制定されている。また、すべての都道府県及び政令指定都市において、男女共同参画に関する計画が策定されている

か、策定・改定作業が進められている。しかし、市町村における男女共同参画に関する計画の策定状況をみると、毎年増えつつあるものの、取組が進んでいない地域もみられる。一方、地域における女性の進出の状況にはばらつきがみられる。

ここでは、都道府県別にみた男女共同参画社会の形成の状況について分析していく。

序説のポイント

序説では、都道府県別に男女共同参画社会の形成の状況について分析している。

第1節 女性の参画の現状

- 地方議会における女性議員割合、管理的業務従事者の女性割合、育児期の女性労働力率をみると、地域的に一様ではないが、女性の労働分野への進出は地方圏で進んでいる。
- 市・区議会で女性議員割合は高く、地域別にみると大都市圏で高い。一方、女性議員のいない町村議会は5割を超えている。
- 女性の参画状況が比較的低い地域において、女性職員の採用、審議会における女性委員の登用等で積極的な取組がなされ、今後、これらの取組が結実することによって、男女共同参画社会の形成が進むことが期待される。
- 地方圏において、女性労働力率が高く、また、専門・技術職の女性割合が高い傾向がある。女性割合の高い地域では、保健・医療、福祉などの対人サービスの割合が高い。
- 地方公共団体、民間企業における女性の管理職への就任は増加傾向にあるが、その水準は依然低い。

第2節 女性の参画が進まない背景

- 女性の管理職への登用、活用の問題点として、勤続年数の短さが指摘されることが多い。
- 東北、北陸、中国、四国地方は勤続年数が長い。
- 勤続年数の長い県では、M字のくぼみは小さく、30歳代の育児期の女性の就業が多い。仕事と家事・育児などの両立に、親との同居による家庭のサポートがあると考えられる。しかし、親との同居世帯は減少傾向にあり、そうした支援が得られにくくなってきている。

まとめ

- 女性議員のいない町村議会は多く、男女共同参画社会の形成を促進していくためには、身近な地域社会における女性の参画促進が重要である。
- 今後、女性が能力を發揮して、円滑に仕事をしていくためには、仕事と子育ての両立支援など環境整備がより一層必要である。

第1節

女性の参画の現状

地域における女性の参画の現状を表すものとして、女性の就業の地域的特徴や女性の管理職への就任の状況についてみていく。

1 概況

まず、地域における政策・方針決定過程への女性の参画の現状を表すものとして、①議会における女性議員割合及び②管理的職業従事者に占める女性割合について、また、就業における女性の参加を表すものとして、③育児期の女性労働力率について、それぞれ現況を都道府県別にみてみよう(第1-序-1表)。

第1-序-1表 都道府県別にみた議会における女性議員割合、管理的職業従事者の女性割合及び育児期の女性の労働力率

①地方議会における女性議員割合(市区・町村の計)(%)	②管理的職業従事者の女性割合(%)	③育児期(30~39歳)の女性労働力率(%)	
東京都	20.1	山形県	76.2
神奈川県	17.3	富山県	72.4
大阪府	14.6	鳥取県	72.4
埼玉県	14.2	福井県	72.3
京都府	10.6	島根県	72.2
愛知県	9.0	新潟県	71.6
兵庫県	9.0	石川県	71.3
滋賀県	8.7	高知県	71.2
千葉県	8.6	秋田県	70.6
奈良県	8.1	岩手県	69.1
福岡県	7.6	広島県	68.1
長野県	7.2	山梨県	67.9
三重県	7.1	宮崎県	67.5
高知県	6.6	佐賀県	67.1
静岡県	6.4	福島県	67.1
岐阜県	6.3	青森県	66.4
栃木県	5.6	長野県	63.9
広島県	5.6	長崎県	63.5
島根県	5.5	香川県	63.5
岡山県	5.5	徳島県	63.4
山口県	5.5	大分県	62.0
茨城県	5.4	沖縄県	61.9
沖縄県	5.4	山梨県	61.6
北海道	5.2	岐阜県	61.5
和歌山県	5.1	鹿児島県	61.5
鳥取県	5.1	岡山県	61.4
香川県	5.1	静岡県	61.3
群馬県	4.8	宮城県	61.1
徳島県	4.7	山口県	60.9
富山県	4.6	三重県	60.6
新潟県	4.4	栃木県	60.6
山梨県	4.4	群馬県	60.3
佐賀県	4.3	愛媛県	59.5
大分県	4.3	広島県	59.4
石川県	4.0	福岡県	59.2
宮崎県	3.9	東京都	58.3
福井県	3.7	茨城県	57.4
宮城県	3.6	北海道	57.4
岩手県	3.5	愛知県	56.8
鹿児島県	3.4	京都府	56.5
青森県	3.2	滋賀県	56.2
長崎県	3.2	和歌山県	55.5
秋田県	3.0	千葉県	53.3
愛媛県	2.9	埼玉県	52.6
熊本県	2.9	埼玉県	52.1
福島県	2.8	兵庫県	51.7
山形県	2.7	大阪府	51.7
		神奈川県	51.2
		奈良県	48.3

注：■ ■ は、①の上位2都県(大都市圏である東京都、神奈川県)と③の上位2県(地方圏である山形県、富山県)

資料出所：①については内閣府調べ(平成13年)、②、③は総務省「国勢調査」(平成12年)

①議会（市区・町村の計）における女性議員割合をみると、東京都、神奈川県、大阪府、埼玉県、京都府といった大都市圏で高く、地方圏で低い状況にある。

②管理的公務員、会社・団体等の役員など管理的職業従事者に占める女性割合については、東京都、沖縄県、徳島県、高知県、京都府で高く、大都市圏、地方圏といった地域性はあまりない。

一方、③育児期（ここでは30～39歳）の女性の労働力率をみると、山形県、富山県、鳥取県、福井県、島根県といった地方圏で高く、奈良県、神奈川県、大阪府などの大都市圏で低い。

このように、女性の参画は、地域的に一様ではなく、分野ごとにばらつきがみられる。一部の分野では、大都市圏よりも地方圏の方が女性の参画が多いところもみられる。

2 女性の地方議会への参画

地域における女性の参画の重要な領域である地方議会の女性議員比率について詳細にみてみよう。

（市・区議会で高い女性議員比率）

都道府県議会では、兵庫県、東京都、滋賀県で女性議員比率が高く、総じて近畿と南関東で高い。

次に、市・区議会の女性議員比率は、東京都、神奈川県、埼玉県で高く、都道府県議会と同様に、近畿、南関東で高い。

また、町村議会では、神奈川県、大阪府、埼玉県で女性議員比率が高く、都道府県議会、市・区議会と同様に、近畿、南関東で高い（第1-序-2表）。

ちなみに、都道府県議会、市・区議会、町村議会の女性議員比率の全国平均をみると、市・区議会で10.7%、都道府県議会では5.5%、町村議会は4.5%と、市・区議会で高い。

一方、女性議員のいない地方議会についてみると、平成13年3月末で都道府県議会では2県（都道府県議会の4.3%）、市・区議会では67市（市・区議会の9.7%）、町村議会では1,362町村（町村議会の53.2%）となっている。町村議会では、依然、半分以上の議会で女性議員がいない状況となっている。

3 地方公共団体の男女共同参画への取組

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大として、都道府県における行政分野への女性の登用は、審議会等への女性委員の参画の拡大や女性公務員の採用についてそれぞれ独自の目標を立てて推進している。

ここで、クラスター分析¹⁾を用い次の項目により4つのグループに類型化する。A：県レベルの行政が直接対応するもの（審議会等における女性委員登用、管理職の登用、女性職員の採用）、B：市町村レベルの行政が直接対応するもの（当該県内市町村の計画の策定率）、C：当該地域の民意を反映したものの（地方議会（県、市町村）の女性議員比率）の項目（第1-序-4図）。

グループ①：すべての項目について低い値となっているグループ。女性の管理職登用、女性職員の採用、審議会等における女性委員登用といったAの県レベルの行政側が管理する項目が、Bの当該県内市町村の計画策定率、Cの地方議会の女性議員比率より低い傾向にある。女性議員の進出、計画の策定が先行しているグループ。

1) クラスター分析とは、個体間（ここでは都道府県間）の距離を調べて、すべての個体をいくつかのグループに分類する方法であり、これにより近似するグループをまとめることが可能となる。

第1-序-2表 地方議会における女性議員の状況

都道府県	都道府県議会			市・区議会			町村議会			<参考> (計)
	議員総数 (a)	女性議員 (b)	女性比率 (b/a)	議員総数 (c)	女性議員 (d)	女性比率 (d/c)	議員総数 (e)	女性議員 (f)	女性比率 (f/e)	女性比率 (b+d+f/a+c+e)
北海道	108	7	6.5%	925	86	9.3%	2,831	110	3.9%	5.3%
青森県	51	3	5.9%	224	12	5.4%	932	25	2.7%	3.3%
岩手県	51	2	3.9%	353	19	5.4%	871	24	2.8%	3.5%
宮城県	63	3	4.8%	296	22	7.4%	1,131	30	2.7%	3.7%
秋田県	48	1	2.1%	251	12	4.8%	1,040	27	2.6%	3.0%
山形県	49	0	0.0%	340	13	3.8%	542	11	2.0%	2.6%
福島県	60	2	3.3%	303	20	6.6%	1,322	26	2.0%	2.8%
茨城県	66	4	6.1%	532	46	8.6%	1,203	48	4.0%	5.4%
栃木県	55	2	3.6%	335	25	7.5%	700	33	4.7%	5.5%
群馬県	57	2	3.5%	292	25	8.6%	992	37	3.7%	4.8%
埼玉県	91	9	9.9%	1,191	196	16.5%	867	97	11.2%	14.1%
千葉県	98	9	9.2%	936	110	11.8%	846	43	5.1%	8.6%
東京都	120	15	12.5%	1,682	354	21.0%	151	14	9.3%	19.6%
神奈川県	105	9	8.6%	658	119	18.1%	311	49	15.8%	16.5%
新潟県	62	2	3.2%	505	36	7.1%	1,570	55	3.5%	4.4%
富山県	45	1	2.2%	213	11	5.2%	374	16	4.3%	4.4%
石川県	48	2	4.2%	193	15	7.8%	484	12	2.5%	4.0%
福井県	39	1	2.6%	181	10	5.5%	415	12	2.9%	3.6%
山梨県	42	4	9.5%	164	13	7.9%	856	32	3.7%	4.6%
長野県	62	4	6.5%	443	49	11.1%	1,540	93	6.0%	7.1%
岐阜県	51	3	5.9%	368	34	9.2%	1,097	58	5.3%	6.3%
静岡県	76	2	2.6%	584	47	8.0%	814	42	5.2%	6.2%
愛知県	105	3	2.9%	926	98	10.6%	949	70	7.4%	8.6%
三重県	55	1	1.8%	330	31	9.4%	834	52	6.2%	6.9%
滋賀県	48	5	10.4%	178	27	15.2%	640	44	6.9%	8.8%
京都府	65	6	9.2%	352	51	14.5%	504	40	7.9%	10.5%
大阪府	104	7	6.7%	952	138	14.5%	184	28	15.2%	14.0%
兵庫県	91	12	13.2%	673	85	12.6%	1,017	67	6.6%	9.2%
奈良県	50	5	10.0%	233	27	11.6%	484	31	6.4%	8.2%
和歌山県	47	1	2.1%	157	11	7.0%	611	28	4.6%	4.9%
鳥取県	37	1	2.7%	102	9	8.8%	527	23	4.4%	5.0%
島根県	41	1	2.4%	203	15	7.4%	717	36	5.0%	5.4%
岡山県	56	2	3.6%	279	23	8.2%	897	42	4.7%	5.4%
広島県	69	0	0.0%	366	24	6.6%	980	51	5.2%	5.3%
山口県	53	4	7.5%	375	31	8.3%	642	25	3.9%	5.6%
徳島県	40	1	2.5%	119	11	9.2%	674	26	3.9%	4.6%
香川県	44	1	2.3%	132	8	6.1%	559	27	4.8%	4.9%
愛媛県	51	3	5.9%	305	17	5.6%	839	16	1.9%	3.0%
高知県	41	2	4.9%	214	22	10.3%	629	34	5.4%	6.6%
福岡県	91	3	3.3%	624	58	9.3%	1,131	75	6.6%	7.4%
佐賀県	41	1	2.4%	194	12	6.2%	641	24	3.7%	4.2%
長崎県	52	1	1.9%	230	16	7.0%	1,075	26	2.4%	3.2%
熊本県	56	1	1.8%	288	14	4.9%	1,201	29	2.4%	2.8%
大分県	45	2	4.4%	280	19	6.8%	643	21	3.3%	4.3%
宮崎県	43	2	4.7%	245	11	4.5%	528	19	3.6%	3.9%
鹿児島県	52	2	3.8%	358	19	5.3%	1,335	38	2.8%	3.4%
沖縄県	48	4	8.3%	284	23	8.1%	685	29	4.2%	5.5%
計	2,872	158	5.5%	19,368	2,074	10.7%	39,815	1,795	4.5%	6.5%

注：(1) 平成13年3月31日現在

(2) は女性議員割合の高い上位5県

資料出所：内閣府調べ

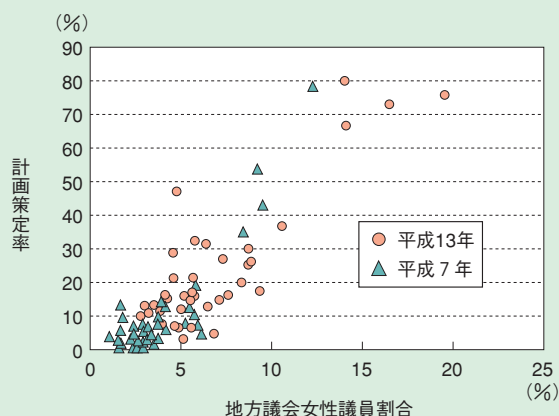
地方議会における女性議員比率と男女共同参画計画の策定率

地域における男女共同参画計画の策定状況と地方議会における女性議員の割合との関係を見ると、地方議会で女性議員の割合が高い地域では、計画の策定率も高く、相関がみられる。

地方議会における女性議員の割合と男女共同参画計画の策定割合の推移をみると、平成7年（図中▲）の段階では、議員の女性割合、計画の策定割合の高い東京都、神奈川県、埼玉県、大阪府の4都府県を除き、計画策定率は20%以下、議会の女性議員割合も6%以下であったものが、それぞれ増加し、13年（図中●）には、4都府県以外でも、計画策定率が5割に達する県もでてきている。

女性議員を中心に男女共同参画計画の策定について、議会で取り上げる事例も多く、地方議会における関心の高まりが、男女共同参画計画の策定割合の向上を促していることも考えられる。

■ 第1—序—3 図 男女共同参画計画の策定状況と地方議会における女性議員割合



注：(1) 計画策定率は各都道府県内の市区町村の計画策定割合

(2) 地方議会女性割合は、市区町村議会の女性割合

資料出所：内閣府調べ

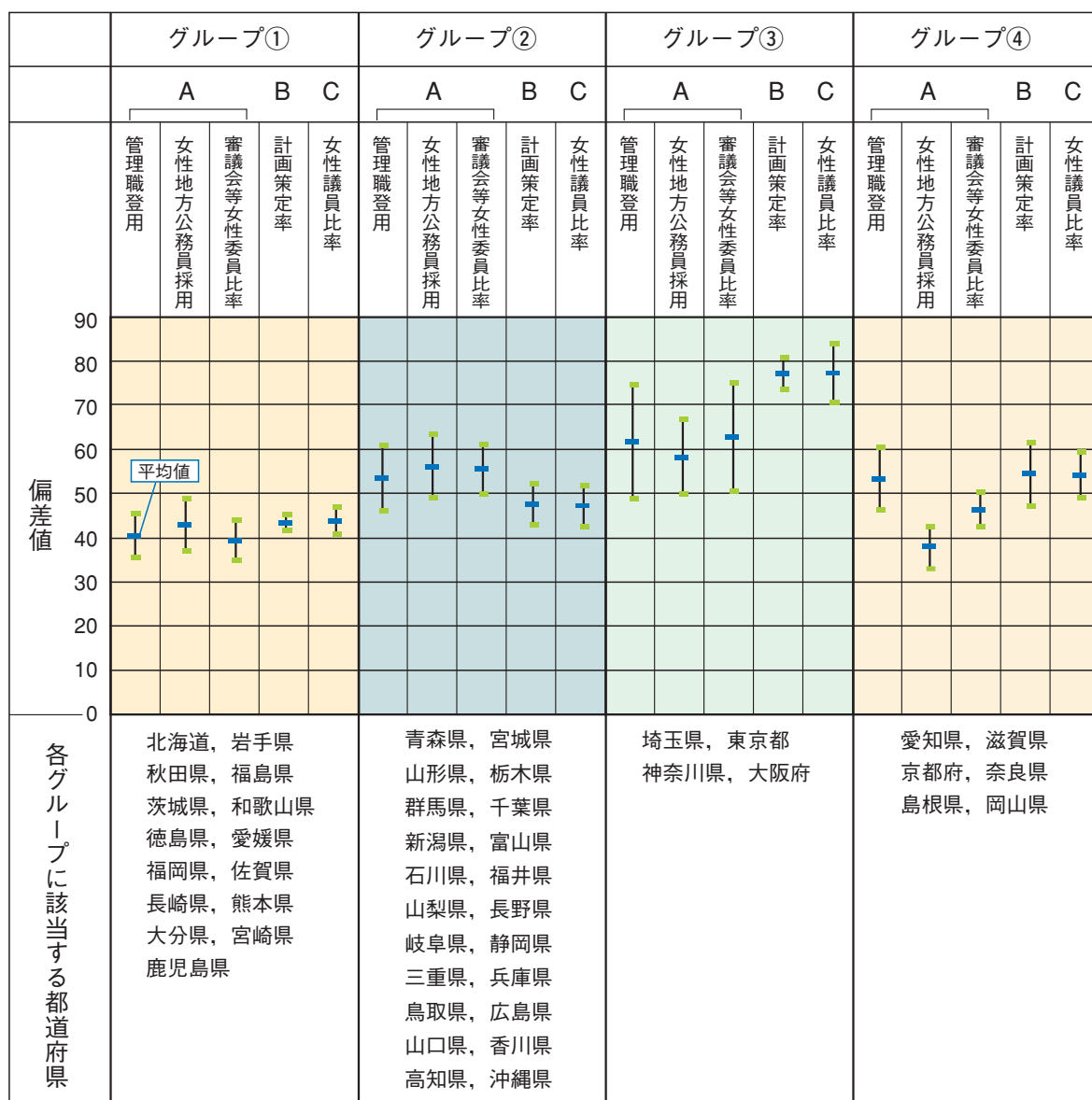
グループ②：グループ①に比較すると、各項目値は高い。Aの県レベルの行政側が直接的に対応できる女性職員の採用等が進んでいる。

グループ③：類型化された中で、各項目が高い値を示しているグループ。Aの県レベルの行政側の項目に比べ、Bの市町村レベルの行政の対応である計画の策定率、Cの女性議員の進出が進ちよくしている。このグループは、男女共同参画に係る地域住民の意識が高く、成熟したグループであり、大都市圏にある。

グループ④：①～③のいずれのグループにも属さず、Aの県レベルの行政側の項目にばらつきがみられる。該当する地域は、大都市周辺の府県が多い。

類型化されたグループごとに、地方公共団体の取組についてみてみると、公務員の採用、審議会等への女性委員の登用では、比較的值の低いグループで女性職員の目標設置、管理職研修等の取組がなされている。今後、これらの取組が実を結ぶことによって、男女共同参画が進むことが期待される。

第1-序-4図 地方行政の類型化



注：A：県レベルの行政が直接対応するもの
 B：市町村レベルの行政が直接対応するもの
 C：当該地域の民意が反映するもの
 資料出所：内閣府調べ

4 都道府県別にみた男女就業の特徴
 (都市圏で低い男女の就業率)

平成12年の女性の就業率は、都道府県別にみると、福井県、山形県、富山県で高く、奈良県、大阪府、兵庫県で低い。一方、男性では、長野県、富山県、静岡県で高く、沖縄県、福岡県、大阪府で低い。男女の就業率はともに都市圏で低い(第1-序-5図)。

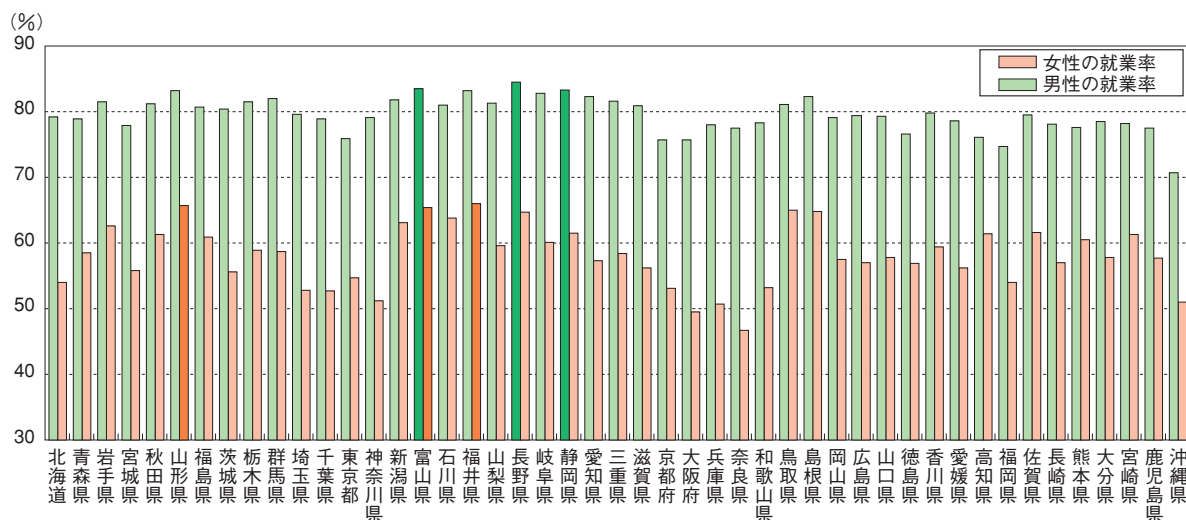
(男女ともに第3次産業が高いが、男性では第2次産業で女性に比して高い)

都道府県ごとに、産業別の就業者構成比をみると、女性では、各都道府県とも第3次産業が6割を超え、男性も6割程度に達している。都道府県別にみると、女性では沖縄県が8割を超え、次いで、東京都、神奈川県が高く、男性では東京都、沖縄県、千葉県が高い。

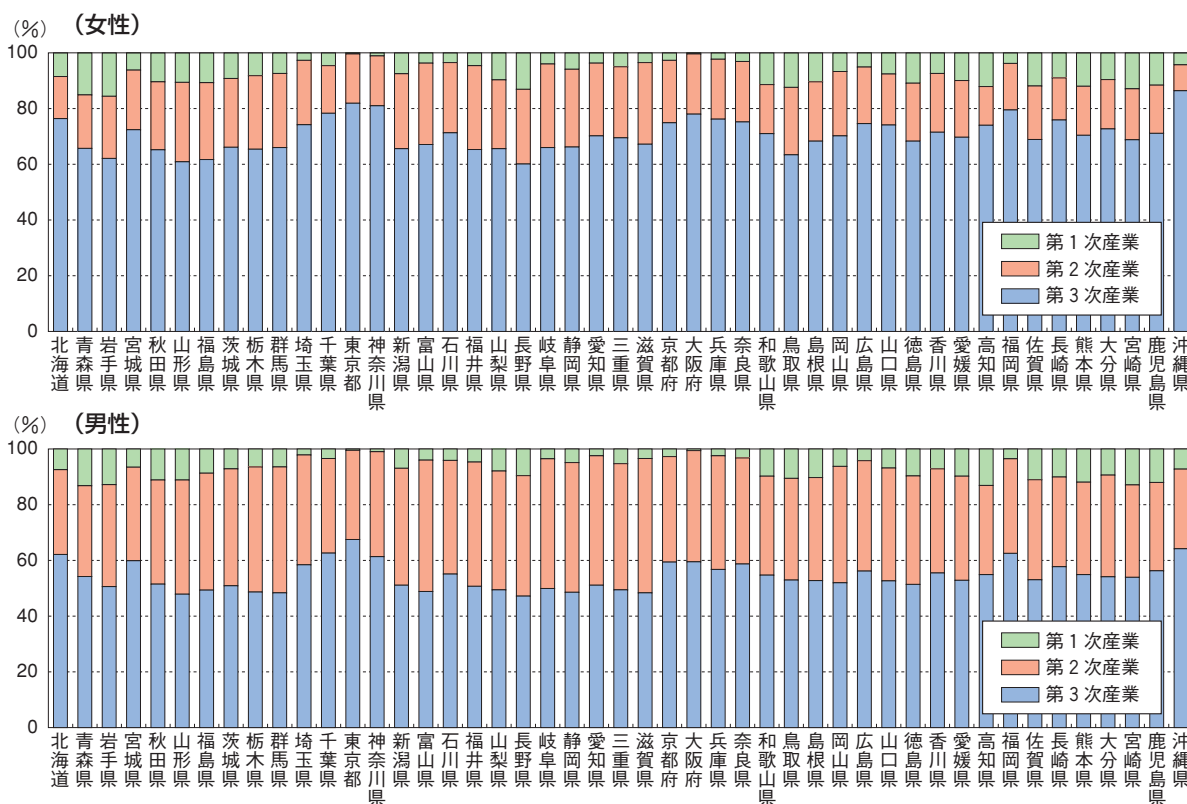
第2次産業は、女性より男性で高く、男性では滋賀県、富山県、岐阜県で、女性では岐阜県、福井県、富山県が多い。第1次産業は、

女性では岩手県、青森県、長野県で高く、男性では青森県、高知県、宮崎県で高い（第1-序-6図）。

■ 第1-序-5図 都道府県別男女の就業率



■ 第1-序-6図 都道府県別産業別就業者構成割合



(九州、四国地方で高い専門・技術職に占める女性割合)

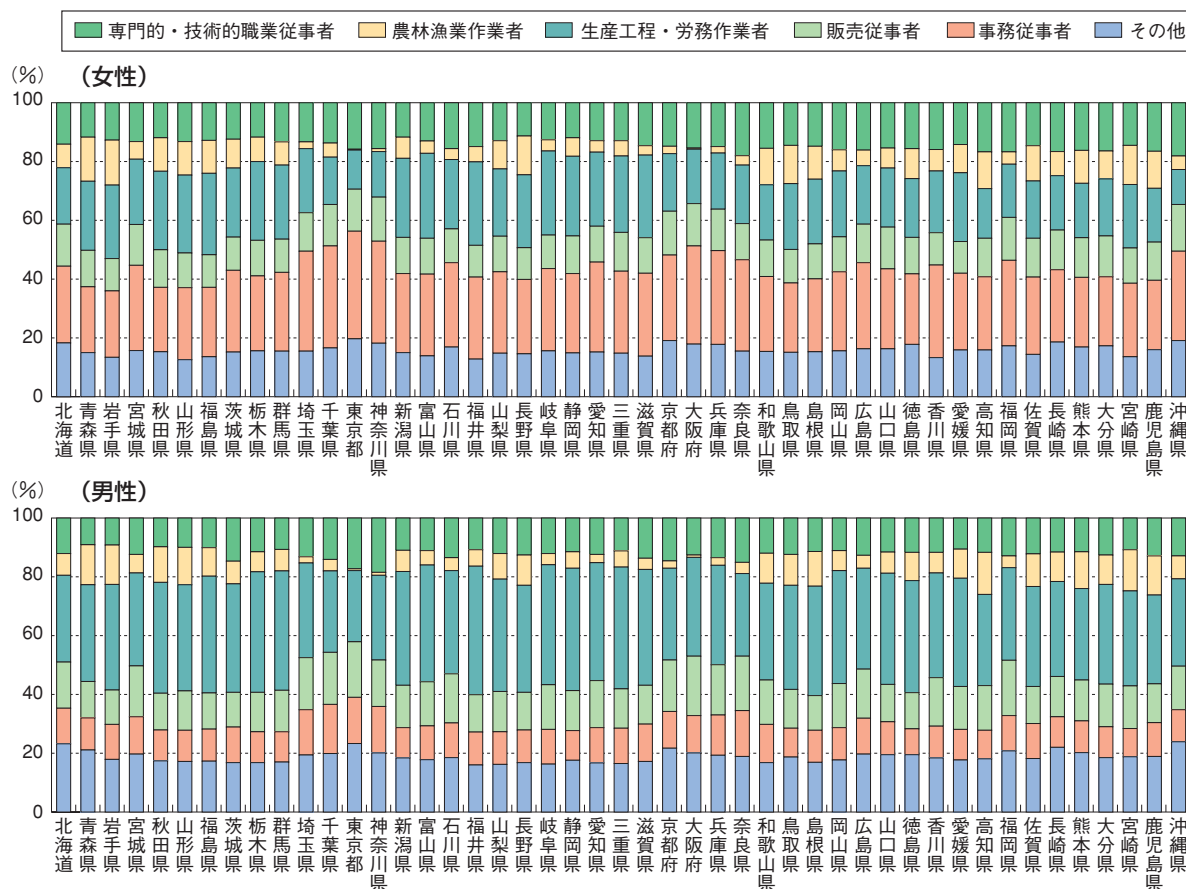
次に、職業別にみると、女性では事務従事者が多く、特に、東京都、千葉県、神奈川県で高い。次いで、生産工程・労務作業、専門的・技術的職業従事者が高い。一方、男性では、生産工程・労務作業が多く、福井県、静岡県、三重県で高く、次いで、販売従事者、専門的・技術的職業従事者が高い(第1-序-7図)。

ここで、看護師、教員等といった専門的・技術的職業従事者における女性割合をみると、九州、四国地方で高く、関東地方では低い(第1-序-8図)。

専門的・技術的職業従事者の内訳をみる

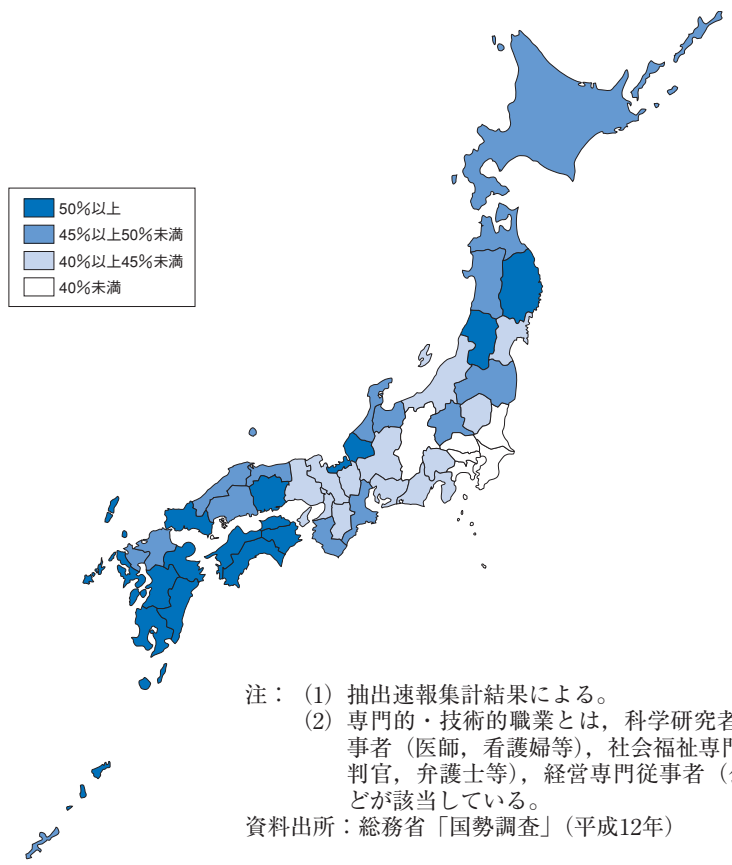
と、女性割合が高い地域では、保健・医療(主に看護師)、福祉の割合が高く、逆に、女性割合の低い地域では、科学・技術研究者や法務・経営専門従事者を含むその他の専門・技術職が多くなっており、職域に幅がみられる。教員についてみると、いずれの地域においても2割程度を占めている。このように専門的・技術的職業の女性割合が高い地域、地方圏では、保健・医療、福祉などの対人サービスの割合が高い。一方、男性の専門的・技術的職業従事者の内訳を、男性比率の順にみると、男性比率の高い地域では、科学・技術研究者が多く、男性比率が少なくなると、社会福祉・保健医療従事者、教員の割合が多くなっている(第1-序-9図)。

第1-序-7図 都道府県別職業別就業者構成割合

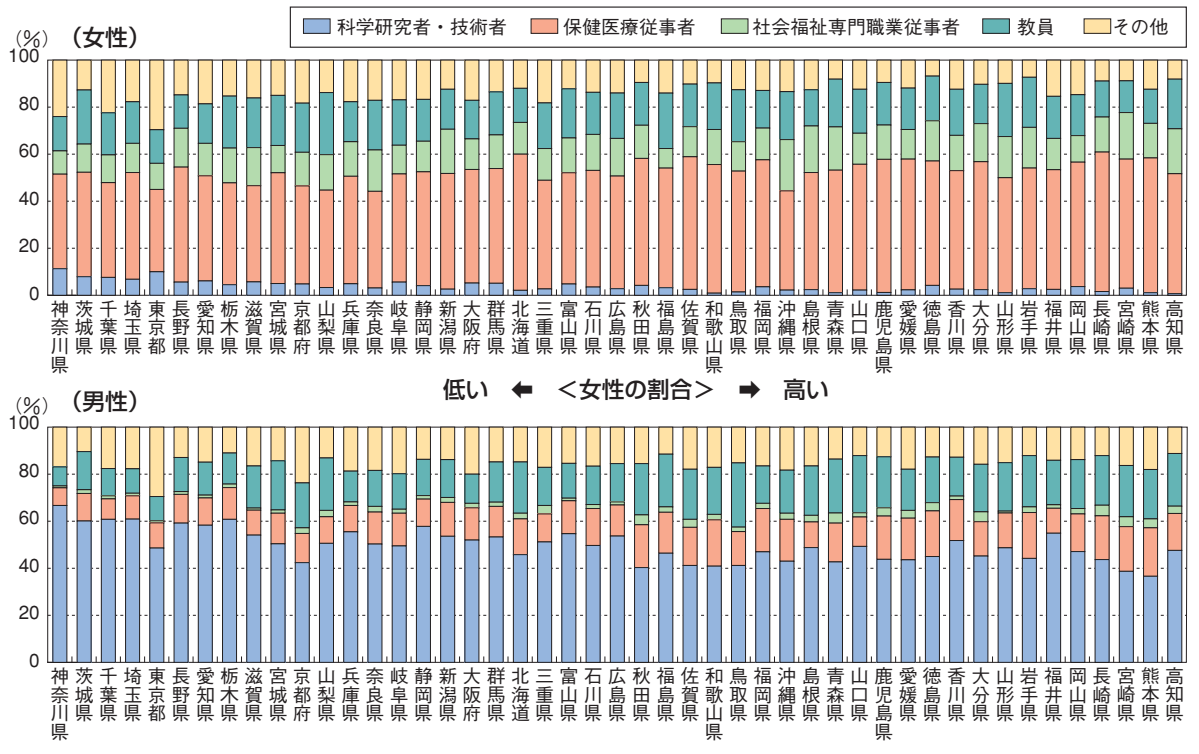


注：(1) 抽出速報集計結果による。
 (2) その他は、管理的職業従事者、サービス職業従事者、保安職業従事者、運輸・通信従事者、その他からなる。
 資料出所：総務省「国勢調査」(平成12年)

第1一序一8図 都道府県別専門的・技術的職業従事者の女性割合



第1一序一9図 都道府県別専門的・技術的職業従事者の内訳



注：抽出速報集計結果による。
資料出所：総務省「国勢調査」（平成12年）

(都道府県別にみた専門職業従事者の女性割合)

専門職業従事者の女性割合を個別の職種ごとにみてみよう。内閣府が独立行政法人国立女性教育会館に委嘱して実施した「地域における男女共同参画状況調査」(平成13年)によれば、医療、法務、会計、教職関係の専門職業従事者の女性割合をみると、社会福祉士(65.9%)、小学校教員(62.5%)が6割を超え、次いで薬剤師(59.7%)、中学校教員(40.6%)

の順となっている(第1-序-10表)。

医師、弁護士、公認会計士といった代表的な専門的職業従事者の女性割合をみると、医師では大都市圏で高い。弁護士も大都市圏に集まっており、女性がない県が2県ある。公認会計士は東京、大阪に集中しており、11県で女性がない状況となっている(第1-序-11表、第1-序-12表、第1-序-13表)。

■ 第1-序-10表 職種別女性割合上位3県

	女性割合 (全国平均)	1位	2位	3位
専門・技術的職業従事者 (医療・福祉関係)	42.9%	高知県	熊本県	宮崎県
医師	14.4%	東京都	神奈川県	京都府
歯科医師	16.3%	岩手県	青森県	東京都
薬剤師	59.7%	兵庫県	神奈川県	高知県
社会福祉士 (法務関係)	65.9%	沖縄県	富山県	高知県
弁護士	10.9%	奈良県	東京都	京都府
司法書士 (会計関係)	9.8%	奈良県	福井県	神奈川県
公認会計士	8.0%	山梨県	青森県	佐賀県
税理士 (不動産関係)	9.7%	神奈川県	東京都	千葉県
不動産鑑定士 (教育関係)	3.1%	大分県	福井県	宮崎県
小学校教員	62.5%	沖縄県	富山県	高知県
中学校教員	40.6%	高知県	富山県	徳島県
高等学校教員	26.1%	沖縄県	徳島県	高知県
大学教員	14.1%	兵庫県	大分県	埼玉県
学芸員 (民間企業)	29.3%	群馬県	京都府	宮崎県
女性社長 (農林水産業)	5.6%	青森県	徳島県	高知県
農業委員	1.6%	長野県	鹿児島県	東京都
農業協同組合役員	0.4%	高知県	福岡県	沖縄県
漁業協同組合役員 (その他)	0.2%	滋賀県	福井県	千葉県
老人クラブ役員	12.2%	群馬県	福岡県	福井県

資料出所：内閣府「地域における男女共同参画状況調査」(平成13年)により作成

第1-序-11表 都道府県別医師の女性割合

(単位：人)

	総数	男性の総数	女性の総数	女性の割合
北海道	11,540	10,324	1,216	10.5%
青森県	2,516	2,267	249	9.9%
岩手県	2,469	2,208	261	10.6%
宮城県	4,481	3,919	562	12.5%
秋田県	2,155	1,897	258	12.0%
山形県	2,307	2,012	295	12.8%
福島県	3,686	3,234	452	12.3%
茨城県	4,248	3,642	606	14.3%
栃木県	3,782	3,255	527	13.9%
群馬県	3,858	3,330	528	13.7%
埼玉県	8,447	7,212	1,235	14.6%
千葉県	8,426	7,173	1,253	14.9%
東京都	32,157	25,754	6,403	19.9%
神奈川県	14,195	11,686	2,509	17.7%
新潟県	4,270	3,763	507	11.9%
富山県	2,452	2,143	309	12.6%
石川県	2,809	2,513	296	10.5%
福井県	1,685	1,481	204	12.1%
山梨県	1,679	1,473	206	12.3%
長野県	3,948	3,485	463	11.7%
岐阜県	3,476	2,987	489	14.1%
静岡県	6,223	5,473	750	12.1%
愛知県	12,637	10,565	2,072	16.4%
三重県	3,319	2,920	399	12.0%
滋賀県	2,498	2,173	325	13.0%
京都府	7,093	5,902	1,191	16.8%
大阪府	20,586	17,521	3,065	14.9%
兵庫県	10,879	9,340	1,539	14.1%
奈良県	2,706	2,332	374	13.8%
和歌山県	2,472	2,131	341	13.8%
鳥取県	1,615	1,395	220	13.6%
島根県	1,807	1,592	215	11.9%
岡山県	4,673	4,032	641	13.7%
広島県	6,588	5,721	867	13.2%
山口県	3,488	3,086	402	11.5%
徳島県	2,222	1,854	368	16.6%
香川県	2,482	2,102	380	15.3%
愛媛県	3,363	2,977	386	11.5%
高知県	2,128	1,830	298	14.0%
福岡県	12,822	11,179	1,643	12.8%
佐賀県	1,910	1,660	250	13.1%
長崎県	3,637	3,239	398	10.9%
熊本県	4,585	4,037	548	12.0%
大分県	2,750	2,410	340	12.4%
宮崎県	2,440	2,171	269	11.0%
鹿児島県	3,818	3,378	440	11.5%
沖縄県	2,465	2,162	303	12.3%
合計	255,792	218,940	36,852	14.4%

注：■は上位3都府県

資料出所：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査」
(平成12年)

第1-序-12表 都道府県別弁護士の女性割合

(単位：人)

	総数	男性の総数	女性の総数	女性の割合
北海道	402	380	22	5.5%
青森県	41	38	3	7.3%
岩手県	45	43	2	4.4%
宮城県	218	194	24	11.0%
秋田県	49	45	4	8.2%
山形県	52	51	1	1.9%
福島県	88	84	4	4.5%
茨城県	96	89	7	7.3%
栃木県	95	90	5	5.3%
群馬県	126	119	7	5.6%
埼玉県	309	273	36	11.7%
千葉県	287	252	35	12.2%
東京都	8,949	7,779	1,170	13.1%
神奈川県	741	658	83	11.2%
新潟県	127	124	3	2.4%
富山県	49	49	0	0.0%
石川県	82	75	7	8.5%
福井県	42	40	2	4.8%
山梨県	54	52	2	3.7%
長野県	113	107	6	5.3%
岐阜県	88	82	6	6.8%
静岡県	220	203	17	7.7%
愛知県	864	772	92	10.6%
三重県	73	71	2	2.7%
滋賀県	47	43	4	8.5%
京都府	338	296	42	12.4%
大阪府	2,631	2,345	286	10.9%
兵庫県	421	373	48	11.4%
奈良県	82	71	11	13.4%
和歌山県	69	67	2	2.9%
鳥取県	25	23	2	8.0%
島根県	22	20	2	9.1%
岡山県	173	157	16	9.2%
広島県	271	256	15	5.5%
山口県	75	74	1	1.3%
徳島県	51	50	1	2.0%
香川県	85	85	0	0.0%
愛媛県	89	87	2	2.2%
高知県	53	49	4	7.5%
福岡県	610	546	64	10.5%
佐賀県	38	37	1	2.6%
長崎県	67	66	1	1.5%
熊本県	113	106	7	6.2%
大分県	69	65	4	5.8%
宮崎県	51	47	4	7.8%
鹿児島県	80	78	2	2.5%
沖縄県	181	176	5	2.8%
合計	18,851	16,787	2,064	10.9%

注：(1) 平成14年4月1日現在

(2) ■は上位3都府県

資料出所：日本弁護士連合会調べ

第1-序-13表 都道府県別公認会計士の女性割合

(単位：人)

	総数	男性の総数	女性の総数	女性の割合
北海道	197	191	6	3.0%
青森県	14	12	2	14.3%
岩手県	15	15	0	0.0%
宮城県	99	94	5	5.1%
秋田県	11	10	1	9.1%
山形県	27	27	0	0.0%
福島県	46	44	2	4.3%
茨城県	49	48	1	2.0%
栃木県	51	46	5	9.8%
群馬県	56	53	3	5.4%
埼玉県	325	302	23	7.1%
千葉県	313	293	20	6.4%
東京都	7,185	6,516	669	9.3%
神奈川県	640	595	45	7.0%
新潟県	91	89	2	2.2%
富山県	57	55	2	3.5%
石川県	70	70	0	0.0%
福井県	29	27	2	6.9%
山梨県	20	16	4	20.0%
長野県	67	66	1	1.5%
岐阜県	77	76	1	1.3%
静岡県	181	174	7	3.9%
愛知県	709	660	49	6.9%
三重県	53	51	2	3.8%
滋賀県	21	21	0	0.0%
京都府	207	190	17	8.2%
大阪府	1,794	1,638	156	8.7%
兵庫県	394	360	34	8.6%
奈良県	51	49	2	3.9%
和歌山県	24	24	0	0.0%
鳥取県	10	10	0	0.0%
島根県	15	15	0	0.0%
岡山県	54	53	1	1.9%
広島県	146	140	6	4.1%
山口県	24	24	0	0.0%
徳島県	20	19	1	5.0%
香川県	64	60	4	6.3%
愛媛県	43	43	0	0.0%
高知県	17	17	0	0.0%
福岡県	317	302	15	4.7%
佐賀県	9	8	1	11.1%
長崎県	17	16	1	5.9%
熊本県	38	36	2	5.3%
大分県	30	29	1	3.3%
宮崎県	17	17	0	0.0%
鹿児島県	40	39	1	2.5%
沖縄県	29	26	3	10.3%
合計	13,763	12,666	1,097	8.0%

注：(1) 平成13年9月28日現在

(2) 背景色は上位3都府県

資料出所：日本公認会計士協会「会員数等調（県別）」、「都道府県別女性公認会計士数等調べ」により作成。

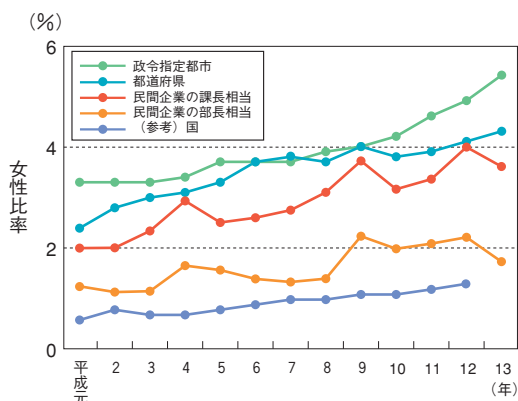
5 女性の管理職への就任

(増加傾向にあるが、依然として低い女性の管理職への就任)

地方公共団体、民間企業における女性の管理職への就任の状況をみると、総じて増加傾向にあるものの、その割合は依然低い（第1-序-14図）。

第1-序-14図

地方公共団体及び民間企業における管理職の女性割合の推移



注：都道府県及び政令指定都市については、本庁、支庁及び地方事務所の本庁課長相当職以上、国については、本省準課長以上（行政職（一）9級以上）。

資料出所：国、都道府県、政令指定都市の管理職については、平成5年まで労働省調べ、以降は内閣府調べ。民間企業については、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」。

地方公共団体のうち、都道府県における管理職の女性割合は、平成3年には3%台に達し、13年には4.3%となっている。政令指定都市においても堅調に増加しており、13年には5.4%となっている。

民間企業では、部長相当職、課長相当職ともに増加傾向にあり、平成13年で部長相当職1.8%、課長相当職3.6%となっている。なお、国の行政機関における管理職の女性割合は、地方公共団体、民間企業に比べ低い状況にある。

第2節

女性の参画が進まない背景

以上みてきたように、管理職の女性割合は、地方公共団体、民間企業のいずれの分野でも増加傾向にあるものの、依然、低い水準にとどまっている。では、なぜ女性の管理職への就任が低いものにとどまっているのだろうか。

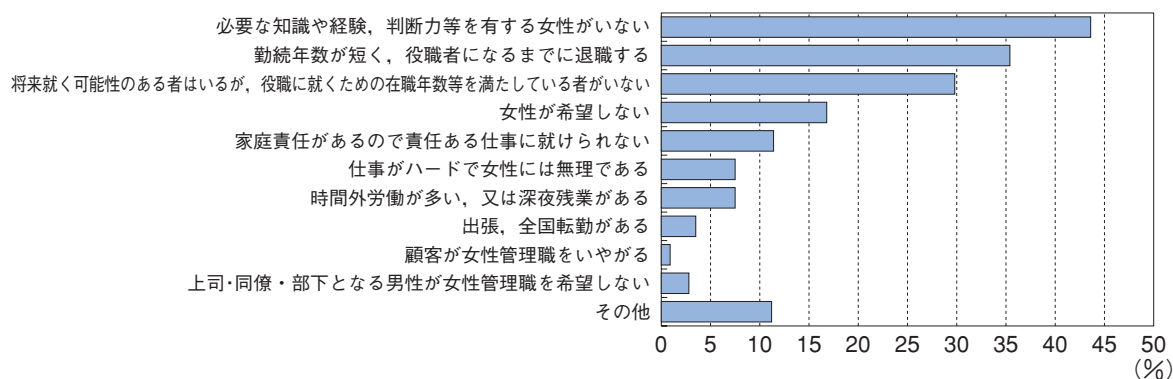
(女性管理職の登用・活用が進まない理由)

女性管理職の少ない理由について、企業を

対象とした調査をみると、理由として多いのが、「必要な知識や経験、判断力等を有する女性が少ない」、次いで「勤続年数が短く、役職者になるまでに退職する」、「将来就く可能性のある者はいるが、役職者に就くための在職年数等を満たしている者がいない」となっており、職務経験の有無を理由としている(第1-序-15図)。

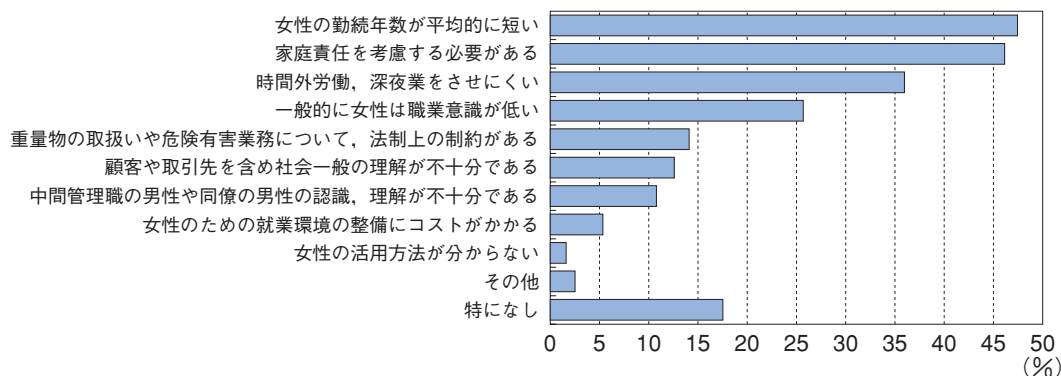
また、企業側からみた女性の活用に当たった問題点としては、「女性の勤続年数が平均的に短い」、「家庭責任を考慮する必要がある」、「時間外労働、深夜業をさせにくい」が多くなっている(第1-序-16図)。

■ 第1-序-15図 女性管理職が少ない又は全くいない理由別企業割合(複数回数)



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成12年)

■ 第1-序-16図 女性の活用問題別企業割合(複数回答)



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成12年)

このように、女性の管理職への登用、活用
の問題点として、女性の勤続年数の短さが指
摘されることが多い。

(女性労働者の勤続年数)

では、女性労働者の勤続年数はどのような
状況にあるのだろうか。平均勤続年数をみる
と、全国平均では8.9年であるが、地域別に
みるとばらつきがある。富山県、岩手県、徳
島県、福井県、山形県、秋田県、福島県、新
潟県、島根県、鳥取県、栃木県、滋賀県で10
年を超えているなど、東北、北陸、中国、四
国地方において長くなっている（第1-序-
17図）。

(M字カーブ)

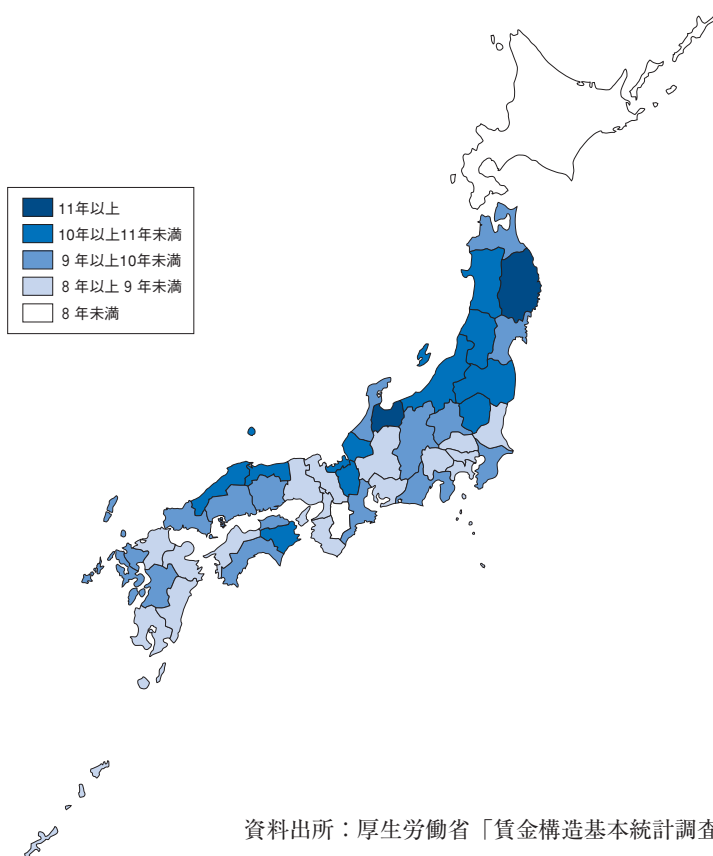
こうした地域による勤続年数の違いはどう
して起こるのだろうか。勤続年数が長い県と

短い県について、女性の年齢階級別にみた労
働力率、いわゆるM字カーブをみると、勤続
年数の長い県のM字カーブは、勤続年数の短
い県とは大きく異なり、M字のくぼみが小さ
く、30歳代の育児期の女性の就業が多い。

女性の勤続年数が長い富山県における労働
力率の前半のピークとなる20～24歳とボトム
の30～34歳の差をみると7.8ポイント、同様
に、岩手県では9.0ポイントであった。一方、
勤続年数が短い北海道はピークとなる20～24
歳とボトムの30～34歳の差をみると16.1ポイ
ント、奈良県は同様に17.8ポイントとなっ
ており、M字のくぼみに違いがみられる。

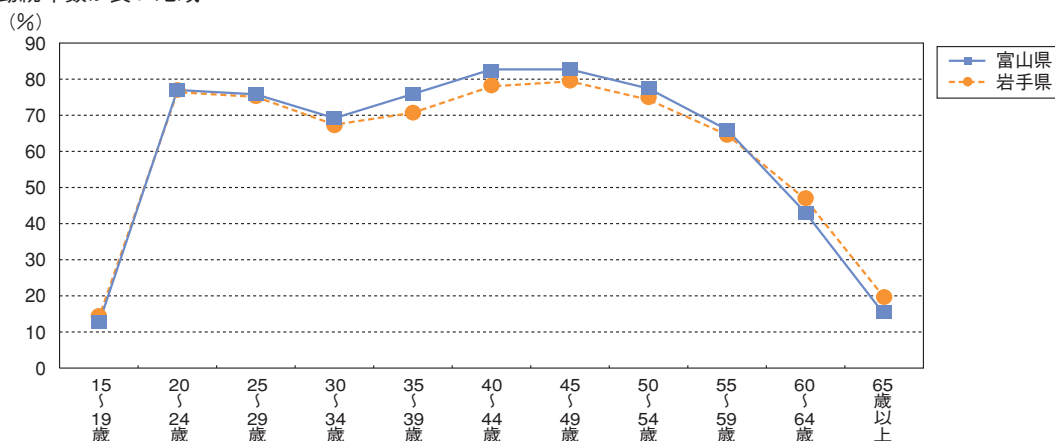
M字カーブのくぼみが大きい理由をみる
と、労働力率が落ち込む30～34歳層の離職理
由は、結婚、育児にその主因があると考えら
れる（第1-序-18図）。

■ 第1-序-17図 都道府県別女性一般労働者の平均勤続年数

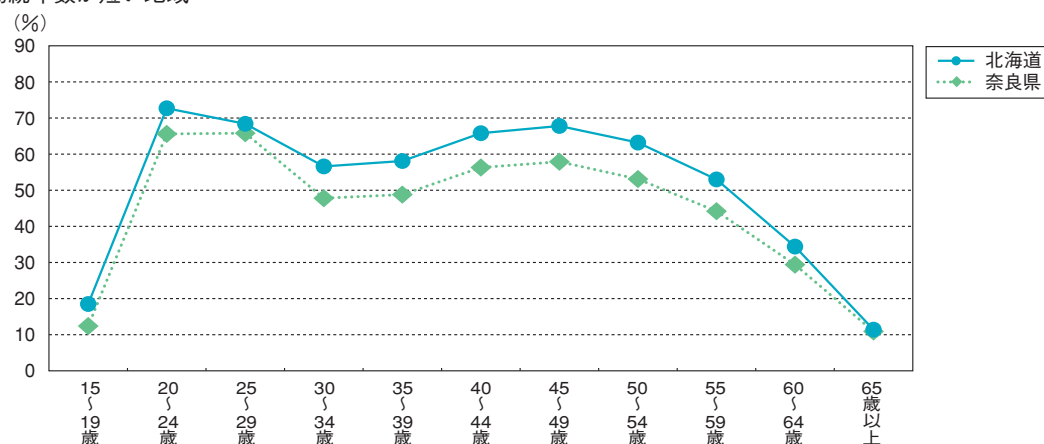


第1-序-18図 M字カーブと離職の理由の比較

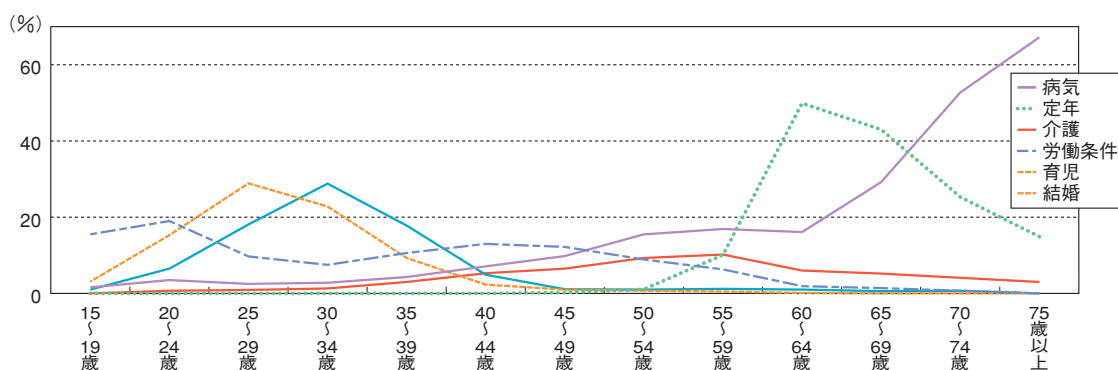
(1) 勤続年数が長い地域



(2) 勤続年数が短い地域



(3) 離職の理由



注：(1) 及び (2) は女性の年齢階級別労働力率，(3) は過去5年間に離職した女性の離職理由別構成割合
資料出所：総務省「国勢調査」(平成12年)，同「就業構造基本調査」(平成9年)

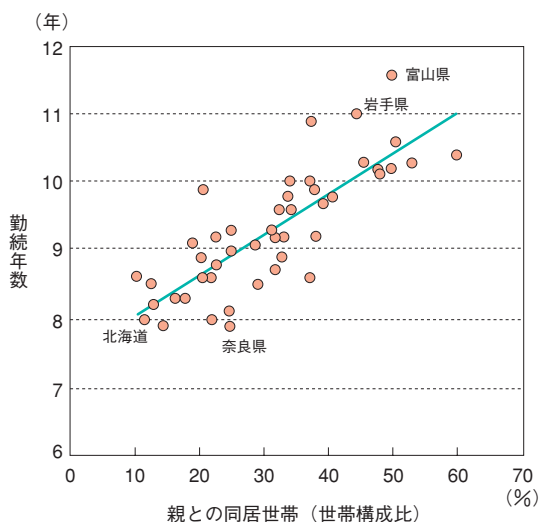
(家庭のサポート)

一方、勤続年数が長い県では、仕事と家事・育児などの両立に、家庭のサポートがあると考えられる。具体的には、親との同居による家事・育児分担による家庭のサポートが勤続

年数が長くなっている一要因と考えられる。

親との同居世帯と勤続年数の長さとの関係を見ると、勤続年数の長い県では親との同居割合が高く、他方、勤続年数の短い県では低い傾向がみられる(第1-序-19図)。

第1-序-19図 親との同居世帯と勤続年数



資料出所：総務省「国勢調査」(平成12年)，厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成13年)

(一層の仕事と子育ての両立支援が必要)

このように、家庭のサポートの有無は、女性の勤続年数に影響を与えるものと考えられる。例えば、6歳未満の子のいる世帯でみると、夫婦のみの世帯よりも親と同居している世帯での妻の有業割合が高い(第1-序-20図)。

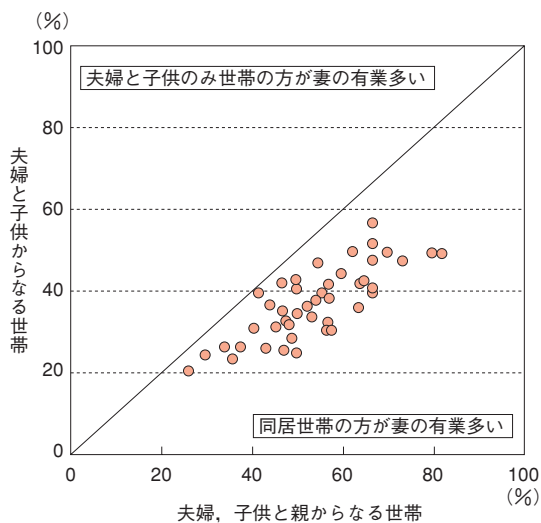
世帯構成比の推移をみると、親との同居世帯は減少傾向となっている。一方、妻が有業で末子が6歳未満である世帯(計)は横ばいであるが、妻が有業で末子が6歳未満である核家族は増加している(第1-序-21図)。

したがって、親との同居世帯の減少、さらには、育児期の子を持つ核家族の妻についても、一層の仕事と子育ての両立支援が重要である。例えば、都道府県別にみた共働き世帯の割合と保育所利用率に相関がみられることは、両立支援の重要性を裏付けるものといえよう(第1-序-22図)。

まとめ

以上、都道府県別に男女共同参画社会の形成の現状について、女性の地方議会への参加、地方公共団体の取組、女性の就業状況、女性

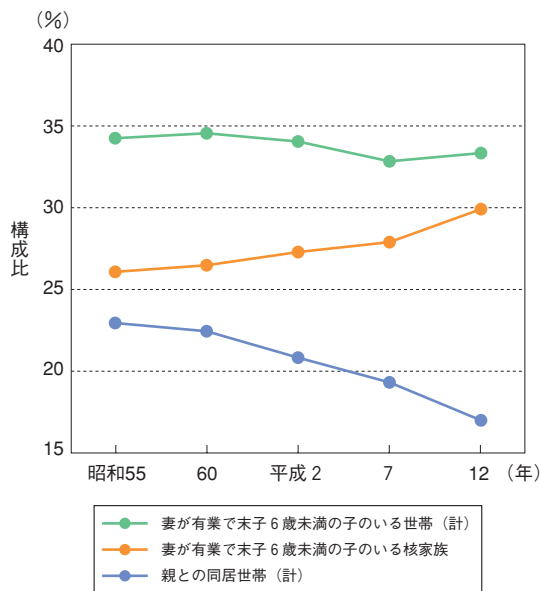
第1-序-20図 都道府県別子供のいる就業している妻の世帯構成



注：末子6歳未満のいる夫婦、子供と親からなる世帯に占める有業の妻の割合と末子6歳未満の夫婦と子供からなる世帯に占める有業の妻の割合を図表化した。

資料出所：総務省「就業構造基本調査」(平成9年)により作成。

第1-序-21図 妻が有業で子供(末子6歳未満)のいる世帯と親との同居世帯の推移



注：(1) 妻が有業で末子6歳未満の子のいる世帯は、夫婦のいる一般世帯の子供あり末子6歳未満のいる世帯に占める割合をとっている。
(2) 妻が有業で末子6歳未満の子のいる核家族は、夫婦のいる核家族世帯の子供あり末子6歳未満のいる世帯に占める割合をとっている。
(3) 親との同居世帯は、夫婦のいる一般世帯に占める割合をとっている。

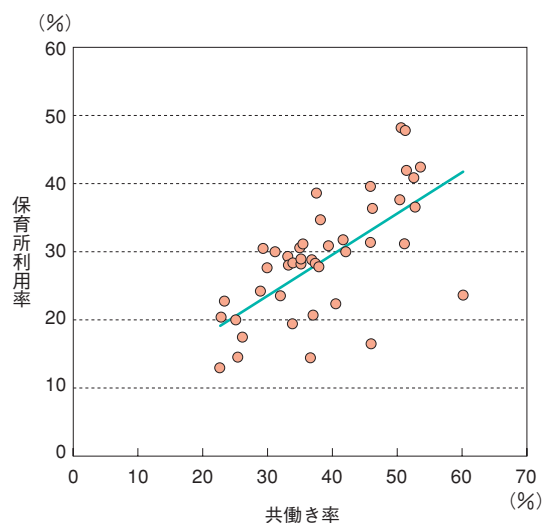
資料出所：総務省「国勢調査」

の管理職への就任についてみた。

女性議員のいない町村議会は5割を超えており、男女共同参画社会の形成を促進するためには、身近な地域社会における女性の参画促進が重要である。

また、管理職の女性割合は、増加傾向にあるものの、依然、その水準は低いものとなっている。その背景には、女性の勤続年数が短いことがあり、仕事と子育ての両立支援などにより一層の女性の就業環境整備を進めていくことが重要である。

■ 第1—序—22図 共働き率と保育所利用率



注：「共働き率」は夫婦及び6歳未満の子供のいる一般世帯に占める夫婦ともに有業の世帯の割合
資料出所：総務省「国勢調査」(平成12年)，厚生労働省「社会福祉施設調査」(平成12年)

第1章

政策・方針決定過程への女性の参画

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の形成の基盤となるものであり、男女共同参画基本計画の最初に掲げられている重要な項目である。

我が国においては、依然として政策・方針

決定過程への女性の参画が遅れているが、1975（昭和50）年の国際婦人年以降、多くの分野で女性の参画の高まりがみられる。

ここでは、各分野におけるこれまでの傾向及び現状を概観する。

本章のポイント

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画

- 国会議員に占める女性割合は増加傾向にあり、衆議院7.5%、参議院15.4%。
- 衆議院、参議院とも、立候補者に占める女性割合が大幅に伸びており、直近の選挙では、それぞれ、14.4%、27.6%。
- 国家公務員の管理職に占める女性割合は増加傾向。
- 国の審議会等における女性委員の割合は年々増加している。平成13年では24.7%。

第2節 地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

- 地方議会における女性議員割合は着実に増加し、特に特別区議会では20.0%と高い。
- 女性の都道府県知事は3名、女性の市長は3名、女性の町村長は4名。
- 地方公務員管理職に占める女性割合は年々増加。特に政令指定都市で高く、5.4%。
- 地方公共団体の審議会等における女性委員割合は、年々増加。特に政令指定都市で高く、24.6%。

第3節 様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画状況

- 司法分野における女性割合は総じて増加。特に弁護士の伸びが高く、10.1%。
- 各種団体・機関における女性の登用は、政策・方針決定過程への女性の参画に結び付く。
- 国会における女性議員割合を国際比較すると、北欧諸国が上位を占める。
- 2001年の日本のジェンダー・エンパワーメント指数（GEM）は31位、前年の41位から上昇。

第1節

国の政策・方針決定過程への女性の参画

（国会議員に占める女性割合は増加）

国会議員に占める女性割合について、その推移をみると、衆議院においては、戦後の一

時期を除いて、昭和61年（第38回選挙）までは1～2%の間を推移していたが、平成8年（第41回選挙）に小選挙区比例代表並立制が導入されたことを機に大きく増加し、14年1月現在7.5%（36名）となっている（第1-1-1図）。

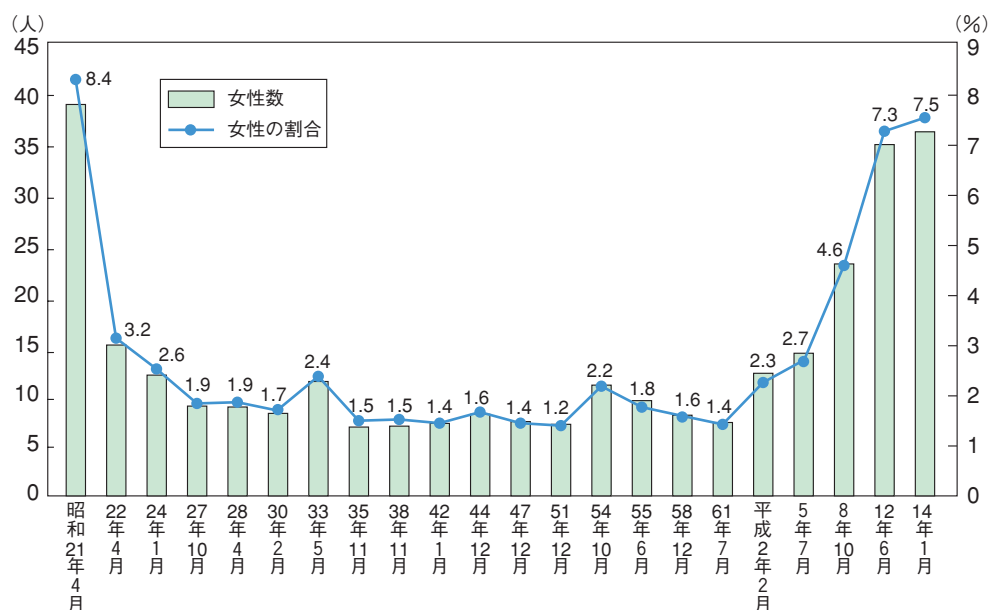
また、参議院においては、昭和22年（第1

回選挙)の4.0%からおおむね増加傾向にあり、平成元年(第15回選挙)においてそれまでの8.7%から13.1%と大幅に増加した。それ以降も増加を続けたが、非拘束名簿式比例代表制が導入された13年(第19回選挙)は、

15.4%(38名)となっている(第1-1-2図)。

(立候補者、当選者に占める女性割合は増加)
国政選挙における立候補者及び当選者に占める女性割合をみると、衆議院では昭和35年

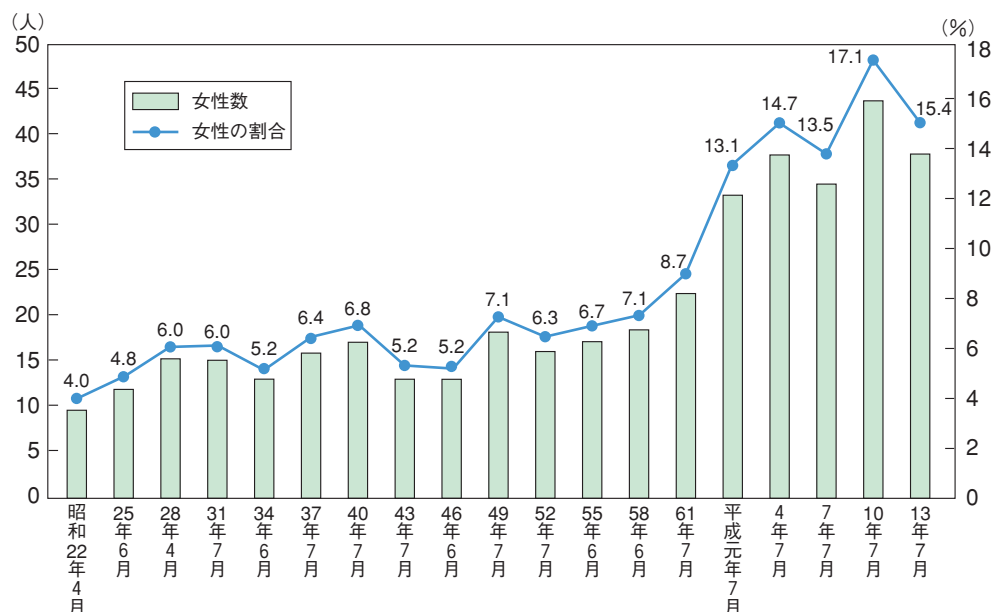
第1-1-1図 衆議院女性議員数及び女性割合の推移



注：(1) 各選挙直後の議員数及び平成14年1月31日現在の衆議院議員数
(2) 定数に対する女性議員数の割合

資料出所：総務省、衆議院調べ

第1-1-2図 参議院女性議員数及び女性割合の推移



注：(1) 各選挙直後の議員数
(2) 定数に対する女性議員数の割合

資料出所：総務省、参議院調べ

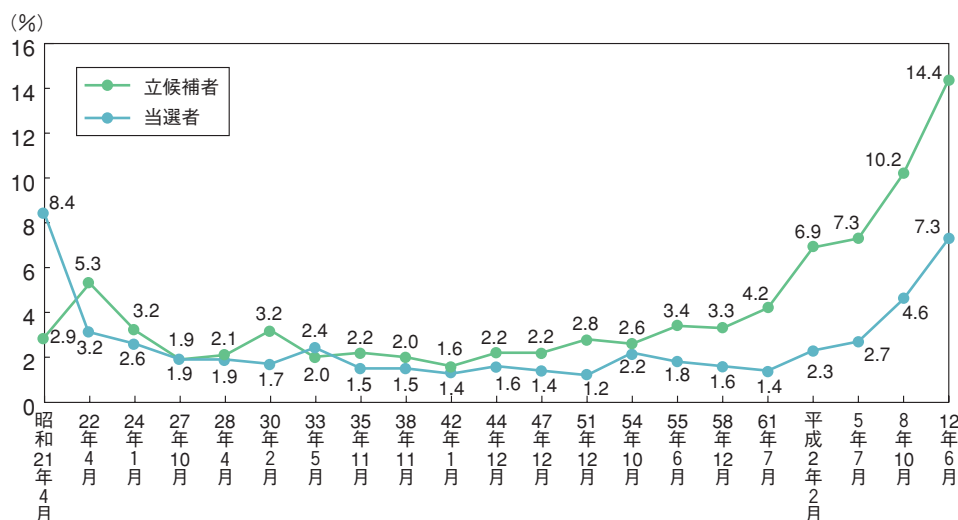
(第29回選挙)以降、立候補者に占める女性割合が当選者に占める割合を上回っている。また、立候補者、当選者ともに増加傾向にある。特に、平成12年6月の選挙では、立候補者の14.4%、当選者の7.3%を女性が占め、8年10月の立候補者10.2%、当選者4.6%から大きく増加している(第1-1-3図)。

また参議院では、昭和58年(第13回選挙)以降、立候補者に占める女性割合は着実に増加しており、平成13年(第19回選挙)では、立候補者の27.6%を占め、10年(第18回選挙)

の23.2%から大きな伸びを示している。一方、当選者に占める女性割合は、13年(第19回選挙)では14.9%となっており、7年(第17回選挙)以降わずかながら減少している(第1-1-4図)。

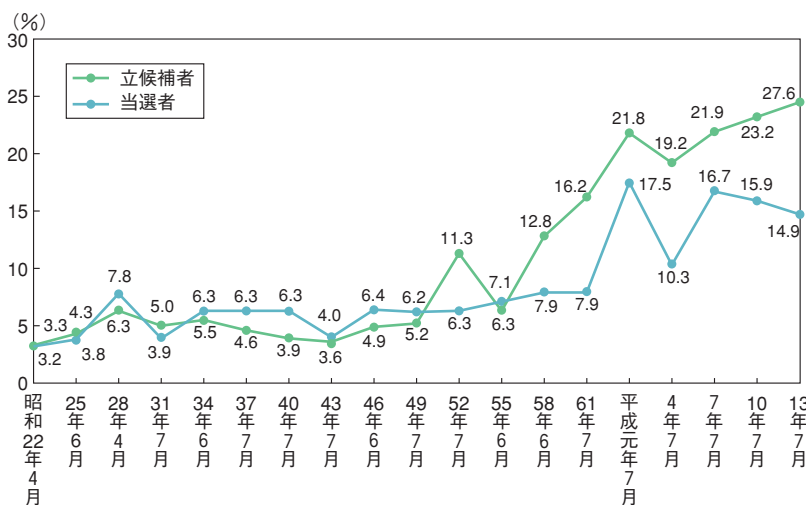
衆議院、参議院とも、当選者に占める女性割合は長期的には増加しているが、それ以上に立候補者に占める割合が大幅に伸びており、女性が積極的に政治に参加していこうとする意識・意欲が高まっていることがうかがわれる。

■ 第1-1-3図 衆議院立候補者、当選者に占める女性割合の推移



資料出所：総務省調べ

■ 第1-1-4図 参議院立候補者、当選者に占める女性割合の推移



資料出所：総務省調べ

(国家公務員採用者に占める女性割合)

国家公務員採用Ⅰ種試験，Ⅱ種試験及びⅢ種試験の採用者に占める女性割合は，Ⅲ種，Ⅱ種，Ⅰ種の順で高く，Ⅰ種，Ⅱ種では平成7年ごろまで増加傾向にあったが，近年その伸びが停滞している。Ⅲ種では11年度以降，減少傾向にある。14年度女性採用者はⅠ種95名（Ⅰ種全体の15.8%），Ⅱ種970名（Ⅱ種全体の25.1%），Ⅲ種514名（Ⅲ種全体の36.0%）となっている（第1-1-5図）。

(長期的には増加している国家公務員在職者に占める女性割合)

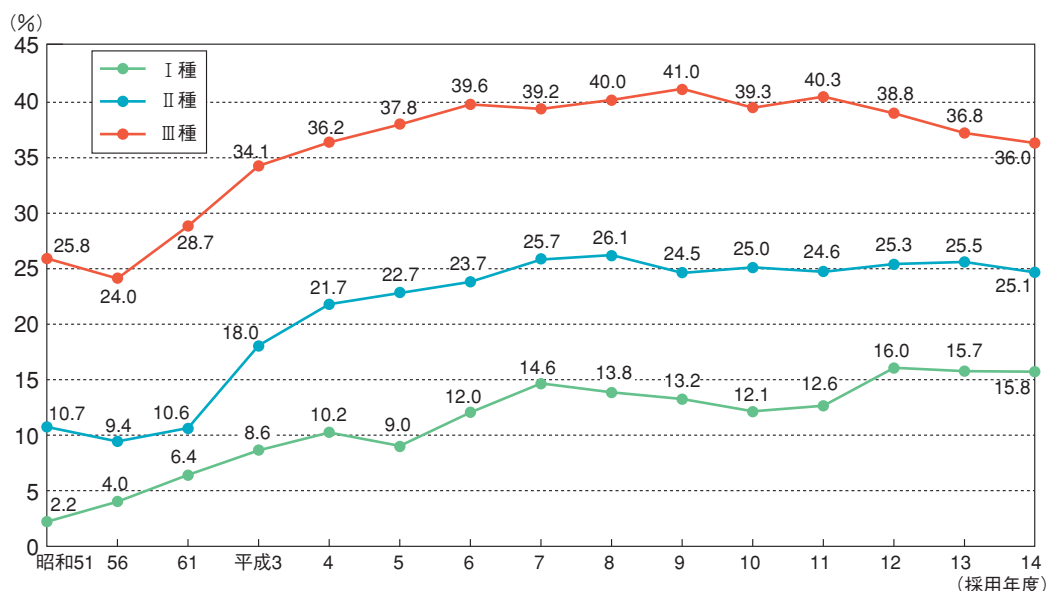
行政職（一）俸給表適用者に占める女性割合は，昭和60年度からみると増加傾向にあり，平成12年度の在職者について，職務の級別に女性割合をみると，定型的な業務を行う職務である1級に占める女性割合は34.3%と3分の1を超えているものの，職務の級が上がるにつれて女性割合は減少し，本省係長級であ

る4級から6級にかけては10%台，本省準課長・課長相当級である9級から11級になると，約1%まで低くなるなど，職務の級により，女性割合にはかなりの違いがあることがわかる（第1-1-6図）。

(各府省の女性職員の採用・登用拡大計画)

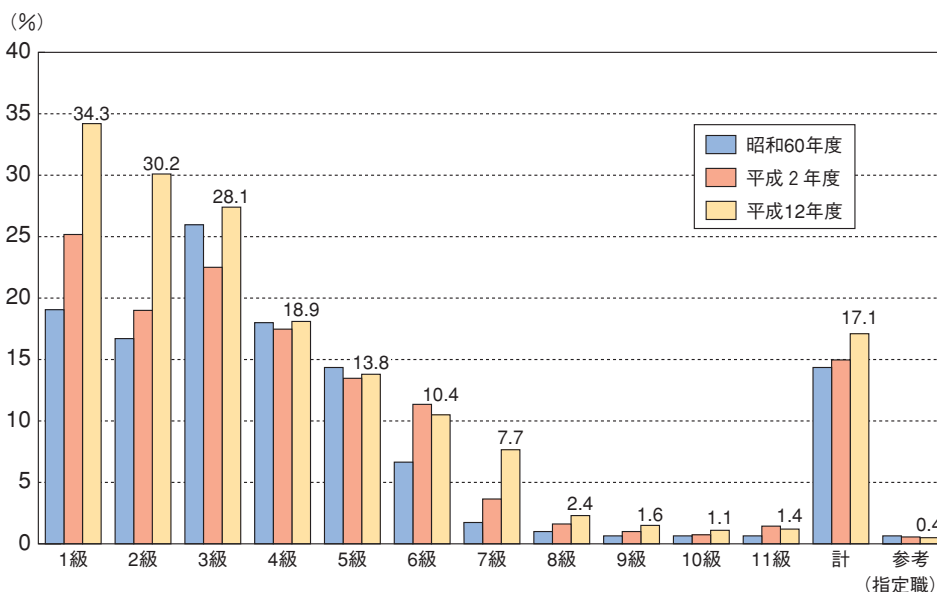
人事院は，平成12年の人事院勧告時の報告において，女性の採用・登用の拡大に向けた施策を各府省が計画的に着実に推進するための指針の策定について検討を進めることを表明した。男女共同参画基本計画では，人事院に対し，同指針を早期に策定することを求めている。13年5月，人事院により「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」が策定され，この指針を受け，男女共同参画推進本部は，「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」決定を行った。各府省は，この指針，本部決定に基づき，2005（平成17）年度までの目標を設定した「女性職員の採

第1-1-5図 国家公務員試験採用者に占める女性割合の推移



注：(1) Ⅱ種，Ⅲ種試験は前年度に実施された試験に基づく採用者に占める女性割合（ただし，平成14年度については，14年1月31日現在の採用予定（内定）者数に占める女性割合）
 (2) 平成14年度のⅠ種は，14年2月26日現在の採用予定（内定）者数に占める女性割合
 (3) Ⅰ種試験は当該年度の採用者（旧年度合格者を含む）に占める女性割合
 (4) 昭和56年度までは，Ⅰ種は上級（甲），Ⅱ種は中級，Ⅲ種は初級試験の数値
 資料出所：人事院調べ

第1-1-6図 職務の級別女性国家公務員の割合（行政職（一））



資料出所：人事院「一般職の国家公務員の任用状況調査報告」により作成

用・登用拡大計画」を策定し、全府省が一体となって女性国家公務員の採用・登用の拡大に取り組んでいるところである。

全府省31機関が作成した「女性職員の採用・登用拡大計画」の内容を概観すると、採用の拡大については、目標の設定に関して、「増加（拡大）に努める」9機関（29.0%）、「〇%を上回るよう努める」6機関（19.4%）、「過去5年間（3年間）の通算（平均）割合を上回るよう努める」6機関（19.4%）などとなっている。

また、登用の拡大のための目標の設定に関しては、「増加（拡大）に努める」14機関（45.2%）、「登用に努める」8機関（25.8%）、「〇%に（現在より〇%）増加させるよう努める」5機関（16.1%）などとなっている。

各府省で作成したこの計画は、2005（平成17）年度までを目標としており、その実現を図っていく必要がある。

（着実に増加する国の審議会等における女性委員の割合）

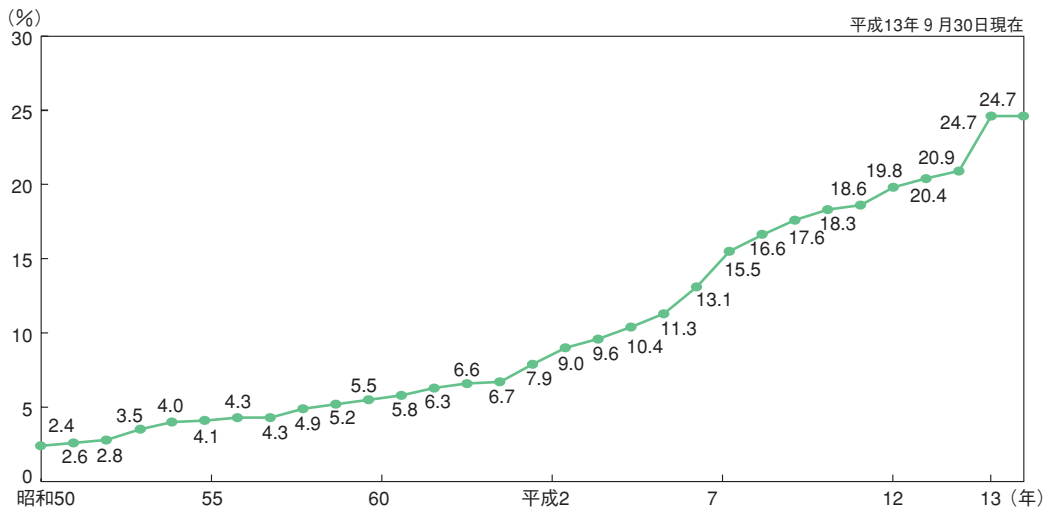
平成12年8月、男女共同参画推進本部は、

国の審議会等における女性委員登用の当面の目標値として、「平成17年（西暦2005年）度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成する」と決定したところである。

平成13年1月の審議会等の統廃合に伴い、各府省において審議会等委員の見直しを行い、女性委員の割合に配慮したことから、審議会数、審議会委員数ともに統廃合前の半分以上となったものの、13年9月30日現在の国の審議会等における女性委員の割合は24.7%と前年に比して高くなっている。

また、職務指定（審議会等の委員の任命について、法令等により関係行政機関の長等一定の職務にある者を充てることが定められているもの）の委員は2.2%、団体推薦（審議会等の委員の任命について、法令等により関係団体からの推薦を受けた者を充てることとなっているもの）の委員は14.6%、その他の委員は26.2%となっている。なお、平成13年1月の審議会等の統廃合により、職務指定、団体推薦委員は、全委員の1割程度と大幅に減少しており、このことが女性委員割合の増加した一因となっている（第1-1-7図）。

第1-1-7図 国の審議会等における女性委員の割合の推移



資料出所：内閣府調べ

第2節

地方公共団体の政策・方針決定過程への女性の参画

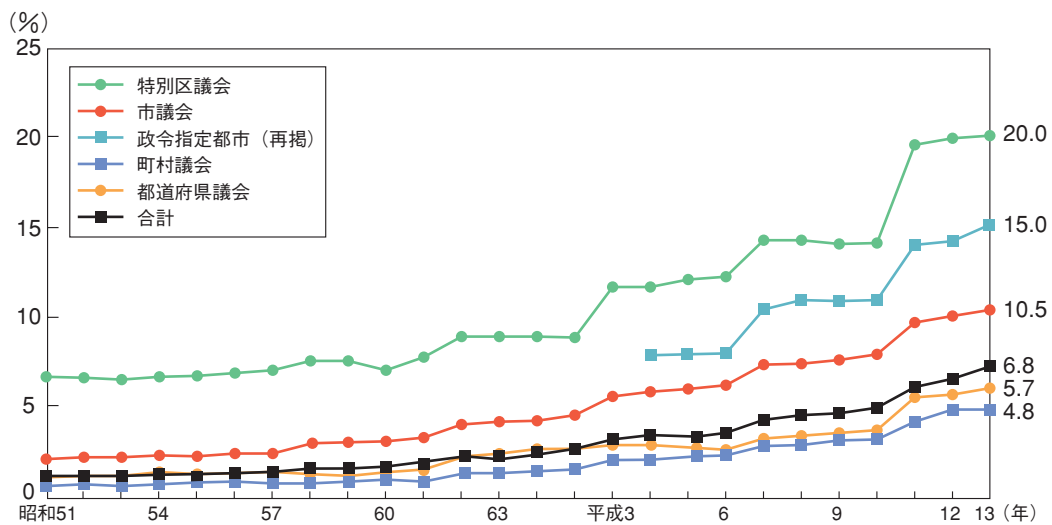
(女性の参画の程度にばらつきのある地方議会)
都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会の女性議員の割合をみると、平成13年末時点で、女性議員の割合が最も高い特別区議

会では20.0%、政令指定都市の市議会は15.0%、市議会全体は10.5%、都道府県議会は5.7%、町村議会は4.8%となっており、都市部で高く郡部で低い傾向にあることがわかる(第1-1-8図)。

(地方公共団体の女性の首長)

平成13年末現在、女性の都道府県知事は3

第1-1-8図 地方議会における女性議員の割合の推移



注：(1) 各年12月現在
(2) 政令指定都市は、札幌市、仙台市、横浜市、川崎市、千葉市、名古屋市、大阪市、京都市、神戸市、広島市、北九州市、福岡市。
資料出所：都道府県議会、市議会、町村議会、特別区議会は総務省調べ。政令指定都市は全国市議会議長会調べ。

名となっている（第1-1-9図）。

第1-1-9図 現職女性知事

現職女性知事		
	氏名	就任年月日
千葉県知事	堂本 暁子	平成13年4月5日
大阪府知事	太田 房江	平成12年2年6日
熊本県知事	潮谷 義子	平成12年4月16日

注：平成13年末現在
資料出所：内閣府調べ

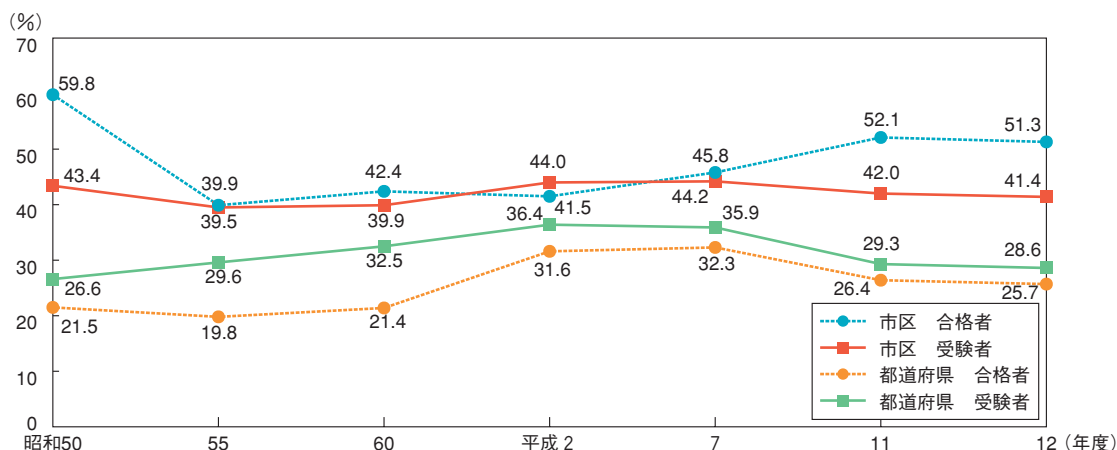
また、女性の市長は、埼玉県蓮田市長、東京都国立市長及び兵庫県芦屋市長の3名であり、女性の町村長は、秋田県大潟村長、京都

府野田川町長、大阪府豊能町長及び広島県湯来町長の4名である。

（地方公務員採用試験における女性割合の推移）

都道府県及び市区の地方公務員採用試験について、受験者及び合格者に占める女性割合をみると、平成12年度では、都道府県採用試験の受験者で28.6%、合格者で25.7%、市区採用試験の受験者で41.4%、合格者で51.3%となっており、都道府県より市区で高くなっている。受験者及び合格者について、前年度と比べた場合、都道府県、市区ともに横ばいで推移している（第1-1-10図）。

第1-1-10図 地方公務員採用試験における女性割合の推移



資料出所：総務省「地方公共団体の勤務条件等に関する調査」

（地方公務員管理職に占める女性割合）

平成13年では、都道府県で4.3%、政令指定都市で5.4%となっている。推移をみると増加傾向にあり、特に政令指定都市における10年以降の伸びが大きくなっている（第1-1-11図）。

総務省「女性地方公務員の登用、職域拡大等に向けた取組に関する調査」（平成13年）によると、女性職員の管理職等への登用について、「具体的な計画期間と達成目標」を設けて取り組んでいるのは、都道府県で5団体

（10.6%）、政令指定都市で1団体（8.3%）となっている。また、実施に向け検討中の団体は都道府県で11団体（23.4%）、政令指定都市で3団体（25.0%）となっており、一定の取組がみられる。

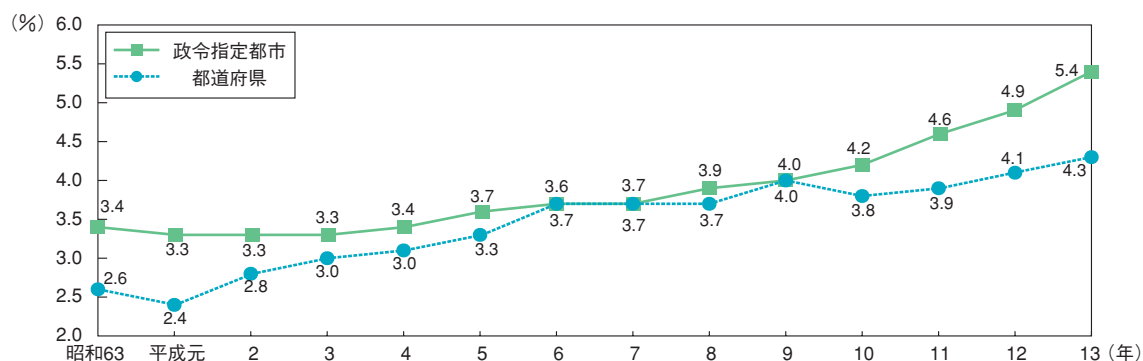
（着実に増加する地方公共団体の審議会等における女性委員の割合）

都道府県、政令指定都市においては、目標値を掲げ登用に努めていることから、ここ数年の間に大幅な伸びを示しており、平成13年

では、目標の対象とされている審議会等における女性委員割合は、都道府県で22.3%、政

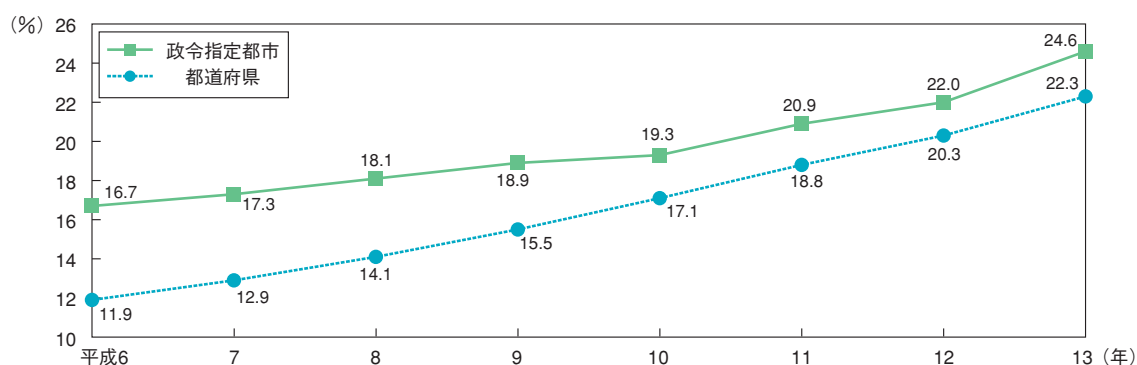
令指定都市で24.6%となっている（第1-1-12図）。

第1-1-11図 地方公務員管理職に占める女性割合の推移



資料出所：平成5年までは労働省調べ（各年6月1日現在）、平成6年からは内閣府調べ（各年3月31日現在）

第1-1-12図 都道府県・政令指定都市の審議会等における女性委員の割合の推移



注：各年3月31日現在
資料出所：内閣府調べ

第3節

様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画状況

（増加する司法分野における女性割合）

判事、判事補、検察官、弁護士に占める女性割合は、総じて増加している。特に、弁護士は、前年に比べて大幅に増加した。なお、判事補については、総数の増加の一方で女性数が伸び悩んでいることから、その割合は低下している。

司法試験合格者に占める女性割合も、年によって増減があるものの、昭和51年度の8.4%

から平成13年度には22.5%へと着実に増加していることから、今後の司法分野での女性割合の増加が期待される（第1-1-13図）。

（各種団体・機関における女性の登用）

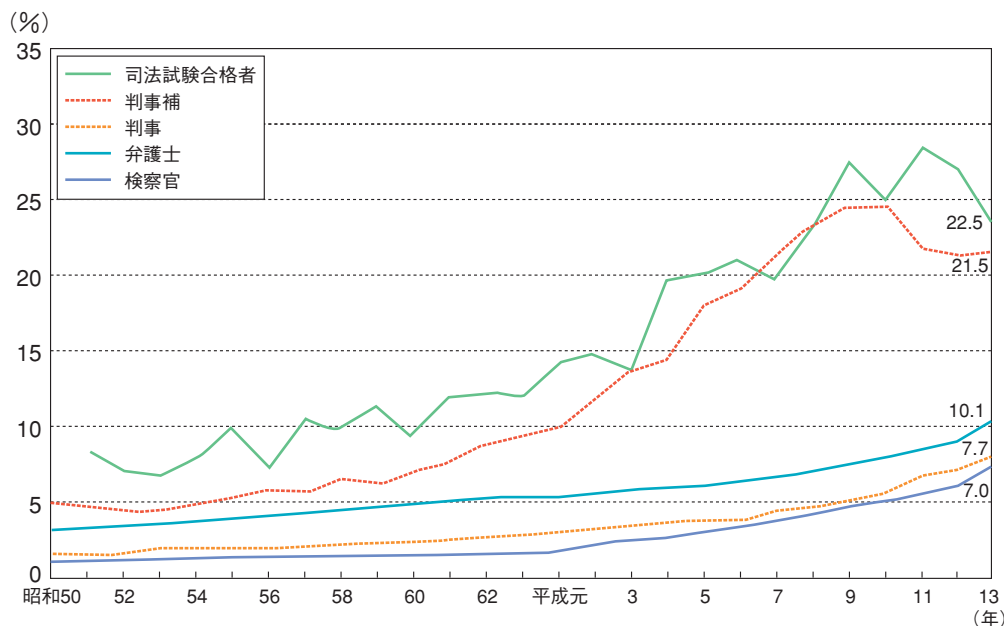
各種分野を代表する団体・機関への女性の参画は、政策・方針決定過程への女性の参画に結びつくものである。内閣府「地域における男女共同参画状況調査」（平成13年）によると、医療、福祉、法務、教育、会計、商工、農林、流通、労働組合等、13の各種団体・機関のうち、役員に占める女性割合が高いのは、ニュービジネス協議会（17.8%）、日本生活協

同組合（17.4%）、会員に占める女性割合が高いのは、日本薬剤師会（54.4%）、日本労働組合総連合会（27.1%）となっている。しかし、総じて、女性会員に比べて、役員に占める女性割合は低く、2団体では、女性役員が1人もいない状況にある（第1-1-14図）。

（農村、漁村における政策・方針決定過程への女性の参画が進む）

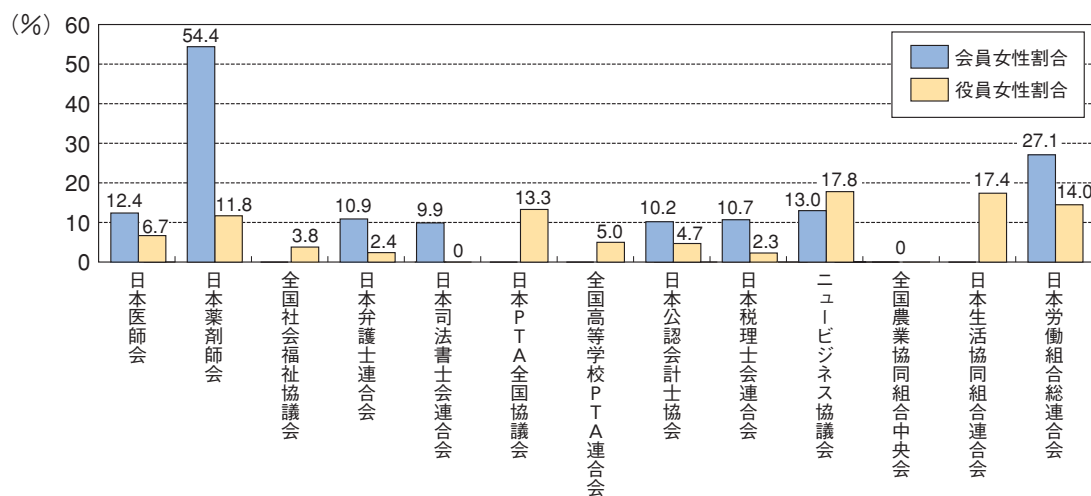
農林水産業に従事する女性は、それぞれの産業の重要な担い手であるとともに、それぞれの生活の運営や地域社会の維持・活性化に大きく貢献している。

第1-1-13図 司法分野における女性割合の推移



注：弁護士数については、日本弁護士連合会登録会員数を用いた。
資料出所：判事，判事補については最高裁判所調べ。検察官，司法試験合格者については法務省調べ。弁護士については日本弁護士連合会事務局調べ。

第1-1-14図 各種団体，機関等における女性の参画状況



注：全国社会福祉協議会，全国農業協同組合中央会，日本生活協同組合連合会については団体会員のため，日本PTA全国協議会，全国高等学校PTA連合会については世帯単位の会員となっているため，性別データがない。
資料出所：内閣府「地域における男女共同参画状況調査」（平成13年）

地域における政策・方針決定過程への女性の参画の状況をみると、農地の利用関係の調整等の業務を行う農業委員会については、平成11年に女性農業委員数が倍増した。また、農業協同組合・沿海地区出資漁業協同組合の正組合員・役員については、就業人口に占める女性割合と比較すると低い水準にあるものの、近年微増傾向がみられる。全体的に割合は少ないが、増加傾向にある（第1-1-15表）。

会議員に占める女性割合についての国際比較では、北欧諸国が上位を占めている（2002（平成14）年3月1日現在）。

我が国の女性議員は増加しているとはいえ、他国と比較すると、かなり低い状況にあることがわかる。フランス、韓国等では、クォータ制を導入するなど、積極的に女性議員を増やすための取組を行っている（第1-1-16図）。

（国会における女性議員割合の国際比較）

（人間開発に関する指標）

IPU（列国議会同盟）の調査によると、国

2001（平成13）年に国連開発計画（UNDP）

■ 第1-1-15表 農業委員会、農協、漁協への女性の参画状況の推移

（単位：人、％）

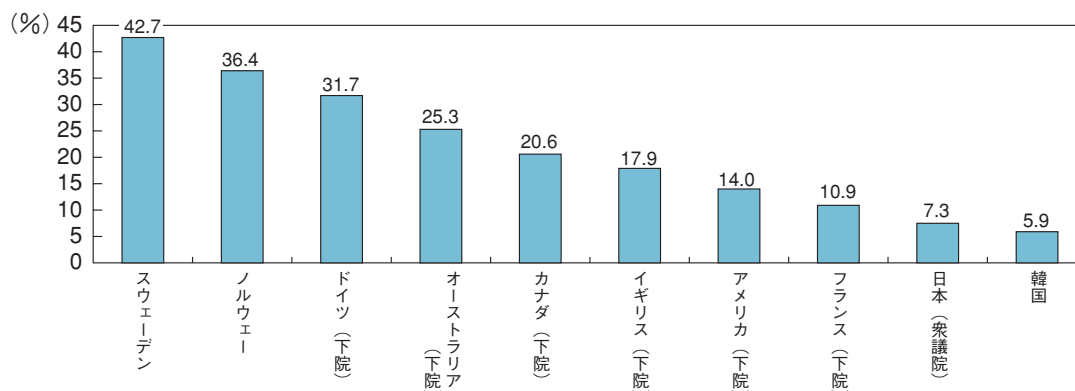
年度	昭和55年	60年	平成2年	7年	9年	10年	11年
農業委員数	65,940	64,080	62,524	60,917	60,610	60,052	59,702
うち女性	41	40	93	203	451	479	977
女性の割合	(0.06)	(0.06)	(0.15)	(0.33)	(0.74)	(0.80)	(1.64)
農協個人正組合員数	5,635,000	5,536,000	5,537,547	5,432,260	5,380,083	5,335,636	5,287,799
うち女性	497,000	574,000	667,468	707,117	727,156	734,003	739,550
女性の割合	(8.82)	(10.37)	(12.05)	(13.02)	(13.52)	(13.76)	(13.99)
農協役員数	81,059	77,490	68,611	50,735	44,578	40,488	36,114
うち女性	29	39	70	102	129	143	158
女性の割合	(0.04)	(0.05)	(0.10)	(0.20)	(0.29)	(0.35)	(0.44)
漁協個人正組合員数	409,960	381,758	354,116	317,553	302,106	293,786	
うち女性	19,944	21,180	20,425	18,337	16,755	16,814	
女性の割合	(4.86)	(5.55)	(5.77)	(5.77)	(5.55)	(5.72)	
漁協役員数	23,224	22,563	22,022	20,449	19,621	19,160	
うち女性	10	13	22	29	36	45	
女性の割合	(0.04)	(0.06)	(0.10)	(0.14)	(0.18)	(0.23)	

注：（1）農業委員とは、市町村の行政委員会である農業委員会の委員であり、農業者の代表として公選等により選出される。農業委員会は、農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進にかかる業務を行っている。

（2）農業委員については、各年8月1日現在、ただし、平成2年以降は10月1日現在
農協については、各事業年度末（農協により4月末～3月末）現在
漁協については、各事業年度末（漁協により4月末～3月末）現在

資料出所：農林水産省調べ

■ 第1-1-16図 女性国会議員割合の国際比較（下院又は一院制）



注：平成14年3月1日現在

資料出所：Inter-Parliamentary Union資料

クォータ制

クォータ制とは、過去の社会的・構造的な差別の結果現在不利益を被っているグループに対し、一定の範囲で特別な枠を割り当てることにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置であり、格差を改善するために必要な範囲において、当該グループに対し参画する機会を積極的に提供するポジティブ・アクションの1手法である。

最近では、2000（平成12）年に、フランスでは小選挙区では候補者の男女比の差を2%以内にし、比例区では名簿を男女交互にすることが「パリテ法」の制定により義務付けられ、韓国では、比例区候補者の3割以上を女性にすることとされた。

また、2002（平成14）年3月、ノルウェー政府は、クォータ制度を民間部門に導入する計画を決定・公表した。これによると、①1年以内に政府関係企業の重役会メンバーの少なくとも40%を男性又は女性とする、②民間企業にクォータ制度を導入する法制化の準備を進め、2005年（予定）には法案を国会に提出する、③民間企業の重役会メンバーの女性比率を段階的に引き上げるため、労使・政府間で協力協定を結ぶことを求める、といった内容となっている。なお、協力協定によって男女比率の目標（40%）が達成された場合には、クォータ制度の民間部門への導入に関する法制化を見送ることとしている。

が発表した「人間開発報告書」によると、我が国は人間開発指数（HDI¹⁾が測定可能な162か国中9位、ジェンダー開発指数（GDI²⁾が測定可能な146か国中11位、ジェンダー・エンパワーメント指数（GEM³⁾が測定可能な64か国中31位と、GEMの順位がHDI、

GDIの順位に比して大きく落ち込んでいる。しかし、12年6月の衆議院議員選挙によって、衆議院議員に占める女性割合が4.6%から7.3%へ大幅に上昇したこともあり、前年のGEM41位から31位へと改善がみられる。

GEMの上位5か国はノルウェー、アイス

1) HDI 人間開発指数 (Human Development Index)

基本的な人間の能力がどこまで伸びたかを測るもので、基礎となる「長寿を全うできる健康的な生活」、「知識」及び「人並みの生活水準」の3つの側面の達成度の複合指数である。具体的には、平均寿命、教育水準（成人識字率と就学率）、調整済み一人当たり国民所得を用いて算出している。

2) GDI ジェンダー開発指数 (Gender-Related Development Index)

HDIと同じく基本的能力の達成度を測定するものであるが、その際、女性と男性の間でみられる達成度の不平等に注目したもの。HDIと同様に平均寿命、教育水準、国民所得を用いつつ、これらにおける男女間格差ペナルティーを割り引くことにより算出しており、「ジェンダーの不平等を調整したHDI」と位置付けることができる。

なお、「ジェンダー」とは社会的・文化的に形成された性別。生物学的な性別であるセックスと区別して用いられる。

3) GEM ジェンダー・エンパワーメント指数 (Gender Empowerment Measure)

女性が積極的に経済界や政治生活に参加し、意思決定に参加できるかどうかを測るもの。HDIが人間の能力の拡大に焦点を当てているのに対して、GEMは、そのような能力を活用し、人生のあらゆる機会を活用できるかどうかに焦点を当てている。具体的には、女性の所得、専門職・技術職に占める女性割合、行政職・管理職に占める女性割合、国会議員に占める女性割合を用いて算出している。

なお、UNDPによると、1999年報告書よりデータの算出方法が変更になり、1998年以前の報告書に掲載されている値との比較はできなくなっている。

ランド、スウェーデン、フィンランド、カナダの順位がともに高い（第1-1-17表）。
 日本は、これらの中では、HDI及びGEM

第1-1-17表 HDI, GDI, GEMの上位50か国

HDI (人間開発指数)			GDI (ジェンダー開発指数)			GEM (ジェンダー・エンパワーメント指数)		
順位	国名	HDI値	順位	国名	GDI値	順位	国名	GEM値
1	ノルウェー	0.939	1	ノルウェー	0.937	1	ノルウェー	0.836
2	オーストラリア	0.936	2	オーストラリア	0.935	2	アイスランド	0.815
3	カナダ	0.936	3	カナダ	0.934	3	スウェーデン	0.809
4	スウェーデン	0.936	4	米国	0.932	4	フィンランド	0.783
5	ベルギー	0.935	5	スウェーデン	0.931	5	カナダ	0.763
6	米国	0.934	6	アイスランド	0.930	6	ニュージーランド	0.756
7	アイスランド	0.932	7	ベルギー	0.928	7	オランダ	0.755
8	オランダ	0.931	8	オランダ	0.926	8	ドイツ	0.749
9	日本	0.928	9	フィンランド	0.923	9	オーストラリア	0.738
10	フィンランド	0.925	10	フランス	0.922	10	米国	0.738
11	スイス	0.924	11	日本	0.921	11	オーストリア	0.723
12	ルクセンブルク	0.924	12	英国	0.920	12	デンマーク	0.705
13	フランス	0.924	13	デンマーク	0.920	13	スイス	0.696
14	英国	0.923	14	スイス	0.919	14	ベルギー	0.692
15	デンマーク	0.921	15	ドイツ	0.916	15	スペイン	0.688
16	オーストリア	0.921	16	オーストリア	0.915	16	英国	0.671
17	ドイツ	0.921	17	ニュージーランド	0.910	17	バルバドス	0.648
18	アイルランド	0.916	18	アイルランド	0.908	18	アイルランド	0.644
19	ニュージーランド	0.913	19	ルクセンブルク	0.907	19	バハマ	0.639
20	イタリア	0.909	20	イタリア	0.903	20	ポルトガル	0.629
21	スペイン	0.908	21	スペイン	0.901	21	トリニダード・トバゴ	0.599
22	イスラエル	0.893	22	イスラエル	0.888	22	スロベニア	0.574
23	ギリシャ	0.881	23	香港 (中国)	0.877	23	コスタリカ	0.571
24	香港 (中国)	0.880	24	ギリシャ	0.874	24	イスラエル	0.569
25	キプロス	0.877	25	キプロス	0.872	25	エストニア	0.552
26	シンガポール	0.876	26	シンガポール	0.871	26	チェコ	0.546
27	韓国	0.875	27	スロベニア	0.871	27	スロバキア	0.546
28	ポルトガル	0.874	28	ポルトガル	0.870	28	ラトビア	0.540
29	スロベニア	0.874	29	韓国	0.868	29	イタリア	0.536
30	マルタ	0.866	30	ブルネイ	0.853	30	クロアチア	0.527
31	バルバドス	0.864	31	マルタ	0.850	31	日本	0.520
32	ブルネイ	0.857	32	チェコ	0.842	32	ポーランド	0.518
33	チェコ	0.844	33	アルゼンチン	0.833	33	ペルー	0.516
34	アルゼンチン	0.842	34	スロバキア	0.829	34	ドミニカ	0.510
35	スロバキア	0.831	35	ハンガリー	0.826	35	シンガポール	0.509
36	ハンガリー	0.829	36	ポーランド	0.826	36	コロンビア	0.507
37	ウルグアイ	0.828	37	ウルグアイ	0.825	37	メキシコ	0.507
38	ポーランド	0.828	38	バハマ	0.819	38	マレーシア	0.503
39	チリ	0.825	39	チリ	0.817	39	ギリシャ	0.502
40	バーレーン	0.824	40	クウェート	0.815	40	ベリーズ	0.496
41	コスタリカ	0.821	41	バーレーン	0.814	41	ハンガリー	0.493
42	バハマ	0.820	42	コスタリカ	0.813	42	ウルグアイ	0.491
43	クウェート	0.818	43	リトアニア	0.801	43	エクアドル	0.482
44	エストニア	0.812	44	クロアチア	0.799	44	パナマ	0.475
45	アラブ首長国連邦	0.809	45	アラブ首長国連邦	0.798	45	リトアニア	0.474
46	クロアチア	0.803	46	ラトビア	0.789	46	フィリピン	0.470
47	リトアニア	0.803	47	トリニダード・トバゴ	0.789	47	ホンジュラス	0.449
48	カタール	0.801	48	カタール	0.788	48	ルーマニア	0.449
49	トリニダード・トバゴ	0.798	49	メキシコ	0.782	49	チリ	0.445
50	ラトビア	0.791	50	パナマ	0.782	50	エルサルバドル	0.440

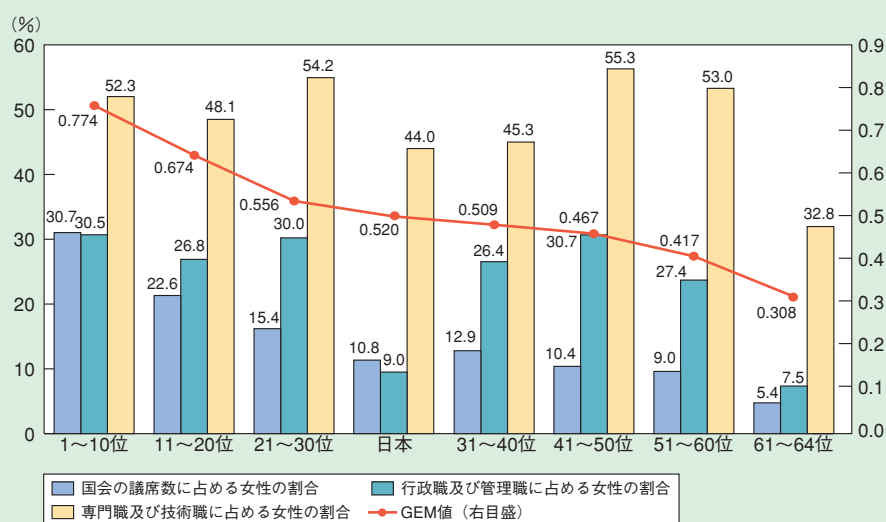
資料出所：UNDP「人間開発報告書」(2001年)

HDI値、GDI値に比べて低い我が国のGEM値

HDI値、GDI値、GEM値について、HDI上位20か国の平均と日本を比べてみると、日本はHDI値については平均0.926を若干上回っているものの、GDI値については平均0.922を若干下回っており、GEM値については、平均0.718に対して0.520と大きく下回っている。

また、GEMを算出するに当たって用いる構成要素のうち、「国会の議席数に占める女性割合」、「行政職及び管理職に占める女性割合」、「専門職及び技術職に占める女性割合」に注目し、それぞれの要素についてGEM値が測定可能な64か国を順に10か国ごとにグループ化し、それぞれのグループの平均と日本（第31位）を比べてみると、日本は、GEM上位国に比べて、「国会の議席数に占める女性割合」及び「行政職及び管理職に占める女性割合」が低く、GEM順位の近い諸国と比べても「行政職及び管理職に占める女性割合」が著しく低いことがわかる（第1-1-18図）。

■ 第1-1-18図 GEMの構成要素

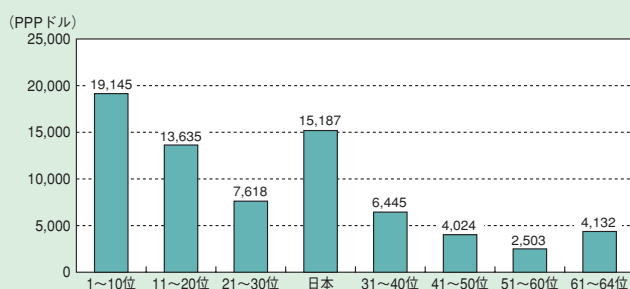


資料出所：UNDP「人間開発報告書」（2001年）

一方、女性の1人当たりGDPをみると、日本と同じ31~40位グループの平均の2倍以上となっており、GEM上位国と同じレベルにある（第1-1-19図）。

このように、日本のGEM値には、所得の高さが大きく寄与している。

■ 第1-1-19図 女性1人当たりの実質GDP



注：1人当たりの実質GDPは、購買力平価の交換レートを基準にしたUSドルに換算した。

資料出所：UNDP「人間開発報告書」（2001年）

就業の分野における男女の共同参画

本章のポイント

第1節 男女の労働力をめぐる状況

- 労働力人口に占める女性の割合は4割。女性の労働力率は49.2%。
- 女性の年齢階級別労働力率は、全体に上昇しているが、依然としてM字カーブを描く。
- 男女とも雇用者割合が上昇している一方で、女性を中心に非正規化。高学歴化も進む。

第2節 雇用の分野における女性

- 女性の労働力率は有配偶者で低い。就業希望者を加えた潜在的労働力率は台形を描く。
- 女性雇用者の平均年齢・勤続年数は上昇。女性管理職割合も増加傾向。
- 給与所得には男女で大きな差。所定内給与の男女差は縮小傾向にあるが、女性の正規労働者とパートタイム労働者の賃金格差は拡大傾向。
- 性別にとらわれず能力を発揮でき、処遇される仕組みが望まれる。

第3節 雇用環境の変化

- 景気が低迷する中で、失業率は上昇。解雇は中高年の男性に目立つ。
- 勤続年数による賃金格差は縮小傾向、個人業績を処遇に反映させる企業が増加傾向。
- 年齢階級別の就業時間をみると、男性は30歳代をピークとするゆるやかな逆U字カーブ。一方、女性はゆるやかなM字カーブを描く。
- 30歳代女性の3分の2はパートタイム労働者として入職しており、新規学卒入職者でもパートタイム労働者は増加傾向。
- パートの28%はフルタイム就業者。パートの基幹化も進んでいる。
- 新規に開業した自営業者は女性の方が多く、起業家の15%は女性。IT化等による起業の促進も期待される。

第1節

男女の労働力をめぐる状況

(労働力人口に占める女性割合は4割)

平成13年における労働力人口は女性2,760万人(前年比7万人増)、男性3,992万人(前年比22万人減)であり、労働力人口¹⁾に占め

る女性の割合は40.9%と昭和63年以降40%を超えている。女性の労働力人口のうち、就業者は2,629万人(前年同)、完全失業者は131万人(前年比8万人増)であった。一方、労働力率(15歳以上人口に占める労働力人口の割合)をみると、女性は49.2%と前年より0.1ポイント低下、男性は75.7%と0.7ポイント低下となり、いずれも4年連続低下となっている。

1) 「労働力人口」とは、①仕事をした「従業者」だけでなく、②仕事を持ちながら休んでいた「休業者」、③仕事がなく仕事を探していた「完全失業者」を合わせた概念である。一方、「非労働力人口」は、仕事がなく仕事を探していない者である。

(依然として残るM字カーブ)

男女別の年齢階級別労働力率をみると、男性が20歳代後半から50歳代までを山とする台形を描くのに対し、女性では、30歳代前半を谷とするM字カーブを描いている。これは、昭和40年代からみられる我が国の女性労働力率の特徴である(第1-2-1図)。

年齢階級別労働力率の推移をみると、男性では大きな変化がみられない一方、女性では、25~29歳層では昭和50年から平成13年にかけて28.5ポイントと大幅に上昇している。しかし、M字の谷に当たる30~34歳層では14.9ポ

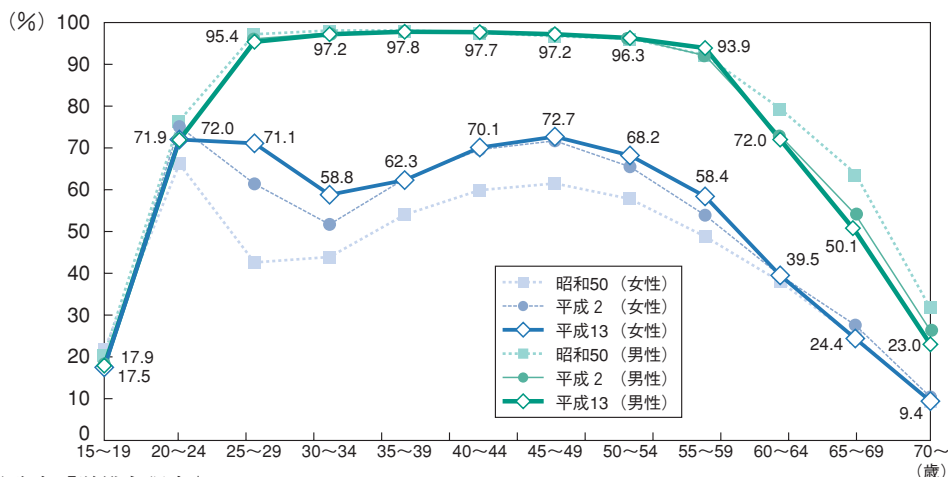
イントと、比較的小幅にとどまっている。

(男女就業者の就業状況)

就業者を産業別にみると、以前は製造業の割合が最も高かったが、次第に第3次産業の割合が高まってきており、女性では、平成2年以降、サービス業の割合が最も高くなり、その後も上昇している。一方、男性では、製造業の割合が最も高いものの、サービス業との差は縮まっており、13年にはほとんど差がなくなっている(第1-2-2図)。

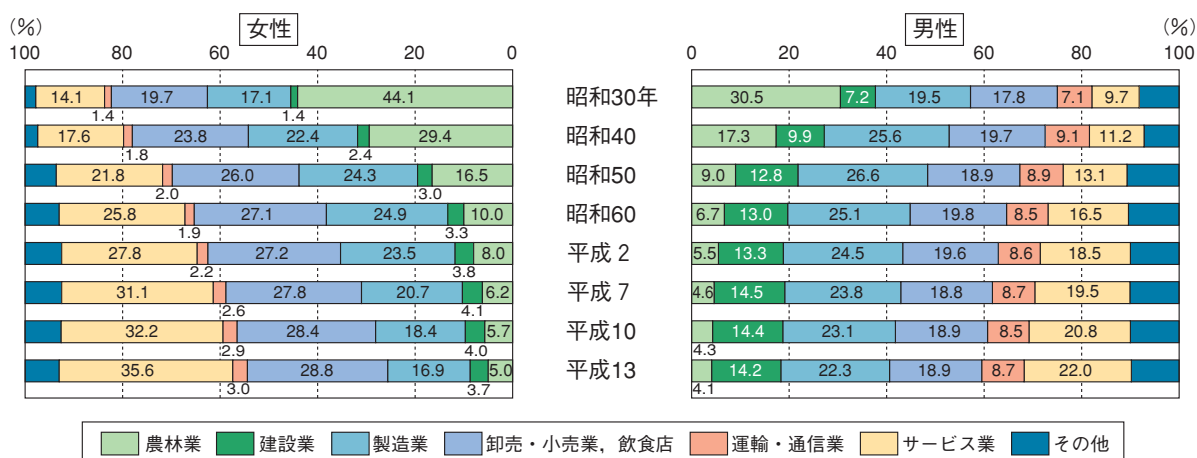
また、職業別の構成比をみると、農林漁業

第1-2-1図 性・年齢階級別労働力率の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

第1-2-2図 産業別就業者構成比の推移



注：昭和30年及び40年については、「卸売・小売業、飲食店」には「金融・保険、不動産業」を、「運輸・通信業」には「電気・ガス・水道・熱供給業」をそれぞれ含む。

資料出所：総務省「労働力調査」

従事者や技能工・生産工の割合が大きく低下する一方、専門・技術職、事務従事者などの割合が高まっている。平成13年においては、事務従事者の割合が最も高く、次いで専門的・技術的職業従事者が多い。一方、男性では、割合は低下しつつあるものの技能工・生産工の割合が最も高く、次いで販売従事者となっている（第1-2-3図）。

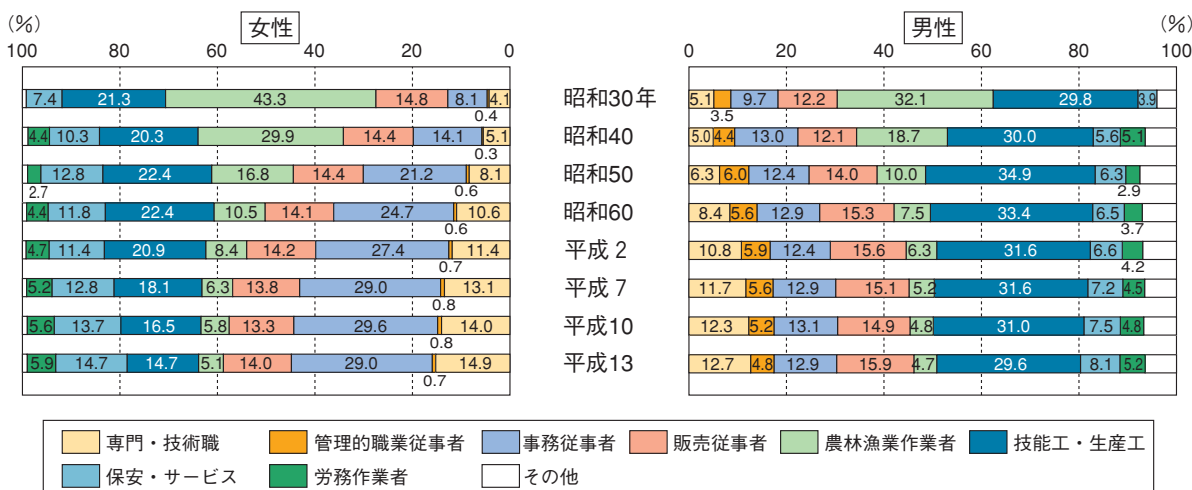
一方、農林水産業従事者の状況を見ると、農業については女性が2,171千人（平成12年）であり、全農業就業人口の55.8%を占めている。

。林業については12千人（12年），漁業については44千人（12年）で、それぞれ全林業、全漁業就業人口の17.2%、16.9%を占めている（第1-2-4表）。

（雇用者の割合は大きく上昇）

就業者の従業上の地位別の構成割合の推移をみると、雇用者の割合が大きく上昇し、これに伴い、家族従業者、自営業主の割合が低下している。平成13年では、雇用者の割合が女性82.5%（非農林業では86.1%），男性

第1-2-3図 職業別就業者構成比の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

第1-2-4表 農林水産業の就業人口に占める女性割合の推移

	昭和50年	55	60	平成2	7	12
農業就業人口	7,907	6,973	6,363	5,653	4,140	3,891
うち女性	4,932	4,300	3,885	3,403	2,372	2,171
女性の割合	(62.4)	(61.7)	(61.1)	(60.2)	(57.3)	(55.8)
林業就業人口	179	165	140	108	86	67
うち女性	32	29	23	18	14	12
女性の割合	(17.9)	(17.7)	(16.5)	(16.4)	(16.6)	(17.2)
漁業就業人口	478	457	432	371	301	260
うち女性	80	81	75	67	54	44
女性の割合	(16.7)	(17.7)	(17.4)	(18.1)	(17.9)	(16.9)

注：(1) 農業就業人口は、16歳以上（平成7年以降は15歳以上）の世帯員で、自営農業だけに従事した者と、自営農業とその他の仕事の両方に従事した者のうち農業が主である者の合計であり、平成7年以降は販売農家の数値である。
 (2) 漁業就業人口は、漁業世帯の15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営漁業又は雇われて漁業の海上作業に30日以上従事した者の合計である。

資料出所：農業就業人口については、農林水産省「農林業センサス」
 林業就業人口については、総務省「国勢調査」
 漁業就業人口については、農林水産省「漁業動態統計年報」

84.6%（非農林業では87.7%）と最も高くなっている。また、雇用者全体に占める女性割合も増加しており、13年には40%を超えている（第1-2-5図）。

（女性を中心に非正規化が進む雇用形態）

雇用者の雇用形態別構成の推移をみると、正規の職員・従業員の割合は、昭和60年の女性68.1%、男性92.8%から平成13年には女性52.2%、男性87.5%に低下し、パート（パートと呼ばれている者をいう。以下同じ）、アルバイトなど非正規労働者の割合が上昇している。特に、女性では、昭和60年に28.4%であったパート・アルバイトの割合が平成13年に42.9%へと急上昇しており、女性において

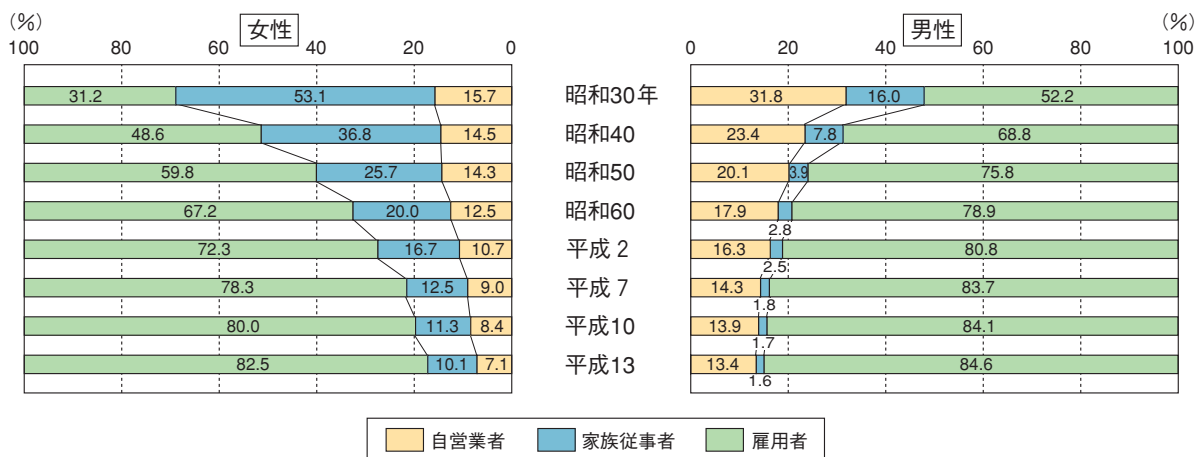
非正規化が急速に進んでいることがわかる。また、派遣労働者も近年増加傾向にある（第1-2-6図）。

（雇用者の高学歴化は更に進展，女子新規学卒就職者に占める大卒と高卒の順位が逆転）

雇用者の学歴構成をみると、大卒、高専・短大卒の割合は上昇傾向にある一方、高卒、中卒の割合は低下傾向にあり、雇用者の高学歴化が進んでいることがわかる（第1-2-7図）。

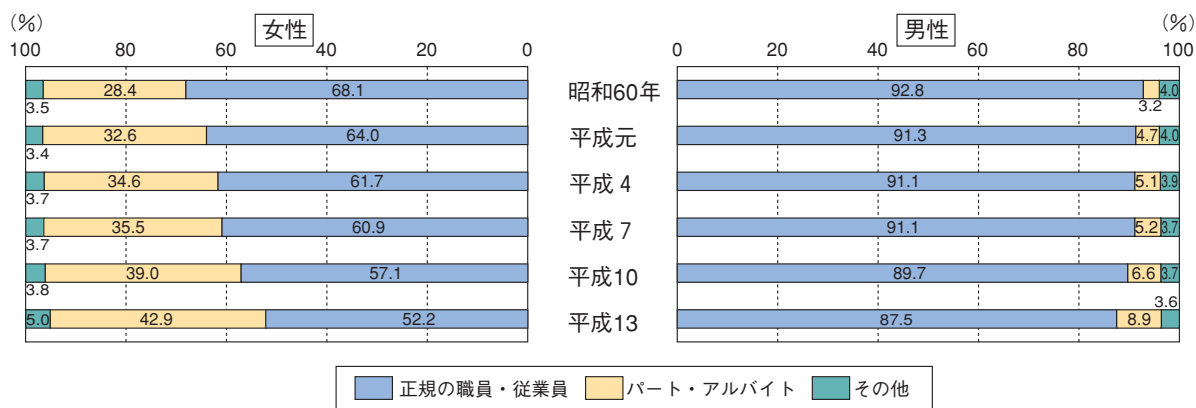
新規学卒就職者の構成比をみても、高学歴化が顕著である。長期的に高卒、中卒の割合が低下し、大卒の割合は上昇する傾向にある一方で、高専・短大卒の割合は近年減少に転じている。平成13年では、新規学卒就職者

■ 第1-2-5図 従業上の地位別就業者構成比の推移



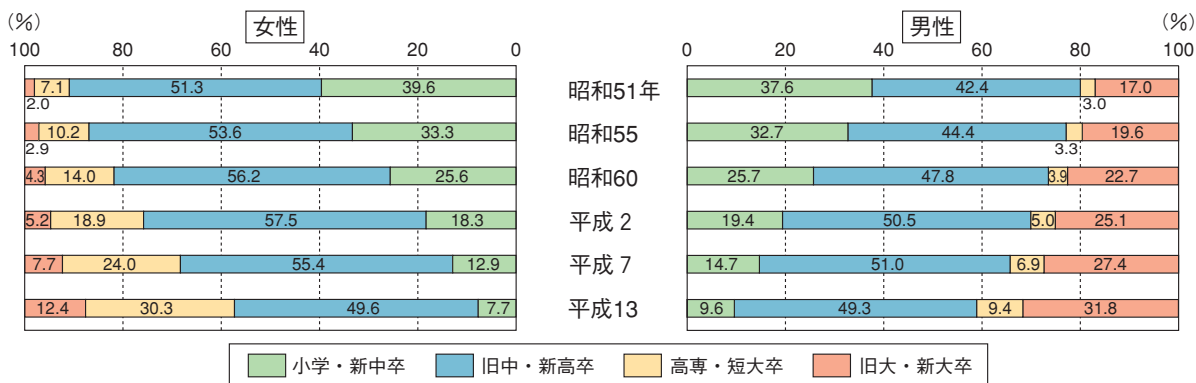
資料出所：総務省「労働力調査」

■ 第1-2-6図 雇用形態別にみた役員を除く雇用者（非農林業）の構成割合



資料出所：総務省「労働力調査特別調査」（各年2月）

第1-2-7図 学歴別一般労働者の構成割合の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(中学、高校、短大、高専、大学、大学院を卒業して就職した者)に占める大卒の割合は女性35.7%、男性49.0%と最も高く、次いで高卒となっている。特に、女性では大卒の割合の増加が著しく、2年(14.8%)から20ポイント以上上昇し、12年には大卒と高卒の順位が逆転している。

描くことは第1節で触れたが、これを未婚者、有配偶者に分けてみると、未婚者では20歳代後半をピークに徐々に下降するのに対し、有配偶者では40歳代後半がピークとなっている。すなわち、有配偶女性では出産・子育て期に就業を中断し、子育てが一段落したところで再就職するという就業パターンを持つ者が多く、それがM字カーブの要因となっている(第1-2-8図)。

第2節

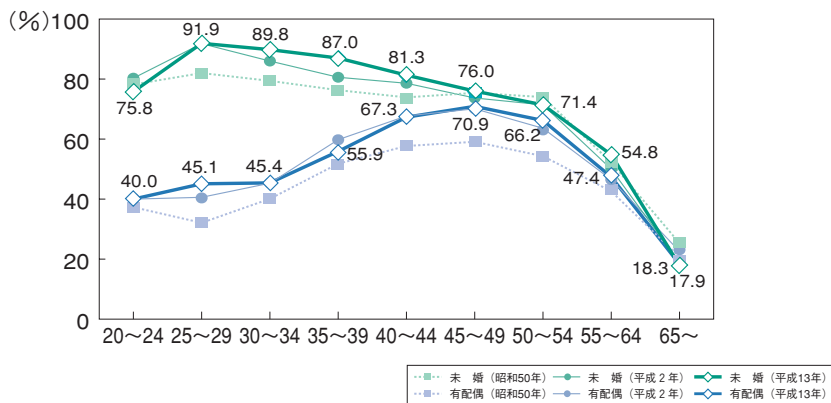
雇用の分野における女性

(有配偶者で低い女性の労働力率、就業希望者を加えると台形に)

女性の年齢階級別労働力率がM字カーブを

一方、非労働力化している女性のうち就業を希望する者は、労働力率の低い30歳代に多く、就業希望者に労働力人口を加えて算出した潜在的労働力率をみると、M字のくぼみはほとんどなくなる(第1-2-9図)。このことは、子育て期の女性も就業希望を持っているが、現実には就業が困難である状況を反

第1-2-8図 配偶関係別女性の年齢階級別労働力率の推移



資料出所：総務省「労働力調査」

映していると考えられる。

(女性の勤続年数は更に長期化)

雇用者の平均年齢、平均勤続年数は上昇傾向にある。雇用者の平均年齢は平成13年で女性37.7歳、男性40.9歳（昭和60年は35.4歳、38.6歳）、平均勤続年数は女性8.9年、男性13.6年（昭和60年は6.8年、11.9年）と上昇している。勤続年数階級別構成比をみても、男性は30年以上が増加しているが、女性では、20年以上が10.5%（平成12年）と昭和60年の5.5%から上昇するなど全体に勤続年数が長期化し、10年以上が約3分の1を占めるに至って

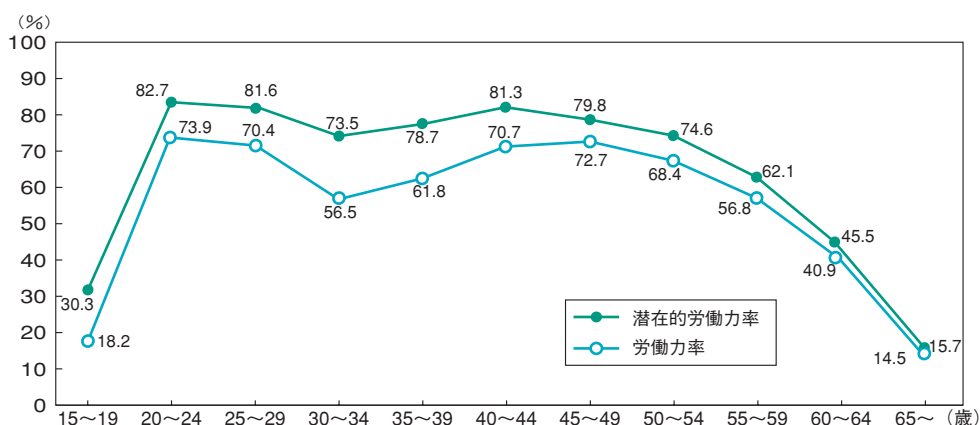
いる（第1-2-10図）。

このような女性の勤続年数の長期化を反映して、序説でみたように、管理職に占める女性割合も徐々に上昇してきている。

(男女で大きな差がみられる給与所得)

しかし、男女の給与所得には大きな開きがある。1年間を通じて勤務した給与所得者を給与階級別にみると、女性では300万円以下が63.4%（男性16.1%）、100万円以下も14.9%（男性は1.8%）と多い反面、700万円超は3.2%（男性24.2%）と男女差が大きい。総務省「労働力調査特別調査」（平成13年8月）

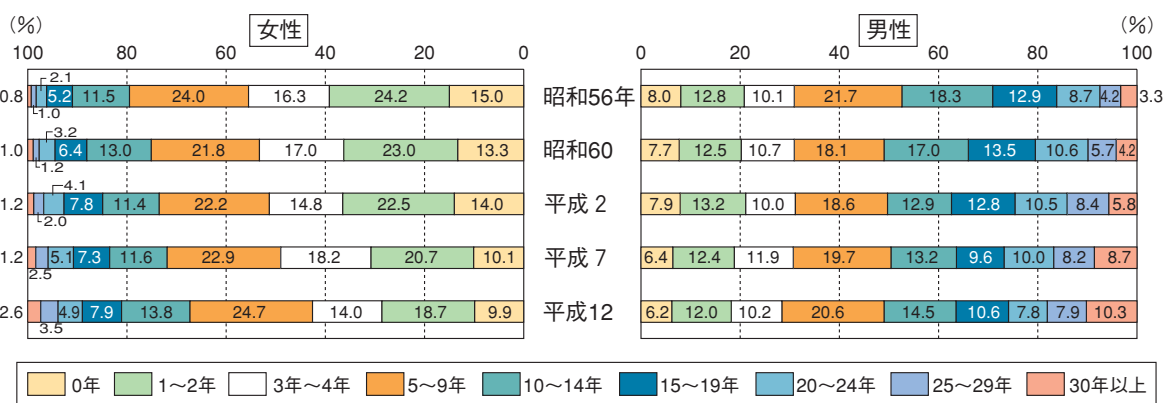
第1-2-9図 女性の年齢階級別潜在的労働力率



注：年齢階級別潜在的労働力率 = (労働力人口 (年齢階級別) + 非労働力人口のうち就業希望者 (年齢階級別)) / 15歳以上人口 (年齢階級別)

資料出所：総務省「労働力調査特別調査」（平成13年8月）

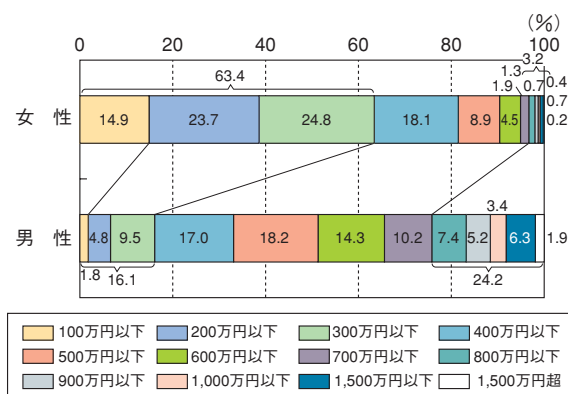
第1-2-10図 勤続年数階級別雇用者の構成割合の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

をみても、女性パートのうち仕事からの収入が100万円未満の者は57.8%、150万円未満の者は84.9%に上る（第1-2-11図）。

第1-2-11図
給与階級別給与所得者の構成割合



資料出所：国税庁「民間給与実態統計調査」（平成12年度）

このような差の背景として、女性では家庭との両立等を考慮して就業時間が短いパート等で働く者が多く、正社員とパート等の非正規労働者の賃金の格差があること、またパート等の女性では収入が一定範囲を超えないよう調整する者も少なくないことがある。加えて、正規雇用者の賃金の男女差も、こうした男女間の収入格差に影響していると考えられる。

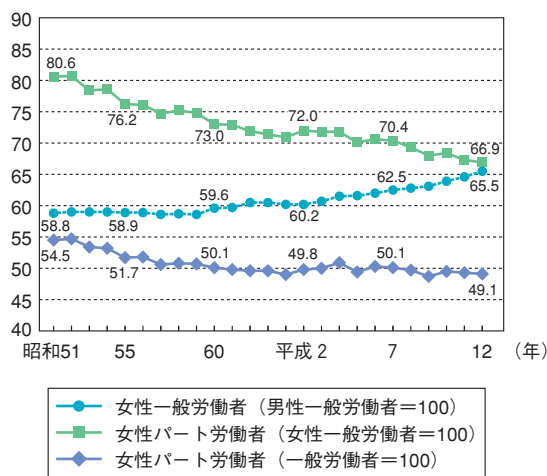
（所定内給与の男女差は縮小傾向、パートタイム労働者の賃金は一般労働者の3分の2）

女性一般労働者の平均所定内給与額は、平成12年で男性一般労働者の65.5%（13年は65.3%）であり、徐々に縮小してきているものの、依然として大きな開きがある（第1-2-12図）。この要因として、いわゆる年功制の下で、女性労働者では勤続年数の短い者の割合が高く、管理職の割合が低いこと、高学歴者の割合が低いことなどが挙げられる。実際、女性の学歴別構成・勤続年数階級別構成が男性と同じになったと仮定して推計すると、77.5%と男女比は大幅に上昇する。

一方、女性パートタイム労働者（同一企業

の一般労働者より1日の所定労働時間又は1週間の労働日数が少ない労働者をいう。以下同じ。）の1時間あたり所定内給与額は女性一般労働者の66.9%であり、低下傾向にある。しかし、男女計の一般労働者の所定内給与額と比較すると50%前後と安定しており、先に触れたような女性一般労働者の給与水準の上昇により、勤続に伴う賃金の上昇程度が正社員と比較して低いパートタイム労働者との差が拡大したものと考えられる。

第1-2-12図
労働者の平均所定内給与額の推移



資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

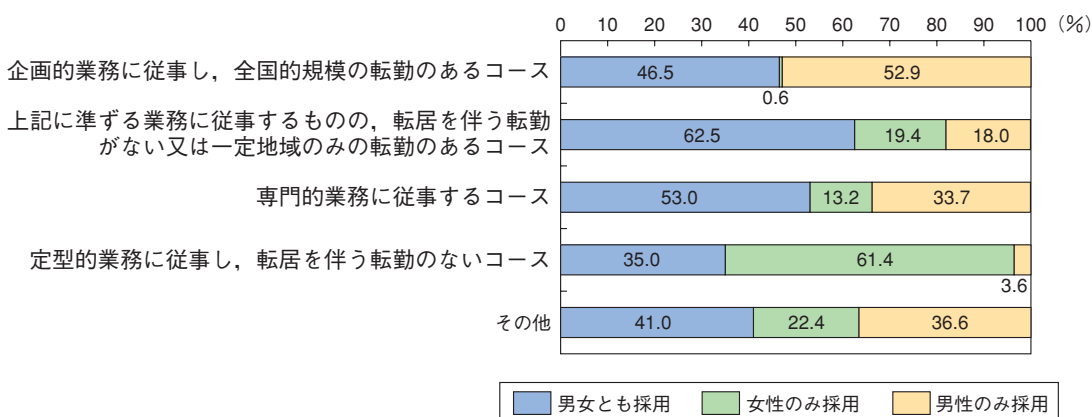
（性別にとらわれず能力を発揮でき、処遇される仕組みが望まれる）

大企業を中心にいわゆるコース別雇用管理制度の導入が進んでいる。コース別雇用管理制度は、規模5,000人以上の企業の51.9%で導入されているなど大企業を中心に導入が進んでおり、女性の職域を拡大させたり、昇進する女性が現れる等企業における女性登用の一つの契機ともなっている。一方で、いわゆる総合職（企画的業務に従事し、全国的規模の転勤のあるコース）では5割以上の企業で男性のみが採用されているのに対し、いわゆる一般職（定型的業務に従事し、転居を伴う転勤のないコース）では約6割の企業で女性の

みが採用されているなど、運用において男女で異なる取扱いが行われていたり、固定的な役割分担意識から事実上の男女別の雇用管理として機能している事例もみられる（第1-2-13図）。

企業が急速な環境変化に対応していくためにも、制度面を改善し男女均等なものとするに加え、真に性別にとらわれず個人がその能力を発揮でき、処遇される仕組みが望まれる。

■ 第1-2-13図 コース別業務内容別採用状況



資料出所：厚生労働省「女性雇用管理基本調査」（平成12年）

パートタイム労働者の就労調整

厚生労働省「パートタイム労働者総合実態調査」（平成7年）によると、女性パートタイム労働者のうち、年収に所得税がかからないようにすること以外の理由で年収が一定額を超えないように調整する者（36.7%）の調整する理由（複数回答）をみると、「配偶者の税制上の配偶者控除や配偶者特別控除が無くなるから」が81.0%、「自分で健康保険に加入しなければならないから」が42.3%、「配偶者の会社の配偶者手当がもらえなくなるから」が34.8%となっている。一方、年収が所得税の非課税限度額の103万円を超えそうな場合に就労調整を考慮するとする者は37.6%となっている。

一方、内閣府「雇用システムに関するアンケート調査」（平成13年）で企業における配偶者手当の状況を見ると、83.5%の企業（従業員1,000人以上企業では91.5%）で家族手当制度があり、配偶者手当額は平均14,500円（従業員1,000人以上企業では17,200円）となっている。その65.1%で配偶者手当に対する配偶者の収入制限を設けており、支給制限の基準としては、税制上の被扶養者の収入限度額である103万円を基準とする企業が78.4%、社会保険上の被扶養者の収入限度額である130万円を基準とする企業が13.9%となっている（なお、国家公務員や大多数の都道府県の地方公務員の配偶者手当の収入制限の基準は130万円である。）。

パートの勤労収入が一定額を超えると世帯収入がかえって減少する逆転現象は少なくとも税制上は解消されているものの、税負担が急増するのではないかという誤解があること、さらには、税制や社会保険そのものの負担が発生するだけでなく、配偶者の企業での配偶者手当が受けられなくなることにより、勤労収入を一定の範囲内に収めようとする就労調整が行われているといえよう。

第3節

雇用環境の変化

(低迷する景気，雇用情勢も悪化)

バブル崩壊以降，景気は低迷し，国内総生産（GDP）の伸び率は低いものとなっている。この間，労働分配率（国民所得に占める雇用者報酬の割合）は，平成2年の66.8から12年には73.6へと徐々に上昇している。

このような中で，雇用調整を行う企業も少なくなき，完全失業率は平成2年には2.1%であったが，13年には5.0%と過去最悪となった。これを年齢階級別にみると，男女ともに若年層と高齢層が高く，特に男性の60歳代前半層では10%を超えている。一方，女性では，全体的に男性よりも低いものの，30歳代では男性を上回る。経営上の都合による離職者数（出向・出向からの復帰を除く。）をみても，50歳代を中心に男女とも中高年層で多くなっている（第1-2-14図）。

総務省「労働力調査特別調査」（平成13年8月）で過去1年間の離職者数をみても，「会社倒産・事業所閉鎖のため」が48万人（女性24万人，男性24万人），「人員整理・勸

奨退職のため」が47万人（女性23万人，男性24万人）と，前年と比べそれぞれ13万人，6万人増加しており，リストラが中高年層を中心に労働者に大きな影響を与えていることがうかがえる。

(勤続年数による賃金格差は縮小傾向)

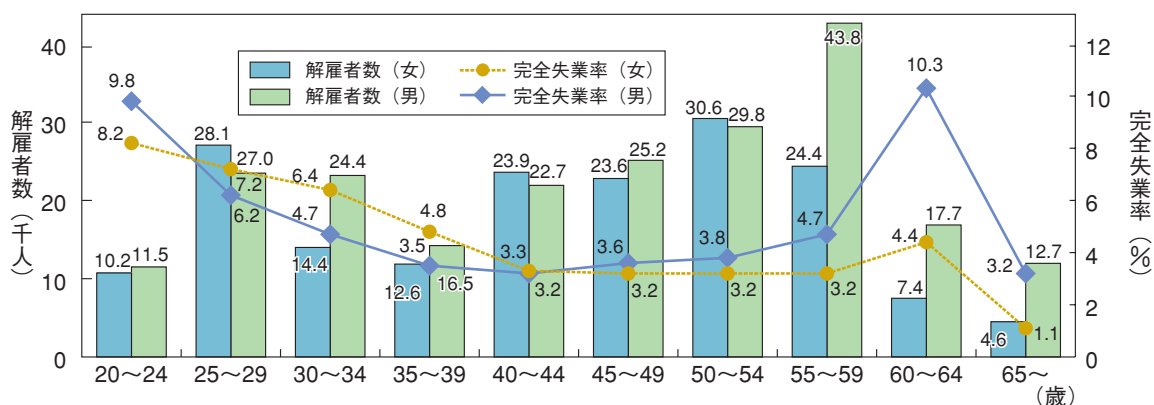
企業においては，雇用者の中高年層の割合が上昇し，また，企業間競争が激化する中で，優秀な人材の確保に向け，年功的，集团的な労務管理を個々の職務内容や業績をより反映させた処遇システムに見直すなど，人事システム全体を見直す動きが進んでいる。

勤続年数1～2年の一般労働者を100とした勤続年数25～29年の一般労働者の所定内給与額をみると，昭和60年では，女性で186.8（高卒206.9，大卒249.4），男性で198.4（高卒209.5，大卒252.3）であったものが，平成12年には，女性で161.1（高卒171.8，大卒214.9），男性で186.6（高卒179.7，大卒210.2）と，勤続年数による賃金格差は縮小傾向にある。

(徐々に見直しが進む年功的雇用管理)

厚生労働省「就労条件総合調査」（平成13年）で企業の基本給の決定要素をみると，勤

第1-2-14図 年齢階級別にみた解雇者数及び完全失業率



注：解雇者数は，経営上の都合による離職者から，「出向」及び「出向元への復帰」を除いて算出したもの。
資料出所：解雇者数については，厚生労働省「雇用動向調査」（平成12年）より作成
完全失業率については，総務省「労働力調査」（平成13年）

続年数は依然として基本給の大きな決定要素であるものの、個人業績を賃金に反映させている企業も65.0%、特に1,000人以上の大企業では83.2%に上っている。さらに、個人業績を賃金に反映させている企業では、その41.3%で過去5年以内に格差を広げる見直しを行っており、51.2%の企業は今後3年以内に格差を広げる見直しを予定している。近年、年俸制や職務給の導入により年功的な賃金体系を抜本的に見直す企業も増えてきており、個人業績がより強く反映される賃金体系に変化しつつあるといえよう。

（男性の就業時間は30歳代で長い）

「労働力調査」で性・年齢階級別に平均週間就業時間をみると、男性では30歳代を山とするゆるやかな逆U字カーブを描き、週60時間以上就業している者の割合をみても同様のカーブを描く。一方、女性では、20歳代と50歳代を山とし30歳代後半層を谷とするゆるやかなM字カーブを描いており、男女の働き方には明確な違いがみられる（第1-2-15図）。第3章でみるように、こうした男女の

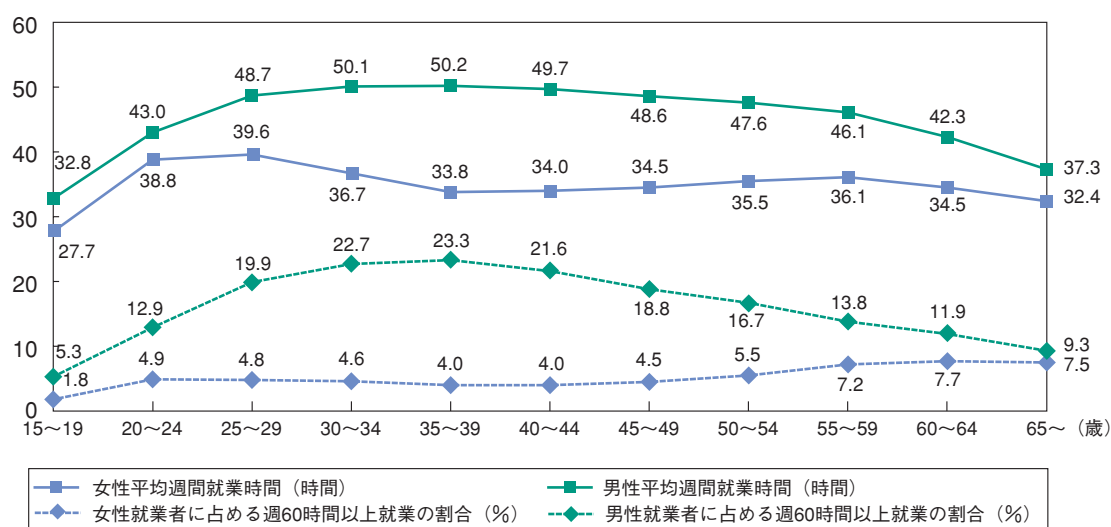
働き方の相違は、仕事と家庭の両立にも大きな影響を与えている。

（30歳代女性の3分の2がパートタイム労働者として入職、新規学卒者でもパートタイム労働者は増加）

第1節でみたように、とりわけ女性で、パートなどの非正規労働者の割合は上昇してきている。その理由としては、子育て等により就業中断した女性が、主に非正規労働者として再就職する機会が多いことが挙げられる。年齢階級別に女性の入職者をみると、未就業入職者（入職者のうち入職前1年間に就業経験のない者）では、30歳代で3分の2、40歳代以降では7～8割がパートタイム労働者となっている。

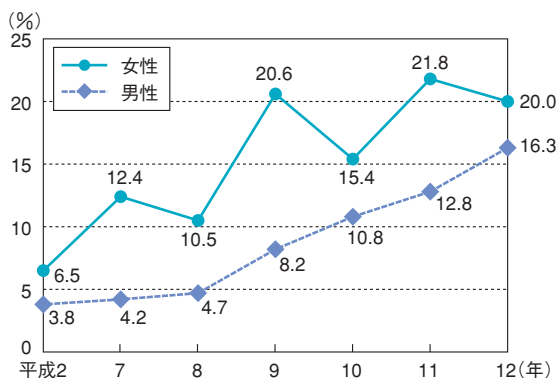
また、新規学卒入職者に占めるパートタイム労働者の割合は上昇傾向にある。平成12年では、女性の20.0%、男性の16.3%がパートタイム労働者となっており、近年、正社員の就職機会が制約されていることが反映されている（第1-2-16図）。

■ 第1-2-15図 性・年齢階級別週間就業時間（非農林業）



資料出所：総務省「労働力調査」（平成13年）

第1-2-16図
新規卒就職者に占めるパートタイム労働者の割合の推移



注：(1) 当該年に卒業して入職した者に占める、パートタイム労働者（常用労働者のうち1日の所定労働時間がその事業所の一般労働者よりも短い者又は同じでも1週の所定労働日数が少ない者）の割合

(2) 平成2年は、建設業を除いた数値である。

資料出所：厚生労働省「雇用動向調査」

（いわゆるパートの28%はフルタイム、パートの基幹化も進む）

いわゆるパートの中には、正規の従業員と就業時間にほとんど違いのない者もみられる。総務省「労働力調査特別調査」（平成13年8月）でパート女性の週間就業時間をみると、35時間以上が28.0%、40時間以上が

17.3%であり、週49時間以上就業している者も3.6%に上る。

また、近年は、正社員が担ってきた役割の一部をパートが担うという動きがみられる。(財)21世紀職業財団「多様な就業形態のあり方に関する調査」（平成13年）によると、正社員と同じ仕事をしているパート等の非正社員がいると考えている事業所は約8割であり、そのうち4割の事業所では、そうした非正社員が3年前と比べて増えているとしている。

このように、従来、補助的・定型的な業務に従事することが多かったパートの働き方にも変化がみられるが、雇用コストを抑制するために行われている面も強く、こうしたパートの働き方の多様化とともに、非正規労働者の処遇を正規労働者と均衡の取れたものとする必要がある。

（起業家）

雇用情勢が厳しい中、自ら起業するという選択をする者もいる。総務省「就業構造基本調査」（平成9年）によると、自営業主（793万人）の5.1%（女性10.2%、男性3.2%）は過去1年間に転職又は新規に就業したいわゆる

戦力化が進むパート・アルバイト

近年、非正規労働者の戦力化に積極的な企業がパート等を管理職に登用して話題となる例が増えているが、実際にはどの程度登用が進んでいるのだろうか。

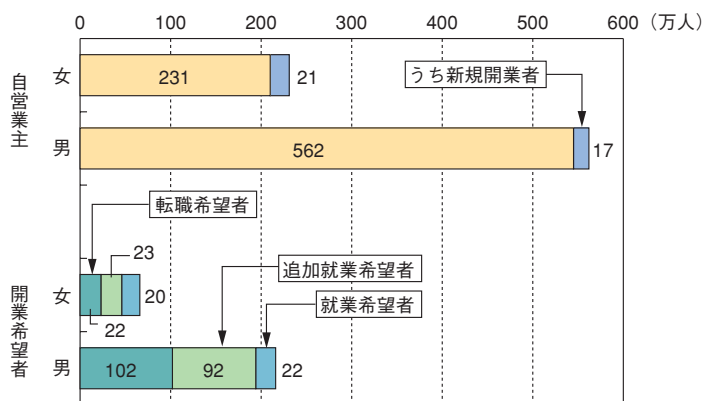
(株) アイテムが実施した「パート・アルバイト雇用調査」（平成13年）で企業におけるパート・アルバイトの登用状況をみると、「リーダーなど（主任、係長相当）に登用」が27.4%、「管理職（店長、課長相当）に登用」は6.3%となっている。特に、従業員全体に占めるパート・アルバイトの割合が高いほど登用が進んでおり、パート・アルバイトの割合が4分の1未満の企業では、管理職へ登用している企業は1.5%、リーダーへ登用している企業は11.9%にすぎないが、割合が4分の3以上の企業では、管理職に登用している企業が13.3%、リーダーへ登用している企業は45.8%にも上る。コンビニエンスストアやファーストフードを始め小売業、飲食店等でパート・アルバイトの割合が高いことを考えると、これらの産業の現場の店舗を中心にパート・アルバイトの管理職への登用が進んでいることがうかがえる。

起業家であり、女性の方が起業者の割合は高い。また、開業希望者は男女合わせて約280万人に上っている（第1-2-17図）。

国民生活金融公庫「新規開業実態調査」（平成13年）によると、50歳以上の割合が25.4%となるなど中高年層の割合が増加しており、女性は15.3%となっている。また、雇用情勢を反映し、勤務先の倒産や解雇などリストラを契機とする新規開業者が13%に上っ

ている。一方、ネットビジネスにみられるようなIT化が起業を促すという側面もある。同調査（平成12年）によれば、新規開業者の44.8%がインターネットを利用しており、そのうち約3分の2の企業がインターネット利用の効果があったとしている。このような、情報通信技術の高度化によって起業が一層促進されていくことが期待される。

■ 第1-2-17図 男女別にみた新規開業者及び開業希望者



注：(1)「うち新規開業者」は、自営業主のうち、調査前1年間に転職又は新たに就業した者の数である。
 (2)「開業希望者」は、「転職希望者」については就業者であって転職を希望する者、「追加就業希望者」については就業者であって追加就業を希望する者、「就業希望者」については無業者であって就業を希望する者のうち、それぞれ「自分で事業をしたい」とする者の数である。
 資料出所：総務省「就業構造基本調査」（平成9年）

仕事と子育ての両立

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会の形成についての基本理念の一つとして、「家庭生活における活動と他の活動の両立」を掲げている。男女共同参画基本計画においても、男女が共に職業生活と家庭生活、地域生活を両立することができる基盤の整備について指摘している。

とりわけ、仕事と子育ての両立は、男女共同参画社会を実現していく上で極めて重要であり、現に両立の困難に直面している働く親たちの支援は緊急の課題である。

平成13年6月、男女共同参画会議は、「両立ライフへ職場改革」、「待機児童ゼロ作戦」など5つの柱からなる「仕事と子育ての両立支援策に関する意見」を決定した。これに基

づいて同年7月に「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定され、仕事と子育ての両立支援策が推進されているところである。

出産や子育てを社会全体で支援し、安心して子育てができる社会を築いていくことは、少子化への対応として重要であるだけでなく、女性の社会参加を容易にし、経済の潜在力を高めることにもつながる。仕事と子育ての両立を進めるためには、真の男女共同参画を促進し、社会システム全体を見直していくことが必要である。

本章では、仕事と子育ての両立を中心に、男女の職業生活と家庭・地域生活の両立に関する状況をみていく。

本章のポイント

第1節 仕事と子育ての両立をめぐる状況

- 出産・子育ての仕事への影響は女性に偏っている。男性の約9割は影響なし。
- その背景には、妻は子育てを、夫は仕事を優先すべきという役割分担意識がある。しかし、3歳未満の乳幼児を持つ男性では「仕事と子育ての両立を図るべき」が約4割。
- 子育て期の女性の労働力率は低いが、就業希望者はむしろ多い。
- 子育て期の男性の労働時間は他の世代と比べむしろ長い。
- 男性も仕事と家庭を両立すべきと考える者が多い。仕事と子育てを両立できる社会を築いていく上で職場の改革は不可欠。

第2節 子育てをめぐる状況

- 乳幼児の4分の3は日中父母が保育。年齢が低いほどその割合は高いが、父母の就業状態により違いがある。
- 就学前児童数が減少する中、保育ニーズは増加。平成12年には就学前児童の約半分が保育所又は幼稚園を利用。
- 待機児童数も低年齢児を中心に少なくない。開所時間が長い施設ほどニーズが高い傾向にあり、保育サービスの充実による待機児童の解消が必要。
- 保育サービスだけでなく、放課後児童対策や家族支援サービス等の充実を通じて子育てを社会全体で支援し、安心して子育てができる社会を築いていくことが望まれる。

第3節 家族の変容と両立支援

- 少子高齢化は更に進展。未婚化、晩婚化の進行がその要因にある。
- 単独世帯、夫婦のみ世帯やひとり親世帯が増加。平均世帯人員は低下し、小世帯化が進展。
- 小世帯化が進む中で、仕事と家庭の両立が困難であることは、結婚や出産の障害となっており、それを取り除くことは、少子化への対応という観点からも重要。

第1節

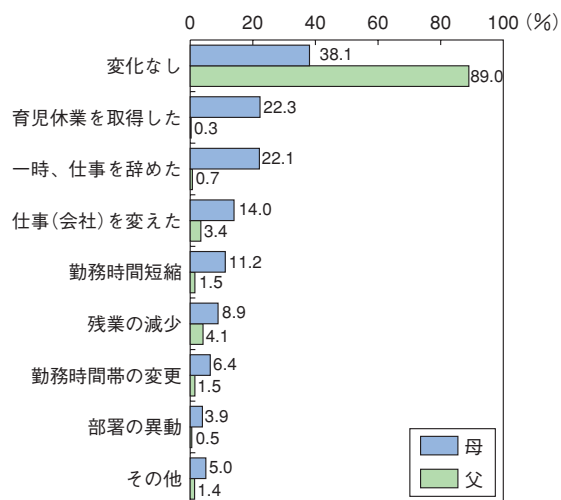
仕事と子育ての両立をめぐる状況

(女性に偏る出産・子育てによる仕事への影響)

出産・子育ての仕事への影響を厚生労働省「地域児童福祉事業等調査」(平成12年)で見ると、保育所などの保育施設に入所している子どもの親では、母の22.1%が一時仕事を辞め、14.0%が仕事(会社)を変え、22.3%が育児休業を取得しているのに対し、父では大半が(89.0%)変化なしとしており、出産・子育ての仕事への影響は母に大きく偏っていることがわかる(第1-3-1図)。

厚生労働省「女性雇用管理基本調査」(平成11年度)をみても、育児休業取得者の97.6%は女性であり、配偶者が出産した男性

第1-3-1図
出産・子育てによる父母の仕事への影響(複数回答)



資料出所：厚生労働省「地域児童福祉事業等調査」(平成12年)

労働者で育児休業を取得したのは0.4%にすぎない(出産した女性労働者で育児休業を取

職場や家庭の理解と協力が不可欠な仕事と子育ての両立

仕事と子育てを両立していく上では、育児休業制度や保育施設といった制度やハード面の整備充実だけでなく、職場や家族など周囲の理解が不可欠である。

育児休業を取得しなかった女性では、育児休業を取得しなかった理由は「職場の雰囲気」が43.0%と最も高く、育児休業の改善点も「育児休業の取得に対する職場の理解」が65.3%と周囲の理解を挙げる者が最も多い((財)女性労働協会「育児・介護を行う労働者の生活と就業の実態等に関する調査」(平成12年))。「生殖と社会環境整備に関する研究会」が首都圏の女性を対象に実施した調査でも、継続就業の女性では、周囲に育児休業を取った人がかなりいたとする者が50.6%、配偶者が仕事の継続を期待していたとする者が47.1%であるのに対し、専業主婦(仕事を辞めた女性)では、周囲に育児休業を取った人がかなりいたとする者が14.6%、配偶者が仕事の継続を期待していたとする者が8.3%と、大きな違いがある。

(財)こども未来財団「中小企業の子育て支援に関する調査」(平成13年)をみると、子育てと仕事の両立を促進するための環境づくりや雰囲気づくりの工夫として従業員が必要と考えているものとして、管理者に対する研修が41.9%で最も多くなっている。このことは、上司や職場の理解がないと仕事と子育ての両立が難しいことをうかがわせる。また、両立支援策として従業員が役立つと考えているものは、家族手当(48.2%)、子どもの看護のための休暇(43.7%)、フレックスタイム(39.1%)が多いが、実際に中小企業(従業員300人未満)が実施しているものは、家族手当(71.6%)、半日や時間単位の有給休暇(43.9%)、子どもに関する祝い金・見舞金(43.5%)と、従業員の希望と企業の取組にはズレがある。

得したのは56.4%である。)。また、同調査（平成9年度）によると、常用労働者を5人以上雇用する事業所において妊娠・出産した女性労働者の15.3%（30人以上規模では19.0%）が妊娠又は出産により退職している。このように、妊娠・出産、それに続く子育ては、働く女性に大きな影響を与えていることがうかがえる。

（「妻は子育て優先・夫は仕事優先」と考える者は多い）

このように女性に子育ての負担が集中する背景には、子育ては主に女性が担うものという意識がある。仕事と子育てに関する男女の生き方についての考え方をみても、男性は仕事を優先すべき・女性は子育てを優先すべきとする割合が多くなっている。しかし、3歳未満の子どもがいる者についてみると、男性の生き方についての考え方について、女性は全体と大きな違いがないのに対し、男性で「仕事と子育ての両立を図るべき」とする割合が39.4%と全体と比べ高く、実際に子育てに携わっている男性では、相対的に両立を望む者が多い（第1-3-2図）。

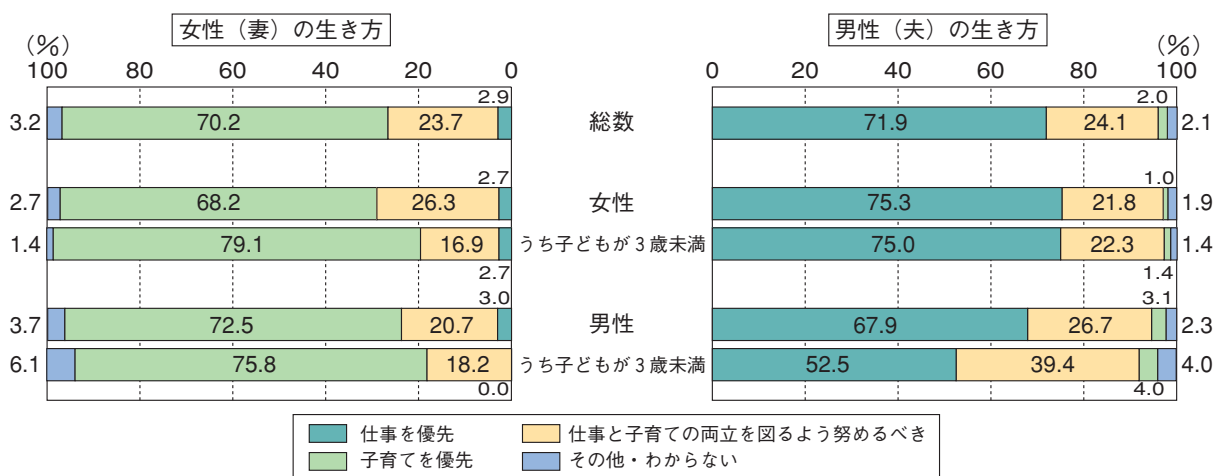
（子育て期にも高い妻の就業希望）

末子の年齢別に妻の就業状態をみると、0～3歳で約3割と末子の年齢が低いほど労働力率は低い反面、末子の年齢が低いほど就業希望者の割合が高い。また、末子の年齢が7～17歳の妻では、就業を希望しない者は1割未満にとどまっており、子育て期の女性の就業希望が高いことがわかる。就業形態をみると、正規の職員・従業員として働く女性は末子の年齢による違いは小さいが、パート・アルバイトとして働く女性は末子の年齢15～17歳がピークとなっており、第2章でみたとおり、これは、出産・子育てのために就業を中断した女性がパートやアルバイトとして再就職することが多いことが反映されている（第1-3-3表）。

（子育て期に長い男性の仕事時間）

一方、男性も、子育てなど家庭生活に目を向けることが難しい状況もある。年齢階級別の平均就業時間をみても、第2章で触れたように、男性では30歳代を中心に子育て期にむしろ長時間働いている状況にある（44ページ参照）。

第1-3-2図 仕事と子育てに関する男女の生き方についての考え方



資料出所：内閣府「少子化に関する世論調査」（平成11年）

(男性にも強い両立志向、職場の改革が不可欠)

しかし、男性のすべてが望んで長時間働いているわけではない。仕事や家庭における男性の望ましい生き方についてみると、「仕事と家庭を両立させる」とする者が女性の5割、男性の4割に上っており、特に若い世代で割

合が多くなっている。また、「家庭を重視する」とする者は、全体の割合は高くないものの、女性よりも男性の方が多くっており、男性でも家庭を重視する者は少なくない(第1-3-4図)。

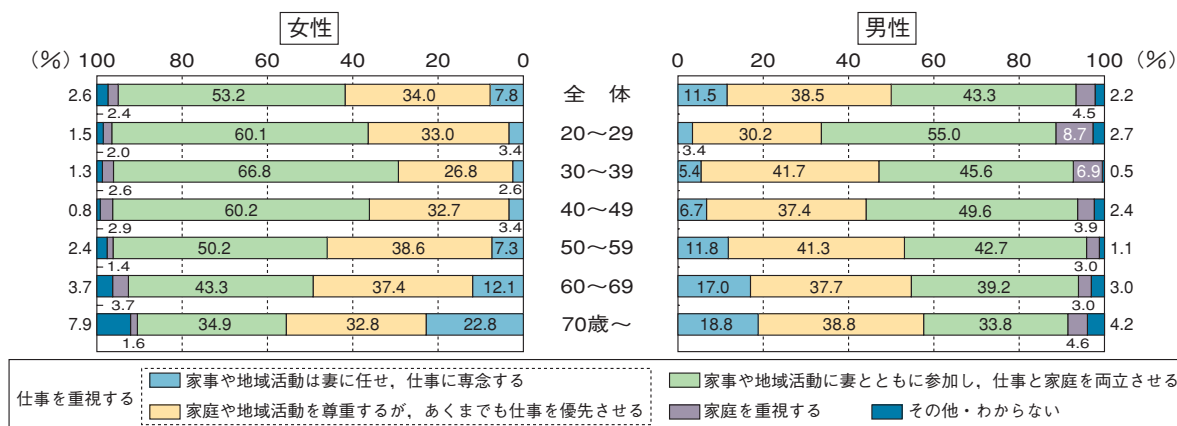
このように、仕事と子育ての両立を望む者

第1-3-3表 末子の年齢階級別子供のいる世帯における妻の就業状態

	総数	末子の年齢(歳)						
		0~3	4~6	7~9	10~12	13~14	15~17	18~
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
労働力人口	56.1	30.4	50.0	66.0	67.9	74.3	72.3	58.6
就業者	54.6	28.5	48.2	63.1	66.4	72.3	71.1	57.2
うち非農林業雇用者	44.1	23.3	41.0	51.8	56.4	58.4	60.7	44.4
(2月末1週間の就業時間)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
0~14時間	4.6	4.6	6.6	5.0	6.4	4.0	4.6	3.9
	(10.5)	(19.7)	(16.2)	(9.6)	(11.4)	(6.8)	(7.6)	(8.7)
15~34時間	19.1	8.0	15.7	24.8	25.7	27.7	28.9	19.0
	(43.3)	(34.2)	(38.2)	(47.9)	(45.6)	(47.5)	(47.6)	(42.8)
35時間以上	20.3	10.7	18.1	21.3	24.3	27.7	26.6	21.4
	(45.9)	(46.1)	(44.1)	(41.1)	(43.0)	(47.5)	(43.8)	(48.2)
うち役員を除く雇用者	42.3	22.7	39.8	49.6	55.0	57.4	59.0	41.8
	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>	<100.0>
正規の職員・従業員	16.9	12.9	16.3	17.0	20.7	22.8	20.8	16.4
	<40.0>	<56.8>	<40.9>	<34.3>	<37.7>	<39.7>	<35.3>	<39.2>
パート・アルバイト	23.9	8.9	22.3	31.2	32.1	32.7	36.4	24.0
	<56.5>	<39.2>	<56.1>	<62.9>	<58.4>	<56.9>	<61.8>	<57.3>
派遣、その他	1.5	0.9	1.2	2.8	0.7	2.0	1.7	1.3
	<3.6>	<4.1>	<3.0>	<5.7>	<1.3>	<3.4>	<2.9>	<3.1>
完全失業者	1.6	1.2	1.2	2.8	0.7	3.0	1.7	1.4
非労働力人口	38.1	61.0	42.8	29.8	26.4	19.8	22.5	36.8
うち就業希望者	20.1	37.4	31.9	21.3	19.3	13.9	13.3	11.7
(参考)潜在的労働力人口	76.2	67.8	81.9	87.2	87.1	88.1	85.5	70.3

注：(1) ()内は非農林業雇用者を、< >は役員を除く雇用者をそれぞれ100とした割合
 (2) 子供のいる世帯は、夫婦と子供から成る世帯数と、夫婦、子供と親から成る世帯数の合計。
 (3) 潜在的労働力人口は、労働力人口と就業希望者の合計。
 資料出所：総務省「労働力調査特別調査」(平成13年2月)

第1-3-4図 仕事や家庭における男性の望ましい生き方



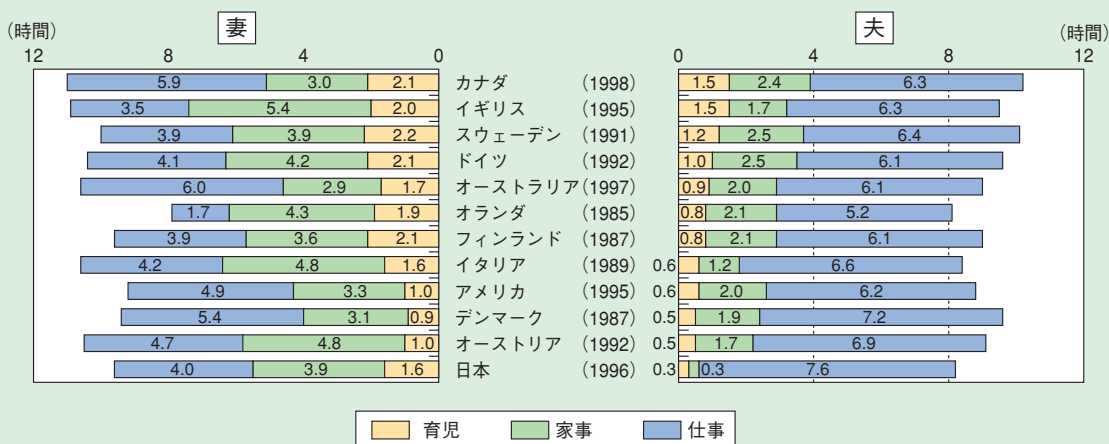
注：「家庭を重視する」は「どちらかといえば、仕事よりも、家庭や地域活動などを優先させる」及び「仕事は妻に任せ、家事や地域活動に専念する」の合計である。
 資料出所：内閣府「男女共同参画社会に関する世論調査-男性のライフスタイルを中心に-」(平成12年)

諸外国と比べても著しく低い男性の育児・家事参加

育児期にある夫婦の育児・家事時間を欧米諸国と比較すると、日本の夫の短さが顕著である。夫の育児時間をみると、最も長いカナダやイギリスでは1時間半弱、アメリカやデンマークでも30分前後であるが、日本では17分と短い。また、諸外国ではおおむね2時間前後である家事時間も20分と極めて短い。反面、仕事時間は、諸外国ではおおむね6時間前半であるのに対し、7時間36分と1時間以上も長い。一方、妻の育児時間や家事時間をみると、諸外国と比べて特に長いとはいえず、日本の夫の育児・家事参加の低さが際立っている。

このような状況の背景として、日本では就業時間や通勤時間が長く、それが夫の育児・家事参加を困難にしていることも影響している。夫の多くがフルタイム就業者であることを考えると、育児・家事参加が困難であるフルタイム就業者の働き方は、仕事と子育ての両立を困難にしている一因であるといえよう。

■ 第1-3-5図 育児期にある夫婦の育児、家事及び仕事時間の国際比較



注：(1) 5歳未満（日本は6歳未満）の子どものいる夫妻の育児，家事労働及び稼得労働時間。
 (2) 妻はフルタイム就業者（日本は有業者）の値，夫は全体の平均値。
 (3) 「家事」は，日本以外については「Employment outlook 2001」における「その他の無償労働」，日本については「社会生活基本調査」における「家事」，「介護・看護」及び「買い物」の合計の値であり，日本以外の「仕事」は，「Employment outlook 2001」における「稼得労働」の値。
 資料出所：OECD「Employment outlook 2001」，総務省「社会生活基本調査」（平成8年）

は少なくないにもかかわらず、既に触れたように、仕事と子育てを両立している者は決して多くない。これは我が国の企業中心型とも呼ぶべき働き方，すなわち長時間労働や頻繁な配置転換・転勤などにより家庭生活が犠牲を強いられている面も無視できない。多様な雇用形態や処遇，弾力的な労働時間制の導入や，男性も育児休業が取りやすい職場環境づくりなど職場の改革は，仕事と子育てを両立できる社会を築いていく上で不可欠である。

第2節

子育てをめぐる状況

（3歳以下の子の4分の3は父母が保育）

3歳以下の子について、日中の保育の状況を見ると、父母が約75%、保育所や認可外保育施設などの施設が延べ約24%となっており、子の年齢が低いほど父母の割合が高い。親の就業状態別にみると、父のみ仕事がある

世帯では約9割が父母であるのに対し、母に仕事がある世帯では約4割と低いなど、父母の就業状態によって相違がみられる（第1-3-6図、第1-3-7図）。

内閣府「少子化に関する世論調査」（平成11年）で、子どもが3歳くらいまでの小さいうちについて、日中は主にどこで子育てするのがよいかについての意識をみても、「主に家庭（自宅）がよい」とする者が79.4%を占めている。3歳未満の幼児のいる男女でも、「その家庭の状況に応じてどこでもよい」や

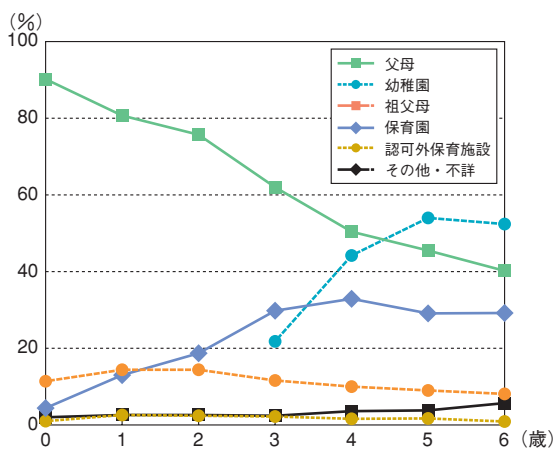
「主に保育所がよい」がやや高いものの「主に家庭（自宅）がよい」が約7割を占め、このような意識が実際の保育の状況にも反映している（第1-3-8図）。

（伸びる保育ニーズ）

保育所などの施設へのニーズは高まっている。

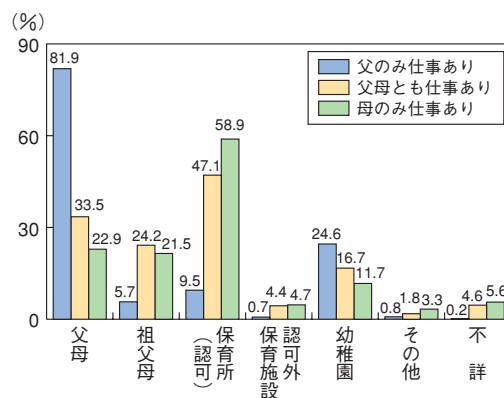
就学前児童数が減少する中で、保育所利用児童数は平成6年以降毎年増加しており、特に0歳から2歳までの児童数の増加傾向が著

第1-3-6図 乳幼児の年齢別にみた日中の保育の状況



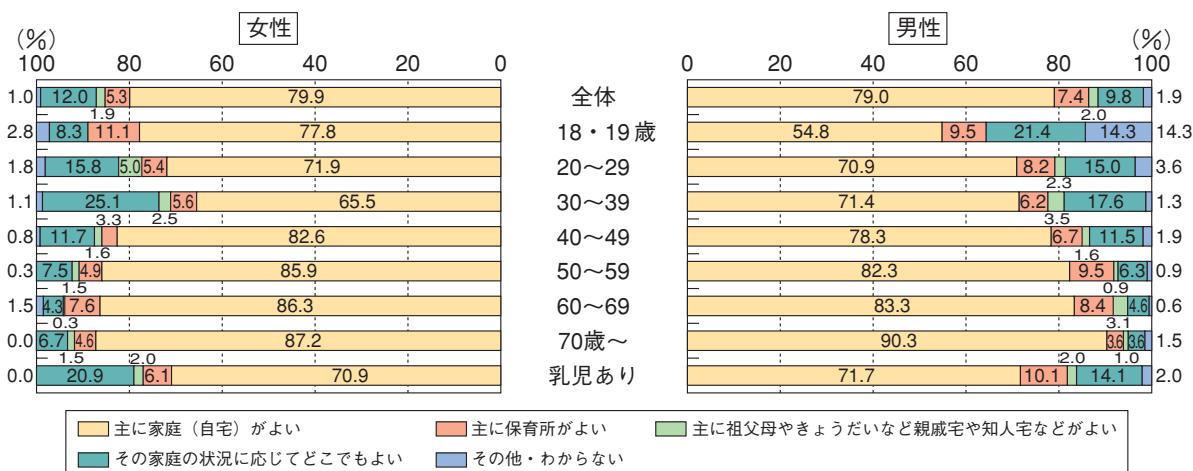
注：重複計上のため、各項目の割合の合計は100%とはならない。
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成10年）

第1-3-7図 父母の就業状態別乳幼児の日中の保育の状況



注：重複計上のため、各項目の割合の合計は100%とはならない。
資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成10年）

第1-3-8図 どこで子育てするのがよいか



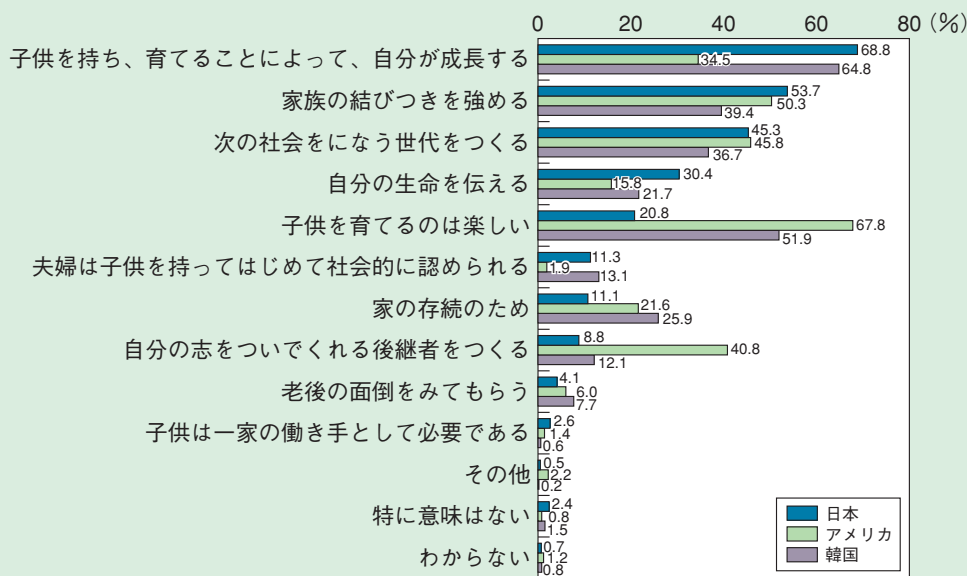
資料出所：内閣府「少子化に関する世論調査」（平成11年）

「子育ては楽しい」と考える割合が少ない日本の親

日本とアメリカ、韓国の親で「子育ては、楽しみや生きがいである」という意見についての考え方を比較すると、肯定する者の割合は、アメリカと韓国では98%以上なのに対し、日本では85.6%と低い。「子育ての意味」についての考え方をみても、アメリカと韓国で高い「子育ては楽しい」（アメリカ67.8%、韓国51.9%）が、日本では20.8%と極端に低く、「子どもを持ち、育てることによって、自分が成長する」が68.8%と最も高くなっている。

単純には比較できないものの、アメリカ、韓国とも、日本よりも合計特殊出生率が高く（平成12（西暦2000）年では、アメリカは2.13、韓国は1.47）、このような子育てに関する意識の違いが影響している面があるかもしれない。

■ 第1-3-9図 子育ての意味



資料出所：内閣府「子供と家族に関する国際比較調査」（平成6年）

しい。就学前児童に占める保育所利用児童の割合は、昭和55年には17.4%であったが、平成12年には24.7%と大きく増加している。また、幼稚園についても、在園児童数は少しずつ減少してきているものの、就学前児童に占める割合は長期的にはやや増加している。

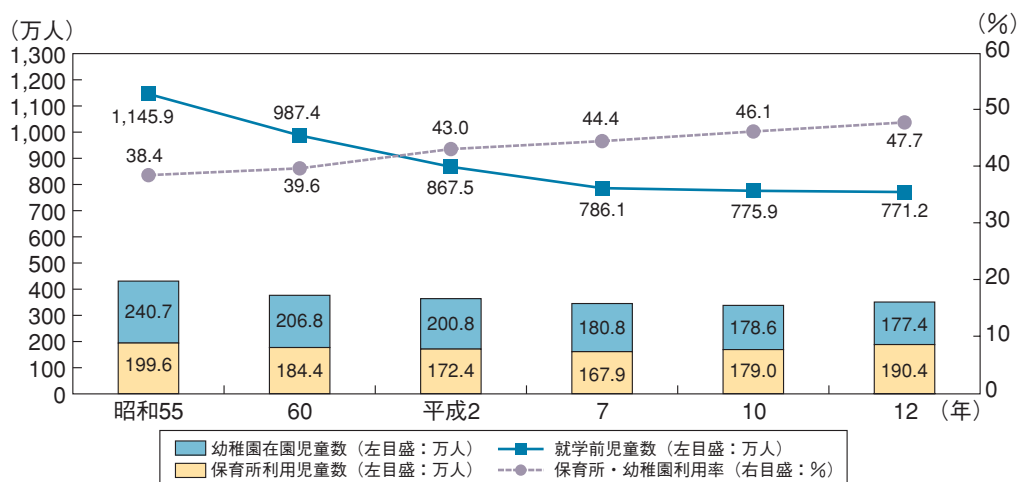
このようなことから、就学前児童に占める保育所・幼稚園利用児童数の割合は、昭和55年の38.4%から大きく上昇し、平成12年には47.7%と約半分に達している（第1-3-10図）。

（減らない待機児童、開所時間が短いほど在所率は低い）

保育ニーズが高まる中で、待機児童（保育所に入所できず待機している児童）は都市部を中心に少なくない。待機児童数は平成9年をピークにやや減少しているものの、13年4月1日現在で21,031人となっている。

このような中で、定員の弾力化や延長保育の実施などの取組が進んできており、開所時間が11時間を超える保育所の割合は、平成7年の13.9%から12年には40.3%と大きく増加

第1-3-10図 保育所・幼稚園利用児童数及び就学前児童数



注：(1)「幼稚園在園児童数」は各年5月1日現在、「保育所利用児童数」は各年10月1日現在。
 (2)「就学前児童数」は0～5歳人口に6歳人口の2分の1を加えた数(各年10月1日現在)。
 (3)保育所・幼稚園利用率 = (幼稚園在園児童数 + 保育所利用児童数) ÷ 就学前児童数
 資料出所：「保育所利用児童数」は、厚生労働省「社会福祉施設等調査」
 「幼稚園在園児童数」は、文部科学省「学校基本調査」
 「就学前児童数」は、平成10年については総務省「人口推計」、その他については総務省「国勢調査」

進む待機児童の解消を目指した取組

国では、保育サービスの充実等の待機児童ゼロ作戦を進めているところであるが、地方公共団体でも待機児童を解消するための独自の取組がみられる。ここでは、そうした取組の例を紹介する。

○駅前保育ステーション

埼玉県では、都内等への遠距離通勤者の多い状況を踏まえて、保育園利用者の負担を軽減し、仕事と子育ての両立を支援するため、駅前に保育ステーションを設置するモデル事業を実施している。保護者は朝子どもをステーションに送って出勤し、子どもは日中を入所している認可保育所で過ごし、夕方にステーションに戻って親の帰りを待つ。日中は、地域の子育て家庭を対象とした育児相談や一時保育を実施するというもので、越谷市や熊谷市で設置されている。

このような保育ステーションの取組は大阪府池田市などでも実施されており、厚生労働省では平成14年度から、送迎保育ステーションを大都市を中心として全国50か所に設置することとしている。

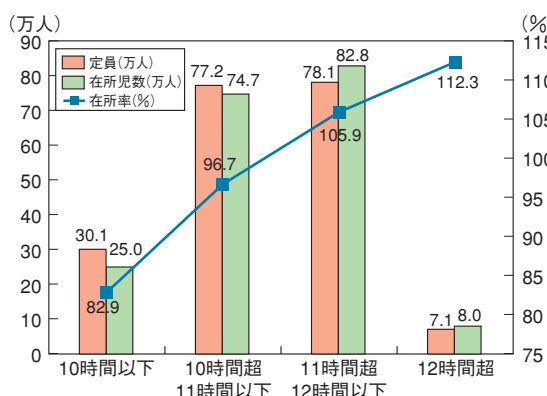
○余裕教室を活用した保育所の設置

練馬区では、小学校の余裕教室を活用した保育所分園を平成13年に設置し、保育園児と小学校児童が同じ場所に足を運ぶ機会を通じて、心の触れ合い、やさしさやいたわりなどの情操の涵養を生むといった効果を上げている。また、このような公有施設の転用、併設は、新たに設置する場合に比べ、土地の高度利用・スペースの節約が図られ、建設費・維持管理費等の節約にもつながっている。

公有施設等を活用した保育所の設置は、全国で数多くの事例があり、平成13年までに100か所に上っている。

している。しかし、保育所の6割弱を占める公営保育所では22.0%と、民営保育所(64.7%)に比べ取組が遅れている状況にある。また、開所時間別に在所率(定員に対する在所者数の割合)をみると、開所時間が長い施設ほどニーズが高い傾向がみられる(第1-3-11図)。

第1-3-11図
開所時間別の保育所の定員, 在所児数, 在所率



資料出所: 厚生労働省「社会福祉施設等調査」(平成12年)

保育所の受入れ拡大については、定員の弾力化や設置主体制限の撤廃など規制緩和が進められているところであるが、こうした保育サービスの充実により、待機児童を解消していくことが必要である。

(安心して子育てができる社会が望まれる)

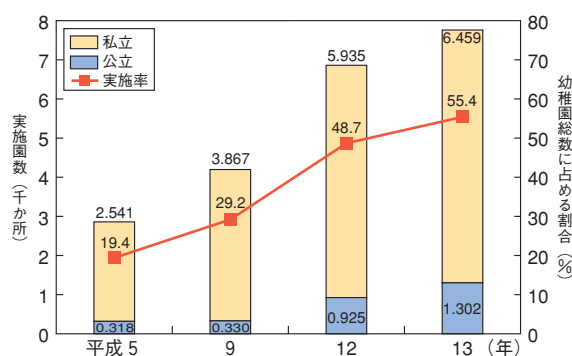
仕事と子育ての両立を容易にするためには、このような就学前児童に対する保育サービスだけでなく、放課後児童対策や家族支援サービス等の充実も重要である。

幼稚園においては、通常教育時間終了後に教育を行う「預かり保育」の取組が進んでおり、平成13年6月現在で7,761園で実施されている(第1-3-12図)。実施日数をみると、50.9%で週5日、29.5%で週6日実施しており、約8割が週5日以上実施している。

一方、放課後児童の遊び・生活の場として

取組が進められているものに、放課後児童クラブがある。放課後児童クラブは平成13年5月現在、11,803か所(小学校数の49.3%に相当)、登録児童数は45万2,135人(小学校児童数の6.2%)であり、学校の余裕教室(全体の25.3%)や児童館・児童センター(同19.7%)、学校敷地内専用施設(同16.3%)などで実施されている(厚生労働省調べ)。

第1-3-12図 預かり保育の実施状況



注: 平成5年は10月1日、9年は8月1日、その他は6月1日現在

資料出所: 文部科学省調べ

また、急な残業など臨時的、一時的な保育ニーズに対応するため、会員制で地域における育児に関する相互援助活動を行うものとして、ファミリー・サポート・センターがあり、平成14年3月現在で178か所で設置されている。

そのほか、育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への育成・支援などを行うものとして地域子育て支援センター事業があり、平成12年度においては1,376か所で実施されている。

仕事と子育ての両立を進める上で、職場の改革と子育て支援は車の両輪である。こうした取組を通じて、子育てを社会全体で支援し、安心して子育てができる社会を築いていくことが望まれる。

第3節

家族の変容と両立支援

仕事と子育ての両立は、女性の社会参加を容易にし、経済の潜在力を高めることにもつながるものであるが、少子高齢化といった家族の変容への対応という意味でも重要である。

(更に進む少子高齢化)

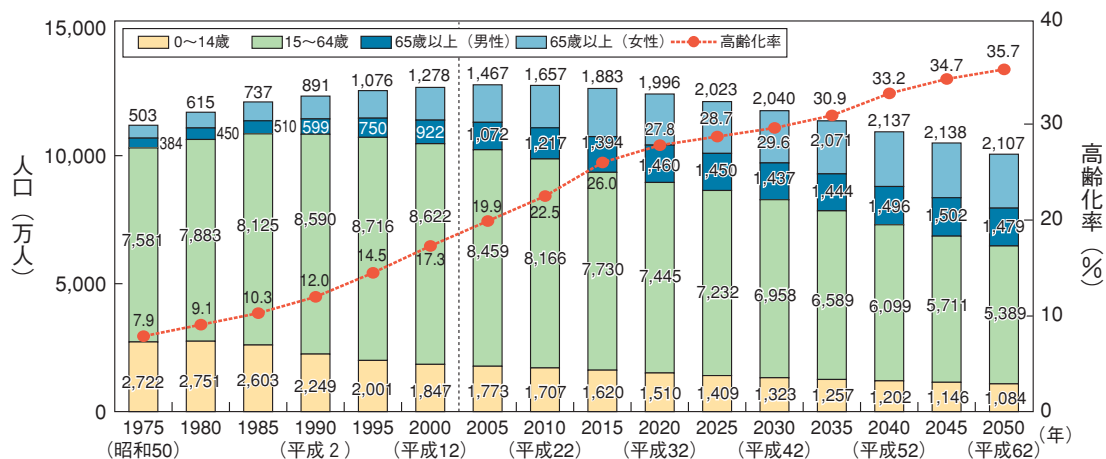
医療技術の進展等による平均余命の延伸により、65歳以上の高齢者人口は年々増加しており、平成12年には50年前（昭和25年）の約

5倍の2,200万人となっている（第1-3-13図）。

その一方で、少子化も急速に進んでいる。合計特殊出生率（その年における女性の各年齢ごとの出生率を合計したもの）をみると、昭和40年代はほぼ2.1台で推移していたが、50年に2.00を下回ってから低下を続け、平成11年に過去最低の1.34を記録した。出生数も、第2次ベビーブーム以降減少し、平成11年に過去最低の119万8千人となっている。なお、12年には合計特殊出生率、出生数ともに前年をやや上回っている（第1-3-14図）。

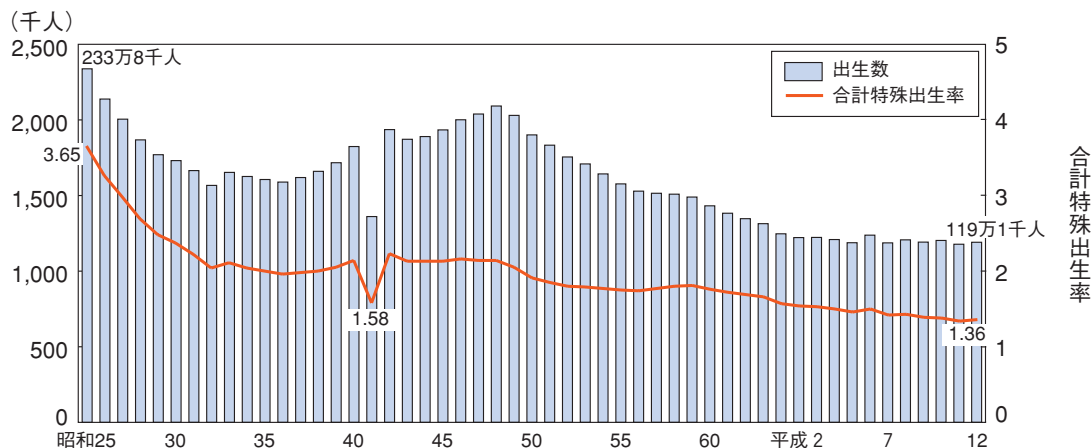
将来、少子高齢化は更に進展することが見

第1-3-13図 年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



資料出所：2000年までは総務省「国勢調査」、2005年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」（平成14年1月推計）による各年10月1日現在の推計人口（中位推計）

第1-3-14図 出生数及び合計特殊出生率の年次推移



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

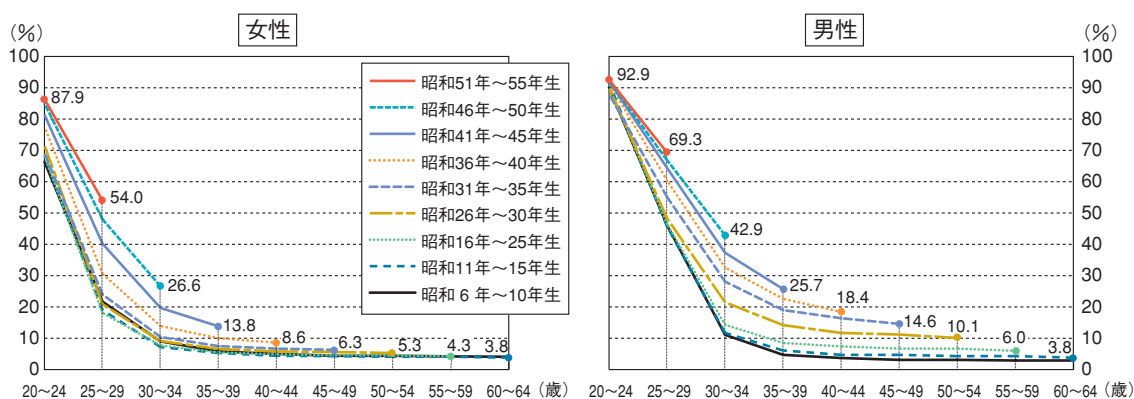
込まれる。2050（平成62）年には、15歳未満の年少人口は1,100万人を割り現在の約6割にまで減少する一方で高齢者人口は3,500万人を超え現在の約1.6倍に増加し、高齢化率は35%を超えると推計されている。

（進む未婚化、晩婚化）

少子化の要因としては、未婚化や晩婚化などが挙げられている。

コーホート別（出生年代別）に未婚率の推移をみると、全体として年代が若くなるほど未婚率が上昇しており、特に、25～29歳の女性及び30～34歳の男性で上昇が著しい（第1-3-15図）。また、男性では中高年の未婚率も大きく上昇しており、生涯未婚率（50歳時点での未婚率：45～49歳と50～54歳の平均）をみると、昭和55年の2.5%から平成12年には12.3%にまで上昇している。

第1-3-15図 コーホート別にみた未婚率の推移



注：グラフ中の数値は、平成12年における各年齢階級の数値である。
資料出所：総務省「国勢調査」（平成12年）により作成

変わりつつある結婚と出生

いわゆる「できちゃった婚」の増加が指摘されることがある。

嫡出第1子数に占める結婚期間が妊娠期間より短い出生数の割合を厚生労働省「人口動態統計特殊報告『出生に関する統計』（平成13年度）でみると、昭和55年の12.6%から平成12年には26.3%へと増加している。なお、各年の初婚件数に対する割合を試算すると、この間約13%から約24%に増加し、特に、19歳以下、20歳代前半の若年層で割合が高くなっている。

それにもかかわらず、全体としてみると、結婚生活に入ってから出生までの期間は長期化している。出生順位別に出生までの平均結婚期間を昭和50年と平成12年で比較すると、第1子では1.55年から約4か月延びて1.89年、第2子では4.09年から約5か月延びて4.52年となっている。結婚の際既に妊娠していた夫婦を除くと、夫婦が結婚生活に入ってから子どもが生まれるまでの平均期間はそれ以上に延びていると推測される。

かつて“DINKS”（Double Income No Kidsの略で、共稼ぎ・子どもなしの夫婦のこと。）がもてはやされたが、家族類型別の世帯割合をみても夫婦のみの世帯が増加しており、結婚後しばらくは子どもをつくらない夫婦が増えていることは、こうした結婚から出生までの期間の延びにも影響を与えていることがうかがわれる。

一方、平均初婚年齢をみると、昭和50年には女性で24.7歳、男性で27.0歳であったが、平成12年には女性で27.0歳、男性で28.8歳と、特に女性で晩婚化が進んでいる。初婚者の年齢別分布の推移をみると、男女とも20歳代後半を山とする逆U字カーブを描くが、次第にカーブが緩やかになり、より高い年齢に分散化してきている。特に、女性ではピークの年齢も上昇しており、晩婚化が進展していることがうかがえる（第1-3-16図）。

（夫婦の氏に対する考え方は変化）

夫婦の氏（姓）については、「婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」（民法第750条）とされているが、実際には、そのほとんど（平成12年で97.0%）で妻が氏を改めている。しかし、女性の社会進出等に伴い、氏を改めることによって社会生活上不利益が生じる場面が増大し、結婚の障害の一つとなっているのではないかと指摘もある。

夫婦の氏に対する考え方をみると、「夫婦が婚姻前の名字（姓）を名乗ることを希望している場合には、夫婦がそれぞれ婚姻前の名字（姓）を名乗ることができるよう法律を改めてもかまわない」（以下「賛成」という。）が42.1%と最も多く、「婚姻をする以上、夫

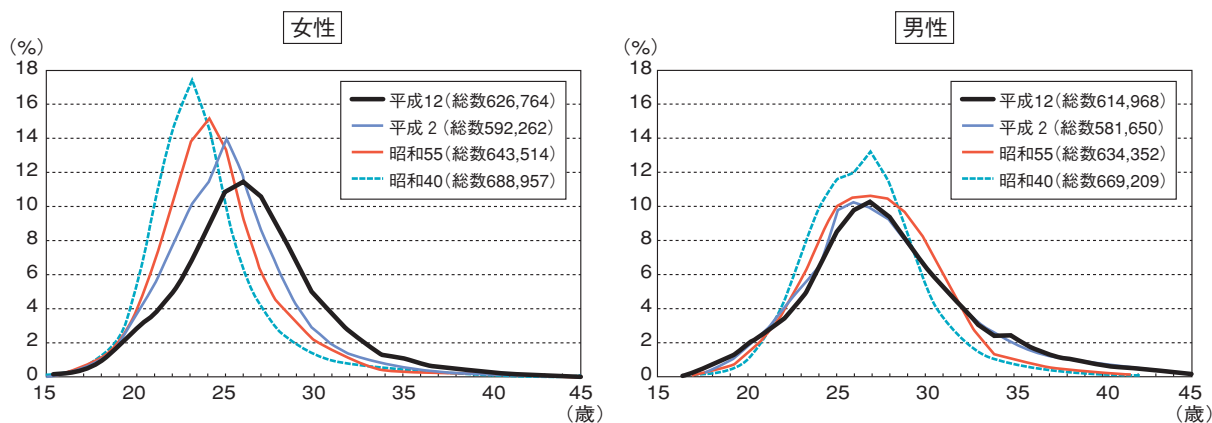
婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきであり、現在の法律を改める必要はない」が29.9%、「夫婦は必ず同じ名字（姓）を名乗るべきだが、婚姻によって名字（姓）を改めた人が婚姻前の名字（姓）を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては、かまわない」が23.0%となっている。特に、20歳代及び30歳代では、男女とも、賛成の割合が初めて過半数を占めるなど、若い世代を中心に氏に対する考え方が変化しつつあることがうかがえる（第1-3-17図）。

（増加傾向にある離婚）

離婚件数は、昭和39年以降毎年増加し、46年には初めて10万件を超えた。その後も増加を続け、58年をピークに一度減少に転じたが、平成3年から再び増加を続け、12年には離婚件数が26万4,246件、離婚率は2.10と、ともに過去最高となっている（第1-3-18図）。なお、婚姻期間が長い夫婦における離婚、いわゆる熟年離婚が増加しており、離婚件数に占める同居期間20年以上の割合は、昭和50年の5.8%から平成12年には16.5%（4万1,824件）と大幅に上昇している。

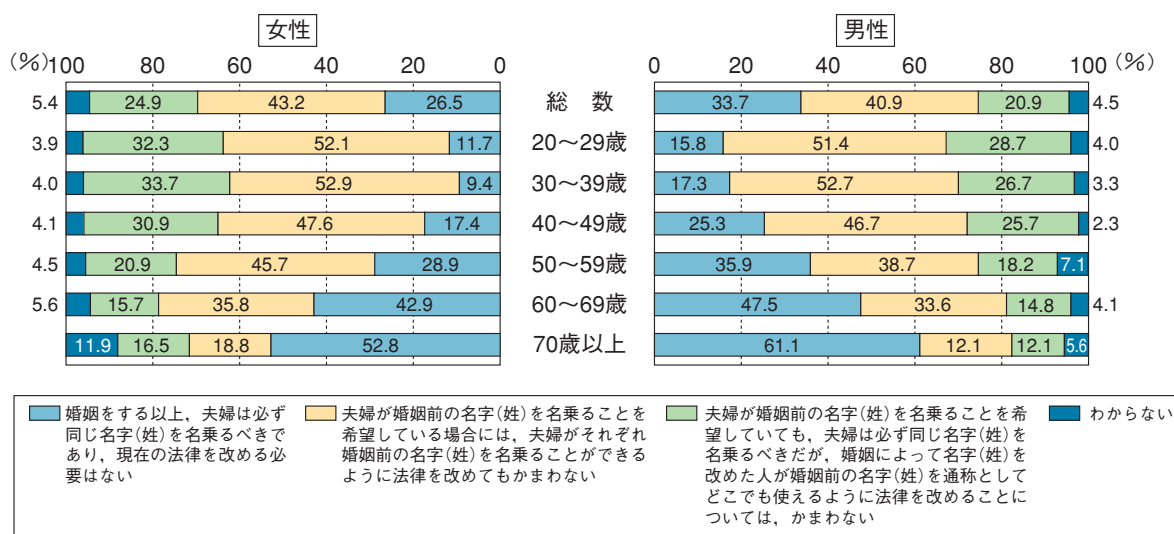
一方、離婚の約6割で親権を行わなければならない子（20歳未満の未婚の子）がいるが、

■ 第1-3-16図 年齢別にみた初婚者割合の推移（各届出年に結婚生活に入ったもの）



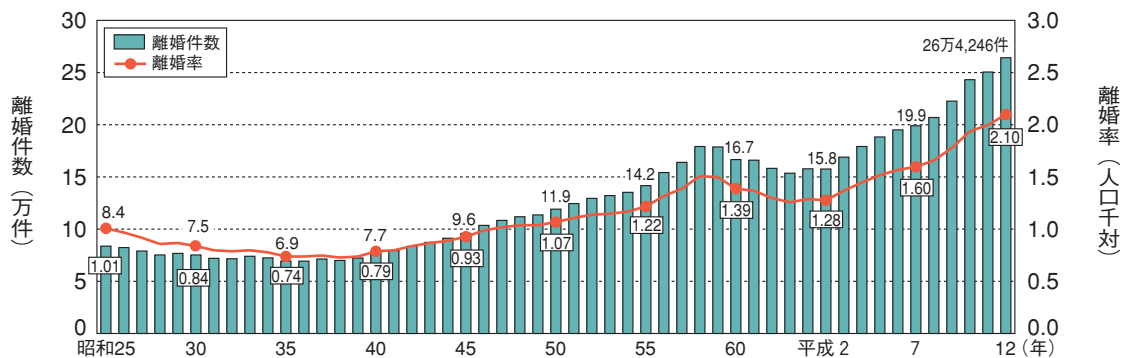
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

第1-3-17図 選択的夫婦別氏制度



資料出所：内閣府「選択的夫婦別氏制度に関する世論調査」（平成13年）

第1-3-18図 離婚件数及び離婚率の年次推移



注：離婚率 = 年間離婚届出数 / 日本人人口（各年10月1日現在） × 1,000
資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

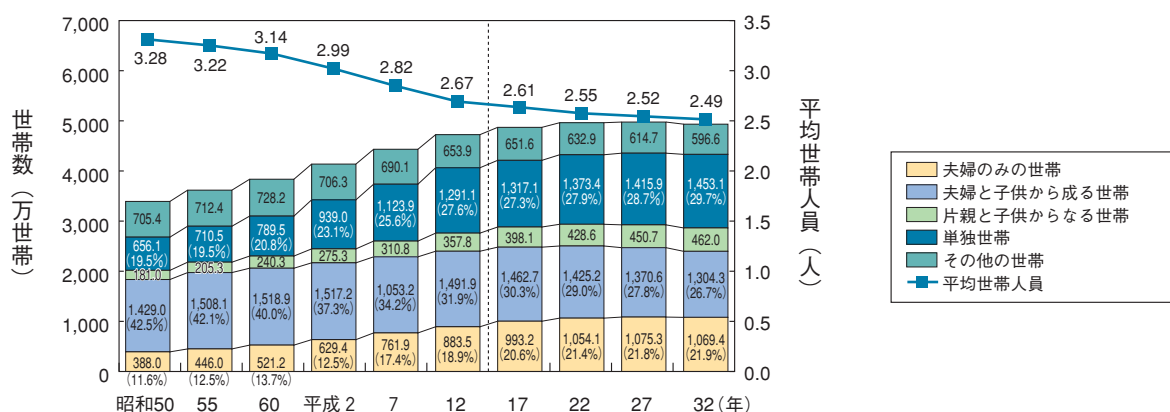
親権を行う者別の構成割合の推移をみると、昭和40年までは夫が全児の親権を行う割合が最も多かったが、妻が全児の親権を行う割合が上昇している。平成12年には80.3%にまで達しており（夫・妻双方で親権を分け合う割合は4.1%、夫が全児の親権を行う割合は15.5%）、母子家庭の増加の大きな要因となっている。

（大きく増加する夫婦のみの世帯や単独世帯、母子世帯も増加傾向）

我が国の一般世帯数は、平成12年には

4,678万2千世帯と昭和50年（3,359万6千世帯）から大きく増加している。50年と比べると、夫婦と子どもからなる世帯には大きな変化がない一方、夫婦のみの世帯が2.3倍、単独世帯、片親と子どもからなる世帯及び夫婦と親からなる世帯がそれぞれ2倍近くに増加している。特に、20歳代の男女、高齢女性を中心に単独世帯は大きく増加しており、50年には夫婦と子どもからなる世帯の数の半分以下だったものが、平成12年には87%になっており、25（西暦2013）年には夫婦と子どもからなる世帯を上回ると推計されている（第

第1-3-19図 家族類型別世帯数及び平均世帯人員の推移



資料出所：平成12年までは総務省「国勢調査」、17年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」(平成10年)

1-3-19図)。

このように世帯員の少ない家族の増加の結果、1世帯当たりの世帯人員は3.28人から2.67人へと大幅に減少しており、平成32(西暦2020)年には2.5人を切ると推計されている。

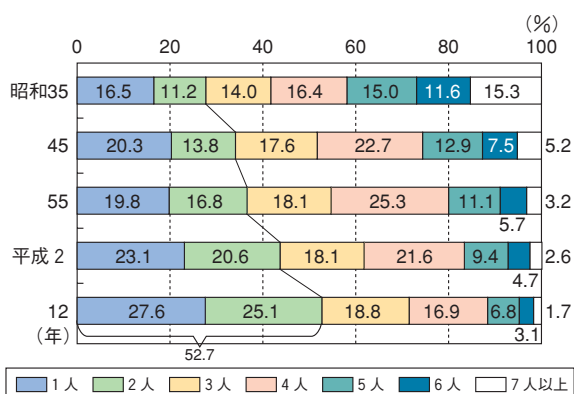
なお、母子世帯(未婚、死別又は離別の母親と、その未婚の20歳未満の子のみからなる世帯)も62万6千世帯と20年前(44万4千世帯：昭和55年)から18万2千世帯増加している。

また、世帯人員別の世帯数の構成割合をみても、昭和35年には4人以上の世帯が全体の約6割を占めていたが、平成12年には、1人世帯27.6%、2人世帯25.1%と、2人以下の世帯が過半数に達するなど、小世帯化が進んでいる(第1-3-20図)。

(仕事と子育てを両立できる社会を築くことは少子化への対応という観点からも重要)

このように未婚化、晩婚化が進む一因として、子育てなどの家事と仕事の両立は容易でなく、また家事負担は女性に集中しがちであるため、結婚・出産等が結果的に就業中断につながりやすいことがあると考えられる。再就職はパートを始めとする非正規雇用となる場合が多いが、第2章でみたように、パート労働者の賃金は正規労働者と格差があり、就

第1-3-20図 世帯人員別一般世帯数構成割合の推移



注：一般世帯とは、住居と生計を共にしている人の集まり又は一戸を構えて住んでいる単身者及び間借り・下宿、会社などの独身寮などの単身者をいう。
資料出所：総務省「国勢調査」

業中断は、生涯収入を大きく減少させる可能性が高い。このことは、女性が出産、そして結婚しようとする障害の一つとなっている。

また、離婚の増加等に伴い増えつつあるひとり親家庭では、仕事と家庭の両立は容易でないことが、経済的自立を妨げているという指摘もある。

子育てを社会全体で支援し、安心して仕事と子育てを両立できる社会を築いていくことは、個人が望む結婚・出産を妨げている要因を除去することにつながるものであり、少子化への対応という観点からも重要である。

高齢男女の暮らし

本章のポイント

- 65歳以上の約6割，85歳以上の約7割が女性。
- 高齢者の夫婦のみ世帯，単独世帯の割合は増加。特に女性では配偶者がいない場合が多く，女性単身高齢者は229万人に上る。
- 65歳以上の高齢者の約12%は要介護・要支援であり，その7割は女性。一方，在宅の要介護者等の7割は女性が介護している。介護の負担を社会全体で支えていくことが重要。
- 男性高齢者の33%，女性高齢者の14%が就業者。男性の4割，女性の6割は短時間勤務。

(進む高齢化)

第3章でみたとおり，我が国では，諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行している。高齢化率は，昭和25年の4.9%から，50年には7.9%，平成12年には17.3%と急速に上昇しており，2050（平成62）年には35.7%に達すると推計されている。

人口の高齢化の主な要因は，出生率の低下と平均寿命の伸びである。平均寿命は，女性は84.60年，男性は77.72年（平成12年）にまで伸びる一方，男女差が少しずつ拡大している。このようなことから，高齢者に占める女性の割合は高く，65歳以上では約6割，85歳以上では約7割が女性となっている。

(高まる高齢者の単独世帯割合)

高齢者の家族形態別の構成割合の推移をみると，全体として「ひとり暮らし」，「夫婦のみ」が上昇し，「子供夫婦と同居」は低下している。特に女性では「ひとり暮らし」など配偶者がいない場合が52.7%と男性（15.0%）と比べ非常に多くなっている（第1-4-1図）。

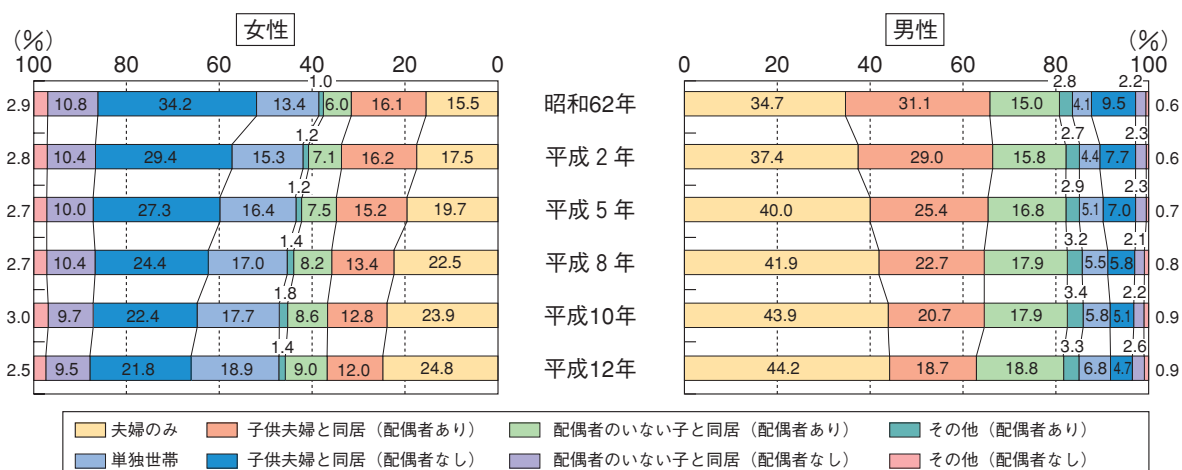
総務省「国勢調査」（平成12年）によると，

約590万人の女性高齢者が配偶者と死別しており，75歳以上では全体の3分の2が死別である。これは，女性の高齢者が多いことに加えて，年上の男性と結婚する女性が多いことが影響している。このようなことから，女性の単身高齢者は，昭和55年の69万人（男性18万人）から，平成12年には229万人（男性74万人）と，大幅に増加しており，32（西暦2020）年には，361万人（男性176万人）に達すると推計されている。

(介護)

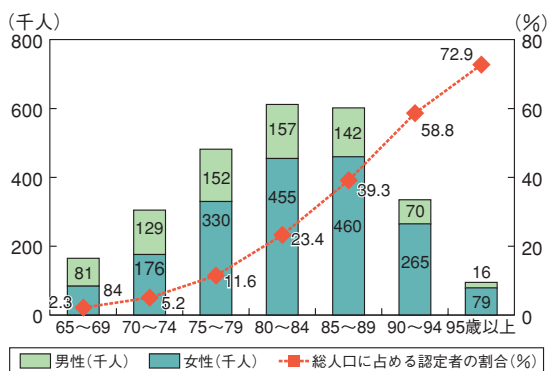
介護の問題は，高齢化の問題と切り離すことができない。65歳以上の介護保険法（平成9年法律第123号）の要支援又は要介護と認定された者（以下「要介護者等」という。）は，259万8千人であり，65歳以上人口の約12%に相当する。これを年齢別にみると，前期高齢者（65～74歳）では9割以上が要介護者等でないが，年齢が高くなるほど要介護者等の割合が上昇し，85～89歳で39.3%，95歳以上では72.9%と大幅に上昇する。また，要介護者等の約7割は女性である（第1-4-2図）。

第1-4-1図 性・家族形態別にみた65歳以上の高齢者の割合



資料出所：厚生労働省「国民生活基礎調査」

第1-4-2図 年齢階級別の要支援・要介護認定者数



注：(1) 認定者数は、受給者台帳に登録された平成13年6月末時点の要支援、要介護の人数である(国民健康保険団体連合会調べ)。
 (2) 総人口に占める割合は、年齢階級別に、認定者数を総務省「国勢調査」(平成12年)による平成12年10月1日現在の総人口で除したものである。

資料出所：厚生労働省資料により作成

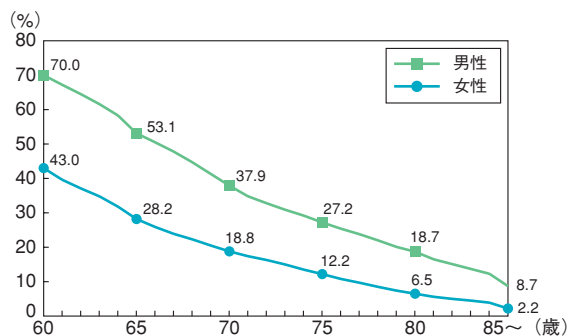
一方、介護する側としても、女性にとって介護は切実な問題である。厚生労働省「介護サービス世帯調査」(平成12年)で65歳以上の要介護者等と主な介護者の続柄をみると、妻が19.8%(夫は8.4%)、娘が19.7%(息子は9.5%)、息子の配偶者が29.0%であるなど、主な介護者の72.7%が女性となっており、その3分の1は65歳以上の高齢者である。

介護の負担を要介護者等の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支えていくことが重要である。

(高齢者の就業)

このように介護は高齢者にとって大きな問題であるが、日常生活に支障があるとする高齢者(65歳以上)は、女性の21.1%、男性の19.2%にすぎない(厚生労働省「国民生活基礎調査」平成10年)。高齢女性の14.1%、男性では33.4%は就業者であり、75~79歳でも女性の1割、男性の4分の1が働いている(第1-4-3図)。

第1-4-3図 高齢男女の就業率



資料出所：総務省「国勢調査」(平成12年)

厚生労働省「高年齢者就業実態調査」（平成12年）によると、65～69歳男性の51.6%（女性28.7%）が就業し、18.1%（女性15.0%）が就業希望者となっている。就業者の就業理由をみると、「自分の家族の生活を維持するため」といった経済的理由が男性61.8%、女性51.8%と高く、次いで「頼まれたから、時間に余裕があるから」、「生きがい、社会参加のため」、「健康のため」となっている。また、男性就業者の38.5%（女性の60.2%）が短時

間勤務であり、男女とも就業希望者の5割強が短時間勤務を希望しているなど、それぞれの健康状態やライフスタイルに応じた働き方をしていることがうかがえる。

高齢社会を豊かで活力あるものとしていくためには、高齢男女を支えられる存在として画一的にとらえるのではなく、多様なライフスタイルをもち、社会を構成する重要な一員として、その役割を積極的にとらえていくことが重要である。

高齢者は経済的弱者か？

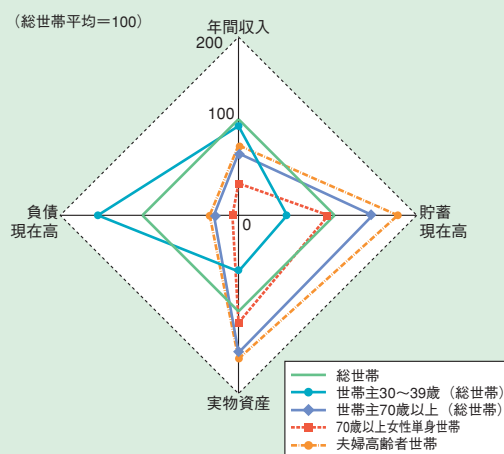
世帯主が70歳以上の世帯（単身世帯を含む。）の平均年間収入は419万円であり、総世帯平均（649万円）と比べて低いが、世帯人員1人当たりでは224万円であり、総世帯平均（240万円）と大きな差はみられない。なお、高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、それに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）の所得の61.8%（203万円）が公的年金・恩給であるなど、高齢者の収入の大きな部分を公的年金や恩給が占めている。

一方、資産をみると、貯蓄現在高が1,821万円（総世帯平均1,304万円）、住宅・土地資産などの実物資産が4,283万円（総世帯平均2,996万円）と高く、負債現在高が110万円（総世帯平均432万円）と低いことから、資産総額は総世帯の平均と比べ高い。夫婦高齢者世帯（65歳以上の夫婦のみの世帯）や高齢女性の単身世帯にも同様の傾向がみられ、世帯主が30歳代の世帯で負債が高く貯蓄や実物資産が少ないのとは対照的となっている。これには、実物資産や負債は住宅・土地に係るものが大部分であり、一般に高年齢層ほど持家率が高く住宅ローンの残高が少ないことが影響している。

しかし、世帯主が70歳以上の世帯では、年間収入が200万円未満の世帯が約3割（全体では8.7%）であり、特に単身世帯では、年間収入が100万円未満の世帯が10.2%（全体では4.5%）に上るなど、世帯間の格差も大きい。

このように、個々の高齢者の経済的状況は様々であるものの、平均値で見ると高齢者の経済力は現役世代と比べて低いとはいえ、「高齢者＝経済的弱者」と画一的にとらえることはできない。

第1-4-4図 高齢者の経済的状況



注：夫婦高齢者世帯とは、65歳以上の夫婦のみの世帯である。

資料出所：総務省「全国消費実態調査」（平成11年）により作成

第5章

女性に対する暴力

女性に対する暴力とは、公的生活で起きるか私的生活で起きるかを問わず、性別に基づく暴力行為であって、女性に対して肉体的、性的、心理的な傷害や苦しみをもたらす行為やそのような行為を行うという脅迫等をいい、夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等を含むきわめて広範な概念である。

そもそも暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではない。

しかし、暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急な対応が求められる。

こうした女性に対する暴力は、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題であり、その根絶に向けて努力を続けなければならない。

平成13年4月には、夫・パートナーからの暴力に関し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）が成立し、同年10月13日（一部については14年4月1日）から施行されている。この法律は、我が国において、配偶者からの暴力の問題を

総合的に規定した最初の法律であり、都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設が、「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たし、配偶者からの暴力を受けた被害者の相談、指導、一時保護、情報提供その他の援助を行うことや、被害者が更なる配偶者からの暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときには、裁判所が、被害者の申立てにより、一定期間、加害者を被害者から引き離すための保護命令を発することなどが規定されている。

男女共同参画会議は、平成13年4月以降、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた検討を行い、13年10月及び14年4月に、それぞれ意見を決定し、関係各大臣に対しこれら意見を述べたところである。

これまで、我が国においては、夫・パートナーからの暴力などの女性に対する暴力は潜在しており、その実態は明らかになっていなかったが、近年この問題に対する認識が高まりつつあり、各種統計や調査等においてもその実態の一端を読みとることができるような結果が出てきている。本章では、現存の統計、調査の結果等を引きながら、現在の我が国における女性に対する暴力の実態を明らかにしていきたい。

本章のポイント

第1節 夫・パートナーからの暴力の実態

- 約20人に1人の女性が、夫から深刻な暴力を受けている実態。
- 配偶者間における刑法犯（殺人、傷害、暴行）の被害者の92.3%が女性。
- 夫から妻への犯罪の検挙件数は増加し、特に傷害は1,000件を超える。

- 婦人相談所一時保護所，婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由をみると，夫等の暴力は高い割合。
- 夫等の暴力を理由とする婦人相談所等への来所による相談実人員は増加。
- 婦人相談所，婦人保護施設，母子生活支援施設は全国に286か所，民間シェルターは35か所。
- 配偶者暴力防止法に基づく保護命令の発令件数は233件。平均審理期間は9.8日。

第2節 性犯罪の実態

- 強制わいせつの認知件数は大幅に増加し，9,326件。特に13～19歳の女性被害者が急増。
- 強姦被害者も若年化が進み，13～19歳の被害件数が20～29歳の被害件数を上回る。

第3節 売買春の実態

- 売春関係事犯送致件数，要保護女子総数及び未成年者の割合は微増傾向。出会い系サイトを利用した児童買春事件が急増。

第4節 セクシュアル・ハラスメントの実態

- セクシュアル・ハラスメントに係る都道府県労働局雇用均等室への相談件数は前年比減。

第5節 ストーカー行為の実態

- つきまとい事案に関する警察への相談件数は2万5,145件と前年に引き続き多い。
- ストーカー行為での検挙件数は153件，命令違反での検挙件数は11件。

第1節

夫・パートナーからの暴力の実態

(夫から命の危険を感じるくらいの暴行を受けた経験)

総理府（現内閣府）が実施した「男女間における暴力に関する調査」（平成11年）では，夫から「命の危険を感じるくらいの暴行」を受けた経験が一度でもあると回答した女性は4.6%で，約20人に1人の女性が，夫から深刻な暴力を受けている実態が明らかとなった。日本の20～60歳代の既婚女性の人口を3,000万人と想定すると，その4.6%は138万人となり，この数字がいかに大きいものであるかがわかる。

この夫から妻に対する暴力の実態については，内閣府が行った，「配偶者等からの暴力に関する事例調査」（平成13年）によっても明らかになっている。

(配偶者間における暴力の被害者の多くは女性)

警察庁の統計によると，平成13年中に検挙された配偶者（内縁関係を含む。）間における殺人，傷害，暴行は1,444件，そのうち1,333件（92.3%）は女性が被害者となった事件である。

殺人においては，女性が被害者となった割合は60.7%とやや低くなっているが，傷害については1,097件中1,065件（97.1%），暴行については156件中152件（97.4%）とそれぞれ高い割合になっており，配偶者（内縁関係を含む。）間における暴力の被害者は多くの場合女性であることが明らかになっている（第1-5-1図）。

(近年増加する夫から妻への暴力の検挙件数)

配偶者間における犯罪のうち女性が被害者である場合の検挙件数の推移を罪種別にみると，暴行，傷害がそれぞれ平成12年以降，大幅に増加している。13年においては，暴行が152件で前年よりも28件（22.6%）の増加，傷害が1,065件で227件（27.1%）の増加とな

っている。

内閣府「男女間における暴力に関する調査」において、夫から身体的な暴力を受けた女性のうち、被害を警察、人権擁護委員、婦人相談所等公的な機関に相談している者の割合はそれぞれ1%未満と低く、関係機関による被害実態の把握ができず、被害が潜在している状況が明らかになったが、近年、これまで潜在していた夫から妻への暴力が顕在化しはじめたといえる（第1-5-2図）。

（増加傾向にある夫からの暴力を理由とする離婚申立件数）

家庭裁判所への婚姻関係事件申立てがあった件数は58,838件、うち妻からの申立総数は

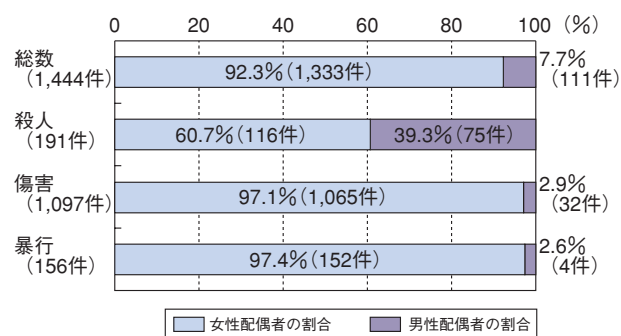
42,276件、夫からの申立総数は16,571件となっている。

「暴力を振るう」を理由とする妻からの申立ては増加傾向にあり、平成12年では妻からの申立てが13,002件、裁判所への申立総数の22.1%（妻からの申立件数の30.8%）となっており、「性格が合わない」に次いで2番目に多い理由となっている（第1-5-3図）。

（増加傾向にある夫等の暴力を理由とする相談等の件数）

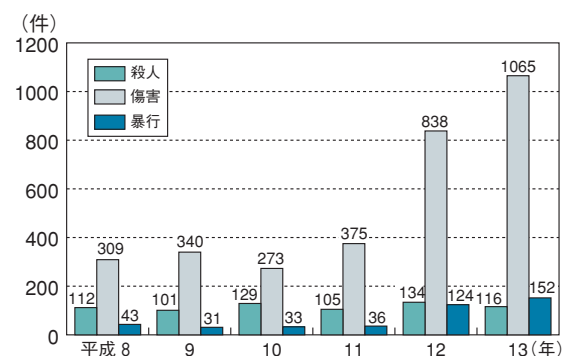
各都道府県に設置されている婦人相談所や婦人相談員への来所による相談実人員は増加傾向にあり、平成12年度では、「夫等の暴力」を内容とする相談者の占める割合が前年に比

第1-5-1図 配偶者間(内縁を含む)における犯罪(殺人, 傷害, 暴行)の被害者(検挙件数の割合)



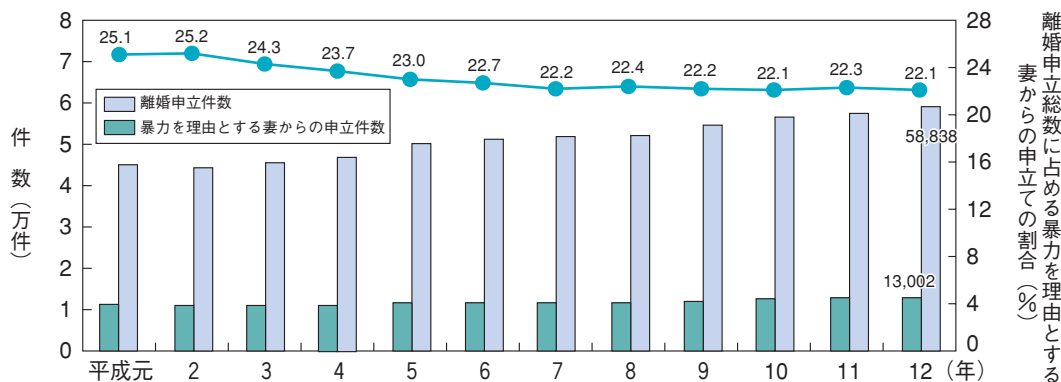
注：平成13年
資料出所：警察庁調べ

第1-5-2図 夫から妻への犯罪の検挙状況



資料出所：警察庁調べ

第1-5-3図 離婚申立件数に占める暴力を理由とする離婚申立ての割合



注：離婚申立理由は、「性格が合わない」「異性関係」「精神的に虐待する」等13項目からの複数回答。
資料出所：法務省「司法統計年報」

事例調査から見える配偶者からの暴力の深刻な実態

内閣府では、配偶者からの暴力被害の実態について、より具体的に把握するために、「配偶者等からの暴力に関する事例調査」を行った。調査は、平成13年2月から3月にかけて、夫・パートナーからの暴力を受けた経験を有する20歳代から60歳代の62人から、具体的な暴力の内容について直接聞き取る形式で行われた。62人のうち、そのほとんどが、婦人相談所やいわゆる民間シェルターなどに保護を求めて、加害者から逃れたという女性たちである。調査対象数は決して多いとは言えないが、政府として被害者に直接面接した我が国で初めての全国規模の調査であり、配偶者からの暴力の実態を被害者自身の肉声によって示す貴重な資料である。

（被害者が語る深刻な暴力）

- 手を出し始めたと思ったら、今度は私の髪の毛を引っ張って、引き回して。そうするうちに首を絞めてきたんです。私が首に巻いていたスカーフでギュウツと絞められて…。もうその時、私も「終わった」と思ったんです。相手が手を外した途端に、ウーツと息をふき返したことに、自分で気がついたんですよ。(60歳代)
- 朝に殴られて、昼間に殴られてというのが続いて、「別れる」と言ったら、さらに際限無く殴られました。しかも、顔ばかり殴られたんです、その時は。馬乗りになって、顔だけ覚えていないくらい殴られたから、気がついたら、目は腫れて見えないし、鼻血は止まらないし、という状態でした。それで、病院に行ったら、「目の下の骨が折れている」と言われてました。「もう手術しなければならない」と。(30歳代)

（被害が潜在する理由）

また、配偶者からの暴力は、被害者が自らを価値のないものと思うように仕向け、恐怖によって支配するものであることが、事例調査からはうかがえた。恐怖や不安、無力感、低い自己評価は、暴力の関係から逃げることを実行に移せなくするだけでなく、誰かに相談し、助けを求めることを考えることも難しくさせていた。

（恐怖による支配）

- 本当に思考回路がふさがってしまうというか、怖くて、全然考えられなくなるんです。暴力を振るわれていても、逃げ道はあるはずなんだけど、何かタカにねらわれた獲物っていう感じで、絶対逃げても捕まると思って。何しろ相手が執念深いから。どこまでも探してきますから。それがもう初めに頭に浮かぶから、怖くて動けなくなるんです。(50歳代)

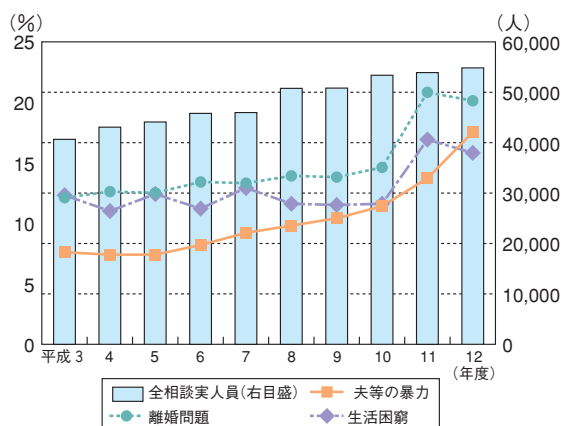
配偶者からの暴力のない社会とするために、配偶者からの暴力は決して許されないものであるとの認識を、更に広く社会に徹底することが求められている。

資料出所：内閣府男女共同参画局編「配偶者等からの暴力に関する事例調査」

して増加した。

また、配偶者暴力防止法施行後平成14年1月までの間に、警察に対し寄せられた配偶者からの暴力に関する相談は、4,841件となっている（第1-5-4図）。

第1-5-4図 婦人相談所等への来所による相談実人員の割合



注：平成11年度までは、「夫の暴力・酒乱」の割合
資料出所：厚生労働省調べ

（婦人相談所における一時保護並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所の理由）

平成12年度中の、婦人相談所一時保護所への入所理由のうち、夫等の暴力は47.9%と全体の半分を占めている。婦人保護施設及び母子生活支援施設の入所理由をみると、「夫等の暴力」を挙げた割合はそれぞれ23.7%、37.4%

となっている。いずれの施設においても暴力を理由とする入所は高い割合となっている（第1-5-5図）。

（シェルターの実態）

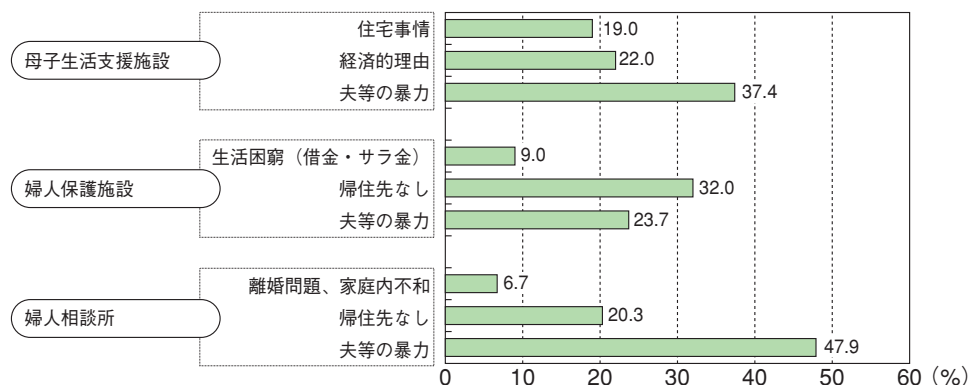
シェルター（配偶者からの暴力などから逃れてきた女性のための一時避難所）として利用できる施設で、法律に設置根拠があるものとしては、婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設がある。婦人相談所は売春防止法（昭和31年法律第118号）に基づき、各都道府県に1か所、婦人保護施設は同じく売春防止法に基づき、全国に51か所（公立36か所、私立15か所）、母子生活支援施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき、全国に286か所（公立182か所、私立104か所）がそれぞれ設置されている。

このほかに、民間の団体等が自主的に運営している「民間シェルター」がある。

平成13年11～12月に内閣府が実施した調査の結果、14都道府県に計35の民間シェルター（個人が、配偶者からの暴力の被害者を受け入れているようなケースについては計上していない。）が存在することが明らかになっている。NPO法人や社会福祉法人など法人格を有しているものもあるが、約7割（24施設）は法人格を有していない。

また、「現在どのような問題を抱えている

第1-5-5図 婦人相談所一時保護所並びに婦人保護施設及び母子生活支援施設への入所理由



注：平成12年度
資料出所：厚生労働省調べ

か」とのアンケートを行った結果、運営費用が足りず財政的に限界がある、施設のセキュリティ面に問題がある、十分なスタッフが確保できないなどの問題点が寄せられた。

民間シェルターは、被害者の保護を積極的に行うなど、配偶者からの暴力の被害者支援に関し、先駆的な取組を実施している。今後、民間シェルターの活動に役立つよう、必要な援助が求められている。

(配偶者暴力防止法の適用対応状況)

配偶者暴力防止法では、被害者の申立てにより、裁判所が加害者に対し接近禁止命令、退去命令を発する保護命令の制度を新設し、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしている。

保護命令事件の審理に当たって、配偶者暴力防止法第14条第2項に基づき、裁判所が、婦人相談所及び警察に対して、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況と、これに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めた件数は、婦人相談所に対してするものが83件（法施行後平成14年1月12日までの間）、警察に対してするものが193件（法施行後14年1月までの間）となっている。

公証人面前宣誓供述書を申立書に添付した申立ては少なく、法施行後平成13年12月までの間では、5件となっている。

平成13年10月から14年2月までの間に、裁判所に申し立てられた保護命令事件の件数は306件で、そのうち裁判が終了したのは290件となっている。裁判が終了した事件のうち、保護命令が発令された件数は233件（80.3%）、そのうち接近禁止命令のみが出されたのは168件（72.1%）、退去命令のみが出されたのは1件（0.4%）、退去命令と接近禁止命令が併せて出されたのは64件（27.5%）となっている。

また、保護命令が発令された事件の平均審

理期間は9.8日となっており、速やかに裁判が行われ、被害者の保護が図られている。

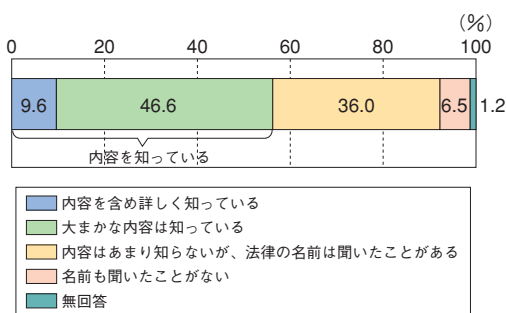
なお、法施行後平成14年1月までの間の保護命令違反の検挙件数は5件である。

(配偶者間の暴力の認知度)

内閣府が平成14年1月から2月にかけて有識者5,000人を対象に実施した「配偶者等からの暴力に関する有識者アンケート調査」では、42.5%の有識者が配偶者暴力防止法について「内容を知らない」と回答しており、まだまだ、法律についての認知度が低いことが明らかになった（第1-5-6図）。

第1-5-6図

配偶者暴力防止法の施行、内容を知っているか



資料出所：内閣府「配偶者等からの暴力に関する有識者アンケート調査」（平成14年）

平成13年10月に配偶者暴力防止法が施行され、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための枠組みは整ったところである。

今後、国、地方公共団体、その他の関係者が、この法律を有効に活用し、被害者に対して効果的な解決策を提供することが求められている。

第2節

性犯罪の実態

警察庁の統計によると、平成13年における強姦の認知件数は12年に続き2,000件を超え

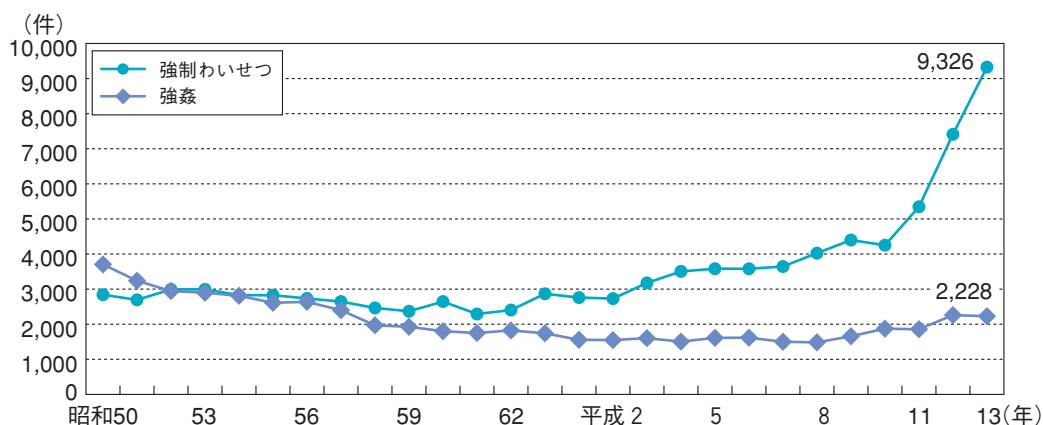
て2,228件となったが、前年に比べ32件(1.4%)減少した。

強制わいせつの認知件数は、平成11年以降大きく増加しており、13年では9,326件と、前年に比べ1,914件(25.8%)増加している。なお、警察では、女性警察官による事情聴取の拡大、相談電話の設置等、被害申告を促進するための施策を中心とした性犯罪被害者対策を推進している(第1-5-7図)。

平成元年からの強姦、強制わいせつの被害者年齢階級別認知件数の推移をみると、強姦

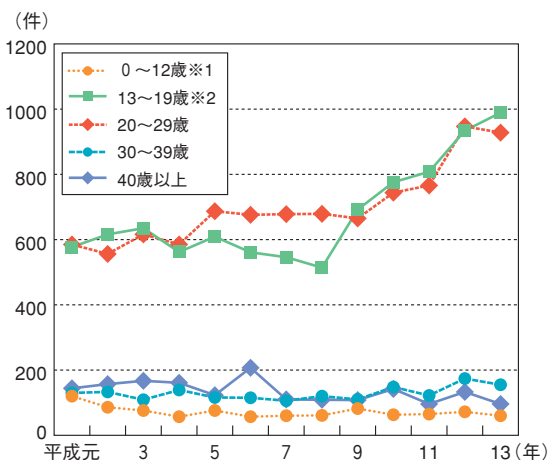
については、4年以降、減少傾向にあった13~19歳の女性が被害に遭う件数が、9年以降大きく増加し、20~29歳の女性が被害に遭う件数を上回るようになってきている。また、強制わいせつについては、7年までは0~12歳、13~19歳、20~29歳の各年代の女性が被害に遭う件数はほぼ同数であったが、8年以降13~19歳の女性が被害に遭う件数が大幅に増加し、13年には3,000件を大きく超えている(第1-5-8図、第1-5-9図)。

■ 第1-5-7図 強姦、強制わいせつ認知件数の推移

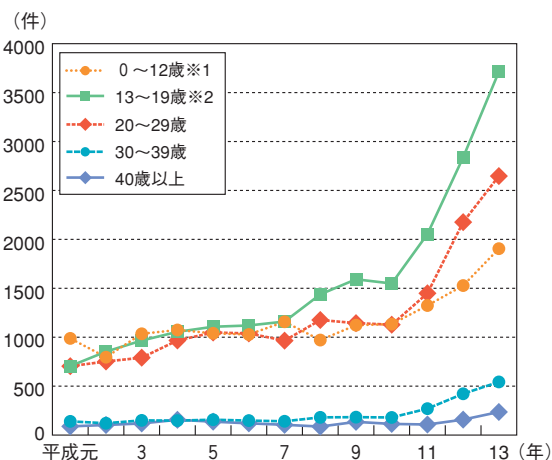


資料出所：警察庁調べ

■ 第1-5-8図 強姦被害者年齢階級別認知件数



■ 第1-5-9図 強制わいせつ女性被害者年齢階級別認知件数



注：平成元年、2年は、※1「0~13歳」※2「14~19歳」という年齢区分。
資料出所：警察庁調べ

第3節

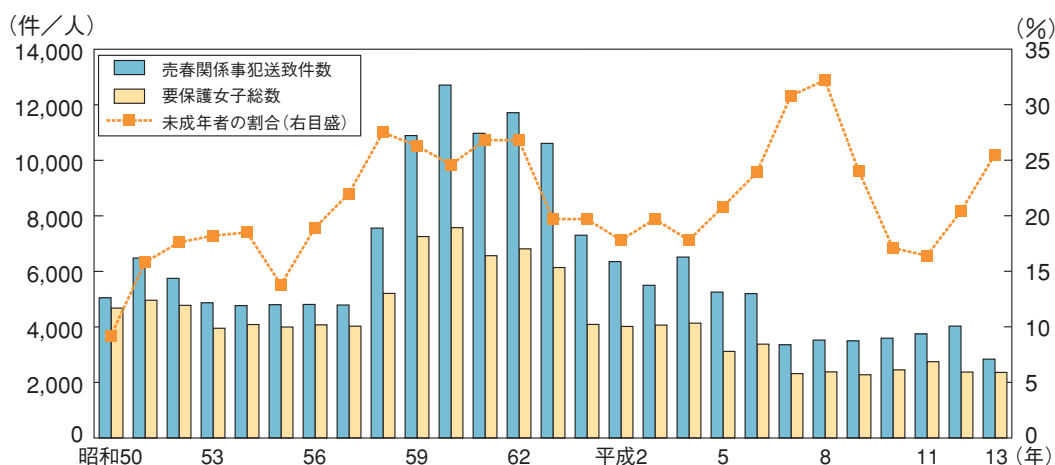
売買春の実態

平成13年の売春関係事犯送致件数は3,368件となった。また、要保護女子総数は2,844

人となっており、未成年者が占める割合は25.5%となった（第1-5-10図）。

平成13年の児童買春事件（18歳未満）の検挙件数は1,410件（前年比425件増）であり、このうち、503件（35.7%）がテレホンクラブ営業に係るものである。一方、出会い系サ

第1-5-10図 売春関係事犯送致件数、要保護女子総数及び未成年者の割合

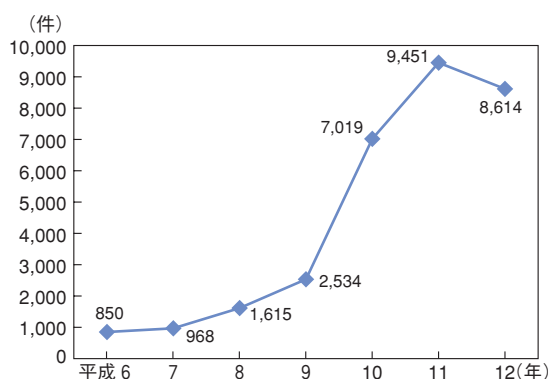


資料出所：警察庁調べ

イトを利用したものは379件（26.9%）となっており、前年の約9.5倍と急激に増加している。

第1-5-11図

都道府県労働局雇用均等室に寄せられた職場におけるセクシュアル・ハラスメントの相談件数



資料出所：厚生労働省調べ

第4節

セクシュアル・ハラスメントの実態

平成12年に寄せられたセクシュアル・ハラスメントの相談件数は、8,614件で、前年に比べ、837件（8.9%）減少しているが、そのうち、女性労働者等からの相談件数は5,883件（68.3%）で、前年に比べ1,001件（20.5%）増加している（第1-5-11図）。

企業を対象に、「セクシュアル・ハラスメントを許さない」という方針の明確化と周知啓

発をしているか」、「相談・苦情受付窓口を設置しているか」について聞いたところ、回答のあった5,218社のうち49.0%の企業がセクシ

ユアル・ハラスメントを許さないという方針の明確化と周知啓発を行い、34.3%の企業が相談・苦情窓口を設置している。

また、上記について取組を行っている企業に対して、具体的内容を聞いたところ、「セクシュアル・ハラスメントを許さないという方針の明確化」については、一社平均2.2種類の方法をとっており、「就業規則に規定」する企業が41.4%と多いものの、書面によらず「朝礼などで口頭で説明」した企業も3割ある。また、意識改革・啓発のための方法としては、「パンフレットや手引きを配布」した企業が37.3%、「管理職が各職場で注意喚起」した企業が36.1%と多くなっており、従業員研修を実施している企業は20.0%とそれほど多くない。

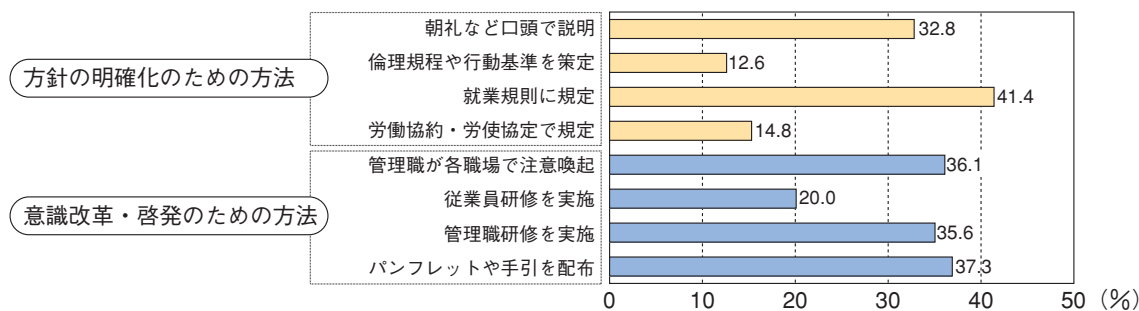
さらに、相談・苦情窓口の設置方法については、「人事労務担当が対応する」とする企業が66.9%を占め、相談窓口担当者に女性を

含めている企業は35.7%にとどまっている。社外の専門機関に依頼している企業は1.5%にすぎない（第1-5-12図）。

一方、企業においてセクシュアル・ハラスメントが起こったときに対応が困難と感じていることについては、「事実確認が難しい」とする企業が39.8%と最も高く、次いで「プライバシーの保持が難しい」37.1%、「相談を受ける際、留意点がわからない」が21.3%となっている。

企業においては、セクシュアル・ハラスメントを許さないという方針を文書で明確化し、従業員に対しても広く研修等で意識改革・啓発を徹底していくことが、セクシュアル・ハラスメントの防止策として重要である。また、セクシュアル・ハラスメントに関する相談をしやすい環境を作ることによって、早い段階で被害を防いでいくことが求められる。

第1-5-12図 セクシュアル・ハラスメント防止対策の取組状況



注：この調査は、平成11年度に、21世紀職業財団が労働省の委託を受けて行っているセクシュアル・ハラスメントの防止のための講習会に参加した企業に対し行ったアンケート調査である。方針の明確化のための方法については2,559社、意識改革・啓発のための方法については、1,791社を対象としている。
資料出所：（財）21世紀職業財団調べ

第5節

ストーカー行為の実態

（つきまとい事案に関する相談件数）

平成13年の都道府県警察に寄せられたつき

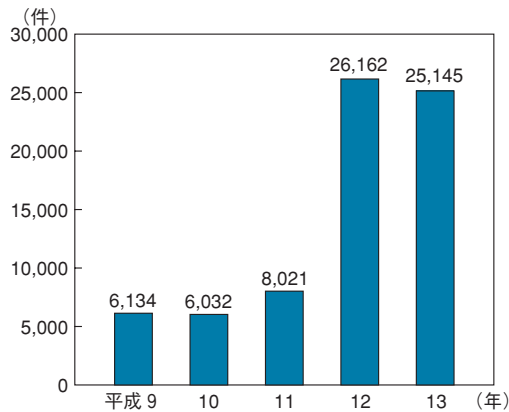
まとい事案に関する相談件数は、前年と比べて1,017件（3.9%）減少したが、2万5,145件と引き続き多くなっている（第1-5-13図）。

（ストーカー規制法の適用状況）

平成12年11月に施行されたストーカー行為

等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）の施行後13年12月までの間では、警告が988件、禁止命令等が38件、援助が799件となっている。

第1-5-13図 つきまとい事案に関する相談件数



注：男性が相談者である事案を含む。
資料出所：警察庁調べ

また、ストーカー行為での検挙件数は153件、命令違反での検挙件数は11件となっている。

援助の実施内容としては、防犯ブザー、電話録音装置、防犯ビデオカメラ等の被害防止物品の貸出しが411件と最も多くなっており、次いで被害を自ら防止するための措置の教示が386件、被害防止交渉場所としての警察施設の利用が155件となっている。

同時期に警察庁に報告があった1万6,942

件でみると、被害者が法人、不明である21件を除いた被害者の約9割が女性、行為者が不明である1,933件を除いた加害者の約9割が男性となっている。また、全体の約9割が面識のある者による行為となっており、うち、交際相手が51.7%（7,350件）、配偶者が13.7%（1,949件）となっている（第1-5-14図）。

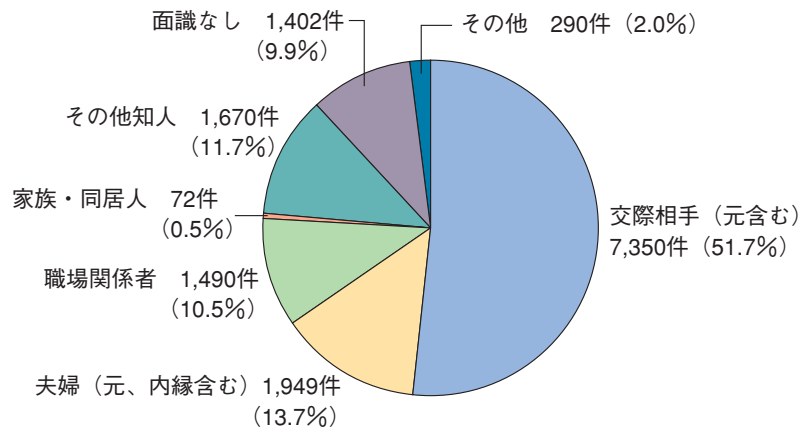
動機については、好意の感情によるものが54.2%（7,462件）、好意の感情が満たされなかったことに対する怨恨の感情が38.9%（5,355件）となっている。

ストーカー規制法の施行により、ストーカー行為が犯罪であるという認識が広まり、ストーカー被害が顕在化しはじめたことがうかがえる。

ここで示した統計、調査の結果は、女性に対する暴力がいかに深刻であるかを物語っている。

近年、女性に対する暴力への法整備も進んでいる。平成12年にはストーカー規制法、13年には配偶者暴力防止法がそれぞれ施行されるなど、女性に対する暴力に対する認識が高まりつつあるが、暴力は、性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではないという認識を、更に広く徹底することが必要である。

第1-5-14図 ストーカー行為被害者と行為者との関係



注：関係が不明なもの2,719件を除く。
資料出所：警察庁調べ

第6章

生涯を通じた女性の健康

本章のポイント

- 乳児死亡率等の母子保健関係指標については総じて改善している。
- 人工妊娠中絶件数は20歳未満の若年層の割合が増加している。
- HIV感染者とエイズ患者は総じて増加基調にある。
- 女性のストレス度は男性よりも高い。
- 10歳代、20歳代の妊娠中の母親の喫煙率は高くなっている。

女性の平均寿命は84.60年で、男性よりも約7年長く、高齢者に占める女性の割合も高くなっている。また、通院者を含めた病気やけが等で自覚症状のある者は、男性よりも女性で多くなっており、生涯を通じた女性の健康づくりが求められている。

(総じて改善が進んでいる母子保健関係指標)

女性は、妊娠や出産をする可能性があるため、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。

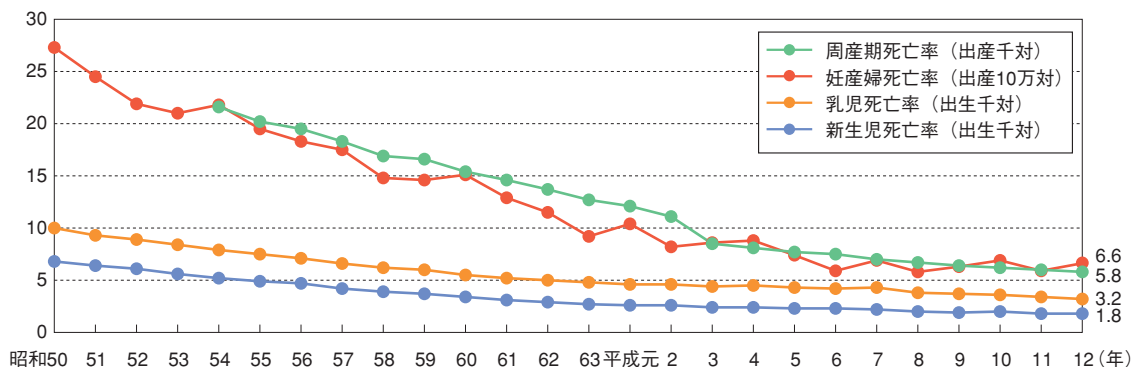
母子保健関係の主要な指標の昭和50年から平成12年までの動向をみると、いずれの指標

も総じて低下しており、改善が進んでいることがわかる(第1-6-1図)。

(減少傾向にあるものの若年層の比重が増す人工妊娠中絶件数)

人工妊娠中絶件数・人工妊娠中絶実施率(15歳以上50歳未満女子人口千対)の昭和50年から平成12年までの動向をみると、総数では件数、実施率ともに減少傾向にあったが、7年以降、増加に転じている。年齢階級別にみると、20歳未満での増加率が高くなっている(第1-6-2図)。

■ 第1-6-1図 母子保健関係指標の推移



資料出所：厚生労働省「人口動態統計」

(総じて増加基調にあるHIV感染者とエイズ患者)

HIV感染者とは、HIVと呼ばれるエイズウイルスに感染している者を指す。一方、エイズ患者とは、免疫の機能が低下したHIV感染者が、カリニ肺炎等指定された日和見感染症のどれかにかかった者を指す。

我が国において報告されたHIV感染者及びエイズ患者の累計は、平成12年末までで、HIV感染者数で3,905人、エイズ患者数で1,913人となっている。

各年ごとの新規HIV感染者の推移をみると、平成4年をピークに減少傾向にあったが、7年からは増加傾向に転じている。なかでも日本人男性の伸びが近年著しく、前年に比して微減となったものの、12年には全体の7割強を占めている。日本人女性も、緩やかな増加傾向にある。一方、エイズ患者数の年次推移をみると、同様に日本人男性の増加が著しく、12年には327人中237人と全体の約7割を占めている。なお、日本人女性についても総じて増加基調にあるが、外国人男性、外国人女性については、ここ数年、横ばいとなっている(第1-6-3図)。

(女性に特有の疾病)

女性に特有ながんとして、乳がん、子宮がんなどがあり、女性に多くみられる疾病として、骨粗しょう症がある。これらの疾病の総患者数を厚生労働省「患者調査」(平成11年)でみると、乳がんは16.9万人、子宮がんは5.5万人となっている。また、骨粗しょう症の9割以上、37.2万人が女性であるが、その約89%が55歳以上に集中しており、受療率でみると75歳以上の後期高齢者で特に高くなっている。

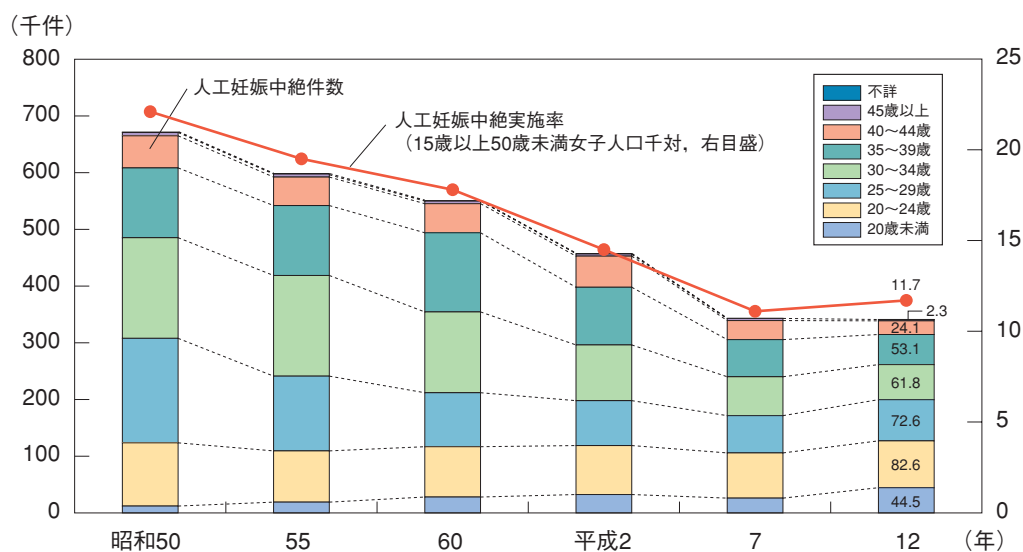
近年、女性専用外来を設置した病院も徐々に広がりつつあるが、十分とはいえない。女性の身体的特性に基づく医療が受けられる、女性医療の充実が強く求められる。

(女性のストレス)

厚生労働省「保健福祉動向調査」(平成12年)でみると、女性と男性のストレスを感じている度合いを比較すると、大いにストレスがある、ストレスが多少あると感じている割合は、女性が男性を上回っている。

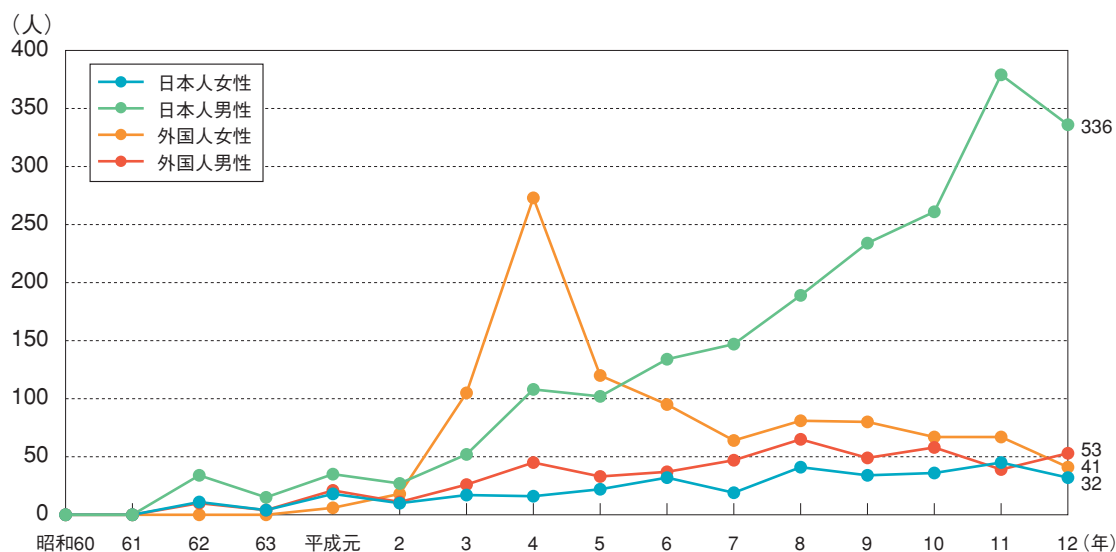
ストレスへの対処方法は、女性では、「人に話し発散する」が53.4%で男性の約2倍、

第1-6-2図 年齢階級別にみた人工妊娠中絶の推移



資料出所：厚生労働省「母体保護統計」

第1-6-3図 HIV感染者の国籍、性別年次推移



注：各年のHIV感染者報告数である。
資料出所：厚生労働省調べ

「買い物をする」が26.2%で男性の約4倍と高くなっている。一方男性では、「タバコを吸う」が22.8%、「アルコール飲料を飲む」が28.6%で、女性の3倍以上と高くなっている。

ストレスが健康に与える影響は大きく、ストレスをいかに解消していくかが健康を維持するための課題となりつつある。

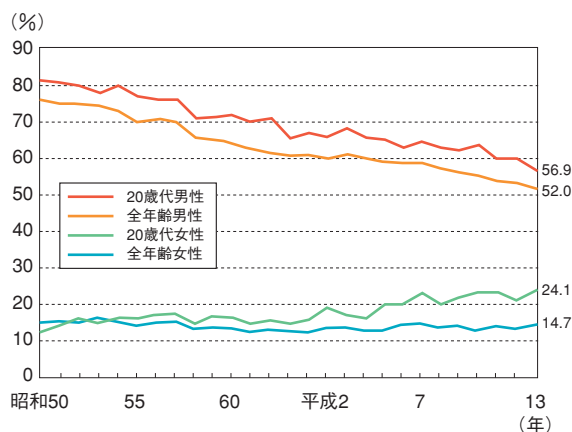
(20歳代女性で高い喫煙率)

推移をみると、男性の喫煙率が全年齢、20歳代ともに低下し、女性全体としてもほぼ横ばいとなっている一方で、20歳代女性の喫煙率は昭和50年の12.7%から平成13年の24.1%と大幅に上昇している。

妊娠中の喫煙は、低体重児の出生や早産、自然流産、周産期死亡の危険性を高めるといった弊害があるが、厚生労働省「乳幼児身体発育調査」(平成12年)によると、妊娠中の母親の喫煙状況をみると、10歳代の母親で34.2%、20歳代前半の母親で18.9%と高くなっている。また、妊娠中に母親が喫煙しない場合でも、父親及び同居者が喫煙すると、特に男子において同室の喫煙本数の増加とともに

に出生時の体重・身長とも低くなる傾向がみられる。間接喫煙を含め、喫煙が胎児に与える影響を広く周知していく必要がある(第1-6-4図)。

第1-6-4図 性別喫煙率の推移



資料出所：日本たばこ産業調べ

女性が、その生涯を通じて健康を保持できるようにしていくためには、性と生殖に関することを含め、自らの健康について正しい情報を入手し、自分で判断することが必要である。

女性は男性よりも速い？

女性が初めてマラソンに参加し完走したのは、1966（昭和41）年のボストン・マラソンであり、オリンピックにおいて女子マラソンの種目が設けられたのは、更に遅く、1984（昭和59）年のロサンゼルスオリンピックである。

2000（平成12）年のシドニーオリンピックで金メダルを獲得した高橋尚子選手のタイム（2時間23分14秒）は、1952（昭和27）年のヘルシンキオリンピックで金メダルを獲得したザトペック選手のタイム（2時間23分03秒）とほぼ同じである。かつては女性には無理と考えられていた、マラソンのようにハードなスポーツであっても、女性も着実に記録を縮め、男性の記録に近づいている。

女性は、男性と異なる身体機能をもっているが、このことが、女性が多様なスポーツに参加し、活躍することを妨げるものではない。

第7章

メディアにおける女性の人権

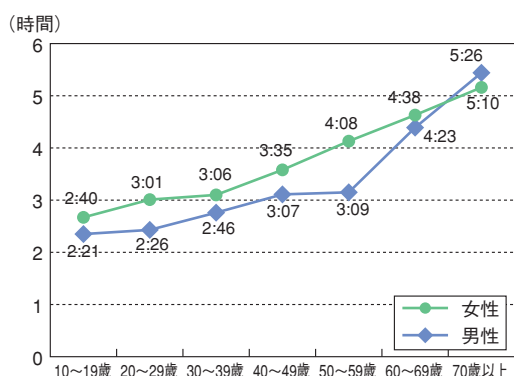
本章のポイント

- マスメディアであるテレビへの接触時間は、国民1人当たりの視聴時間で、平日2時間25分。高齢者ほど長く、総じて女性の方が長い。
- メディアの取組として、新聞綱領、放送基準などの規範を作成し、また、苦情処理機構を設けている。
- メディアの分野における女性の参画は、徐々に増加している。
- 情報関連機器の利用率では、若年層で男女の差は小さい。

(マスメディアへの接触時間)

テレビは国民の9割が見ており、その視聴時間は、国民1人当たり1日の視聴時間、平日2時間25分、土曜日3時間38分、日曜日4時間13分となっている。高齢者ほど長く、総じて女性の方が長い(第1-7-1図)。

第1-7-1図
性・年齢階級別にみたテレビ視聴時間



資料出所：NHK放送文化研究所「国民生活時間調査」(平成12年)

(メディアの取組)

国民がマスメディアに接する時間は長く、その影響は大きい。メディアの取組として、

報道や広報などに係る規範が作成されており、また、放送番組に対する一般からの苦情処理機構を設置している。

規範としては、新聞倫理綱領(日本新聞協会、平成12年6月)、旧新聞倫理綱領(昭和21年制定)、日本放送協会番組基準(国内番組基準)(34年7月)、日本民間放送連盟放送基準(45年)、日本民間放送連盟ラジオ放送基準(26年)、同連盟テレビ放送基準(33年)を統合したもの。)などがある。

苦情処理機構としては、日本放送協会及び日本民間放送連盟会員各社から構成される「放送と人権等権利に関する委員会機構」(BRO)(平成9年設立)や「放送と青少年に関する委員会」(12年設立)などがある。

(方針決定過程への女性の参画)

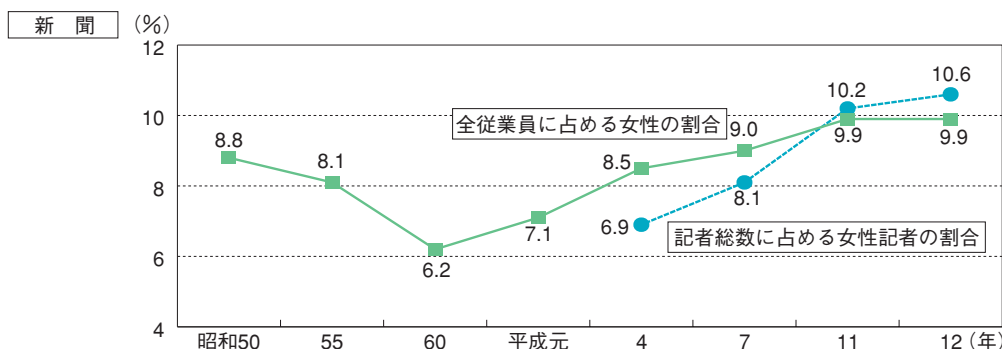
新聞や放送などのメディアの分野における女性の参画は、提供する情報の内容が偏ることを防止したり、性・暴力表現の規制等、メディアが自主的に女性の人権に配慮した表現を行うよう取り組んでいく上で重要な役割を果たすものと期待されている。新聞・放送

業界における女性の参画状況についてみると、メディアにおける女性の参画は、徐々にではあるが、増加している(第1-7-2図)。

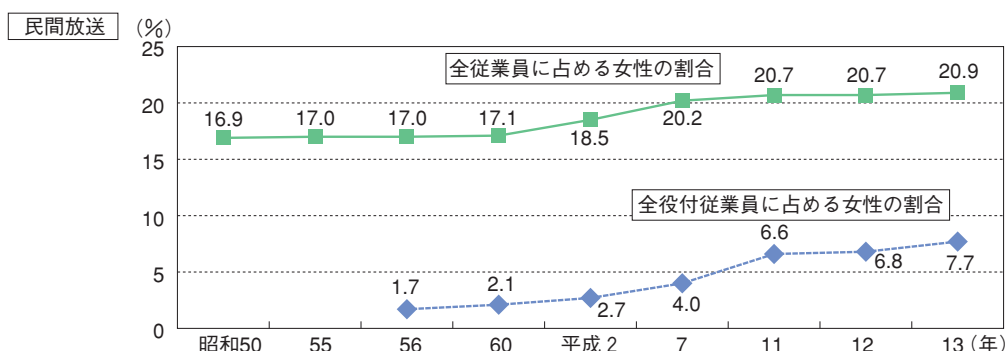
新聞・放送業界における部門別の女性従業員の割合をみると、新聞では、統括・管理部

門、出版・事業・電子メディア部門で高く、製作・印刷・発送部門、営業部門で低い。放送では、アナウンス、編成・広報、総務・経理の順で高く、技術、スポーツ、製作・情報は低い(第1-7-3図)。

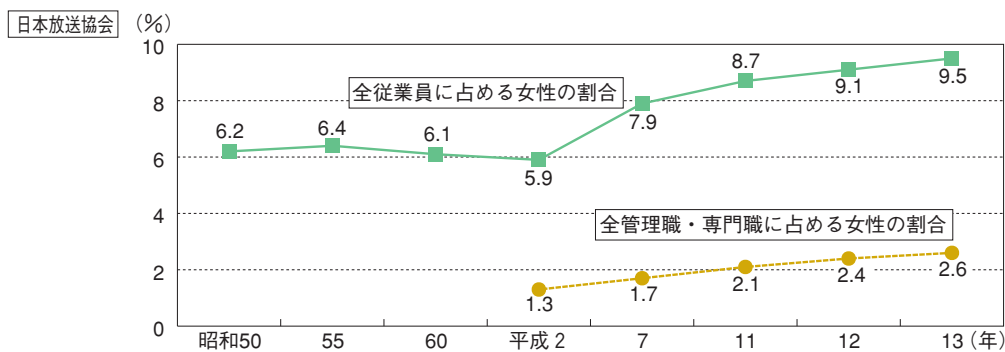
■ 第1-7-2図 各種メディアにおける女性従業員の割合



注：平成3年以前の女性記者数のデータはない。
資料出所：(社)日本新聞協会調べ



注：(1) 役付従業員とは、課長(課長待遇、同等及び資格職を含む)以上の職にある者をいう。
(2) 昭和55年以前の役付従業員のデータはない。
資料出所：(社)日本民間放送連盟「日本民間放送年鑑」及び同連盟調べ



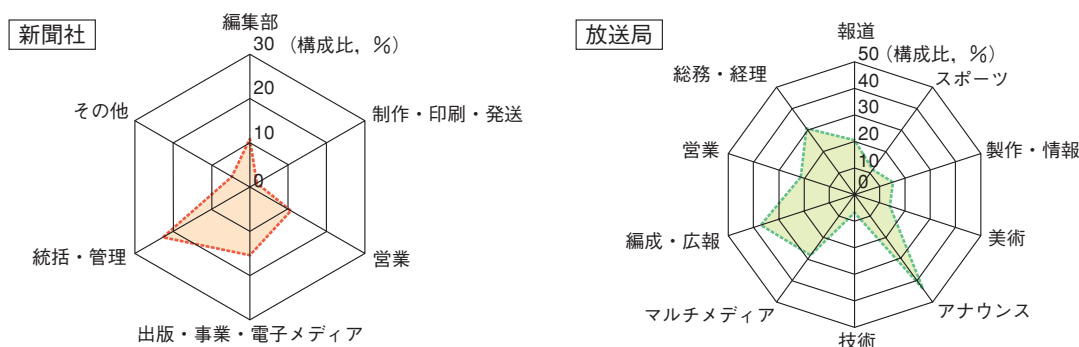
注：(1) 管理職・専門職とは、組織単位の長及び必要に応じて置く職位(チーフプロデューサー、エグゼクティブディレクター等)をいう。
(2) 平成元年以前の管理職・専門職のデータはない。
資料出所：日本放送協会調べ

(情報関連機器の利用率では、若年層で男女の差は小さい)

情報関連機器の個人利用率を性・年齢階級別にみると、総じて男性の利用率が高い傾向にあるが、15～19歳では女性の方が男性より

携帯電話（PHSを含む。）の利用率が高く、20歳代では男女間の利用率の差はほとんどみられない。ただし、40歳以上で男女に大きな開きがみられる（第1-7-4図）。

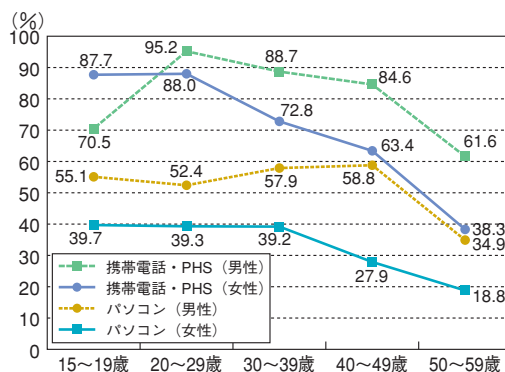
第1-7-3図 新聞・放送における部門別女性の参画状況



資料出所：(社)日本新聞協会調べ（平成13年）

注：放送局はキー局及び準キー局
資料出所：日本女性放送者懇談会調べ（平成11年）

第1-7-4図 性・年齢階級別にみた情報関連機器の個人利用率



資料出所：野村総合研究所「情報機器やサービスの利用に関するアンケート」（平成13年9月）

男女平等を推進する教育・学習

本章のポイント

- 男女別の進学率をみると、女性の大学進学率は上昇する一方で、短大進学率は減少傾向。
- 大学の学生や研究者における男女の専攻分野の偏りは少なくなっている。
- 教員に占める女性割合をみると、上位の学校、上位の職で女性割合が少ない傾向。小学校教諭では65.2%だが、大学教授では8.3%。
- 男の子には社会生活における課題遂行に役立つ特性を、女の子には情緒的な特性を期待する傾向。学歴の期待にも男女の差がみられる。

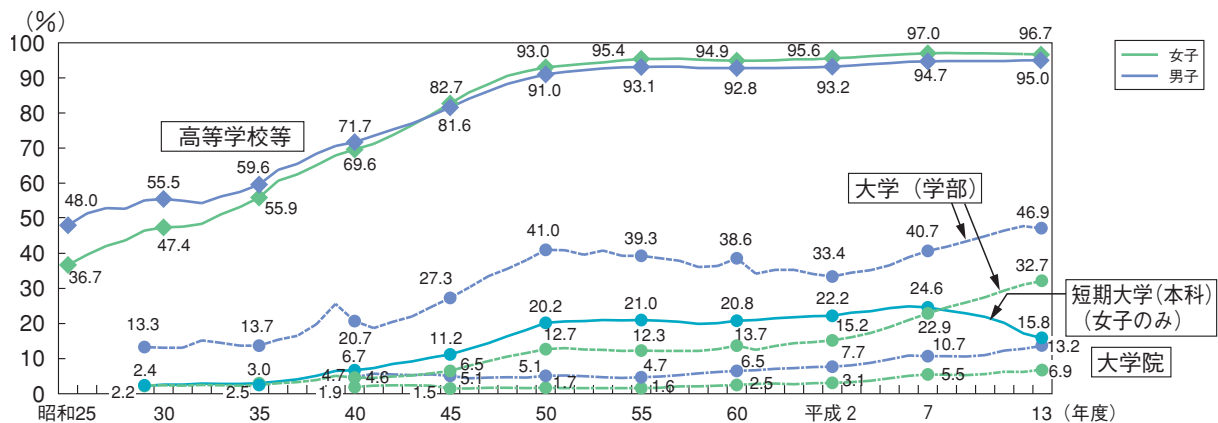
(女性の大学進学率は上昇傾向)

学校種類別の男女の進学率をみると、高等学校等（通信制課程への進学者を除く。）への進学率は、平成13年度で女性96.7%、男性95.0%と、男性よりも女性の方が高くなっている。大学（学部）への進学率は、平成13年度で女性32.7%、男性46.9%と差がみられる

が、女性では短期大学（本科）への進学率（15.8%）を合わせた進学率は48.5%となる。女子の大学（学部）への進学率は近年上昇傾向にある一方で、短期大学への進学率は平成6年の24.9%をピークに近年激減している（第1-8-1図）。

なお、高等学校や大学で男子のみ又は女子

第1-8-1図 学校種類別進学率の推移



注：(1) 高等学校等：中学校卒業者のうち、高等学校等の本科・別科、高等専門学校に進学した者（就職進学した者を含み、浪人は含まない。また、高等学校の通信課程（本科）への進学者を除く。）の占める比率。
 (2) 大学（学部）・短期大学（本科）：浪人を含む。大学学部・短期大学本科入学者数（浪人を含む。）を3年前の中学校卒業人数で除した比率。
 (3) 大学院：大学学部卒業者のうち、ただちに大学院に進学した者の比率（医学部、歯学部は博士課程への進学者）。
 資料出所：文部科学省「学校基本調査」

のみ在学している学校の割合は減少傾向にあり、高等学校では、昭和50年度の男子のみ435校（8.8%）、女子のみ745校（15.1%）から平成13年度にはそれぞれ205校（3.7%）、509校（9.3%）と大幅に減少し、大学においても、昭和50年度の男子のみ3校（0.7%）、女子のみ83校（19.8%）から、平成13年度にはそれぞれ0校、94校（14.1%）となっている。

（男女の専攻分野の偏りは縮小）

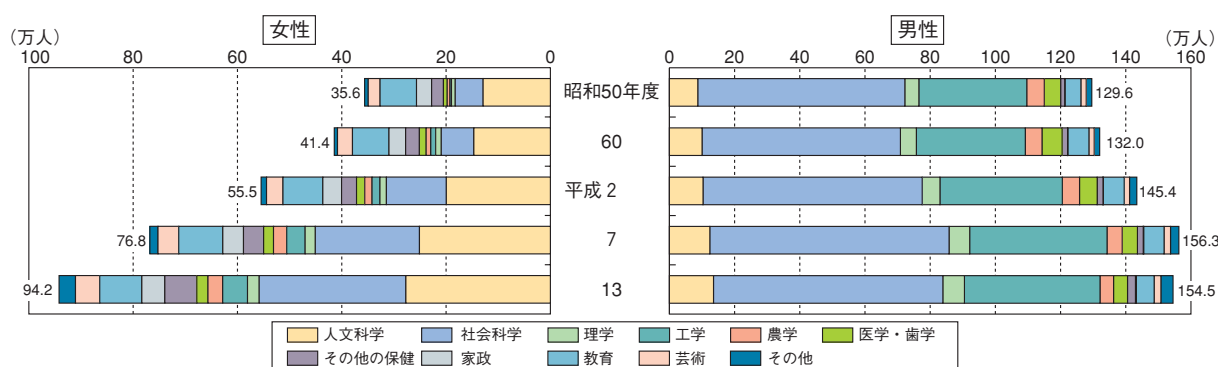
大学学部における学生の専攻分野別構成をみると、女性は総じて人文科学を専攻する者の占める割合が高いが、昭和50年と比較すると、大学学部で人文科学の割合が下がる一方で、社会科学や工学の割合が増加するなど専攻分野の偏りは小さくなってきている（第1-8-2図）。

また、大学等における女性の研究本務者の専門分野別構成をみても、社会科学や工学の割合が増加するなど女性の専門分野の偏りは小さくなってきているが、男性と比較すると、依然として人文科学及び医学・歯学以外の保健の占める割合が高く、社会科学、理学、工学及び農学などの占める割合が低い傾向にある（第1-8-3図）。

（上位の職に少ない女性教員の割合）

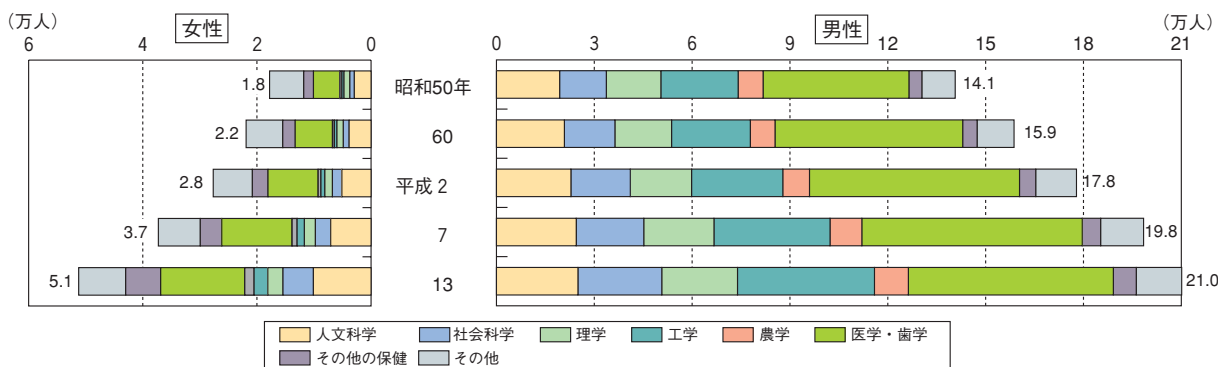
初等中等教育について女性教員の割合をみると、小学校では6割を占めているが、中学校、高等学校と段階が上がるにつれて低くなっている。校長及び教頭に占める女性の割合は、小学校の校長で平成2年の4.1%から13年には16.5%と大幅に上昇しているのを始め、長期的には上昇傾向にあるが、その割合

■ 第1-8-2図 専攻分野別にみた学生数（大学学部）の推移



資料出所：文部科学省「学校基本調査」

■ 第1-8-3図 専攻分野別にみた大学等の研究本務者

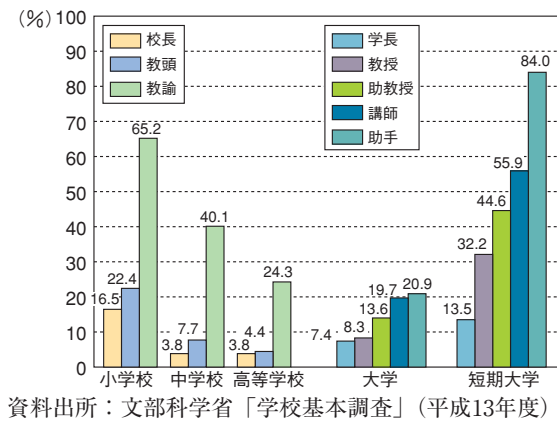


資料出所：総務省「科学技術研究調査」

は教諭に比べて著しく低い。

高等教育機関でも、女性教員の割合は短期大学で4割を超えているが、大学では1割台にとどまっており、特に教授、学長に占める女性の割合は低い（第1-8-4図）。

第1-8-4図
本務教員総数に占める女性の割合
(初等中等教育, 高等教育)



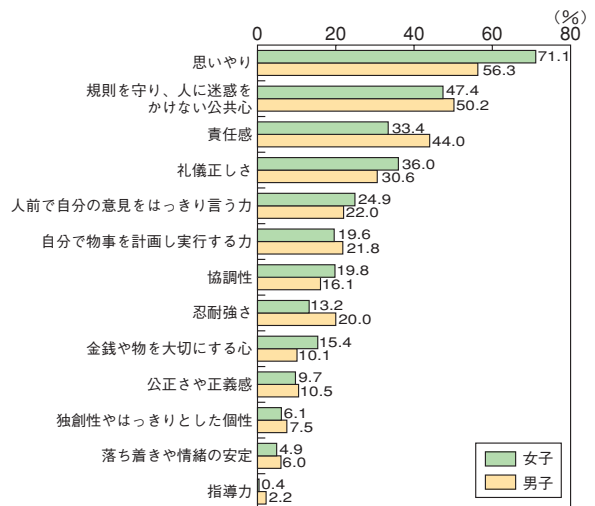
(子どもに期待する性格は「思いやり」, 男の子では「責任感」も高い)

小学4年生～中学3年生の親に、自分の子どもに将来どのような性格を持つ大人になってほしいかを聞いたところ(3つ選択)、女の子, 男の子とも「思いやり」が最も高く、次いで「規則を守り、人に迷惑をかけない公共心」となっている。男女差に注目すると、5年前と比べて全体的に男女差は縮小しているが、「責任感」, 「自分で物事を計画し実行する力」, 「忍耐強さ」は母親・父親とも男の子の方が高く、「思いやり」, 「礼儀正しさ」, 「協調性」, 「金銭や物を大切にすること」は母親・父親とも女の子の方が高く、全体として、男の子には社会生活での課題遂行に役立つ特性を、女の子には情緒的な特性を望む傾向にあることがうかがわれる(第1-8-5図)。

(男の子と女の子で差がみられる親の学歴期待)

子どもに対する学歴期待について、小学4年生から中学生までの子どもを持つ親の考え

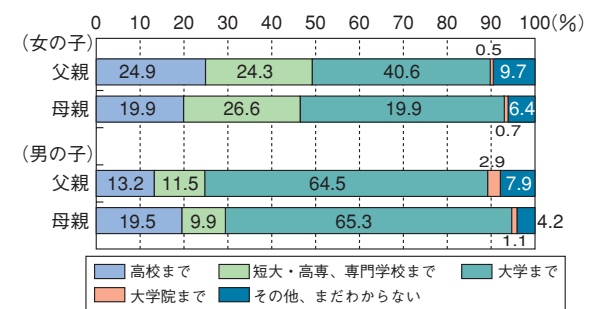
第1-8-5図 子どもに期待する性格特性



注：小学4年生から中学3年生の子どもを持つ親を対象に、その子どもに将来どのような特質を大人になってほしいかを聞いたものである(3つまで回答)
資料出所：内閣府「青少年の生活と意識に関する基本調査」(平成12年)

方をみると、男の子では、父親、母親とも約3分の2が大学以上に進ませたいと考えているのに対し、女の子では、父親で41%、母親で47%にとどまっており、女の子に対する学歴期待は男の子と比べて低くなっている(第1-8-6図)。

第1-8-6図 子どもに進ませたい進学段階



注：小学4年生から中学3年生の子どもを持つ親を対象に、その子に進ませたい進学段階について聞いたものである。
資料出所：内閣府「青少年の生活と意識に関する基本調査」(平成12年)

第 2 部

平成13年度に講じた男女共同参画社会の
形成の促進に関する施策

第1章

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節

国内本部機構の組織・機能強化

1 男女共同参画会議の機能発揮

(1) 男女共同参画会議の活動

内閣府に設置された重要政策に関する会議の1つである男女共同参画会議は、内閣総理大臣や議長である内閣官房長官・男女共同参画担当大臣のリーダーシップの下、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な施策及び重要事項などについて調査審議を進めてきた。

平成13年度は、前年度に引き続き仕事と子育ての両立支援策について調査審議を進め、6月に、具体的な目標と実施期限を明示した「仕事と子育ての両立支援策に関する方針についての意見」を決定した(第2-1-1表)。本意見に基づき「仕事と子育ての両立支援策の方針について」が閣議決定されたところであり、その一部は、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」(13年6月閣議決定)を始め、「改革工程表」(同年9月経済財政諮問会議決定)や「改革先行プログラム」(同年10月経済財政諮問会議決定)などにも盛り込まれた。

第2-1-1表 仕事と子育ての両立支援策の方針に関する意見(平成13年6月19日男女共同参画会議決定)

この意見は、「両立ライフへ職場改革」、「待機児童ゼロ作戦」、「多様で良質な保育サービスを」、「必要な地域すべてに放課後児童対策を」及び「地域こぞって子育てを」の5つの柱に沿って、方向性と具体的目標・施策を示したものであり、これらの施策について、「基本的には平成13・14年度中に開始し、遅くとも平成16年度までに実施」することや、「特段の配慮をし必要な予算を確保し、緊急に実施する」ことを明記している。

中でも、「待機児童ゼロ作戦」では、特に待機児童の多い都市を重点に、平成14年度中に5万人、更に16年度までに10万人、計15万人の受け入れ児童数の増大を図ることを、また、「必要な地域すべてに放課後児童対策を」では、放課後児童対策を大都市周辺部を中心に、16年度までに全国で1万5千か所とすることなど、数値目標と達成時期を明記したものとなっている。

また、女性に対する暴力に関して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。)が平成13年10月に一部を除き施行されたことに伴い、同月に、同法の施行に係る国の施策に対する意見及び地方公共団体の施策に対する要望等を盛り込んだ

『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行に関する意見を決定し、関係各大臣に意見を述べた(第2-1-2表)。

さらに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視するに当たり、平成13年10月に「男女共同参画会議における

監視の実施方針」を決定するとともに、13年度に重点的に監視を行う施策として「国の審議会等委員への女性の参画の促進」、「女性国家公務員の採用・登用等の促進」及び「仕事と子育ての両立支援策の方針について（13年

7月閣議決定）に係る施策」を定めた「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況の監視に関する平成13年度の活動方針について」を決定した（第2-1-3表）。

第2-1-2表

「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」の円滑な施行に関する意見
(平成13年10月3日男女共同参画会議決定)

この意見では、「総論」、「配偶者暴力相談支援センター等」、「医療関係者による通報・情報提供」、「保護命令」、「職務関係者に対する研修」及び「広報啓発の推進」の6つの項目ごとに、国に対する意見、都道府県、市町村に対する要請等について示しており、国に対する意見については、対象となる関係府省庁を明記している。具体的には、各都道府県において配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設を早急に指定して広く一般に広報すること、保護命令により被害者の救済が速やかに実現するよう関係機関等が取り組むこと、職務関係者に対する研修の重要性等が述べられている。

第2-1-3表 男女共同参画会議における監視の実施方針(平成13年10月3日男女共同参画会議決定)

この方針では、監視の目的として、実態の把握、内容及び進ちょく状況等の評価及び必要に応じ内閣総理大臣及び関係各大臣に対し意見を述べることにより、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進が着実かつ効果的に図られるよう促進することを示している。また、男女共同参画社会基本法の基本理念や基本計画との適合や、男女共同参画社会の形成促進の視点を運営方法に盛り込むことなど、5つの観点を示している。

このほか、女性が新たな分野に積極的に挑戦していくことを支援するため、総理からの指示に基づき調査審議を開始した「女性のチャレンジ支援策」や、選択的夫婦別氏制度、男女共同参画に関する苦情の処理システム、女性のライフスタイルに大きな影響を及ぼす税制、社会保障制度、雇用システムに対する調査など様々な課題について調査審議を行っている。

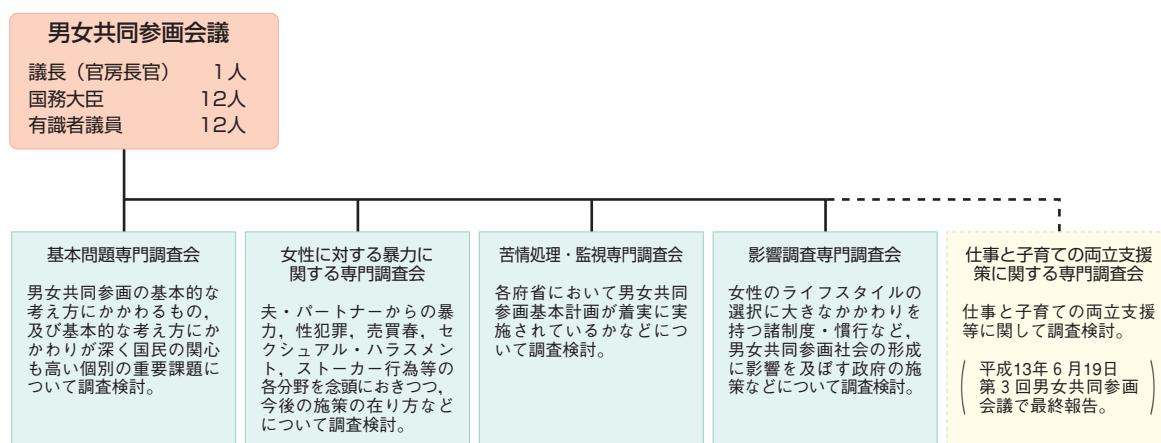
(2) 各専門調査会の活動

専門の事項を調査するために男女共同参画会議の下に設置される専門調査会について

は、平成13年度は、前年度に設置された「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」のほか、「基本問題専門調査会」、「女性に対する暴力に関する専門調査会」、「苦情処理・監視専門調査会」及び「影響調査専門調査会」の4つの専門調査会が新たに設置され、その設置に係る調査事項について検討を進めており、男女共同参画会議ではこれら専門調査会の検討結果を積極的に活用するよう努めている（第2-1-4図）。

「基本問題専門調査会」では、個別の重要課題として選択的夫婦別氏制度を取り上げ、平成13年10月に「当専門調査会としては、選

第2-1-4図 男女共同参画会議の全体構成（イメージ図）



※この他に必要に応じて、専門調査会を設置

択的夫婦別氏制度を導入する民法改正が進められることを心から期待するものである。」とした「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」を取りまとめた。また、「女性のチャレンジ支援策」については、同専門調査会で検討方針及び具体的施策について検討を進めることが男女共同参画会議で決定されており、同専門調査会において検討を進めている。

「女性に対する暴力に関する専門調査会」では、平成13年10月に配偶者暴力防止法が一部を除き施行されることを踏まえて検討を進め、同月に『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律』の円滑な施行について」を取りまとめた。また、その後も同法の完全施行に向けた施策について検討を進めている。

「苦情処理・監視専門調査会」では、男女共同参画会議が監視を行うに当たっての基本的な方針及び平成13年度に重点的に監視する施策について検討を進め、これらが会議で決定された後は、監視の具体的作業を実施している。また、男女共同参画に関する施策の苦情処理システムについても検討を行っている。

「影響調査専門調査会」では、税制、社会保障、雇用システムなどの制度等について、モデルケースによる研究を行うなど、検討を進めている。また、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼす政府のすべての施策が本専門調査会の対象となりうるとの観点から、広く各施策の企画・実施・結果評価の各段階に男女共同参画の視点を取り入れていくため、各府省が自らの施策を評価するための手法について検討を行っている。

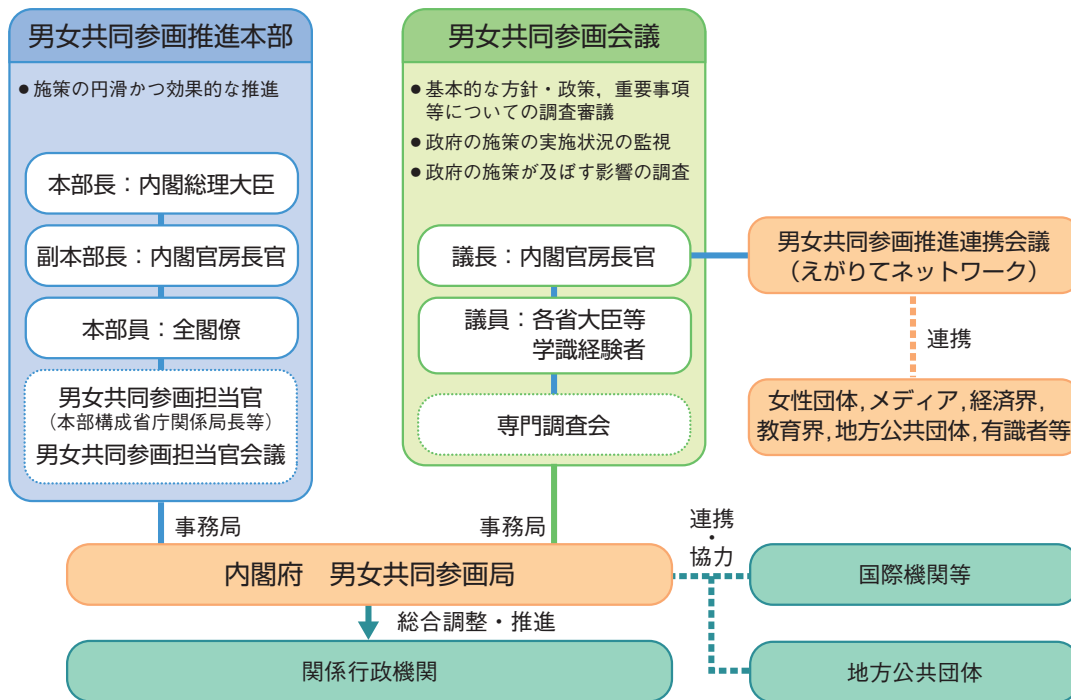
「仕事と子育ての両立支援策に関する専門調査会」では、前年度に引き続き仕事と子育ての両立支援策について検討を進め、平成13年4月の男女共同参画会議に対する「検討状況報告」を経て、同年6月に最終報告「仕事と子育ての両立支援策について」を取りまとめ、その任務を終了した。

2 総合的な推進体制の整備・強化等

(1) 男女共同参画基本計画の推進

政府は、平成12年12月に閣議決定した「男女共同参画基本計画」に沿って、関係行政機関が連携を保ちつつ、総合的に諸施策を推進している（第2-1-5図）。

第2-1-5図 男女共同参画社会の形成の促進に関する推進体制図



※内閣官房長官は、併せて男女共同参画担当大臣を命ぜられている。

(2) 年次報告等の作成

男女共同参画社会基本法（平成11年法律第76号）第12条に基づき、「平成12年度男女共同参画社会の形成の状況に関する年次報告」及び「平成13年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」（男女共同参画白書）を作成した。

(3) 国際機関・諸外国の国内本部機構との連携・協力の推進

男女共同参画社会の形成の促進に関する各種国際会議への出席，相互交流，インターネット等を活用した情報交換を通じて，国際機関，諸外国の国内本部機構の連携・協力を努めている。

(4) 男女共同参画担当大臣

平成4年の宮澤内閣の改造に際し，女性問題を総合的に推進するための行政各部の所管

する事務の調整を行う女性問題担当（旧婦人問題担当）大臣が置かれ，内閣官房長官が指定された。以後歴代内閣において女性問題担当大臣が置かれていたが，9年9月の内閣改造以来内閣官房長官が「男女共同参画担当」に指定されている。

平成13年1月以降は，内閣府設置法（平成11年法律第89号）に基づく特命担当大臣として男女共同参画社会の形成の促進に関する事項の企画立案及び総合調整を行っている。

(5) 男女共同参画推進本部及び男女共同参画担当官会議の開催

男女共同参画推進本部（以下「本部」という。）は、「男女共同参画推進本部の設置について」（平成6年7月閣議決定）により，男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の円滑かつ効果的な推進を図ることを目的として，内閣に置かれている。本部は全閣僚を構

成員とし、このうち本部長には内閣総理大臣、副本部長には内閣官房長官・男女共同参画担当大臣が充てられている。本部には男女共同参画担当官が置かれており、本部員を補佐するとともに、関係行政機関において、その所掌に係る男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について所要の調整の事務を行っている。また、関係行政機関相互間の機動的な連携を図るために、男女共同参画担当官会議が置かれている。

本部は平成12年度までに12回の本部会議を開催してきたが、13年度は6月に開催し、「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」及び「女性に対する暴力をなくす運動について」を決定した。また、本部会議の開催等必要に応じ、男女共同参画担当官会議を開催した。

各府省は、各副大臣を本部長とする男女共同参画推進本部を設置した。

(6) 行政相談委員、人権擁護委員等の活用

政府の施策についての苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者の救済については、行政相談委員、人権擁護委員に対し、男女共同参画に関する認識を高めるため、引き続き情報提供の充実を図るとともに、こうした実施状況を踏まえ、地方公共団体と緊密に連携していくとともに、その充実を図っている。

第2節

調査研究、情報の収集・整備・提供

(1) 男女共同参画社会の形成に関する調査研究

内閣府では、個人のライフスタイルの選択に大きなかわりをもつ社会制度について、総合的な視点からの検討を行うため、諸外国

の社会制度等を調査している。

(2) 情報の提供、広報・啓発活動

ア 国際社会及び諸外国における取組の動向に関する情報の提供

内閣府では、国連婦人の地位委員会、女子差別撤廃委員会やアジア太平洋経済協力(APEC)等の国際的な取組や各種地域機関、諸外国における先進的な取組の動向について情報を収集・整備し、男女共同参画推進連携会議企画委員会主催の報告会、政府の広報誌、インターネット等を通じて、情報を提供している。

イ ホームページなどによる情報の提供

内閣府では、インターネットホームページ(<http://www.gender.go.jp/>)を通じて、国内外の男女共同参画社会の実現に向けた取組に関する情報を提供しているほか、本ホームページを男女共同参画に関する総合的な情報交流の拠点とするべく、一層の充実を図っている。

ウ 広報・啓発活動

男女共同参画推進本部、地方公共団体、女性の団体等の活動状況等を関係機関及び一般に知らせるため、男女共同参画推進本部ニュース「えがりて」を奇数月に発行するとともに、海外に我が国の女性の現状を紹介するため毎年1回「Women In Japan Today」を発行し、各国政府や国際機関等に配布している。

第3節

国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

(1) 都道府県・政令指定都市における男女共同参画に関する行政の推進状況

地方公共団体においても地域の特色をいかした男女共同参画社会の形成に関する行政が推進されている。

全都道府県・政令指定都市に男女共同参

画・女性問題に関する事務を総括的に所管する部課（室）が置かれ、このうち、男女共同参画（男女平等）等を名称に冠した課（室）は41都道府県、すべての政令指定都市に設置されている。

(2) 地方公共団体に対する支援の強化

内閣府では、地方公共団体に対し、男女共同参画社会基本法に基づく男女共同参画計画の策定に当たっての情報提供を行っているところである。とりわけ、市町村に対しては、計画の策定に資するよう、平成13年8月に「市町村男女共同参画計画の策定の手引」を作成、提供し、その積極的な支援を図っているところである。

また、男女共同参画社会づくりに向けて、各地域での取組の促進、気運を広く醸成することを目的として、「男女共同参画フォーラム」を開催しているほか、市区町村において、男女共同参画社会づくりに取り組む「男女共同参画宣言都市」となることを奨励することを目的として「男女共同参画宣言都市奨励事業」を引き続き実施するとともに、男女共同参画宣言都市奨励事業を実施した地方公共団体の首長等による「男女共同参画宣言都市サミット」を開催している。

さらに、都道府県・政令指定都市との情報交換・相互の連携の推進を図るため、「都道府県・政令指定都市男女共同参画主管課長等会議」を開催した。

(3) NGOとの連携の強化

各界各層との情報・意見交換やNGO相互間の交流による連携を図ることを目的として、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）を開催しているほか、平成13年度は男女共同参画社会の形成に関するパンフレットを作成・配布した。

(4) 男女共同参画社会の実現に向けた気運醸成

『男女共同参画週間』について」（平成12年12月男女共同参画推進本部決定）に基づき、13年度より6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施している。この期間内において、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」の開催や「男女共同参画社会づくり功労者内閣官房長官表彰」を始めとして、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報啓発活動を行っている。

さらに、パンフレットやリーフレットの作成・配布、政府広報、講演等により、あらゆる機会をとらえて各種施策の周知を図った。

また、各地域の若年層における男女共同参画社会づくりに向けての気運の醸成・意識の浸透を図り、全国各地における男女共同参画社会の形成に向けた取組を促進することを目的に、男女共同参画ヤングリーダー会議を実施している。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節

国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

1 国の審議会等委員への女性の参画の促進

政府は、国の審議会等委員における女性の登用の促進について、男女共同参画推進本部が決定した「平成17年（西暦2005年）度末までのできるだけ早い時期に」「30%を達成するよう鋭意努めるものとする」という目標の達成に向け、取組を推進している。

日本学術会議においては、平成12年6月に定めた「女性会員比率を今後10年間で10%まで高める」という目標に向け、女性科学者の登用に努めている。

2 女性国家公務員の採用・登用等の促進

人事院は、各府省が「積極的改善措置」により女性国家公務員の採用・登用の拡大を総合的かつ計画的に推進するよう、平成13年5月、採用・登用の拡大に取り組む基本的考え方、現状把握及び分析の実施、採用・登用の拡大に当たっての留意点、勤務環境の整備等を盛り込んだ「女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針」を策定し、各府省に通知した。

この指針を踏まえ、平成13年6月、男女共同参画推進本部において、政府一体となって推進するよう「女性国家公務員の採用・登用等の促進について」決定を行った。各府省は、指針に基づき、女性職員の採用・登用状況についての現状把握及び分析を行い、その結果を踏まえ、2005（平成17）年度までの目標を

設定した「女性職員の採用・登用拡大計画」を策定し、女性の採用・登用の拡大に向けての取組を推進している。

総務省は、女性国家公務員の採用・登用等の推進について、「平成13年度における人事管理運営方針」（13年3月総務大臣決定）においても、その促進を図る旨定めたところである。

第2節

地方公共団体等における取組の支援、協力要請

1 女性地方公務員の採用・登用等に関する要請等

総務省においては、地方公共団体に対して、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の定める平等取扱いと成績主義の原則に基づき、女性地方公務員の採用、登用、職域拡大等に積極的に取り組むよう要請を行っている。また、「女性地方公務員の登用、職域拡大に向けた取組に関する調査」を実施し、結果について地方公共団体への情報提供・公表を行った。

警察においては、従来から、女性警察官の積極的採用・登用の推進に努めており、女性警察官が、交通の取締り、少年補導等の分野のみならず、犯罪捜査、警衛・警護等の幅広い分野で活躍している。

消防においては、女性消防吏員及び女性消防団員の採用とその能力活用並びに働きやすい環境の整備を積極的に推進している。

第3節

企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

文部科学省では、大学における女性の教員の採用の意義にかんがみ、各大学において男女共同参画の視点に立った教員採用が行われるよう、各種会議等の機会を通じて関係者に対し配慮を促している。

第4節

調査の実施及び情報・資料の収集、提供

1 政策・方針決定参画に関する調査・研究の実施及び情報・資料の収集、提供

内閣府では、「女性の政策決定参画状況調べ」を取りまとめ、公表している。

また、国の審議会等委員への女性の登用促進を主な目的として構築された女性人材データベースの拡充を図っている。

独立行政法人国立女性教育会館女性教育情報センターでは、インターネットのホームページ (<http://www.nwec.jp/>) 上で公開している女性に関する各種の文献情報等の各種データベースを女性の人材情報として利用できるように、データの蓄積を推進している。

文部科学省では、都道府県が実施する女性の能力の開発・向上等を図るための事業に助成を行い、地域における専門的な指導者の養成を支援した。

2 政策・方針決定過程の透明性の確保

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）の的確な運用に努めている。また、「政策評価に関する標準的ガイドライン」（13年1月政策評価各府省連絡会議了承）に沿って、全政府的に政策評価の着実な実施を推進

するとともに、13年6月に成立した行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）の14年4月からの施行に向けて「政策評価に関する基本方針」（13年12月閣議決定）を策定するなど、所要の措置を講じた。

パブリック・コメントについては、政策の立案や、審議会等の調査審議などの過程において、その活用が図られている。

総務省では、国民一人一人が政治や選挙に関心を持つとともに、投票への参加が推進されるよう、常時啓発及び参議院議員通常選挙における臨時啓発に努めた。

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

第1節

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

(1) 家族に関する法制の整備

法務省では、家族に関する法制については、男女平等などの見地から、婚姻及び離婚制度の改正について更に検討を進めている。その制度のうち、選択的夫婦別氏制度の導入に関して、平成13年5月に実施した世論調査の結果によると、賛成する者の割合が反対する者の割合を上回る結果が示された。

また、男女共同参画会議基本問題専門調査会は、平成13年10月、「選択的夫婦別氏制度に関する審議の中間まとめ」を取りまとめ、公表した。

(2) 個人のライフスタイルの選択に中立的な社会制度の検討

男女共同参画会議では、「影響調査専門調査会」において、男女共同参画影響調査を実施している。

個人所得課税については、女性の社会進出、男女共同参画社会の進展などを踏まえ、税負担能力（担税力）の減殺を調整するといった所得控除の趣旨や他の基礎的な人的控除とのバランス、制度の簡明性などの観点から、配偶者に係る控除についても、就業や婚姻など個人のライフスタイルの選択に対する公平性・中立性を損なうことのないよう、検討を行っている。

厚生労働省では、「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検

討会」を開催、検討を行い、平成13年12月に最終報告書をまとめた（第2-3-1図）。

第2節

国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

1 多様な媒体を通じた広報・啓発活動の推進

平成13年度より、6月23日から29日までの1週間、「男女共同参画週間」を実施しており、地方公共団体、女性団体その他の関係団体の協力の下、全国的に各種行事を行い、広報啓発活動を行っている。

法務省では、全国の人権擁護機関（法務省人権擁護局、8法務局、42地方法務局、284支局、14,178名の人権擁護委員（平成13年度））では、男女共同参画に関する国民の認識を深めるため、「人権教育のための国連10年」国内行動計画における取組や「人権週間」等の多様な機会を通じて、全国的に啓発・広報活動を推進している。

厚生労働省では、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）を一層定着させ、男女の均等取扱い等の確保を図るため、労使を始め関係者に対して、第16回男女雇用機会均等月間（6月）を中心にあらゆる機会をとらえて効果的な広報啓発活動を実施している。

第2-3-1図 女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会報告書のあらまし

報告書の性格 (I はじめに)

- 検討会で行った女性と年金をめぐる議論について、その基本的な考え方や論点について整理したもの
- 今後の本格的かつ国民的な議論に資する

ライフスタイルが多様化している女性と年金制度との間に存在する問題 (II 女性と年金問題とは?)

- 女性のライフスタイルの多様化と標準的な年金(モデル年金)の考え方の乖離
〔標準的な年金(モデル年金)の考え方〕
- 被用者年金への加入期間の短さ、低賃金に伴い相対的に低い水準にとどまる女性の年金
〔短時間労働者等に対する厚生年金の適用、育児期間等に係る配慮措置〕
- 様々なライフスタイルを選択する女性の間での不公平感
〔第3号被保険者制度、遺族年金制度〕
- 女性の長い老後期間に対する保障
〔離婚時の年金分割、遺族年金制度〕

目指すべき方向 (III 目指すべき方向と基本的な3つの視点)

「女性自身の貢献がみのる年金制度」

男女が家族的責任を果たしつつ様々な形で就労したことができるだけ年金制度上評価され、それに応じて老後の自立生活を支える年金が充実していく方向を展望

基本的な3つの視点

女性と年金をめぐる問題については、以下の基本的な視点に立って改善を図ることが適切

- 1 個人の多様な選択に中立的な制度の構築
- 2 年金の支え手を増やしていく方向
- 3 女性に対する年金保障の充実

社会保障制度としての基本的論点 (IV 社会保障制度としての年金制度に係る基本的論点)

社会保障制度としての年金制度において大きな価値判断を伴う制度体系の基本に関わる論点

- 1 個人単位と世帯単位
- 2 応能負担と応益負担
- 3 「公平性」の確保

年金制度設計上検討していくべき具体的な6つの課題 (V 個別の課題)

1 標準的な年金(モデル年金)の考え方

女性の一定の厚生年金加入期間を前提としたいいわゆる「共働きモデル」を想定していくことが適当

2 短時間労働者等に対する厚生年金の適用

多様な形態での就労を通じて年金保障の充実を図ることができるようにするとともに、年金制度の支え手を増やす観点から、厚生年金の適用については、拡大を図る方向で、様々な論点について検討していくべき

3 第3号被保険者制度

社会保障制度としての年金制度の基本に関わる大きな問題。必要な改革が行われることを強く希望。そのためには、国民各界各層の間で、この報告書における議論の整理と問題提起をスタートラインとして幅広い議論が繰り広げられ、国民的合意が形成され、適切な結論が見出されることを希求

4 育児期間等に係る配慮措置

女性が多様な就労を通じて自らの年金保障の充実を図るという方向性の中で、年金制度としてどのような配慮を行うことが適当かどうかという点について検討すべき

5 離婚時の年金分割

離婚時の年金分割が可能となるような仕組みを講ずる方向で、専門的、技術的な多くの論点について十分な検討を重ねるべき

6 遺族年金制度

共働き世帯と片働き世帯との間の均衡を図る、自ら働いて保険料を納付したことができる限り給付に反映する仕組みとする等の観点から、見直しに向けて綿密に議論していくことが必要

終わりに (VI 終わりに)

- 1 国民的議論が求められる
- 2 現行制度からの円滑な移行と長期的な視点が必要である
- 3 他の政策分野も含めた総合的な対応が求められる
 - ①女性の就労支援策等
 - ②少子化対策の推進
 - ③健康保険制度、税制、企業の配偶者手当の問題についての検討

2 多様な団体との連携による広報・啓発活動の推進

一般国民，地方公共団体，行政機関の連携を図り，全国及び地域での取組を推進するため，「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」，「男女共同参画宣言都市奨励事業」及び「男女共同参画フォーラム」を開催した。

また，男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）の活動を通じ，幅広く各界・各層との情報・意見交換を行った。

第3節

法識字の強化及び相談の充実

法務省の人権擁護機関においては，常設の人権相談所において相談を受けるとともに，「女性の人権ホットライン」の設置など女性の人権問題を取り扱う人権相談を積極的に実施している。また，英語や中国語等の通訳を配置した外国人のための人権相談所を設置し，その内容を充実させるよう努めている。

文部科学省では，学校教育や社会教育において，女性の人権に関して，正しい知識の普及が図られるよう努めている。

第4節

男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

(1) 統計調査等の充実

総務省では，統計法（昭和22年法律第18号）及び統計報告調整法（昭和27年法律第148号）に基づく統計調査の実施についての審査・調整等の際にジェンダーに配慮している。

独立行政法人国立女性教育会館では，女性及び家族に関する統計データベースの更新を行うとともに，インターネットのホームペー

ジ（<http://www.nwec.jp/>）によりデータを提供している。

厚生労働省では，働く女性に関する動きを取りまとめ「働く女性の実情」として毎年公表している。また，「女性と仕事の未来館」のホームページ（<http://www.miraikan.go.jp>）において，働く女性に関する統計・調査・研究についての最新情報を公開し提供を行っている。

(2) 無償労働の数量的把握の推進

総務省では，国民の生活時間の配分及び主な活動を明らかにするための調査として，平成13年に社会生活基本調査を実施し，家事，育児，介護・看護等無償労働の時間量の実態把握に資する基礎資料を提供することとしている。

第4章

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第1節

雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

1 男女雇用機会均等法の履行確保

(1) 均等取扱いのための行政指導等の実施

厚生労働省では、男女差別的な取扱いを実施している企業に対して、都道府県労働局長の助言、指導、勧告により男女雇用機会均等法違反の是正を図るとともに、採用、配置、昇進等における男女労働者間の格差が大きい企業に対しては、女性の採用拡大、職域拡大、管理職の登用等に向け、積極的取組（ポジティブ・アクション）を行うよう指導を行っている。

(2) セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮の徹底

厚生労働省は、事業主が、男女雇用機会均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント防止対策を実施し、事案が生じた場合に迅速かつ適切に対応するよう、男女雇用機会均等法及び「事業主が職場における性的な言動に起因する問題に関して雇用管理上配慮すべき事項についての指針」（平成10年労働省告示第20号）の内容について一層の周知を図るとともに、措置を講じていない事業主に対しては行政指導により措置の実施を求めている。

また、セクシュアル・ハラスメントが生じている企業に対しては、適切な事後の対応及び再発防止のための取組について指導を行っている。

(3) コース等で区分した雇用管理に関する留意事項の周知徹底

厚生労働省では、コース等で区分した雇用管理制度を導入している企業に対し、「コース等で区分した雇用管理についての留意事項」の周知徹底を図るとともに、留意事項に沿った制度運用を行うよう指導を行っている。

(4) 個別紛争の解決援助

厚生労働省では、女性であることや妊娠・出産を理由とする解雇等の男女差別的取扱いに関する女性労働者と事業主との間の個別紛争については、都道府県労働局長による助言、指導、勧告及び機会均等調停会議の調停により、紛争の円滑かつ迅速な解決を図っている。

また、これらの措置が十分活用されるよう、個別紛争解決援助制度について、女性労働者等に積極的に周知している。

(5) 女子学生の就職問題に関する施策の推進

厚生労働省は、企業の募集・採用における男女差別的取扱いに対して是正指導を行うとともに、企業の採用担当者等に対して男女雇用機会均等法に基づく男女均等な選考ルールの徹底を図るための啓発指導を実施している。

また、採用実績に男女差が大きい企業に対しては女性の採用拡大についてのポジティブ・アクションに取り組むよう指導を行っている。

(6) 女子船員の待遇の確保対策

男女雇用機会均等法及び同法に基づく指針について、周知や指導等を引き続き行い、女子船員がその能力を十分に発揮する機会を確保

するための環境を整備するよう努めている。

また、男女雇用機会均等法に基づく新たな指針を策定し、女子船員の地位の一層の向上を図っている。

2 企業における女性の能力発揮のための積極的取組（ポジティブ・アクション）の推進

厚生労働省は、男女労働者間の格差が大きい企業に対して、ポジティブ・アクションを行うよう指導を行うほか、具体的取組方法についての相談、情報提供等を実施し、企業での取組を促進している。

また、ポジティブ・アクションの取組を一層広く普及させていくための新たな仕組みとして、経営者団体と連携し、女性の活躍推進協議会を開催している。

さらに、女性労働者の能力発揮を促進し、その活用を図るため、ポジティブ・アクションを積極的に推進している企業に対し、「均等推進企業表彰」（厚生労働大臣賞及び都道府県労働局長賞）を実施している。

3 男女均等を確保する方策等についての幅広い検討

厚生労働省は、我が国の男女間の賃金格差問題について、その要因の分析、企業における賃金・処遇制度が及ぼす影響等を把握するとともに、格差を縮小するための取組の方向性について検討を行っている。

また、いわゆる間接差別については、どのようなケースが差別となるのかについて、合意形成のための十分な議論が必要であり、諸外国の施策や判例の収集に努め、検討を行っている。

第2節

母性健康管理対策の推進

(1) 労働基準法上の母性保護

厚生労働省では、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定められた母性保護規定（産前・産後休業、妊産婦等に係る危険有害業務の就業制限等）が遵守されるよう、事業主に対し、監督、指導等を行っている。

(2) 男女雇用機会均等法上の母性健康管理

厚生労働省では、男女雇用機会均等法により事業主の義務とされている妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置について周知徹底を図るとともに、事業主が母性健康管理の措置を適切に講ずることができるようにするため、医師等の指導事項を事業主に明確に伝えるための「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用の促進を図っている。

また、母性健康管理対策の推進に当たり、都道府県労働局に母性健康管理指導医を配置し、女性労働者の妊娠中及び出産後の健康管理その他母性保護に関し、事業主等への集団指導等を行っている。

事業所内の産業医等産業保健スタッフへの研修を実施するとともに、小規模事業所の事業主、女性労働者等を対象とした母性健康管理相談事業を実施している。

(3) 女子船員に対する保護

船員法（昭和22年法律第100号）の規定の遵守を図るとともに、男女雇用機会均等法に基づく「妊娠中及び出産後の女子船員が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」（平成10年運輸省告示第23号）に基づき、女子船員の母性保護について事業主が適切な措置を図るよう努めている。

第3節

女性の能力発揮促進のための援助

1 在職中の女性に対する能力開発等の支援

(1) 情報提供、相談、研修等の拡充

厚生労働省では、職域拡大、職業能力の向上のために必要な情報提供、相談、研修等を受けられる機会の拡充を図っている。また、「女性と仕事の未来館」において、女性の能力発揮のためのセミナーや相談、働く女性に関する情報の提供等を行い、働く女性の支援事業を総合的に実施している。

(2) 公共職業訓練等の推進

国、都道府県等が設置・運営する公共職業能力開発施設において、離職者、在職者、学卒者等に対する職業訓練を実施している。

また、事業主等が行う教育訓練を支援するため、生涯能力開発給付金の活用等のほか、公共職業能力開発施設における在職者に対する訓練の実施、事業主等に対する同施設の貸与、同施設の職業訓練指導員の派遣などを行っている。さらに、職業能力開発に関する情報提供・相談援助等を行っている。

(3) 労働者の自発的な職業能力開発の推進

労働者の自発的な職業能力開発を推進するため、教育訓練給付制度の活用のほか、労働者の自発的な取組を支援する事業主に対する助成、情報提供・相談援助等を行っている。

2 再就職に向けた支援

育児・介護等のために退職し、将来的に再就職を希望する者に対し、セミナーの実施、情報提供、自己啓発への援助を行うほか、インターネットを活用した再就職支援プログラムを試行的に実施している。

両立支援ハローワークにおいては、就業の

意欲と能力がありながら育児・介護・家事の負担のためにすぐには就業できない者等に対し、育児・介護・家事と職業の両立を支援している。

また、再雇用制度については、引き続き、好事例集等企業向け資料を活用することにより、制度の普及促進を図っている。

第4節

多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

1 パートタイム労働対策の総合的な推進

(1) パートタイム労働法及び指針の周知・徹底等

厚生労働省では、「パートタイム労働旬間」（11月1日～10日）を中心に、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）及び同法に基づく「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（平成5年労働省告示第118号）に基づき指導等を行っている。

また、通常の労働者との均衡を考慮した雇用管理の考え方を整理した「パートタイム労働に係る雇用管理研究会報告」（平成12年4月）の内容について、事業主、事業主団体、労働組合等へ情報提供を行い、労使の取組を支援している。さらに、13年3月から、「パートタイム労働研究会」を開催し、今後のパートタイム労働政策の在り方について検討を進めており、14年2月に「パート労働の課題と対応の方向性」（中間とりまとめ）を公表した。

短時間労働援助センターにおいては、雇用するパートタイム労働者に一定の雇用管理面での改善を図る等他の事業主の模範となる取組を行う中小企業事業主やパートタイム労働者の雇用管理改善等のための活動に取り組む事業主団体に助成金を支給している。また、

雇用管理アドバイザーによる情報提供、相談援助を実施するとともに、事業主による自主点検及び優良事業所表彰を行っている。さらに、パートタイム労働者の能力活用に関する業種別使用者会議を開催し、パートタイム労働者の能力活用を図るための環境整備を行っている。

(2) パートタイム労働者の雇用の安定

パートタイム雇用に関する職業紹介サービスを提供するパートバンク及びパートサテライトを増設し、パートタイム雇用に係る円滑な需給調整を推進している。

(3) パートタイム労働者に対する能力開発

公共職業能力開発施設においては、パートタイム等の短時間の就労を希望する者に対し必要となる基礎的な能力を身に付けさせるための短時間の職業訓練を実施している。

2 労働者派遣事業に係る対策の推進

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和60年法律第88号）に規定されている派遣期間1年の制限や労働者保護措置等の制度の周知徹底と、適正な労働者派遣事業が行われるよう派遣元事業主に対する雇用管理研修や派遣元責任者講習を実施するとともに、派遣先に対しても派遣先責任者研修の実施等により、その責務の周知徹底を図っている。また、派遣元事業所等への指導監督を徹底している。

また、公共職業安定所の苦情相談窓口において、派遣労働者等からの苦情相談に対応するとともに、労働者派遣事業適正運営協力員の活用等を通じて、適正な派遣就業の実施を確保している。

3 女性起業家、家族従業者等に対する支援

経済産業省では、女性の視点をいかした起業を促進し、我が国経済活力の向上を図る観点から、女性起業家への低利貸付制度を実施している。

厚生労働省では、「女性と仕事の未来館」において、起業家支援セミナー、起業家支援コンサルティング及び起業家交流会の開催等女性起業家のために支援事業を実施している。

4 在宅勤務、SOHO等、新しい就業形態等に係る施策の推進

(1) テレワーク・SOHOの普及促進

総務省では、地域活性化、雇用機会拡大等を目的に、国の財政的支援措置として「テレワークセンター施設整備事業」を実施するとともに、官民におけるテレワーク導入の気運を高める啓発、周知活動等の普及促進、情報通信ネットワークを活用したSOHOディレクトリ（電子電話帳）をインターネット上で構築・公開し、アウトソーシングを行う企業が閲覧・検索できるシステムの整備を実施している。また、SOHOや在宅テレワーカーのサポートに資する高度な情報通信システムを構築・展開していくための研究開発を通信・放送機構を通じて実施している。

また、サテライトオフィスの電気通信設備に係る固定資産税の減税措置及びテレワーク・SOHOの支援施設の整備に対する日本政策投資銀行等による融資を実施している。

経済産業省では、SOHO事業者の活動を支援するため、SOHO事業者と発注者側企業の仲介機能（エージェン機能）の強化等を推進している。

(2) 在宅勤務等の普及促進

厚生労働省では、在宅勤務等テレワークの適正な労務管理の下での普及を図るため、引

き続きシンポジウムの開催等の普及啓発事業を行うほか、「テレワーク相談センター」において相談等を実施している。

(3) 在宅就業対策の推進

厚生労働省では、在宅ワークに係るガイドラインの自主点検票の活用を促すとともに、在宅就業を支援するため自己診断システムによる在宅就業者の基礎的な能力の評価結果に係る情報や能力向上のための教育訓練制度情報などをインターネットにより提供している。

(4) 家内労働者の労働条件の改善

厚生労働省では、家内労働者の労働条件の向上と生活の安定を図るため、家内労働手帳の普及、工賃支払の確保、最低工賃の決定・周知、安全衛生の確保及びいわゆる「インチャキ内職」の被害防止等を推進し、委託者、家内労働者に対し、家内労働法（昭和45年法律第60号）の周知徹底を図っている。

(5) ワークシェアリングについての検討

平成14年3月、厚生労働省、日本経営者団体連盟及び日本労働組合総連合会がワークシェアリングに関する合意を行った。多様な働き方の選択肢を拡大する多様就業型ワークシェアリングの環境整備に早期に取り組むことが適当であり、今後、環境整備の具体化に向けて、検討を深めていくこととしている。

農山漁村における男女共同参画の確立

農山漁村における男女共同参画の実現に向けて総合的かつ効果的な施策を推進するため、農林水産業に従事する女性との懇談会を開催するとともに、男女共同参画に関する提言を募集する等の取組を行い、施策の充実に努めた。

第1節

あらゆる場における意識と行動の変革

経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営を育成するため都道府県、市町村の各段階で推進体制を整備し、農村における女性の農業経営及びこれに関連する活動への参画を促進するとともに、農村女性が持てる能力を十分に発揮できる条件整備を進めるため、女性農業者の参画の促進に係る中期的なビジョン・目標、年度活動計画等の策定を推進した。また、「農山漁村女性の日」（毎年3月10日）を活用した啓発活動を行った。

また、新たに、女性農業者自らのライフステージに応じて出産・育児期にある女性の農業経営参画が可能となるよう経営管理等の研修、母性保護のためのセミナーの開催等を行った。このほか、全国青年・女性漁業者交流大会の開催、女性漁業者グループによる研究・実践活動の促進、活動PR事業を実施している。

第2節

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

都道府県において策定された農山漁村の女性の参画目標の達成に向け、学習会の開催等や夫婦セミナーの開催等の啓発活動等を実施するとともに、市町村においても参画目標の策定、その達成に向けた啓発活動等を実施している。このほか、男女共同参画社会の形成に向けた普及活動マニュアルを策定する等の農業改良普及組織を通じた効果的な普及活動を展開している。

第3節

女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

女性農業経営者の能力向上のための経営管理研修等の開催や家族農業経営における経済的地位の向上及び役割の明確化を促進している。また、女性による農山漁村における地域資源をいかした農林水産物の加工等の起業活動の促進や自然環境との触れ合いなど女性の視点をいかしたグリーン・ツーリズム等を促進している。

女性の過重労働の解消を図るための農林水産業に関する労働の改善を行っている。また、高齢者や非農家等の地域内労働力の活用等による労働負担の総合的な改善、女性農業者に対する農業機械の安全研修の強化、女性にとっての操作性にも配慮した農業機械の開発等

を引き続き実施している。

このほか、農業改良資金において、農産加工等を行う女性・高齢者グループに対して貸付けを実施するとともに、家族農業経営で経済的地位及びその役割を明確化し、部門経営を新たに開始する際に、女性農業者等への必要な資金の貸付けを実施している。また、沿岸漁業改善資金において、水産動植物の採捕、養殖、加工等を行う女性・高齢者グループに対して貸付けを実施している。

第4節

女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

女性による農産物の加工等の活動の促進及び農家労働の軽減に資する女性農業活動支援施設の整備を推進するとともに、漁村女性の作業改善や能力の向上に資する地域水産物の加工等の活動を支援するための施設を整備した。

また、新たに、出産・育児期にある女性の農業経営への参画が可能となるよう、経営管理等の研修、母性保護のためのセミナーの開催、家事・育児の両立を支援する仕組みの整備とともに、農業経営との両立のための相談マニュアルの策定等を実施した。さらに、全国各地の農山漁村における女性の起業活動等に関する情報提供と、農山漁村で起業等の活動を行う女性のネットワーク化、若い女性の農山漁村への定着を促進している。このほか、女性の林業活動等への参画及び林業女性グループによる地域活動、生産活動への参画を促進し、全国学習会の開催、地域活動等の情報を提供した。

第5節

高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

経営感覚に優れた効率的・安定的な農業経営を育成するため、都道府県、市町村各段階で推進体制を整備し、高齢者対策の円滑な実施等を内容とする中期的なビジョン・目標、年度活動計画等の策定を推進した。

新たに、都市の高齢者も交えたワークショップの開催等の支援により高齢者の自立的な活動を支援した。また、高齢者が行う地域農産物の生産・加工及び農業技術指導等の活動に資する高齢者農業活動支援施設等の整備を推進した。

さらに、農協ホームヘルパー等の養成、介護マニュアルの普及指導等を支援するとともに、農協の介護活動に必要な組織づくりのための事例集等を作成した。

このほか、高齢者の自立化・社会参画を推進するため、食生活関連情報の提供及び食生活環境の整備等を実施している。また、高齢者が安心して住み、生きがいを持って活動できる農山漁村づくりのための生活環境の整備等を実施するとともに、地域の森林・林業を担ってきた高齢者の技術伝承活動等の促進を図っている。

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

第1節

多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

1 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

総合的な少子化対策の指針として策定された「少子化対策推進基本方針」（平成11年12月少子化対策推進関係閣僚会議決定）及びこの基本方針を受け、具体的な実施計画として策定された「重点的に推進すべき少子化対策の具体的な実施計画について（新エンゼルプラン）」（11年12月大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）に基づき、総合的な少子化対策の推進を図っている。

平成13年7月、政府は「仕事と子育ての両立支援策について」を閣議決定した。同閣議決定は、「両立ライフへ職場改革」、「待機児童ゼロ作戦」、「必要な地域すべてに放課後児童対策を」など5つの柱立てに沿って、それぞれ具体的目標及び施策を示し、16年度までに実施することとしており、これに基づき各種施策を実施している。内閣府では、経済団体等に対して、閣議決定の趣旨や仕事と子育て

での両立に向け協力を依頼するとともに、男女共同参画に係る各種会議等の場において、閣議決定の趣旨の説明や意見交換などの取組を行っている。

(1) 保育サービスの整備

仕事と家事・育児の両立や子育ての負担感を緩和・除去していくためには、保育、母子保健、働き方、住宅、教育などの各分野にわたる少子化対策を総合的に推進することが重要である。このため、新エンゼルプランに基づき、保育サービス等の充実を図っている（第2-6-1表）。

総務省では、子育て世代の加入者が、簡易保険加入者福祉施設をより一層利用しやすくなるように、施設内に幼児を安全に預かることができる託児設備の設置を進めている。

(2) 幼稚園における子育て支援の充実

文部科学省では、平成13年2月に策定された「幼児教育振興プログラム」に基づき、幼稚園における子育て支援を推進するため、総合的な実践研究の実施や子育て相談の推進などに努めてきた。また、預かり保育を実施す

第2-6-1表 新エンゼルプランに基づく保育サービス等の充実

平成16年度までの目標値を定め、目標達成に向けた取組を推進している。

保育

- 需要の多い低年齢児（0～2歳）の保育所受入枠の拡大
- 延長保育、休日保育、乳幼児健康支援一時預かりなど多様な保育サービスの整備
- 放課後児童クラブの整備

地域の子育て支援

- 一時保育、地域子育て支援センターなど子育て支援体制の整備

る幼稚園に対する助成の充実を図るとともに、保護者負担の軽減を図るための幼稚園就園奨励費補助についても、同時就園の第2子、第3子以降に係る減免単価の引上げを行うなど、保護者や地域の多様な保育ニーズに対応した子育て支援策を講じている。

(3) 子育てに関する相談支援体制の整備

文部科学省では、子育てやしつけに関する悩みや不安を持つ親に対して、気軽に相談にのったり、きめ細かなアドバイス等を行う子育て経験者等の「子育てサポーター」を配置し、公民館や小学校の余裕教室等における様々な交流事業を実施するなど、地域における子育て支援のネットワークづくりを実施する地方公共団体に対して補助を行っている。

また、家庭教育の在り方等を盛り込んだ「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」を作成し、乳幼児や小学生等を持つ親へ配布するとともに、平成13年度は、妊産婦及びその家族を対象とした新たな「家庭教育ビデオ」を作成し、各都道府県教育委員会や、保健所・保健センター、産婦人科医等に配布した。

さらに、家庭教育支援に携わっている各方面の関係者等からなる「今後の家庭教育支援の充実についての懇談会」を開催し、中間報告を取りまとめるとともに、行政関係者や一般の親等を対象に今後の家庭教育の在り方等について考える機会として、「家庭教育フェスタ2002」を開催した。

このほか、子育てやしつけに関して悩みや不安を持つ親に対する24時間電話相談事業の実施、父親の家庭教育への参加促進事業、「フォーラム家庭教育」の開催、家庭の教育力に関する調査研究等、家庭教育を支援する施策を講じている。

(4) 子育てのための資産形成の支援

総務省（郵政事業庁）では、簡易保険において、学資保険、成人保険及び育英年金付学

資保険を提供している。

(5) 児童虐待への取組の推進

関係府省庁、関係団体（23団体）等による児童虐待対策協議会において、国レベルのネットワークの構築を図っている。

厚生労働省では、児童相談所を中心として福祉事務所、保健所等において相談・指導等を行うなど児童虐待防止対策の推進に努めている。

警察では、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の趣旨を踏まえ、児童虐待事案の早期発見と通告、児童相談所長等による立入調査等に対する適切な援助、適切な事件化と児童の支援等の点に留意し、被害児童の迅速かつ適切な保護に努めている。

法務省の人権擁護機関においては、各法務局・地方法務局に専用相談電話「子どもの人権110番」を設置するなどして相談体制の充実を図っている。また、児童虐待をテーマとした人権啓発映画の作成、講演会・研修会等の実施などの啓発活動を積極的に推進するとともに、人権相談、人権侵犯事件の調査処理を通じて、児童虐待の問題に取り組んでいる。

文部科学省では、「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」に、新たに児童虐待に関する項目を設けるとともに、子どもの人権を始めとする様々な人権に関する参加体験型の学習プログラム開発を行っている。さらに、児童虐待への適切な対応等について、学校教育及び社会教育関係者に対し引き続き周知を図り、学校教育・社会教育関係者と児童相談所等の関係機関との緊密な連携を図っている。

(6) 子育てを支援する良質な住宅、居住環境及び道路交通環境の整備

子育て世帯が暮らしやすい居住環境の整備を図るため、広くゆとりある住宅の供給を促進するとともに、職住近接で子育てのしやすい都心居住や、公共賃貸住宅と保育所等の子

育て支援に資する施設の一体的整備を推進している。

また、子育てを支援する生活環境の整備として、河川や海岸に特有の自然と触れ合うことのできる機能を十分にいかした取組を推進するため、自然体験・環境教育の場等としての身近な水辺環境の整備等を実施している。

警察では、子ども連れでも自宅周辺や通学路を歩くことができるよう、スクールゾーンやコミュニティ・ゾーン等のゾーン規制や交通安全施設等の整備を推進し、安全な道路環境の整備に努めている。

また、交通安全の観点からの子育て支援策として、関係機関・団体とも連携しながら、チャイルドシートに関する講習会の開催、レンタル・リサイクルの充実のための支援等を実施し、チャイルドシートの普及促進に積極的に取り組んでいる。

2 ひとり親家庭等に対する支援の充実

母子及び寡婦福祉資金については、平成13年度は、生活資金に失業期間における貸付けの追加、就学資金の限度額の引上げなどを実施した。母子家庭等に対する所得保障等については、物価水準は下落したが、年金・手当額については据え置いている。また、母子家庭の母等を援助するため、就業に関する相談機能の強化、職業訓練や技術講習に対する援助、事業主に対する賃金助成措置等の就業援助対策を講じている。さらに、子育て支援短期利用事業について、平成13年度からは、夜間から引き続き宿泊する事業も実施している。

そのほか、ひとり親家庭等に対する支援として、就業等自立支援対策、母子相談、母子生活支援施設・母子福祉施設、居宅介護等事業等を実施している。

平成14年3月、母子及び寡婦福祉法改正案を第154回国会に提出した。

母子家庭等自立支援対策大綱が策定された。

第2節

仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

1 仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発の推進

内閣府では、男女共同参画推進連携会議（えがりてネットワーク）企画委員会の主催により、平成13年10月に、職場改革を実行できる立場にある企業社長等を迎え「『両立ライフへ職場改革』に関する意見・情報交換会」を開催した。

厚生労働省では、仕事と家庭の両立を容易とするような社会的気運の醸成を図るため、仕事と家庭の両立に関する意識啓発推進事業を実施している。

2 仕事と育児・介護の両立のための制度の一層の定着促進・充実

企業の育児・介護休業制度の整備状況等、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の施行状況をあらゆる機会をとらえて把握するとともに、事業主に対する行政指導を行っている。

また、育児・介護休業取得者の円滑な職場復帰のためのプログラムを実施した事業主等に対し、「育児・介護休業者職場復帰プログラム実施奨励金」を支給するとともに、育児休業取得者の代替要員を確保し、かつ、育児休業取得者を原職又は原職相当職に復帰させた事業主に対し、「育児休業代替要員確保等助成金」を支給している。

平成13年11月、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第118号）が成立し、14年4月から全面的に施行されており、集団説明会等を実施し同法の周知徹底を図っている（第2-6-2表）。

なお、公務部門についても同様に、国家公

第2-6-2表 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律の概要

- (1) 育児休業等を理由とした不利益取扱いの禁止
育児休業や介護休業の申出や取得を理由とする事業主による不利益な取扱いを禁止する。
- (2) 時間外労働の制限
小学校就学前の子の養育又は家族の介護を行う労働者は、1年150時間、1か月24時間を超える時間外労働の免除を請求できることとする。
- (3) 勤務時間の短縮等の措置の対象となる子の年齢の引上げ
勤務時間の短縮等の措置に係る事業主の義務の対象となる子の年齢を1歳未満から3歳未満に引き上げる。
- (4) 子の看護のための休暇の努力義務
事業主は、小学校就学前の子の看護のための休暇制度を導入するよう努めなければならないこととする。
- (5) 転勤についての配慮
事業主は、労働者の転勤については、その育児又は介護の状況に配慮しなければならないこととする。
- (6) 国による意識啓発等
国は、労働者の仕事と家庭の両立についての意識啓発等を行う。

務員、地方公務員、裁判官等について、関係法律の一部改正により、必要な措置を講じたところである。

船員の育児や家族介護のための休業については、陸上労働者とは異なる特殊な事情を考慮した上で、船員についても育児・介護休業の定着を図るよう努めている。

3 育児や家族の介護を行う労働者が働き続けやすい環境の整備

(1) 事業主による育児・介護支援の促進

従業員の育児・介護サービス利用料を補助する事業主に対し、育児・介護費用助成金を支給するとともに、事業所内託児施設を設置・整備する事業主等に対し、事業所内託児施設助成金を支給している。

(2) ファミリー・フレンドリー企業の普及促進事業の推進

仕事と育児・介護とが両立できる様々な制度を持ち、多様でかつ柔軟な働き方を労働者

が選択できるような取組を行うファミリー・フレンドリー企業の普及促進を図るシンポジウム、ファミリー・フレンドリー企業表彰などの事業を総合的に実施している。

(3) ファミリー・サポート・センター事業の推進

急な残業など臨時的、一時的な保育・介護ニーズに対応するため、会員制で地域における育児・介護に関する相互援助活動を行う市区町村に対して補助を行っている。

(4) 育児・介護を行う労働者に対する情報提供、相談、講習による支援

育児・介護サービスに関し、電話等により、相談を受けるとともに、地域の具体的情報を提供するフリーフリー・テレフォン事業を実施している。

また、インターネットを活用した情報提供を、平成13年10月より開始した。

第3節

家庭生活、地域社会への 男女の共同参画の促進

1 家庭生活への男女の共同参画の促進

(1) 男女の固定的役割分担意識の是正のための広報・啓発

法務省では、毎年12月4日から10日（人権デー）までを「人権週間」と定め、同週間の強調事項の一つに「女性の地位を高めよう」を掲げ、テレビ・出版物による広報、ポスター・リーフレット等の配布、講演会・座談会等の開催などを行った。

(2) 家庭教育に関する学習機会の充実

文部科学省では、平成13年度は新たに、小学校入学前の子どもを持つ親が参加する就学時健診や母子保健活動等の機会を活用した子育て講座を全国的に開設するとともに、思春期の子どもの問題行動に悩む親向けの講座をモデル的に実施した。

(3) 父親の家庭教育参加の支援・促進

文部科学省では、父親の家庭教育への参加を促進するため、企業等の協力を得て、家庭教育講座を開設したり、子どもが父親の職場を参観する事業を実施する市町村に対して補助を行っている。また、男女の協力により新しい時代の家庭像について考える機会として「フォーラム家庭教育」を開催したほか、「家庭教育手帳」、「家庭教育ノート」において夫婦で一致協力して子育てをすることの重要性について盛り込んでいる。

2 地域社会への男女の共同参画の促進

(1) 地域社会活動への参画促進

法務省の人権擁護機関では、全国各地で各種啓発活動を行うことにより、地域社会への男女の共同参画の促進に努めている。

(2) 地域の教育力の再生

文部科学省では、平成13年度新たに、学校の余裕教室等を「地域ふれあい交流センター」として位置付け、センターを拠点とした子どもや高齢者を含めた地域の人々の交流を通じて、地域の人々の連携強化を図り、豊かな人間性を育む環境を醸成する事業を実施した。

(3) 消費者教育の推進・支援

内閣府では、地方公共団体と連携して、国民生活センターや地方の消費生活センター等を通じて消費者に対する啓発活動や消費生活等に関する各種研修活動等を実施し、また、(財)消費者教育支援センターでは、消費者教育シンポジウム等の開催、教材、指導者マニュアル等の作成・配布等を通じ、消費者教育の充実を図っている。

また、高齢者を対象に、消費者トラブルやITの基礎知識等について消費者問題の専門家による出前説明会・相談会等を開催した。

文部科学省では、市町村が社会教育施設等を中心に行う、女性学級、家庭教育学級、高齢者教室、大学等での公開講座等の開設を奨励し、消費生活や消費者問題等に関する学習の機会を提供するなど消費者教育の推進を図っている。また、独立行政法人国立女性教育会館では、多様なデータベースの開発を行い、消費者教育を含む女性・家庭に関する情報提供サービスを行っている。

(4) 環境保全活動への参画の支援

環境省では、基本的な教材の作成・配布を始め、国民一人一人が自発的に環境保全に配慮した生活の実践を図るための環境家計簿の普及、市民や事業者等に助言等を行う環境カウンセラー登録制度の実施、行政・NPO・事業者等の環境保全の取組とパートナーシップの形成を支援する地球環境パートナーシッププラザの運営等、各主体の環境保全に関する取組とその連携を推進・強化する施策を実

施している。

(5) ボランティア活動等の参加促進のための環境整備

内閣府では、平成9年11月の国連総会において、日本の提案により2001（平成13）年を「ボランティア国際年」とすることが決議されたことを受け、国民のボランティア活動に対する関心を高めるため、引き続き普及啓発活動を行った。

文部科学省では、全国各ブロックにおいて生涯学習ボランティア推進フォーラムを開催している。また、「全国ボランティア情報提供・相談窓口」（平成13年度末まで独立行政法人国立女性教育会館に開設）において、電話等による情報提供・相談事業を行っている。さらに、都道府県が行う地域生涯学習ボランティアコーディネートシステム整備充実事業に対して助成を行っている。

厚生労働省では、勤労者がボランティア活動に参加しやすくなるような環境整備を図るため、既存の事業を発展させ、ボランティア活動参加のきっかけづくり等を支援する「勤労者マルチライフ支援事業」を実施している。

(6) NPO等の活動への参画促進のための環境整備

内閣府では、NPO法人の認証、監督等、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の円滑な施行や、市民活動に関する調査分析など、ボランティア活動を始めたNPOの活動を促進するための環境整備を行っている。

3 労働時間の短縮等就業条件の整備

労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）の廃止期限が18年3月31日まで延長されたことを踏まえ、所定外労働の削減等による年間総実労働時間1,800時間の早期達成を図っている。また、フレッ

クスタイム制の普及等による自律的・創造的かつ効率的な働き方の実現を図るとともに、勤労者の心身の健康を保ち、長期化する職業生涯を充実させるため、リフレッシュ休暇制度の普及促進等勤労者リフレッシュ対策を推進している。

船員については、平成元年から順次法定労働時間の短縮を図ってきたが、13年度においては漁船員についても時短の措置を講じ、法定労働時間の遵守を徹底している。

高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

政府は、基本的かつ総合的な高齢社会対策の指針として、平成13年12月、新しい「高齢社会対策大綱」を策定した。これに沿って関係行政機関が連携・協力を図りつつ、施策の一層の推進を図ることとしている。

第1節

高齢者が安心して暮らせる 介護体制の構築

1 介護保険制度の着実な実施

高齢者の介護を国民皆で支える仕組みとして創設された介護保険制度の着実な推進を図っていくため、制度の趣旨について更なる周知を図り、制度の定着を図っていくとともに、市町村を始めとする現場からの意見などを踏まえ、必要な改善を行い、より良い制度へと育てていく。

2 高齢者保健福祉施策の推進

(1) 介護サービス基盤の整備

「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向（ゴールドプラン21）」に基づき、要介護高齢者の需要に応じた良質な介護サービス基盤の計画的な整備を進めている。

特に、高齢者が介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた家庭や地域で生活が送れるよう、在宅サービスを整備し、在宅サービスにおける多様な事業主体の参入促進や、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設などの介護関連施設の計画的な整備などを推進している。さらに、生活支援を必要とする高齢者が居住できるケアハウスや生活支

援ハウスの整備を推進している。また、総務省（郵政事業庁）では、高齢者福祉関連サービスとして「かんぽ健康電話相談サービス」及び、普通郵便局の窓口において「医療・介護関連情報の提供サービス」を実施している。

(2) 介護予防・生活支援のための取組

全国の市町村において介護予防教室の開催、生活習慣病予防のための運動指導等を行う生活習慣改善事業、高齢者の引きこもり予防のための生きがい活動支援通所事業などが地域の実情に応じて実施されるよう支援している。

また、配食サービス、外出支援サービスなどの生活支援事業の実施を推進している。

(3) 利用者保護と信頼できる介護サービスの育成

高齢者が介護サービスを適切に選択し、利用できるような環境づくりを進めるため、介護サービス事業者の運営基準の適切な運用を図るとともに、事業者に関する情報提供の推進、サービス選択のための評価の在り方に関する検討の推進、介護サービス事業者の参入促進、福祉用具の開発・普及などの施策を推進している。

3 介護に係る人材の確保

介護福祉士、介護支援専門員及び訪問介護員については、養成研修や資質の向上のための研修等を実施するとともに、その内容の充実等を図っている。また、介護・看護マンパワーを確保するために、福祉重点ハローワークを中核として介護・看護マンパワーの就職を重点的に推進している。

介護雇用創出助成金の活用促進、介護労働

安定センターにおける雇用管理相談体制の整備を行っている。また、介護サービスの高度化・多様化に対応した教育訓練の積極的な実施を図っている。

第2節

高齢期の所得保障

今後、急速に少子・高齢化が進展する中であっても、将来にわたって安心して年金を受給できるよう安定した信頼できる制度を確立していくため、公的年金制度の安定的な運営に努めている。

総務省（郵政事業庁）では、郵便貯金事業及び簡易保険事業を通じ、自助努力による資産形成に資する商品、高齢期の所得保障の充実のため多様なニーズに応じた商品を提供している。

法務省では、財産管理・身上監護のためのシステムである新しい成年後見制度（平成12年4月施行）を通じて、高齢期における資産の有効活用を図っている。

表する者で形成される有識者会議を開催し、「年齢にかかわらず働ける社会」の実現に向けて、雇用全般の在り方について幅広く議論している。

自治体における高齢者の生きがい・健康づくりの推進や老人クラブの活動への支援を行っているほか、全国健康福祉祭（ねんりんピック）に対する支援を行っている。

文部科学省では、多様化・高度化する高齢者の生涯学習ニーズにこたえ、高齢者の学習機会や社会参加活動の充実を図るため、「高齢者社会参加フォーラム」を開催している。また、総合型地域スポーツクラブの育成・定着、スポーツ施設の整備、スポーツ指導者の養成・確保を図り、高齢者のスポーツ・レクリエーション活動を支援している。

総務省（郵政事業庁）では、高齢者を含め、広く国民の健康の保持増進を図るため、ラジオ体操及び「みんなの体操」の普及を行っている。

内閣府では、地方公共団体との共催による「心豊かな長寿社会を考える国民の集い」を全国大会及びブロック毎に開催し、社会参加活動等事例紹介事業を行った。また、今後の高齢社会対策の効果的な推進を図るため、高齢社会研究セミナー等を開催した。

第3節

高齢者の社会参画の促進

厚生労働省では、高年齢者の雇用・就業の促進を図るため、定年の引上げ、継続雇用制度導入等による65歳までの雇用の確保や再就職の援助を進めるほか、シルバー人材センターによる就業意欲、能力、体力に応じた多様な就業機会の提供等に努めている。また、雇用対策法（昭和42年法律第132号）を改正し、募集・採用における年齢制限緩和の努力義務の規定を設け、事業主に対し年齢制限の緩和の指導を行っている。さらに、国民各層を代

第4節

障害のある者への配慮の重視

障害のある人々が障害のない人々と同等に生活し、活動する社会を目指すノーマライゼーションの理念の下、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進し、障害のある人の自立と社会経済、文化その他あらゆる分野への参加を促進するため、「障害者対策に関する新長期計画」及びその重点実施計画である「障害者プラン」を策定し、障害者施策の一層の推進に向けて取り組んでいる。

第5節

高齢者等の自立を容易にする 社会基盤の整備

で快適な社会生活を送れるよう、ハード面、ソフト面を含めた社会全体のバリアフリー化を効果的かつ総合的に推進している（第2-7-1表）。

高齢者，障害者を含むすべての男女が安全

第2-7-1表 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備

高齢者等の自立を支援するための医療福祉関連機器及び情報通信関連機器のシステム開発等	
総務省，厚生労働省	○高齢者・障害者の情報通信利用を促進する非利活動の支援等に関する調査研究
総務省	○福祉分野における高齢者の自立・社会参加を支援するための情報通信システムの開発 ○高齢者・障害者向け通信・放送サービスの技術開発に対する支援 ○地方公共団体等のバリアフリー型のIT利用施設の整備に対する支援 ○「障害者等電気通信設備アクセシビリティ指針」（平成10年）に基づく使いやすい電気通信設備の普及 ○身体障害者向け通信・放送サービスの提供や開発を行う企業等に対する支援 ○高齢者・障害者等が利用しやすいホームページの普及に向けたウェブアクセシビリティシステムの実証実験の実施
経済産業省	○医療福祉機器技術の研究開発事業の推進 ○高齢者・障害者等にとって使いやすいIT（ハードウェア，ソフトウェア）の開発・普及に対する支援
高齢者等にやさしい住まいづくりの推進	
国土交通省	○住宅のバリアフリー化の積極的な推進 ○シルバーハウジング・プロジェクトの推進 ○高齢者向け優良賃貸住宅の供給の促進 ○高齢者が安心かつ快適に生活できる市街地の整備を促進する場合や，公共賃貸住宅等と社会福祉施設等の一体的整備を行う場合，補助の上乗せ ○平成13年10月に全面施行された高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく，高齢者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・閲覧制度等の普及・促進 ○良好な歩行空間の整備や，高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）に基づく建築物のバリアフリー化，公共施設，官庁施設等のバリアフリー化の推進
厚生労働省	○年金住宅融資を通じた高齢者の介護等に適したバリアフリー住宅の整備の促進
高齢者等にやさしいまちづくりの推進	
国土交通省	○良好な歩行空間の整備や，高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）に基づく建築物のバリアフリー化，公共施設，官庁施設等のバリアフリー化の推進
厚生労働省	○高齢者等自らの実地点検・調査を反映させたバリアフリーのまちづくりに関する基本計画の策定，これに基づく環境整備事業実施の推進
経済産業省	○高齢者や障害者に配慮された商店街活性化施設の整備に対する支援
高齢者等にやさしい公共交通機関の整備	
国土交通省	○高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成12年法律第68号）の普及を図り，地方公共団体，公共交通事業者等による取組の促進 ○バリアフリー化施設の整備等に対して補助，税制上の優遇措置，日本政策投資銀行等による融資 ○携帯電話等の簡易無線端末を活用した鉄道駅等の交通ターミナル内での案内サービス ○自動警報等，移動制約者の公共交通機関の利用を支援する簡易かつ安価なシステムモデルの研究開発
道路交通におけるバリアフリー化の推進	
警察	○高齢者等感応信号機等のバリアフリー対応型信号機の整備，シルバーゾーン規制の実施，道路標識の大型化，高輝度化の推進等 ○高齢者，身体障害者等に対し携帯端末を用いて安全な通行に必要な情報提供や信号機の青時間の延長をする歩行者等支援情報通信システム（PICS）の運用（全国20か所で開始） ○歩行者等支援情報通信システム（PICS）の調査研究

第8章

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節

女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

1 女性に対する暴力への社会的認識の徹底

平成13年6月、男女共同参画推進本部において、毎年11月12日から25日（国連が定めた「女性に対する暴力撤廃国際日」）までの2週間にかけて、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施することが決定された。13年度は、配偶者暴力防止法の周知等に重点を置いて実施した。期間中、「女性に対する暴力に関するシンポジウム」を開催した。

また、法務省の人権擁護機関では、ドメスティック・バイオレンスをテーマとしたテレビ特別番組を作成・放映したほか、女性に対する暴力の根絶を含む女性の人権擁護のため、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画に基づき「人権週間」等あらゆる機会を通じて、広報・啓発活動を推進している。

2 体制整備

(1) 相談・カウンセリング対策の充実

警察では、「警察総合相談室」、「警察安全相談窓口」等の各種相談窓口の整備・充実を推進するとともに、女性相談交番の指定や鉄道警察隊における女性被害相談所の設置の更なる推進を図っている。また、被害女性の精神的被害の回復を支援するため、カウンセリング体制の整備等を推進している。

法務省の人権擁護機関においては、「女性の人権ホットライン」の設置など、夫・パー

トナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント等女性の人権問題を取り扱う人権相談体制のより一層の充実を図っている。

また、厚生労働省では、婦人相談所職員、婦人相談員等による被害女性からの相談体制の充実を図っている。

(2) 研修・人材確保

内閣府では、平成14年2月、全国の婦人相談所や女性センターの職員等約170人を集め、配偶者からの暴力の被害相談にかかわる基礎的な事項について研修を実施した。

警察では、警察職員に対し、女性の人権擁護の視点に立った適切な対応等について教育を実施するとともに、女性に対するストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の捜査要領等に関する教育の充実を図っている。

法務省では、人権擁護事務担当者に対する研修において、配偶者暴力防止法についての講義やドメスティック・バイオレンスに関する講演をカリキュラムに盛り込んでいる。また、人権擁護委員に対する研修としては、男女共同参画社会の理念及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された被害者の相談などに適切に対処するために必要な知識の習得を目的とする「人権擁護委員男女共同参画問題研修」を実施しており、同研修に配偶者暴力防止法の周知等のカリキュラムを組み込むなど、この問題の対応に努めている。

厚生労働省では、婦人相談所職員、婦人相談員及び婦人保護施設職員等に対する全国研修を実施している。

(3) 厳正かつ適切な対処の推進

警察では、刑罰法令に抵触する場合には、被害女性の意思を踏まえ、検挙その他の適切な措置を講じ、刑罰法令に抵触しない場合においても、事案に応じて、防犯指導や関係機関への紹介等の適切な自衛・対応策を教示するとともに、必要があると認められる場合には相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を推進している。

法務省の人権擁護機関では、夫・パートナーからの暴力、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等についても人権侵犯事件としてより一層積極的に取り上げ、適切な処置を講じている。

(4) 関係機関の連携の促進

男女共同参画推進本部の下に設置された「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」を通じて、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進している。

警察では、各都道府県の「被害者支援連絡協議会」の下に設置されている女性被害者対策分科会や警察署レベルでの被害者支援地域ネットワーク等を通じて、関係機関相互の連携を強化している。

政府は、(財)女性のためのアジア平和国民基金(アジア女性基金)が女性の名誉と尊厳に関わる事業の一環として行っている、女性に対する暴力等に関する取組に対し協力している。

(5) 総合的な対策の検討

人権擁護推進審議会は、平成13年5月、女性に対する暴力の問題も含めた人権侵害の救済に関し、答申(「人権救済制度の在り方について」)を行った。政府は、この答申を踏まえ、14年3月、人権擁護法案を第154回国会に提出した。

3 女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくり

警察では、平成12年2月に制定した「安全・安心まちづくり推進要綱」に基づき、街頭緊急通報システム(スーパー防犯灯)の整備事業を実施するなど、犯罪被害に遭いにくいまちづくりを積極的に推進している。

また、地域住民の要望に真にこたえるパトロールの強化、女性防犯ボランティア等の自主的防犯活動の支援を行うとともに、ボランティア団体、地方公共団体等と連携しつつ、被害防止講習会の開催、防犯マニュアル等の作成、地域安全情報の提供、防犯指導、助言等を積極的に行うほか、女性に対する暴力等の被害者からの要望に基づき、地域警察官による訪問・連絡活動を推進している。

さらに、少年を取り巻く環境は大きく変化しており、いわゆる「出会い系サイト」等、様々なメディアを通じた性に関する情報の氾濫等は、少年の犯罪被害の増加の背景の一つとなっていることから、テレホンクラブ等の性を売り物とする営業に対する指導取締りを行うとともに、これらの営業に係る福祉犯の取締りを行っている。また、関係機関・団体等と連携し、広報啓発活動等を推進している。

内閣府では、青少年の非行問題に取り組む全国強調月間(7月)において、全国非行防止大会の開催等の取組を行うなど、青少年の非行防止・保護等に向けた気運醸成及び青少年を取り巻く有害環境の浄化活動の推進等を図っている。

4 女性に対する暴力に関する調査研究

平成13年11月、内閣府は、配偶者からの暴力の被害経験を有する女性62人から行った聞き取り調査の結果(「配偶者等からの暴力に関する事例調査」)を発表した。

法務省では、矯正施設に収容された加害者を対象とした教育の充実を図るため、処遇類型別指導(共通の問題性を有する対象者をグ

ルーピングして行う集団指導)等の調査・研究を推進している。

た配偶者暴力防止法が成立し、同年10月(一部については14年4月)から施行された(第2-8-1図)。政府としては、この法律が円滑に施行されるよう、関係府省が連携を取りながら、各種取組を行っている。

第2節

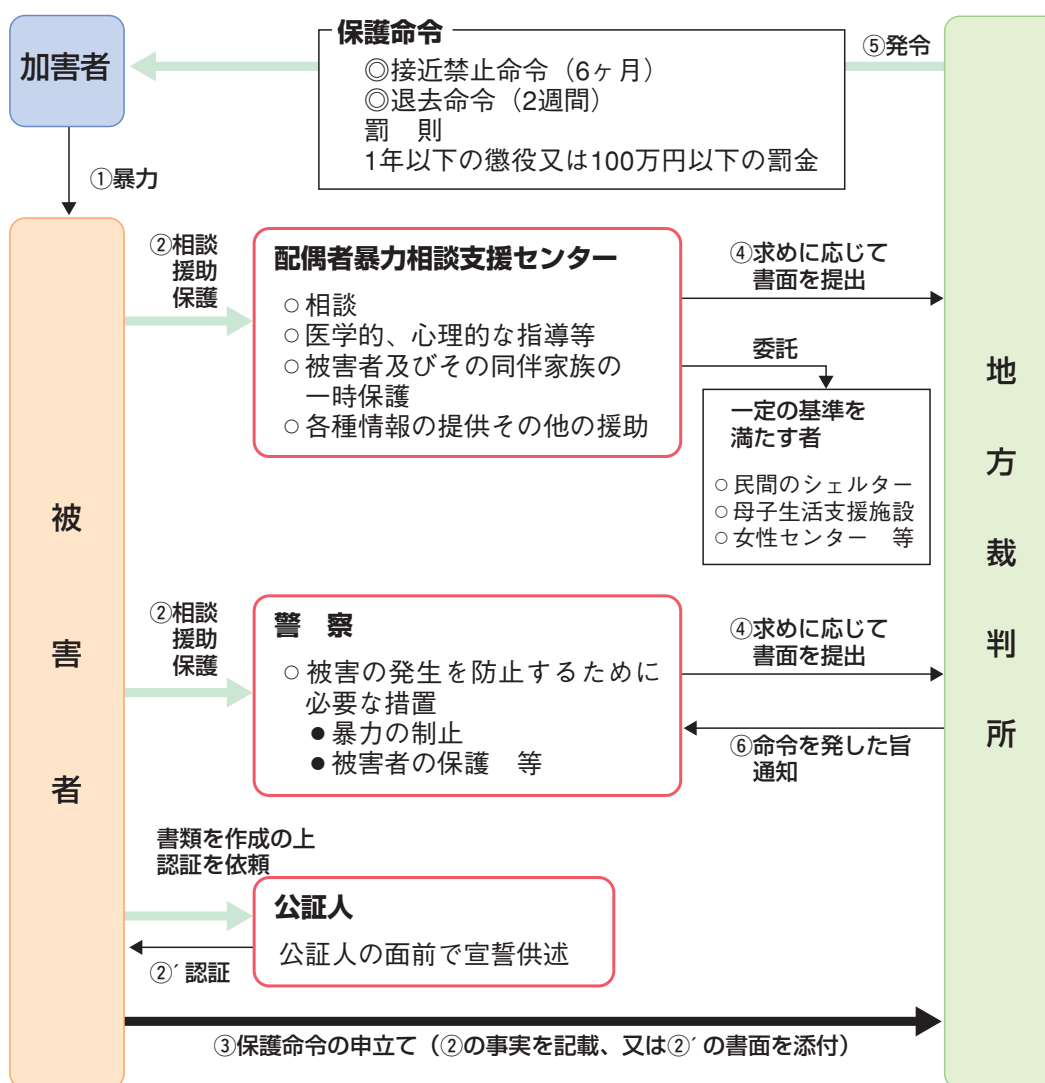
夫・パートナーからの暴力への対策の推進

平成13年4月、配偶者からの暴力に関し、都道府県が配偶者暴力相談支援センターの役割を果たすことや裁判所が加害者に対して保護命令を発することなどの規定が盛り込まれ

1 関係機関の取組及び連携の推進

男女共同参画会議では、「女性に対する暴力に関する専門調査会」を設置し、配偶者暴力防止法の円滑な施行に向けた検討を行い、平成13年10月及び14年4月に関係各大臣に対し意見を述べた。

第2-8-1図 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律フローチャート



内閣府では、夫・パートナーからの暴力に関して、被害者の対応に当たる関係各機関の連絡先等の情報、対応に役立つ国の取組や法律の情報等を集集し、インターネットのホームページ等により、官民の関係者に提供する「女性に対する暴力対策情報提供事業」を実施している。

法務省の人権擁護機関は、婦人相談所等の関係機関との情報及び意見の交換を行うネットワークを強化し、被害女性の救済に対してより一層積極的に取り組んでいる。

2 相談体制の充実

警察では、各都道府県警察の相談窓口の利便性を向上させたり、事情聴取に当たっては、被害者を夫から引き離して別室で行うなどして、被害者が相談・申告しやすい環境の整備を図っている。

また、婦人相談所等においては、被害女性等の心のケアを行うため、母子生活支援施設に心理療法担当職員を配置している。

3 被害者の保護・自立支援

被害女性に対しては、福祉的な観点から婦人相談所において緊急一時保護等を実施しているが、厚生労働省では、平成13年度から、婦人相談所等の夜間における警備体制の強化を図るとともに、被害者を必要に応じ他の都道府県に移動させて保護する広域措置を推進している。また、緊急一時保護後の対応として、被害女性に対する相談等を実施するとともに、必要に応じ婦人保護施設や母子生活支援施設に入所保護等を行い、自立を支援している。

4 暴力行為への厳正な対処等

警察では、「女性・子どもを守る施策実施要綱」（平成11年12月）の趣旨を徹底し、夫・パートナーからの暴力については、刑事事件として立件できる場合は厳正に対処し、

立件できない場合についても、相手方に指導・警告するなどして、被害女性への支援を行っている。

裁判所が保護命令を発したときは、保護命令に係る情報を関係する警察職員に周知し、被害者に防犯上の留意事項を教示するなど、事案に応じて必要な措置を講じている。また、保護命令違反を認めたときには、厳正かつ適切に対処している。

第3節

性犯罪への対策の推進

1 性犯罪への厳正な対処

捜査機関では、強姦罪、強制わいせつ罪、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の淫行をさせる罪等の関係諸規定を厳正に運用し、適正かつ強力な性犯罪捜査を推進するとともに、適切な科刑の実現に努めている。

警察では、都道府県警察本部に設置している性犯罪捜査指導官及び性犯罪捜査指導係を効果的に運用するとともに、女性警察官を性犯罪捜査員に指定し、その育成と体制の拡充に努めている。また、「性犯罪被害110番」の活用、性犯罪被害窓口の設置等、性犯罪被害に遭った女性が安心して届出のできる環境づくりのための施策を推進し、性犯罪被害の潜在化防止に努めている。

2 被害者への配慮

警察では、指定された警察職員が事件直後から被害女性に付き添い、病院の手配、自宅等への送迎、困りごとの相談等そのニーズに応じた適切な支援活動を行っている。被害女性からの事情聴取に当たっては、その精神状態等に十分配慮するとともに、被害女性が安心して事情聴取に応じられるよう、女性警察官による事情聴取体制を拡大するとともに、

内装や設備等に配慮した事情聴取室や被害者対策用車両の整備を推進している。

性犯罪や性的虐待等の被害を受けた少女の立ち直りを支援するため、少年補導職員や少年相談専門職員が中心となり、「被害少年カウンセリングアドバイザー」や「被害少年サポーター」等の協力を得て、精神面及び環境面における継続的な支援活動を推進している。

さらに、警察では被害者連絡制度に基づき、検察庁では被害者等通知制度に基づき、それぞれ被害者等に対する事件の処理結果などの情報提供を促進し、その精神的負担軽減に努めている。

また、法務省では、平成13年3月から、被害者等通知制度の一環として、受刑者の刑務所からの釈放に関する情報を通知するとともに、同年10月から、検察庁、行刑施設及び地方更生保護委員会等と警察との間における情報提供に関する制度を整え、また、被害者等が再被害を受けることを防止し、被害者等の保護を図るため、更に詳細な釈放に関する情報を被害者等に通知する制度を導入しており、警察においても「再被害防止要綱」を13年8月に制定し、再被害の防止のための施策を強化している。

第4節

売買春への対策の推進

1 売買春の取締りの強化、売買春からの女性の保護、社会復帰支援

捜査機関では、売春防止法（昭和31年法律第118号）、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成11年法律第52号。以下「児童買春・児童ポルノ法」と

いう。）、児童福祉法、刑法（明治40年法律第45号）及び地方公共団体が定める青少年保護育成条例等の厳正な運用を図っている。

法務省では、刑務所、少年院及び婦人補導院において、矯正教育の一層の充実に努めている。

厚生労働省では、売買春を未然に防止するため、婦人相談所及び婦人保護施設並びに婦人相談員による婦人保護事業の積極的な実施に努めている。

2 児童買春に対する対策の推進

警察では、児童買春の根絶を図るため、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを強力に推進するとともに、被害児童に対しては、関係機関等と連携しつつ、必要に応じ継続的な支援等を実施するなどの保護対策を推進している。

厚生労働省では、児童買春の被害者となった児童に対し、相談、一時保護、児童養護施設等への入所を行い、場合により心理的治療を行うなどその心身の状況に応じた適切な処遇を図っている。

3 国際的動向への対応

警察では、女性と児童の密輸を防止するため、関係法令による適切な取締りを始め、被害女性の保護等の総合的な対策を、関係省庁、関係団体と連携して推進する一方で、日本国民による海外での児童買春等の問題については、児童買春・児童ポルノ法の国外犯処罰規定を適用して児童買春・児童ポルノ事犯をそれぞれ検挙するなど、外国の捜査機関と緊密に連携し、的確な対応を図っている。

国連において採択された、「児童売買、児童買春及び児童ポルノに関する児童の権利に関する条約選択議定書（仮称）」、「国際組織犯罪防止条約（仮称）」、「国際組織犯罪防止条約補足『人の密輸』議定書（仮称）」の趣旨を十分に踏まえつつ、その締結に関する検

討作業を行う等、各国と協調し、これらの問題の解決に向け、積極的な取組を行っている。

また、2001(平成13)年12月17日から20日まで、横浜市において、「第2回児童の商業的性的搾取に反対する世界会議」が国連児童基金(UNICEF)、国際NGO2団体との共催により開催された。同会議には、136か国の政府、国内外のNGO、23の国際機関等、3,050人が参加し、6つの主要テーマ①児童ポルノ、②児童の性的搾取からの予防、保護及び回復、③児童のトラフィッキング、④民間セクターの役割と責任、⑤性的搾取者及び⑥立法と法執行に関する3つのパネル及び107のワークショップ、各国、国際機関によるステートメントが行われた。会議最終日には、児童買春、児童ポルノ及び性的搾取目的の児童のトラフィッキングの根絶に向けた国際社会の取組の促進を呼びかける宣言「横浜グローバル・コミットメント2001」が採択された。

第5節

セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

1 雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

厚生労働省では、事業主に対して男女雇用機会均等法に沿った実効あるセクシュアル・ハラスメント防止対策を実施するよう、行政指導を行うとともに、具体的取組に関するノウハウを提供している。また、セクシュアル・ハラスメントによって精神的苦痛を負った女性労働者の相談に対応するため、専門知識を持ったカウンセラーを配置し、相談体制の充実を図っている。

人事院では、公務職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止対策に組織的、効率的に取り組むため、「国家公務員セクシュアル・ハラスメント防止週間」の期間中「シン

ポジウム」の開催や「セクシュアル・ハラスメントホットライン(一日110番)」を開設するなど、より一層の勤務環境の整備を推進している。

防衛庁では、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、一般職国家公務員と同様の措置を採ることを目的として、職員に対する教育の実施や苦情相談への対応などを実施している。

2 雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策等の推進

文部科学省では、セクシュアル・ハラスメント防止のため、国立学校等に対して職員等への啓発活動や苦情相談体制の一層の充実について指導を行っているほか、公私立大学・教育委員会等に対しても引き続き防止のための取組を促している。

第6節

ストーカー行為等への対策の推進

1 ストーカー行為等への厳正な対処

警察では、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)を適切に運用し、つきまとい等に対する警告、禁止命令等の行政上の措置を講じているほか、同法その他の法令を積極的に適用したストーカー行為者の検挙、被害者に対する援助措置を行っている。また、体制の整備及びストーカー対策実務担当者の教養を実施し、ストーカー行為等に対して厳正に対処している。

さらに、ストーカー事案に関するデータベースの整備について検討を進めている。

2 被害者の支援及び防犯対策

警察では、ストーカー規制法に基づき、警察本部長等による被害者からの申出に応じた自衛措置の教示等の援助を的確に実施している。また、ストーカー規制法又は刑罰法令等に抵触しない事案についても、「女性・子どもを守る施策実施要綱」に基づいて、防犯指導、関係機関の教示等や必要に応じて相手方に対する指導警告を行うなど、被害女性の立場に立った対応に努めている。

また、被害者の再被害等を防止するため、緊急時に最寄りの警察署に通報する機能等を備えた携帯用自動通報装置の整備を推進している。

さらに、関係機関・団体、関係事業者等との連携を強化し、広報啓発活動の推進に努めているほか、ストーカー事案の実態把握及び被害防止策の調査研究を実施している。

生涯を通じた女性の健康支援

第1節

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ
に関する意識の浸透

女性は、妊娠や出産をする可能性があることもあり、ライフサイクルを通じて男性とは異なる健康上の問題に直面する。こうした問題の重要性について男性を含め、広く社会全体の意識が高まり、積極的な取組が行われるよう、気運の醸成を図っている。

文部科学省では、性教育（エイズ教育）を効果的に推進するため、小・中・高等学校を含む地域を指定し、実践研究を行うとともに、研修会（独立行政法人教員研修センターで実施）を開催している。また、都道府県・市町村が行う、性に関する学習や女性の健康問題を含む目的別・対象別の学級・講座等を開設することを奨励している。

厚生労働省では、思春期の男女に対する性や避妊、人工妊娠中絶等に関する相談や情報提供を推進するとともに、保育所等の児童福祉施設や市町村が実施する乳幼児健康診査の場で思春期の男女が乳幼児と触れ合う機会を提供し、生命の尊厳や性に関する学習活動を推進している。

第2節

生涯を通じた女性の健康の
保持増進対策の推進

- 1** 生涯を通じた健康の管理・保持増進のための健康教育・相談支援等の充実
厚生労働省では、女性の健康をめぐる様々

な問題について気軽に相談できる体制を引き続き整備している。また、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ等の観点から、生涯を通じた女性の健康に関する調査・研究を推進している。

保健所等においては、ライフステージに応じた健康教育を実施している。

また、各学校においては、健康診断や体育・保健体育の教科を中心として健康教育を実施するとともに、学校、家庭、地域の連携や健康相談支援のための体制を整備している。

2 妊娠・出産期における女性の健康支援

- (1) 妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供

日常生活圏において、妊娠から出産まで一貫して、健康診査、保健指導・相談、医療援護等の医療サービスの提供等が受けられるよう施策の一層の推進を図っている。

また、推進協議会を開催する等により、21世紀における母子保健分野での国民運動計画である「健やか親子21」を計画的に推進し、母子保健サービスの一層の充実を図っている。

平成14年4月から使用される母子健康手帳の様式の大幅な改正を行い、父親の育児参加、育児支援、働く女性・男性のための出産・育児に関する制度についての記述の充実等を行った。

- (2) 不妊専門相談サービス等の充実

子どもを持ちたいにもかかわらず不妊で悩む人々が、正しく適切な基礎情報に基づきその対応について自己決定できるよう、不妊に関する多面的な相談・情報提供の充実を図る

こととしており、新エンゼルプランに基づき、不妊専門相談センターの整備を推進している。また、不妊治療に関する調査研究を推進している。

(3) 周産期医療の充実

母子の生命や身体への影響の大きい周産期において、妊娠・出産の安全性や快適さを確保するため、周産期医療ネットワークを平成16年度に47都道府県に整備することを目標に、総合的な周産期医療サービスの充実、調査研究を推進している。

(4) 女性の主体的な避妊のための知識等の普及

人工妊娠中絶が女性の心身に及ぼす影響や安全な避妊についての知識の普及を図っている。また、女性が主体的に避妊を行うことができるようにするための避妊の知識の普及等の支援を行っている。

3 成人期、高齢期等における女性の健康づくり支援

(1) 成人期、高齢期の健康づくりの支援

厚生労働省では、平成12年より、中長期的な国民健康づくり対策の第3次の運動として、「21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)」を推進しており、ライフステージや性別に応じて健康課題が異なることを配慮しつつ、この他の重要な健康上の課題についても検討を進め、健康日本21を更に拡充し、推進していくこととしている。健康日本21の推進方策としては、①多様な経路による普及啓発、②推進体制整備、地方計画支援、③各種保険事業の効率的・一体的事業実施の推進、④科学的根拠に基づいた事業の推進、を4つの柱としている。

また、食生活改善推進員(地域において食生活改善を中心とした住民の健康づくりに取り組んでいるボランティア)の養成事業及び食生活改善推進員による地区住民を対象とし

た健康づくりに関する知識の普及などの活動に対して国庫補助を行っている。

文部科学省、厚生労働省及び農林水産省では、平成12年3月に策定した食生活指針の普及・定着を促すため、連携してその一層の推進を図ることとしており、農林水産省では、各種媒体を通じた全国一斉の普及・啓発活動、地域の食文化や産物を活用した食生活見直しへの取組に対する支援、民間ボランティアへの支援等を実施している。

(2) 子宮がん、乳がん、骨粗しょう症等の予防対策の推進

骨粗しょう症は、低骨密度者の早期発見、早期対策が予防対策の要であることから、老人保健法(昭和57年法律第80号)に基づく保健事業の一環として、40歳及び50歳の女性を対象として、骨粗しょう症の検診事業等を実施している。また、市町村の行う子宮がん検診や乳がん検診については、がん検診が円滑に行われるよう支援している。

(3) 女性の生涯にわたるスポーツ活動の推進

文部科学省では、国民の誰もが、いつでも、どこでも、スポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現に向けて、子どもから高齢者、障害者まで様々な人が参加できる総合型地域スポーツクラブの育成・定着等を推進している。また、女性のエンパワーメントの観点から、女性のスポーツ参加を支援する事業を実施した。

第3節

女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

1 HIV/エイズ、性感染症対策

(1) 予防から治療までの総合的なHIV/エイズ対策の推進
感染症の予防及び感染症の患者に対する医

療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく「後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針」（平成11年厚生省告示第217号。エイズ予防指針）に基づき、エイズ患者やHIV感染者の人権や社会的背景に配慮しつつ、HIV感染の予防、良質かつ適切な医療の提供等総合的なエイズ対策を、毎年度その実施状況の評価を加えながら、計画的に推進している。

(2) 性感染症対策の推進

厚生労働省では、性感染症対策について、正しい知識や認識の普及・浸透に努めるとともに、予防、健康診査、相談、治療などの適切な対策の実施を図っている。

(3) HIV／エイズ、性感染症に関する教育の推進

文部科学省では、小・中・高校生用教材の作成・配布、教師用参考資料の作成・配布、教職員の研修、エイズ教育推進指定地域の実践研究及びエイズ教育情報ネットワーク整備事業の実施など、引き続き学校教育におけるエイズ教育の充実を図っている。また、社会教育においても、地域におけるHIV／エイズ問題に関する学習機会の充実、HIV／エイズ問題の正しい知識の普及や啓発の推進を図っている。

2 薬物乱用対策の推進

警察では、薬物密輸・密売組織の徹底壊滅などにより、乱用薬物の供給の遮断に努めるとともに、末端乱用者の取締りや薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動を通じて薬物乱用を断固拒絶する社会環境づくりを積極的に推進し、需要の根絶に努めている。また、薬物乱用少女の早期発見・補導、再乱用防止のための施策等を推進するとともに、薬物乱用防止広報車を活用しての薬物乱用防止教室の積極的開催を始めとする広報啓発活動に取り組んでいる。

文部科学省では、新たに高校生用の教材ソフトを作成し、インターネットのホームページに掲載するとともに、引き続き、研修会（独立行政法人教員研修センターで実施）やシンポジウムの開催、薬物乱用防止教室の推進、薬物乱用防止教育教材（小・中・高校生用）の作成・配布等を実施している。

厚生労働省では、薬物乱用を許さない社会環境の確立のため、各種撲滅運動の実施や各種啓発資材の作成・配布などのほか、薬物乱用防止キャラバンカーを8台の運行体制とするとともに、啓発活動において地域の中心的な指導者を養成する「薬物乱用防止指導者研修」を実施し、学校や地域における啓発活動の一層の充実を図っている。

第10章

メディアにおける女性の人権の尊重

第1節

女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等

1 メディアにおける人権尊重、性・暴力表現を望まない者からの隔離等に関する方策の推進

(1) 性・暴力表現を扱ったメディアの、青少年やこれに接することを望まない者からの隔離

内閣府では、青少年の健全な育成の観点から、青少年が各種メディア等を通じて性描写や暴力・残虐表現を含む情報に接することに関する問題に対応するため、①国の取組事項、②国から地方公共団体への要請事項、③国から関係業界団体等への要請事項について盛り込んだ「青少年を取り巻く環境の整備に関する指針」（青少年育成推進会議申合せ）を平成13年10月に策定し、関係各省と連携しながら取組を推進している。また、有害環境の実態について調査・分析、情報の提供等を行うことにより有害環境の浄化を推進するとともに、関係業界等へ必要な取組についての要請がなされたほか、自主的な取組の促進を図っている。

警察では、青少年保護育成条例により青少年への販売等が規制されている有害図書類について、関係機関・団体、地域住民等と協力して関係業界の自主的措置を図るとともに、個別の業者に対する指導の徹底や悪質な業者に対する取締りの強化を図っている。

文部科学省では、我が国における今後の有害環境対策の参考とするため、海外のNPO等の先駆的な取組に関する調査等を行った。

また、PTAによるテレビ番組の全国モニタリング調査を引き続き支援した。

(2) 児童を対象とする性・暴力表現の根絶

警察では、児童買春・児童ポルノ法に基づく取締りを積極的に推進するとともに、心身に有害な影響を受けた児童の保護に努めている。

(3) 地域の環境浄化のための啓発活動の推進

内閣府では、青少年の健全な育成の観点から、地域の団体・住民等による環境浄化活動を推進している。

2 インターネット等新たなメディアにおけるルール確立に向けた検討

(1) 現行法令の適用による取締りの強化

警察では、ネット上に流通するわいせつな情報や性を商品化した違法・有害情報を、サイバーパトロール等を通じて早期に把握し、違法情報について検挙等の措置を講ずるとともに、有害情報については、関係団体に通報するなどして自主的措置の促進を図っている。

(2) インターネットにおける不適切な情報を受信者側で排除できるシステムの開発、普及

総務省では、地方公共団体や教育団体との連携により、青少年保護のため受信者側においてインターネット上の有害情報を格付け（レイティング）、選別（フィルタリング）する技術の研究開発を行う等、教育機関等におけるインターネットの利用環境の整備を図っている。

経済産業省では、受信者側でインターネットにおける有害情報を選択的に排除できるフィルタリングシステムの高度化を図っている。

(3) 接続事業者及び情報提供者に対する広報・啓発活動の推進

総務省では、接続事業者等に対して自主的なルールの形成及びその遵守を促し、情報提供を行う者のモラルを確立するため、広報啓発活動を推進している。

警察庁において産業界等との連携の在り方について検討を行う総合セキュリティ会議を開催しているほか、都道府県単位での「プロバイダ等連絡協議会」の設置を推進し、有識者、関係機関・団体、産業界等を通じ、官民が一体となってわいせつ情報その他違法・有害情報の排除を図っている。

(4) 自主ガイドラインの策定の支援等

総務省では、プロバイダー等の団体である(社)テレコムサービス協会が策定した自主規制のためのガイドライン(平成10年2月)及びこのガイドラインの趣旨を具体化するためのモデル契約約款(11年1月)の周知、普及等の取組を支援している。

経済産業省では、電子ネットワーク協議会(現(財)インターネット協会)が平成13年2月に作成・公表した「インターネット利用のための社内ルール整備ガイドライン」の普及啓発活動を支援している。

3 メディア・リテラシーの向上

総務省では、メディア・リテラシーの育成に資する教材を、広く公開することにより、メディア・リテラシーの向上を支援している。

文部科学省では、学校教育、社会教育を通じて、情報そのものを主体的に収集・判断等できる能力の育成に努めているほか、学校教

育において、インターネットを始め様々なメディアが社会や生活に及ぼす影響を理解し、情報化の進展に主体的に対応できる能力の育成に努めている。

第2節

国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとられない表現の促進

内閣府では、性別に基づく固定観念にとられない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、公的機関の広報・出版物等について、男女共同参画の視点に立ったガイドラインの策定に向けた検討を行っている。

第11章

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第1節

男女平等を推進する教育・学習

1 初等中等教育の充実

小学校、中学校及び高等学校においては、男女平等に関する教育について、児童生徒の心身の発達段階に応じて、社会科、家庭科、道徳及び特別活動等を中心に指導を行っている。

また、新学習指導要領の趣旨の周知を図るため、引き続き新教育課程説明会等を開催するなどした。

さらに、高校生が保育や介護に関する体験活動に取り組む、高校生保育介護体験事業を実施した。

2 高等教育の充実

文部科学省では、女性学の意義にかんがみ、各大学における女性学についての教育研究の充実に配慮している。

また、次代を担う学生が経済的に自立し、安心して学べるようにするため、希望する学生が貸与を受けられるよう、引き続き、奨学金制度の充実を図っている。

3 社会教育の推進

文部科学省では、市町村が行う親になる前の新婚期、妊娠期の男女を対象とした学級や親を対象とした家庭教育学級、女性学級等の学級・講座のうちモデル的な事業や、都道府県が行う男女共同参画アドバイザーの養成等の事業に対して助成している。

また、「地域社会教育活動総合事業」を通じて、市町村が行う男女共同参画社会の形成等の現代的課題に関する学級・講座や女性問題学習講座の開設を奨励した。

さらに、幼児期から個性を大切に、理由のない男女の固定的役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の視点に立った教育を家庭及び地域で推進するための調査研究事業を行っている。

4 教育関係者の意識啓発

文部科学省では、男女平等をめぐる意識の涵養を図るための学習プログラムの研究や教材の開発等を実施する都道府県に対して助成を行うとともに、教職員等中央研修（独立行政法人教員研修センターで実施）等の機会を通じて教職員の男女共同参画についての意識の涵養を図っている。また、社会教育主事、社会教育指導員等社会教育に携わる指導者向けの男女共同参画に関する指導資料や、男女共同参画を進める意識や価値観を育む家庭教育に関する資料の普及に努めた。

さらに、独立行政法人国立女性教育会館では、生涯学習の観点から、教育職員の男女平等理解の促進に必要な知識の習得等を目的として「教師のための男女平等教育セミナー」を開催している。

5 女性学・ジェンダーに関する調査・研究等の充実

独立行政法人国立女性教育会館では、高等教育機関における女性学関連科目等の開講状況について、最新の動向を把握するために調

査・研究を実施し、その成果の普及を図っている。

また、大学等に設けられた女性学・ジェンダー研究に関する研究機関において、女性学やジェンダー研究に関する多彩な研究や学生の研究指導を行っているほか、シンポジウム・セミナーの開催や年報等の刊行を通じて情報を提供している。さらに、日本学術振興会が行う科学研究費補助金の公募において、時限付き分科細目「ジェンダー」（設定期間：平成13～15年度）を設けており、当該分野における基礎的研究に対して助成している。

日本学術会議においては、「ジェンダー問題の多角的検討特別委員会」で、ジェンダー問題に関し、人口、健康、暴力等の観点から多角的な検討を行っている。

第2節

多様な選択を可能にする 教育・学習機会の充実

1 生涯学習の推進

(1) リカレント教育の推進

大学等において、編入学の受入れ、社会人特別選抜の実施、昼夜開講制の推進、夜間大学院の設置、公開講座の実施等に努め、大学等の生涯学習機能の拡充を図っている。

(2) 放送大学の整備等

放送大学では、大学院（修士課程）を平成13年4月に開設し、14年4月からの学生受入れのため諸準備を進めるとともに、全国化等に伴い、学習センターの充実整備やサテライトスペースの設置など、学習支援体制の整備に取り組んだ。

また、多様な学習歴や生活環境を持つ者が高等学校教育を受けられるよう、単位制高等学校の充実を図っている。

専修学校は、社会の要請に即応した実践的な職業教育、専門的な技術教育等を行う教育機関として着実に発展している。平成13年5月現在、学校数3,495校、生徒数75万2千人（うち女性41万人）に達しており、女性の職業教育等において大きな役割を果たしている。

(3) 学校施設の開放促進等

文部科学省では、地域住民の学習機会や子どもたちの活動の場を幅広く提供するため、学校施設を学校休業日や放課後に地域住民や子どもたちに開放し、多様な活動の場として提供を行っている。

また、学校・家庭・地域社会が連携協力して、児童生徒の教育を行うことができるよう、地域コミュニティの拠点としての学校施設の整備充実を図っている。

さらに、地域との連携協力を図るため、校舎や屋内運動場の開放に必要な施設の整備に補助を行っている。

(4) 青少年の体験活動等の充実

平成14年度の完全学校週5日制の実施に向けて、地域で子どもを育てる環境を整備し、親と子どもたちの活動を振興する体制を整備することを目指した「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」（最終年度）を実施した。

平成13年度から、青少年の社会性を育むために、地域の子どもの子どもたちが年間7日程度の奉仕活動に取り組むモデル事業や、悩みを抱える青少年を対象とした体験活動推進事業を実施している。また、独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センターに「子どもゆめ基金」を新たに設け、民間団体の行う子どもの体験活動等に対する助成を行っている。

(5) 民間教育事業との連携

文部科学省では、民間の社会教育事業者団体などの関係者が情報交換などを行う場であ

る「民間営利社会教育事業者団体等事務連絡協議会（民事協）」に対して、相互の連携や地方公共団体との連携を図るための助言を行うなど、民間の社会教育事業の健全な発展を促進するよう努めている。

経済産業省では、生涯学習の振興方策の研究等をするために商工会議所を活用した国際シンポジウムを開催し、生涯学習機会の提供を行った。

(6) 高度情報通信ネットワーク社会に対応した教育の推進

文部科学省では、高齢者や女性等がパソコンやインターネットの操作方法等を学習するため、公民館等の社会教育施設におけるIT基礎技能講習への支援を実施している。また、「エル・ネット」（教育情報衛星通信ネットワーク）を活用し、全国の社会教育施設等に対して、多様な教育情報の提供に努めている。

(7) 現代的課題に関する学習機会の充実

文部科学省では、人々が社会生活を営む上で理解し、体得しておくことが望まれる現代的課題や地域の実情に応じた学習活動に関する機会を提供するため、市町村が行う学級・講座などへの助成を行っている。

(8) 学習成果の適切な評価

文部科学省では、青少年、成人が習得した知識・技能について、民間団体がその水準を審査・証明する事業のうち、教育上奨励すべきものを文部科学大臣が認定する「文部科学省認定技能審査制度」の推進を図り、合格に係る学習成果が学校教育や社会において適切に評価されるよう努めている。

2 エンパワーメントのための女性教育・学習活動の充実

(1) 女性の生涯にわたる学習機会の充実

文部科学省では、市町村や女性団体などが

行う女性の生活上の課題についての学習等の普及奨励に努めているほか、都道府県が行う大学等と連携した高度で専門的な学習機会の提供を奨励している。

(2) 女性の能力開発の促進

文部科学省では、女性の地位向上や能力の開発を図るため、女性学級などにおいて子育て後の女性を対象として再就職に必要な知識、技術、心構え等の学習の普及奨励に努めている。また、女性団体・グループが男性とのパートナーシップを図りつつ、男女共同参画の視点から地域社会づくり等に参画する事業を推進することにより、女性のエンパワーメントの促進を図っている。

(3) 女性の学習グループの支援

文部科学省では、教育委員会や女性教育団体等が行う女性教育指導者の研修を奨励し、学習活動の企画・運営への女性の参画の促進を図るよう、女性教育指導者の養成に努めている。

(4) 国立女性教育会館の事業の充実等

独立行政法人国立女性教育会館は、女性教育に関する我が国唯一のナショナルセンターとして、国内外の女性関連施設・機関等と連携しつつ、全国の女性教育指導者などに対する実践的な研修や専門的・実践的な調査・研究、女性及び家庭・家族に関する国内外の情報の収集・提供、国内・国際交流の事業を実施している。

併せて、情報のデータベース化を推進し、インターネット上での女性情報ポータルサイトとして、また、その活用方法に関する多様なニーズに応じ、「Winet CASS」（ウィネットキャス）や情報コミュニケーション技術の習得を目的とした学習システム「TICT」（ティクト）を構築している。

さらに、文部科学省においては、各地の公

私立の女性教育施設が行う事業の充実に向け
て支援を行っている。

3 進路・就職指導の充実

中学校及び高等学校では、男女の差別なく、
生徒が自らの生き方を考え、主体的に進路を
選択することができるよう、計画的・組織的
に進路指導を行っている。

文部科学省では、「中・高校生の職場体験
事業（キャリア体験等進路指導総合改善事
業）」を拡充して実施するとともに、平成13
年度から新たに、発達段階に応じたキャリア
教育を推進するため「キャリア教育実践モデ
ル地域の指定」事業を行っている。

また、大学等では、「全国就職指導ガイダ
ンス」を開催し、学生の就職機会の拡充や、
女子学生の男子学生との機会均等の確保に努
めるとともに、各大学等に対して学生一人一
人に応じたきめ細かな就職指導や就職相談体
制の充実を行うよう要請している。

厚生労働省では、女子学生、女子高校生等
に対して、意識啓発セミナーの開催や就職ガ
イドブックの配布により、適切な職業選択を
行えるよう啓発を図っている。

第12章

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節

国際規範・基準の国内への 取り入れ・浸透

国内における男女共同参画社会の実現に向けた取組を行うに当たって、男女共同参画に関連の深い各種の条約や、女性2000年会議の成果文書、国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるように努めている。

内閣府は、平成13年4月に、女子差別撤廃条約選択議定書（12年12月発効）の手續規則や各国の取組等の状況について知るため、女子差別撤廃委員会委員の協力を得て、一般や関係諸団体等からの参加者を交えた報告会を開催した。また、女子差別撤廃条約が定める締約国の条約実施状況に関する報告書の作成に当たり、一般や関係諸団体等からの参加者を集めた会合等を通じて、広く一般から意見募集を行い、様々なレベルの取組状況に関する情報収集を行った。

内閣に設置されている人権教育のための国連10年推進本部は、平成9年7月に「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を策定しており、毎年国内行動計画の推進状況について取りまとめ、公表している。

第2節

地球社会の「平等・開発・平和」 への貢献

1 国連の諸活動への協力

(1) 会議・委員会等への協力

ア 国連婦人の地位委員会

2002（平成14）年3月、第46回国連婦人の地位委員会が開催され、「グローバル化による世界におけるライフサイクルを通じた女性のエンパワーメント等による貧困撲滅」、「環境管理及び自然災害緩和：ジェンダーの視点」等につき議論が行われた。同委員会には、目黒依子上智大学教授が日本代表として出席した。

イ 国連総会第3委員会「女性の地位向上」審議

2001（平成13）年秋に開催された第56回国連総会において、「女性の地位向上」に関する議論が行われた。我が国よりは、昨年引き続き柳川恒子弁護士（女性法律家協会）が出席した。

ウ 女子差別撤廃委員会

2001（平成13）年7月及び2002（平成14）年1月には、第25回・第26回女子差別撤廃委員会が開催され、ニカラグア、ヴェトナム、スリランカ等計15か国の条約実施状況に関する報告書の審査が行われた。

(2) 国連機関・基金等への協力

平成13年度には、国連婦人開発基金に対して、昨年度と外貨同額である141.6万ドルの拠出を行った。また、同基金の下に設置されている「女性に対する暴力撤廃のための国連婦人開発基金信託基金」に対しても、昨年度

と外貨同額である40万ドルの拠出を行った。

また、国連婦人調査訓練研修所には、平成13年度には、昨年度と同額である6.5万ドルの拠出を行った。

我が国は、信託基金を国連教育科学文化機関（UNESCO）に拠出し、アジア・太平洋地域における識字教育に協力しているほか、財団法人ユネスコ・アジア文化センター等においても、成人非識字者の約3分の2を占める同地域の女性に対する教育の普及に積極的に協力している。

さらに、UNESCOが国連女子教育イニシアティブ及びダカール行動枠組みのフォローアップとして開催した「アジア女子教育会議」の実施に対して協力を行った。

2 WID／ジェンダーの推進

(1) 基本的な考え方

世界の人口の約半分は女性であり、均衡のとれた持続的な経済・社会開発を実現するためには、女性が男性とともに経済・社会開発に参加し、同時に開発から受益することが可能でなくてはならない。

開発における男女の平等な参加と受益に向けて努力することは、一義的にはその国自身の課題である。しかし、先進国が開発における女性の参加と受益にも配慮した開発援助を実施することを通じて、開発途上国の努力を支援することができる。このようなWID／ジェンダーに配慮した開発援助は、均衡のとれた持続的な開発に貢献し、開発途上国の女性エンパワーメントなどを促進することになる。

我が国は、従来より、国連や経済協力開発機構（OECD）開発援助委員会（DAC）等を始めとする国際社会における動向を踏まえながらWID／ジェンダーを推進してきており、また、平成11年8月に公表された「政府開発援助に関する中期政策」においても、「貧困や社会開発分野への支援」の項で「開発途上国における女性支援（WID／ジェン

ダー）」を重点的に取り組むべき課題の一つと位置付けている。

我が国としても、引き続き、WID／ジェンダーの観点から、男女格差の是正を念頭に置きつつ、社会全体の持続可能な経済・社会開発を目標としていくこととしている。

(2) WIDイニシアティブの推進

ア 教育

開発途上国及び他の援助国と協力しつつ、2005（平成17）年までに、開発途上国における6歳から11歳までの男女格差をなくすことを目指す努力を支援している。また、同様にして、2010（平成22）年までに開発途上国の6歳から11歳までの女子のほぼ全員が男子と同様に学校教育を受けられるようにすることを目指す努力を支援している。

イ 健康

2010（平成22）年までに、妊産婦死亡率（出産10万人当たりの妊産婦の死亡者数）を200以下に下げることを目指す努力を支援している。また、出産に対する圧力を軽減するという観点から、2015（平成27）年までに乳児死亡率（出生1,000人当たりの1歳未満の子どもの死亡者数）を35以下に下げることを目指す努力を支援している。

ウ 経済・社会活動への参加

女性のための適正技術の研修・訓練の場の提供、女性の労働環境の改善、女性問題関連の法律・制度の整備のための協力を行っている。また、経済活動への女性の参加を促進する上で、女性の起業家が多い零細企業の育成を支援していくことが有益であるため、女性に対する支援制度の導入を支援し、導入された場合には、資金協力等の積極的支援を行っている。

(3) 様々な枠組みを活用した援助案件の実施

我が国としては、無償資金協力事業（草の根無償資金協力を含む。）、NGO事業補助金、

有償資金協力事業、専門家等の派遣等の技術協力事業を通じて、WID分野における支援を継続している。さらに、これら事業の評価を行うことで、より効果的な事業の実施を図っている（第2-12-1表）。

3 女性の平和への貢献

我が国は、平和を推進する国際機関の役割の重要性を認識し、また、紛争時において最も支援を必要とする人々は女性や子どもであることを考慮し、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）等の人道支援国際機関に対し積極的な協力を行っている。

また、平成14年2月、内閣官房長官の懇談会として「アフガニスタンの女性支援に関する懇談会」を開催し、アフガニスタン復興支援を進めるに当たり、女性のニーズに配慮した支援の在り方について検討を行っている。

4 国際分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進

我が国では、近年、国際会議への政府代表団の女性のメンバーが漸次増加しており、2002（平成14）年の第46回国連婦人の地位委員会及び2001（平成13）年秋の第56回国連総会においても、民間女性を「日本代表」、「政府代表代理」等の資格で派遣したほか、女子差別撤廃委員（女性）も2002年までその任期を務めている。

また、日本人女性の国際機関への参画も進んでおり、国連を含む国際機関における日本人の女性職員数は、1975（昭和50）年の19人から2001（平成13）年には304人と大幅に増加している。

5 国際交流・協力の推進

(1) あらゆるレベルにおける国際交流・協力の推進

外務省では、日本・ヨルダン・エジプト・

パレスチナ女性交流プログラムを実施しており、平成13年度は、「女性と法律」をテーマとして、ヨルダン、エジプト、パレスチナより法律分野に携わる女性を我が国に招へいするとともに、我が国よりは、ヨルダン、エジプトを訪問し、関係者と意見交換を行った。

技術協力事業として国際協力事業団（JICA）においては、WID／ジェンダーに知見や関心を有する外部有識者を招いた「ジェンダー・WID懇談会」並びに「開発とジェンダー支援委員会」を定期的に開催しているほか、プロジェクトの計画段階において、WID／ジェンダー専門家が対象地域の社会／ジェンダー調査を行い、男女格差の縮小や男女の参画を促すような実施計画案への提言を行っている。また、OECD／DACジェンダー平等作業部会に継続して参加し、開発援助におけるジェンダーの取組について他の援助機関と知見を共有している。

内閣府は、男女平等に向けて特に早くから取組が行われている欧州諸国での男女共同参画の動きや変化について情報を得るとともに、政策担当者との意見・情報交換ネットワーク作り等を目的として、欧州評議会第23回男女平等運営委員会（平成13年11月）に、オブザーバーとして初めて参加した。また、全国的視野に立った男女共同参画社会の形成の促進を図るとともに、国際的協調をより深めるべく、我が国と共通の課題を持つ諸外国の男女共同参画分野における有識者を東京都及び佐賀県に招へいして「男女共同参画グローバル政策対話」を開催した。

厚生労働省では、「女性と仕事の未来館」において、我が国の女性労働関係者と開発途上国の女性労働関係者との相互交流を行い、我が国のこれまでの女性労働の経験、就労支援策に関する情報提供と技術的支援を実施する等、「開発と女性」の視点を踏まえて、開発途上国への援助を推進している。

第2-12-1表 様々な枠組みを活用した援助案件の実施

事業		概要	
無償資金協力事業		開発途上国が必要とする経済・社会の発展のための計画に必要な資機材、施設及び役務（技術及び輸送等）を調達するために必要な「信金」を贈与する一般のプロジェクト無償資金協力事業におけるWID/ジェンダー案件は、平成12年度には55件の事業が実施され、途上国の農村女性の健康の維持、労働の軽減、地位の向上に貢献している。また、開発途上国において活動しているNGO等の活動を支援する草の根（小規模）無償資金協力においては、13年度には、貧しい女性のための職業訓練、女性の自立支援を目的とする449件の事業が実施されている。	
NGO事業補助金		NGOとの連携強化の観点から平成元年度に設けられた「NGO事業補助金制度」により、外務省は我が国NGOが途上国において行っている女性自立支援事業を支援している。平成12年度は、女性のための自立支援センター建設、職業訓練、医療、保健衛生等の分野において14件の実績がある。	
有償資金協力事業		対象となる人々が明確である事業においては、事業計画及び事業実施に女性が参加できるように、また事業による便益が男女双方に公平に行き渡るよう、社会配慮の一部としてジェンダー配慮を行っている。平成13年度には、ジェンダーに配慮した案件を1件（交換公文ベース）実施している。	
技術協力事業		平成12年度、国際協力事業団（JICA）はWID/ジェンダー関連案件として、集団研修（集団、一般特設、国別特設、日系集団、第三国研修、現地国内研修）42コース、青年招へい2コース、及びカウンターパート研修など個別研修を含めた合計922名に対する研修、プロジェクト方式技術協力（研修員受入/専門家派遣/機材供与の3形態を組み合わせたもの）48件などを実施した。また、JICAが行った女性に配慮した開発調査は87件であった。	
専門家等の派遣	青年海外協力隊の派遣	原則として20歳から39歳までの実践的な技術、技能をもつ青年男女を、開発途上国からの要請に基づいて途上国に派遣し、現地の住民とともに生活しながら、自らの技術を役立て、移転する援助形態。平成12年度には、計521名の青年海外協力隊員が家政、手工芸、看護師、助産婦等のWID/ジェンダーの分野で活躍している。	
	専門家の派遣	専門家派遣事業は、単発で派遣される「個別専門家」と、上述のプロジェクト方式技術協力の一環として派遣される専門家の2つに分けることができる。個別専門家としては、平成12年度には、女子教育、女性の地位向上の分野でグアテマラ、フィリピン等に派遣された。	
研修員の受入れ事業	国際協力事業団（JICA）事業	男女共同参画推進セミナー	平成9年度から途上国の国内本部機構の担当官を対象として、各国の国内本部機構の機能強化を図ることを通じ、途上国の女性の地位向上に貢献することを目的として、内閣府の協力の下、実施している。 平成13年度は、8か国から8人の参加を得た。研修員は、我が国の国や地方自治体における男女共同参画社会形成に関する施策の講義を受けるとともに、自国の国内本部機構を中心とした男女共同参画の取組や婦人の地位委員会多年度作業計画に盛り込まれた課題への取組状況等について情報・意見交換を行った。
		女性の地位向上のための行政官セミナー	女性の地位向上のための施策の企画・立案等に携わっている開発途上国の女性行政官を対象に、我が国の女性のための教育、雇用、保健、衛生等の分野での国や地方自治体の行政の取組について紹介するとともに、NGO等関係機関との意見交換の場を設定し、WID/ジェンダーにかかわる人々のネットワークの構築を目的として、平成13年度よりアジア女性交流・研究フォーラム（北九州市が設立した団体）の協力の下に実施している。13年度には7か国から8人が参加した。
		農村女性能力向上コース	開発途上国の農村女性の指導訓練に携わる女性政府職員を対象に、農家・農村の中心的な役割を演じている女性の活動援助方法について実例を交えて紹介することで、女性の役割を明確にした地域開発に資することを目的として実施している。平成13年度は9か国より11人が参加した。
		セミナー：女性と農村開発	フランス語圏アフリカ諸国において地方レベルでの農村開発計画策定を担当する行政官を対象に、ジェンダーの視点を考慮した農村開発プロジェクトの計画立案能力の向上を目的として、平成12年度より実施している。13年度は7か国より8名が参加した。

	女性の教育推進 セミナー	開発途上国の女性の教育行政担当官の能力の向上を図るため、JICAの委嘱を受け、文部科学省生涯学習政策局男女共同参画学習課と国立女性教育会館が実施している。平成13年度は10か国から10名が参加した。
	女性指導者のための 食物栄養改善	開発途上国において医療保健衛生機関や給食施設、あるいは教育現場に従事している女性を対象に、我が国の食物栄養に関する講義、調理等の実習を中心として、食生活に関する正しい地域を身につけ、帰国後現場において栄養、衛生指導による生活や環境の改善に貢献できる人材を育成し、食生活の向上を図ることを目的として、帯広市、帯広大谷短期大学の協力の下、平成8年度から実施している。13年度は7か国から8名が参加した。
	「環境と開発と 女性」セミナー	地球環境の保全と持続可能な開発に女性が果たすべき役割を明らかにし、ジェンダーの視点からこの問題にアプローチできる人材を育成し、各研修員が自国において、社会のジェンダー関係の変革を通じて政府、NGOなどそれぞれの立場に応じて各種環境対策を効果的に実施できるようにすることを目的として、アジア女性研究・交流フォーラムの協力の下、平成7年度から実施している。13年度には8か国9名が参加した。
能開農 力発山 発へ漁 揮の村 の参女 支画性 援・の	農協組織を通じた 女性指導者の育成	開発途上国の農業女性指導者の資質向上及び女性農業者の組織強化プロジェクト作成手法並びにジェンダーの視点に立った農家の営農・生活改善と所得の向上を目的とした国際協同組合同盟が実施する研修に対して資金を拠出している。
	開発途上国の女性農業者の育成	開発途上国の青年・女性農業者の能力向上のための研修、専門家の派遣によるフォローアップを実施している。

(2) 環境問題に関する国際協力等の取組の
推進

環境省では、本年8～9月に南アフリカで開催される「持続可能な開発に関する世界首脳会議（ヨハネスブルグサミット）」において産業界、学界、自治体、NPO等の市民社会の果たす役割が世界の持続可能な開発の実現のための大きなテーマとなっていることから、本サミットへの貢献を果たすよう、NGO/NPO等意見交換会の活動支援、アジア太平洋環境開発フォーラム（APFED）の支援などの取組を行っている。

(3) 女性の教育分野における国際交流・協
力の支援

文部科学省では、女性教育団体が行う指導者の海外派遣事業等に対して助成するとともに、女性団体等が実施する地域の国際化・国際理解に関する学習や国際交流・協力活動の促進に努めている。

また、独立行政法人国立女性教育会館では、国際的な視野からの課題分析を行うとともに、参加者間の国際的情報ネットワーク形成

の推進、国際レベルでの女性のエンパワーメントを実現するための情報処理技術の研修、途上国における女性教育の推進支援等を実施している。このほか、各種団体等の国際交流機会の確保を図るとともに、同会館の活動や最新の日本女性の現状について、英文で海外に紹介する「NWEC Newsletter」を年2回発行している。

(4) 経済分野における国際協力

APECにおいては、1999（平成11）年に採択された「APECにおける女性の統合のためのフレームワーク」の実施のため設置されたアドホック諮問グループが、2001（平成13）年も引き続きAPECの各分野における活動にジェンダーの視点を反映させるための作業を行っている。なお、同グループの任期は1年間延長され、2002（平成14）年末までとなっている。また、第2回APEC女性問題担当大臣会合が、2002年9月にメキシコで開催されることが決定された。

平成14年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

男女共同参画社会に向けた施策の総合的な推進

第1節 国内本部機構の組織・機能充実

男女共同参画会議は、引き続き「女性のチャレンジ支援」等の課題について調査審議を進めるとともに、専門調査会を積極的に活用し、その結果を会議の調査審議に活用するよう努める。

基本問題専門調査会では、引き続き「女性のチャレンジ支援策」について検討を進める。

女性に対する暴力に関する専門調査会では、売買春、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント及びストーカー行為等など、夫・パートナーからの暴力を除く女性に対する暴力全般について検討を進める。

苦情処理・監視専門調査会では、引き続き、「男女共同参画会議における監視の実施方針」（平成13年10月男女共同参画会議決定）に従い、13年度に重点的に監視する施策について監視を進めるとともに、14年度に重点的に監視する施策について検討を進める。また、男女共同参画に関する施策の苦情処理システムについて検討を進める。

影響調査専門調査会では、女性のライフスタイルに大きな影響を与える税制、社会保障システム及び雇用システムについて、引き続き調査を進める。また、各府省が自らの施策を評価するための自己評価マニュアルについて、引き続き検討を行う。

第2節 調査研究、情報の収集・整備・提供

男女共同参画社会の形成に関する調査研究を行うとともに、国際的な取組や諸外国にお

ける先進的な取組の動向等について、情報の収集・整備・提供に努める。

平成14年度においては、男女共同参画国際比較調査を行う。

第3節 国の地方公共団体、NGOに対する支援、国民の理解を深めるための取組の強化

地方公共団体に対しては、情報提供、研修機会の提供を行うとともに、広報・啓発等について一層の連携強化を図る。

NGOに対しては、情報の共有を一層推進するとともに、NGO相互の交流や情報交換等のネットワークづくりを支援する。

また、男女共同参画週間などを通じ、男女共同参画社会の実現に向けて、国民各界・各層で様々な取組が行われるよう気運醸成を図る。

政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第1節 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

審議会等委員への女性の参画の拡大については、平成12年8月の男女共同参画推進本部決定の目標（「2005（平成17）年度末まで」に「30%を達成する」）の早期達成に努める。

女性国家公務員の採用・登用の拡大については、各府省では、人事院の指針を踏まえ、それぞれが策定した「女性職員の採用・登用拡大計画」について、その点検・評価に努めつつ、総合的かつ計画的な取組を推進する。

人事院においては、各府省の人事担当課長等から構成する「女性職員の採用・登用拡大推進会議」等を開催し、指針に基づく施策の実施状況等について情報交換を行いながら、女子学生を対象とした募集活動、女性職員を対象とした研修を実施するなど、女性の採用・登用の拡大に向けて積極的な取組を行う。

第2節 地方公共団体等における取組の支援、協力要請

都道府県・政令指定都市における審議会等委員や公務員への女性の登用を促進する取組が更に推進されるよう支援・協力要請を行う。また、このような取組を市町村にも普及するための助言を行うよう、都道府県に対し協力を要請する。

警察では、平成14年度に、男女共同参画社会の実現についての理解を深めさせるため、都道府県警察の幹部警察職員を対象として、

警察大学校警部任用科等における研修の機会に、男女共同参画に関する施策についての教育を実施することとしている。

第3節 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援

政治、経済、社会、文化などあらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、男女共同参画会議の動きを踏まえて、広く協力要請を行う。

第4節 調査の実施及び情報・資料の収集、提供

女性の人材に関する情報の収集・整備・提供、女性リーダーの養成に努める。さらに、国民の行政情報へのアクセスを進め、政策・方針決定過程の透明性を確保する。

総務省では、平成14年4月から施行された行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）を的確に運用するよう努める。

第3章

男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し, 意識の改革

第1節 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し

政府の施策が男女共同参画社会の形成に与える影響について調査を進める。

また、個人がどのような生き方を選択しても、それに対して中立的に働くよう、社会制度・慣行について必要に応じて見直しを行う。

総務省では、平成13年社会生活基本調査により得られる基礎資料に基づき、家事、育児、介護・看護等の無償労働に関する数量的把握等の研究を行うこととしている。

第2節 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開

国民すべてに男女平等及び人権尊重の意識を深く根付かせるための広報・啓発活動を積極的に展開する。

第3節 法識字の強化及び相談の充実

女性が自らに保障された法律上の権利や、権利の侵害を受けた場合の対応等について正確な知識を得られる「法識字」の推進を図るとともに、相談体制の充実を図る。

第4節 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供

女性の置かれている状況を客観的に把握することのできる統計情報の収集・整備・提供を行う。また、無償労働について、定性的な把握とともに、数量的な把握に努める。

第4章

雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

第1節 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進

積極的な行政指導により雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）の履行確保を図る。また、ポジティブ・アクションについて、企業に対する促進施策を積極的に展開する。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントについて、防止対策の徹底を図るとともに、個別の問題が生じた場合には適切な対応がなされるよう指導を行う。

いわゆる間接差別については、海外調査を行うなど、諸外国の施策や判例を収集し、更に検討を行う。

また、平成14年度には、ポジティブ・アクションの取組を全国的に広く普及するため、地方における取組を強化することとし、都道府県ごとに女性の活躍推進協議会を開催する。

第2節 母性健康管理対策の推進

職場において女性が母性を尊重され、働きながら安心して子どもを産むことができる環境を整備する。

第3節 女性の能力発揮促進のための援助

女性の適切な職業選択を促すための意識啓発、情報提供、能力開発等の施策を積極的に推進する。

第4節 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

パートタイム労働者に対する通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保及び雇用管理の改善、在宅就業等の健全な発展のための施策等を推進する。

また、女性起業家等に対する支援策の充実を図る。

平成14年度においては、厚生労働省では、労働者派遣制度の施行状況の適格な把握等のための総合的実態調査を行い、その結果等を踏まえ、制度全体の見直し検討を進めていくこととしている。

国土交通省では、効率的に女性・高齢者の雇用機会を創出するため、女性や高齢者等がテレワークを手軽に実施することができる環境を整備する。

農山漁村における男女共同参画の確立

第1節 あらゆる場における意識と行動の変革

あらゆる場における意識と行動の変革を進めるため、「農山漁村女性の日」の活動等を通じて農山漁村における男女共同参画社会の形成に向けた啓発活動等を行う。

第2節 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

都道府県において、策定された農山漁村の女性の参画目標の達成に向けた啓発活動等を実施するとともに、市町村においても参画目標の策定等を実施する。

第3節 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備

地域の活性化に役立つ女性農業者による起業活動を支援する。

高付加価値化やIT化の推進による販売の拡大や起業活動の高度化を図るとともに、地域の活性化に役立つ起業家の育成を進めるため、認定農業者を対象に、欧州先進国において、有機畜産・加工経営等の実践研修を実施する。

さらに、担い手の創意工夫による農産物の加工等の取組に必要な資金が手当てされるよう農業改良資金を見直す中で、女性起業向けの優先枠を設定する。

第4節 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

女性が住みやすく生き生きと活動しやすい環境づくりを推進する。また、農林水産業・農山漁村に関心のある都市の人々が就業・定住しやすい環境づくりを進める。

女性農業者の子育てと農業活動の両立及び経営参画への総合的な支援等を行う施設（女性アグリサポートセンター）を整備する。

さらに、少子化の農山漁村社会への影響についての予測及び少子化への取組に関する優良事例の収集・普及により、地域の実情に適合した取組を促進する。

また、森林体験活動の受入体制を整えるため、女性を含めた指導者の募集・登録、情報提供システムの整備等を推進する。

第5節 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備

高齢者の自立的活動を促進する一環として、平成14年度より、新たに地域での世代間交流を促進するとともに高齢化社会に対応した新規健康志向食品の評価・製造技術の開発を支援する。

男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援

第1節 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

「仕事と子育ての両立支援策の方針について」（平成13年7月閣議決定）並びに「少子化対策推進基本方針」（11年12月少子化対策推進関係閣僚会議決定）及び「重点的に推進すべき少子化対策の具体的実施計画について」（新エンゼルプラン）（11年12月大蔵・文部・厚生・労働・建設・自治6大臣合意）に基づき、多様な需要に対応した保育サービスの整備、子育ての孤立化や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実等に努める。また、ひとり親家庭の経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図る。

厚生労働省では、平成14年度において、約5万人の保育所受入児童数の拡大、駅前保育サービス提供施設等の整備、送迎保育ステーションの整備、認可外保育施設の認可の促進、などの施策を推進することとしている。

また、国庫補助対象の放課後児童クラブを800か所増の1万800か所とし、小規模クラブにおいては、過疎地等に限定している現行の補助要件を撤廃することとしている。さらに、学校週5日制に対応し、土日祝日も年間で一定の基準を超えて開設するクラブに対し補助額の加算を行うこととしている。このほか、主に乳幼児をもつ子育て家庭が相互の交流を深め、子育てへの不安や悩みに関する相談にも応じる場を提供する「つどいの広場事業」を新たに創設する。

経済産業省では、商店街の空き店舗を活用して、保育所等を設置・運営する際の改装費や賃借料など立ち上げに係る費用の一部を補

助し、待機児童問題の解消や女性の社会進出といった少子化社会等への対応を図る。

文部科学省では、幼稚園における子育て支援の充実として、「幼児教育振興プログラム」に基づき、「親と子の育ちの場」としての子育て支援の機能・役割の充実に努めることとしている。また、子育てに関する相談支援体制の整備として、妊娠期にある親を対象とした子育て講座の創設と、思春期の子どもを持つ親のための子育て講座の拡充を図るほか、「子育てサポーター」の拡充を図るとともに、子育てサポーターへの助言や親のカウンセリングを行う臨床心理士等の「家庭教育アドバイザー」を新たに市町村に配置する。

さらに、独立行政法人国立女性教育会館事業として、各地の子育てサークル同士の地域での連携や社会教育行政等との連携、社会教育行政に対する参画の在り方等について、優れた取組についての情報交換を行うための全国的な協議会を開催することとしている。

このほか、思春期の子どもを持つ親を対象とした「家庭教育ビデオ」を作成し、全国の中学校等に配布することとしている。

国土交通省では、子育てを支援する良質な住宅、居住環境の整備として、平成14年度より、公共賃貸住宅の建替えに際し、保育所等の子育て支援に資する施設との併設を原則化し、生活拠点の形成を図ることとしている。

第2節 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

厚生労働省では、改正後の育児休業、介護

休業等育児又は家族看護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の趣旨及び内容の周知徹底を図る。

また、平成14年度から創設される看護休暇制度導入奨励金及び育児両立支援奨励金を活用し、子の看護のための休暇制度と勤務時間の短縮等の措置の導入を進める。

第3節 家庭生活、地域社会への 男女の共同参画の促進

労働時間の短縮を図るとともに、家庭・地域生活への積極的参画の促進を図る。

内閣府では、ボランティア国際年の取組を踏まえたボランティア活動活性化事業を展開する。

文部科学省では、平成14年度から新たに、特に男性について、従来の職場中心の意識・ライフスタイルからの転換を図り、家庭・地域への参画を促進し、家庭・地域活動の両立を支援する学習事業及び女性のエンパワメントを促進する学習事業を実施する。

経済産業省では、今後の少子高齢化の進展に備える観点から、女性や高齢者の雇用及び多様な産業の創出を図るため、平成14年度より、女性や高齢者が中心となった市民活動等のビジネス化を後押しするためのモデル事業の普及に努める。

高齢者等が安心して暮らせる条件の整備

第1節 高齢者が安心して暮らせる 介護体制の構築

介護保険制度について、着実な実施を図る。また、「今後5か年間の高齢者保健福祉施策の方向」（ゴールドプラン21）（平成11年12月）に基づき介護サービス基盤の質・量両面にわたる整備を進めるとともに、高齢者ができる限り寝たきりにならず、自立した生活を送ることができるよう支援し、高齢者が安心して暮らせる介護体制の構築を図る。

第2節 高齢期の所得保障

公的年金について、長期的に安定した信頼される制度の再構築に努める。企業年金、確定拠出年金、国民年金基金については、公的年金と相まって国民の老後の所得確保の一層の充実が図られるよう、その一層の普及、育成を図る。

厚生労働省では、平成16年までに行うこととなっている次期財政再計算に向けて、引き続き、社会保障審議会年金部会において制度全般にわたる検討を進める。この中で、女性と年金をめぐる問題についても、主要な検討課題の一つとして、13年12月の「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の在り方に関する検討会」の報告書を踏まえて、議論を進めていくこととしている。

第3節 高齢者の社会参画の促進

高齢者の社会参画の機会の提供や環境の整備を図る。また、意欲と能力のある高齢者が少なくとも65歳まで働き続けることができる社会を実現するための施策を推進する。

第4節 障害のある者への配慮の重視

「障害者対策に関する新長期計画―全員参加の社会づくりをめざして―」（平成5年3月障害者対策推進本部決定）及び「障害者プラン―ノーマライゼーション7か年戦略―」（7年12月障害者対策推進本部決定）に沿って引き続き総合的な施策の推進に努める。

第5節 高齢者等の自立を容易にする 社会基盤の整備

高齢者の自立を支援する医療・福祉関連機器等の開発・普及・評価基盤の整備、高齢者等が情報を得やすい情報通信関連機器・システムの開発、高齢者等にやさしい住まいづくり、まちづくり、交通機関、道路交通環境など高齢者等が自立しやすい社会基盤の整備を推進する。

平成14年度においては、国土交通省では、厚生労働省と連携し、LSA（生活援助員）等による見守りサービスの対象を高齢者の入居を拒否しないものとして登録された賃貸住宅等に拡大するとともに、公営住宅等においてLSA等のサービス提供の拠点となる高齢者生

活相談所の整備を促進することとしている。
また、公共賃貸住宅の建替えに際し、社会福祉施設等との併設を原則化し、生活拠点の形成を図ることとしている。また、交通安全施設等整備事業において採択基準を改正するほか、バリアフリー化を一層進めるため、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成6年法律第44号）の改正に向けた検討を行う。

女性に対するあらゆる暴力の根絶

第1節 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり

女性に対する暴力を根絶するための広報啓発活動を一層推進する。

また、被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、刑罰法令の的確な運用や関係機関間の連携の推進等女性に対する暴力に対処するための体制整備を進める。

警察では、平成14年4月から施行された、犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律（昭和55年法律第36号）第22条第2項の規定に基づき定める「警察本部長等による犯罪の被害者等に対する援助の実施に関する指針」（平成14年国家公安委員会告示第5号）に基づき、警察本部長等は、性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等の被害女性から事情聴取を行うことのできる女性警察官や心理学等に関する知識を有しカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保に努める。

第2節 夫・パートナーからの暴力への対策の推進

夫・パートナーからの暴力について、的確な取組を講じていくため、各種施策の充実や、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）等既存の法制度の的確な実施や一層の活用を行う。

内閣府では、配偶者からの暴力に関し、国内の被害者の実態や、海外の加害者に関する取組について調査を実施する。

また、平成14年4月より、配偶者からの暴

力の被害者支援に役立つ法令、制度及び関係施設についての情報を、内閣府のホームページを通じて提供する（<http://www.gender.go.jp/e-vaw/>）。

さらに、都道府県、市町村等において研修を行うことができる人材を育成するための研修を実施する。

第3節 性犯罪への対策の推進

性犯罪捜査員の拡大等の捜査体制の強化を図るとともに、被害者が安心して被害を届け出ることができる環境づくり等の性犯罪の潜在化防止に向けた施策を推進する。また、性犯罪捜査に当たっては、関係機関との連携の強化も図りつつ被害者の精神的負担の軽減に努める。

第4節 売買春への対策の推進

売買春の根絶に向けて、関係法令の厳正な運用を行い、取締りを強化するとともに売買春の被害からの女性の保護、社会復帰支援のための取組を進める。

第5節 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

雇用の場におけるセクシュアル・ハラスメントについては、男女雇用機会均等法等に基づき、企業に対する周知啓発、指導を強化す

るとともに、相談体制の充実を図る。また、雇用以外の場におけるセクシュアル・ハラスメントについても、その防止に向けて、必要な対策を採る。

第6節 ストーカー行為等への対策の推進

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）を適切に運用し、関係機関が被害者の立場に立った迅速かつ適切な対応・支援に努め、あわせて、被害者が早期に相談することができるようストーカー対策に係る広報啓発活動を推進する。

生涯を通じた女性の健康支援

第1節 リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する意識の浸透

リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得、認識を深めるための施策を推進する。

めのCD-ROM等の啓発用資材を作成・配布し、啓発活動の一層の充実を図る。

文部科学省では、薬物乱用防止教室の外部講師及び教員の資質向上を図るため、児童生徒の発育発達段階に配慮した具体的指導内容や指導方法に関するビデオを作成し、中・高等学校等に配布する。

第2節 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点等を重視しつつ、女性がその健康状態に応じた的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育、相談体制を確立するとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じた課題に対応するための適切な体制を構築することにより、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図る。

第3節 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

HIV／エイズ、性感染症について、正しい知識の普及啓発を始め総合的な対策を推進する。

警察では、薬物乱用をなくすため、薬物の供給の遮断と需要の根絶を柱とした総合的な対策を推進する。

厚生労働省では、薬物乱用対策として、平成14年度より、新たに、薬物乱用防止指導員が地域の各種会合において啓発活動を行うた

メディアにおける女性の人権の尊重

第1節 女性の人権を尊重した表現の推進 のためのメディアの取組の支援等

性の商品化や暴力表現が女性の人権を侵害している現状を改善し、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うようその取組を促すとともに、メディアにおける人権尊重を推進する実効的な方策について検討する。

また、メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力（メディア・リテラシー）の向上のための支援を積極的に行う。

第2節 国の行政機関の策定する広報・出版物等 における性にとらわれない表現の促進

内閣府では、男女共同参画の視点に立った、国の行政機関が作成する広報・出版物に関するガイドラインの策定に向けた検討を行う。

男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

第1節 男女平等を推進する教育・学習

学校教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図る。

また、これらの教育に携わる者が男女共同参画の理念を理解するよう、意識啓発等に努める。

文部科学省では、小・中学校において、平成14年度から新しい学習指導要領を全面实施（高等学校については、15年度から学年進行により実施）することとしている。新学習指導要領においては、従来の扱いに加えて、中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科等において、職業生活や社会参加において男女が対等な構成員であることや、男女が協力して家族の一員としての役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、指導の充実を図ることとしている。

また、平成14年度から新たに、地域や家庭の教育力の低下、男女共同参画社会の形成などの課題について、地域社会全体で課題解決に取り組むことができるよう、行政とNPOを始めとする民間団体との連携による地域学習活動の活性化を支援する。

さらに、独立行政法人国立女性教育会館では、生涯学習の観点から、教育職員の男女平等理解の促進に必要な知識の習得等を目的とした「教師のための男女平等教育セミナー」について、平成14年度から新たに、参加者の学習状況に応じた選択コースを一部に設けることとしている。

第2節 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実

女性も男性も各人の個性と能力を発揮し、社会のあらゆる分野に参画できるよう、生涯にわたり多様な学習機会が確保され、学習の成果が適切に評価される、生涯学習社会の形成を促進するための施策を講じる。特に、女性のエンパワーメントに寄与するため、女性の生涯にわたる学習機会の充実、社会参画の促進のための施策を一層充実させる。

また、男女が共に、固定的な性別役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身に付けるよう、進路指導、就職指導に努める。

平成14年度においては、独立行政法人国立女性教育会館で、新たに、「ジェンダー統計に関する調査研究」と併せて、「女性と家族に関する統計データベースに関する調査研究」を行い、女性教育の振興のための施策を充実していくこととしている。

文部科学省では、生徒が自らの生き方を考え、自分の意志と責任で進路を選択決定する能力と態度を身に付けることができるよう、キャリア教育を推進するための調査研究を行うこととしているほか、大学・大学院や専修学校等の高等教育機関において、産官学の連携による先導的なプログラム開発や講座の提供等を推進することにより、キャリアアップを目指す社会人の受入れ体制を早急に整備する。

また、青少年の奉仕活動・体験活動等の充実のため、平成14年度から新たに、国、都道府県、市町村において、幅広い関係機関・団

体と連携等を図る協議会を組織するとともに、情報提供やコーディネート等を行う支援センターを設置し、学校教育と社会教育を通じた青少年の奉仕活動・体験活動の推進体制の整備を図るなどの施策を実施する。

地球社会の「平等・開発・平和」への貢献

第1節 国際規範・基準の国内への 取り入れ・浸透

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約を始めとする男女共同参画に関連の深い各種の条約や国際会議における議論等、女性の地位向上のための国際的な規範や基準、取組の指針を積極的に国内に取り入れるよう努める。

女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約に関し、条約実施のためにとった立法、司法、行政等の措置とその実施の進捗よく状況を含む取組を国連に報告するため、第5回報告書を作成する。

国に派遣し、我が国と派遣先国の女性農業者の実情の比較検討を行って、女性農業者の地位向上を図る。

第2節 地球社会の「平等・開発・平和」 への貢献

開発援助の実施に当たっては、「政府開発援助大綱」（平成4年6月閣議決定）を踏まえ、「途上国の女性支援（WID：Women in Development）イニシアティブ」に沿って、女性の地位の強化と男女格差の是正に配慮する。また、援助側における女性の参画にも配慮しつつ、被援助国における男女共同参画の促進を図るよう努める。

国連を中心として展開する世界の女性の地位向上のための諸活動に対する積極的な協力、紛争終結地域等における平和の維持及び構築並びに復興開発への女性の積極的な参画の促進、国際交流の推進等を進める。

農林水産省では、平成14年度より、我が国の女性農業者リーダーを先進国及びアジア諸

資料 平成14年度 男女共同参画推進関係予算額の概要

(単位：千円)

主要事項	所管	平成13年度 予算額	平成14年度 予算額	比較 増△減額
第2部 施策の基本的方向と具体的施策				
1 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大		4,103	7,064	2,961
(1) 国の政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	人事院	4,103	7,064	2,961
(2) 地方公共団体等における取組の支援、協力要請				
(3) 企業、教育・研究機関、その他各種機関・団体等の取組の支援				
(4) 調査の実施及び情報・資料の収集、提供				
2 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革		119,547	167,278	47,731
(1) 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し	厚生労働省	119,547	165,077	45,530
(2) 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開	総務省	(582,850)	2,201	2,201
(3) 法識字の強化及び相談の充実	国土交通省	(5,533)	(5,541)	
(4) 男女共同参画にかかわる情報の収集・整備・提供				
3 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保		66,068,765	66,230,817	162,052
(1) 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進	厚生労働省	1,048,517	783,570	△264,947
(2) 母性健康管理対策の推進	厚生労働省	166,071	157,638	△8,433
(3) 女性の能力発揮促進のための援助	厚生労働省	58,283,974	59,460,552	1,176,578
	経済産業省	6,834	(33,534)	
	総務省	276,873	(1,399,235)	
(4) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備	厚生労働省	6,278,567	5,803,483	△475,084
	国土交通省	7,929	59,108	51,179
	経済産業省	*財投	*財投	
4 農山漁村における男女共同参画の確立		33,920,958	31,370,817	△2,550,141
(1) あらゆる場における意識と行動の変革	農林水産省	743,920	(558,955)	
(2) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	農林水産省	(513,094)	(381,514)	
(3) 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備	農林水産省	32,775,585	(30,777,528)	
(4) 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり	農林水産省	201,211	(28,091,296)	
(5) 高齢者が安心して活動し、暮らせる条件の整備	農林水産省	200,242	(698,679)	
5 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立の支援		1,321,965,987	1,370,469,051	48,503,064
(1) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実	文部科学省	1,632,865	3,976,201	2,343,336
	厚生労働省	1,213,204,375	1,249,575,234	36,370,859
	警察庁	(34,100,000)	(34,100,000)	
	経済産業省	(4,231,992)	(1,375,083)	
	国土交通省	(2,399,203,000)	(2,045,424,000)	
(2) 仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備	厚生労働省	92,993,979	105,612,817	12,618,838
(3) 家庭生活、地域社会への男女の共同参画の促進	内閣府	582,047	620,513	38,466
	文部科学省	659,696	42,003	△617,693
	厚生労働省	10,186,898	8,089,617	△2,097,281
	経済産業省	0	150,000	150,000
	環境省	2,706,127	2,402,666	△303,461
6 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備		7,170,910,434	7,448,911,850	278,001,416
(1) 高齢者等が安心して暮らせる介護体制の構築	厚生労働省	1,559,409,506	1,624,494,247	65,084,741
	経済産業省	(4,231,992)	0	
(2) 高齢期の所得保障	厚生労働省	5,295,399,411	5,491,921,719	196,522,308
(3) 高齢者の社会参画の促進	内閣府	60,365	22,049	△38,316
	文部科学省	127,876	8,941	△118,935
	厚生労働省	21,426,534	21,599,337	172,803
(4) 障害のある者への配慮の重視	厚生労働省	287,945,393	304,951,084	17,005,691
(5) 高齢者等の自立を容易にする社会基盤の整備	経済産業省	4,687,230	4,470,000	△217,230
	警察庁	0	8,875	8,875
	警察庁	(34,100,000)	(34,100,000)	
	総務省	1,854,119	1,435,598	△418,521
	経済産業省	(9,049,992)	(315,000)	
	国土交通省	(2,280,336,623)	(1,538,810,827)	

平成14年度において講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策

(単位：千円)

主 要 事 項	所 管	平成13年度 予 算 額	平成14年度 予 算 額	比 較 増△減額
7 女性に対するあらゆる暴力の根絶		4,944,933	4,868,710	△76,223
(1) 女性に対する暴力を根絶するための基盤づくり	警察庁 法務省 厚生労働省	651,872 3,440 375,214	369,181 2,209 423,849	△282,691 △1,231 48,635
(2) 夫・パートナーからの暴力への対策の推進	警察庁 厚生労働省	0 161,517	37,216 216,014	37,216 54,497
(3) 性犯罪への対策の推進	警察庁	453,225	424,456	△28,769
(4) 売買春への対策の推進	警察庁 法務省 外務省 厚生労働省	174,326 122,953 32,100 2,070,138	46,280 129,354 0 2,492,088	△128,046 6,401 △32,100 421,950
(5) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	人事院 厚生労働省	2,974 267,350	1,930 247,230	△1,044 △20,120
(6) ストーカー行為等への対策の推進	警察庁	629,824	478,903	△150,921
8 生涯を通じた女性の健康支援		28,162,564	30,708,505	2,545,941
(1) リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の浸透	厚生労働省	619,267	604,016	△15,251
(2) 生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進	文部科学省 厚生労働省 農林水産省	938,450 21,248,240 1,100,000	526,500 24,828,074 536,800	△411,950 3,579,834 △563,200
(3) 女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進	警察庁 文部科学省 厚生労働省	34,786 539,288 3,682,533	39,191 534,507 3,639,417	4,405 △4,781 △43,116
9 メディアにおける女性の人権の尊重		30,042	30,042	0
(1) 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等	文部科学省 経済産業省	30,042 (180,000)	30,042	0
(2) 国の行政機関の策定する広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進				
10 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実		68,764,217	88,683,483	19,919,266
(1) 男女平等を推進する教育・学習	文部科学省 厚生労働省	2,205,296 305,444	2,197,817 307,158	△7,479 1,714
(2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実	文部科学省 経済産業省	66,238,852 14,625	86,178,508 0	19,939,656 △14,625
11 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献		692,488	595,229	△97,259
(1) 国際規範・基準の国内への取り入れ・浸透				
(2) 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献	外務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 環境省	473,047 16,148 65,836 115,892 21,565	397,372 16,148 50,014 112,259 19,436	△75,675 0 △15,822 △3,633 △2,129
小 計		8,695,584,038	9,042,042,846	346,458,808
第3部 計画の推進				
	内閣府 法務省	405,105 13,314	405,836 13,314	731 0
総 合 計		8,696,002,457	9,042,461,996	346,459,539